

天理大学アメリカス学会 学会誌

アメリカス研究



Journal of the Americas Studies
Revista de Estudios de las Américas
Revista de Estudos das Américas

第25号 (2020年11月25日公開)

<論文>

米国の膨張主義と人種主義 —20世紀初頭の島嶼事件諸判決が産みだした「一国二制度」—
American Expansionism and Racism: "One Country, Two Systems" Produced by the Insular Cases
----山倉明弘 (YAMAKURA, Akihiro)

W・E・B・デュボイス『黒人の魂—エッセイとスケッチ』(1903年) —その現代的意義を求めて(第7章から第10章)—
W. E. B. Du Bois, *The Souls of Black Folk: Essays and Sketches* (1903): In Search of Its Significance in the 21st
Century (Chapter VII to Chapter X)
----古川哲史 (FURUKAWA, Tetsushi)

在米日本人一世のトランスナショナリティ —戦間期の天理教布教師を事例として—
Transnationality of Japanese Issei in America: A Case of Tenrikyo Missionaries between the Wars
----尾上貴行 (ONOUÉ, Takayuki)

南北戦争後のブラジルのアメリカ南部人移民と帰国体験 —彼らの書簡が明らかにしていること—
Southerners' Immigrants in Brazil after the Civil War and Their Returnee Experiences: What Their
Correspondence Reveal
----中西光一 (NAKANISHI, Mitsukazu)

「後集団」概念と汎神論(広義の神道)の射程 その1 —コミュニティの本質と《社会統合原理》の根本を問う、権藤成
卿の「社稷」と「ヨシテ文献(ホツマツタエ他)」の普遍性を読み解く—
A Bird's-Eye View of Community from a Perspective of Pantheism and Nachgruppe
----森田成男 (MORITA, Shigeo)

<資料紹介>

翻刻『曙』1939年10月号第9巻第10号(全文)
Reimpressão do AKEBONO, Edição de Outubro de 1939, Volume 9 Número 10 (Texto Completo)
----野中モニカ (NONAKA, Monica)

編集・発行：天理大学アメリカス学会
〒632-8510 奈良県天理市杣之内町1050

米国の膨張主義と人種主義

—20世紀初頭の島嶼事件諸判決が産みだした「一国二制度」—

山倉明弘（天理大学）

1. はじめに—帝国主義的膨張がもたらした憲政上の危機—

2002年2月、米国の首都ワシントン特別区の国立公文書館に展示してあった巨大な米国国旗を見たことが忘れられない。黒地に13個の白い星を左上にあしらって、残りの部分に赤と白の13本の条（すじ）を入れた建国当時の国旗である。和田光弘によると、1776年6月の大陸会議で13の北米英国植民地が「それぞれ^{ステイト}国」（邦）となって一緒に独立することをめざした」という¹。

その後米国は西方領土（テリトリー）を着実に米国の^{ステイト}州として編入し、1959年には当時米国のテリトリーであったハワイを最後の50番目の州として受け入れた（このように、それまでのテリトリーが、既存の州と平等な立場で州として米国に受け入れられることを本稿では「立州」と表現する）。この50州を以て米国全体と感じる人は少なくないであろう。しかし、米国の版図（領土、領域）には、州以外に海外領土があり、これが米国の版図を、また、アメリカ人とは誰の事をいうのかという問題を複雑にする。

後に（本稿2—（3）—（a））詳述するように、19世紀末までの立州は、1787年制定の北西部条例の定めるところに従い、新たに州として受け入れるテリトリーは北米大陸内に存在し、既存の諸州と憲法上の平等な立場を保障され、住民は原則として米国市民権を与えられた（原則から外れ米国市民とならなかったのは先住アメリカ人）。しかるに、1898年の米西戦争の結果米国が獲得した領土は、カリブ海域、太平洋、そしてアジア地域に存在し、人種、言語、宗教、生活習慣、法制度などが著しく異なると当時の米国市民たちが考える人々が住んでいた。これら新領土を立州させたり、あるいはその住民に米国市民権を与えたりすると、1860年代にやっと奴隷制を廃止し、解放した元奴隷たちの扱いにさんざん苦勞した後に、また、新たに彼らにとっては異質な非白人集団を抱え込むことになる。しかし、獲得領土を立州させないことは、それらを永続的に植民地にすることになり、憲法の規定にない制度を創設することになる。つまり、米国は立憲主義上の危機に直面した。この難問を切り抜けるのは容易でなかったが、その危機回避のやり方は、国内に2つの異なる統治形態、すなわち一国二制度を創設し、非白人の従属民を新たに作り出すことになった。

(1) アメリカ人の境界—矛盾をはらんだ人種・民族状況—

政治学者バーソロミュー・スパロウが紹介する現代米国社会の矛盾をはらんだ3つの現象は、米国の人種と法の問題に関心を持つ研究者の関心を引かないではおかないだろう。

1つ目は、米国市民である北マリアナ人（チャモロ族）が、米国の連邦最低賃金法の適用を受けず、法定最低賃金の6割しか受け取っていないのに、北マリアナで彼らを雇用するアパレル産業は同地で生産した服にメイド・イン・USAのラベルをつけている矛盾である。北マリアナ人が米国市民なら、また彼らが北マリアナで作っている服が「米国製」なら、どうして米国の連邦法で定められている最低賃金が適用されないのだろうか。2つ目は、米国の海外領土プエルトリコでは、プエルトリコを米国のコモンウェルス（自治区）と定め、米国とプエルトリコ間の「契約」を体現するプエルトリコ憲法で死刑を禁止してあるのに、米国の検察に死刑を求刑されたプエルトリコ人がいたケースである。米国の検察官が「契約」に反してどうやって死刑を求刑できたのであろうか²。

3番目は人種・民族ごとの命の値打ちに関わるので、最も重要で深刻である。プエルトリコ人と北マリアナ人は、米国議会の立法措置で米国市民としての法的地位が与えられているのに対し、アメリカン・サモア人は、米国市民ではなく、「アメリカン・ナショナル（American National）」の地位にある。つまり、十全たる米国市民ではない。しかし、憲法上の市民権を保有している米国本土の米国市民よりも、市民権に満たない「ナショナル」という法的地位しか持たないサモア人の方が、命をかけて国を守る任務に就いている割合は格段に高いのである³。

米国陸軍予備役軍センターはこれらサモア人の「愛国心」と国防への貢献を、「米領サモアは、ワシントン特別区ほどの大きさで、非編入（立州未満の状態）テリトリーであるが、約6万人の住民には深い愛国心がある。米国の如何なる州やテリトリーよりも兵役編入率が高い。2014年9月9日時点で合衆国陸軍徴募司令部管轄の徴募センター885カ所のうち、パゴパゴ（アメリカン・サモアの首都）の徴募センターが徴募数で第1位である」と称賛している⁴。

矛盾はこれだけではない。2006年5月1日の時点で、米国海外領土から出征した兵士36名がイラクで戦死しているが、米国領のプエルトリコ出身者は20名、ヴァージン諸島出身者は3名、北マリアナ諸島からは3名、そしてサモアからは5名である。この36名の死者というのは、米国50州出身者の死者数26名よりも多い。にもかかわらず、2004年夏、対イラク戦争が進行中に行われたアテネ・オリンピックでは、プエルトリコ、ヴァージン諸島、グアム、アメリカン・サモアの選手はあたかも外国人選手であるかのようにアメリカ選手と競い合った⁵。彼らの米国市民権が彼らに与える法的地位はどうなっているのか。彼らはアメリカ人なのか、アメリカ人ではないのか。「USA! USA!」というお馴染みの声援は、これら海外領土の米国市民にはなぜ送られなかったのか。

(2) 境界線上の海外領土住民

米国の領土には、(1) 地続きの本土 48 州と北米大陸の飛び地であるアラスカ州および太平洋上に浮かぶハワイ州の計 50 州に加えて、(2) 米国憲法の一部が適用される 5 つの大島嶼地域 (the Larger Insular Areas)⁶ と、(3) 1 つを除いて憲法の規定がほとんど適用されず、ほとんどが無人島である 9 つの小島嶼地域 (the Smaller Insular Areas)⁷ の 3 種類がある。

最後の小島嶼地域の中に極めて興味深い法的地位を保有するものが、1856 年グアノ諸島法を根拠に米国が獲得したパルミラ環礁である。グアノというのは鳥の糞が長年の間にカリブ海や太平洋の孤島に堆積し、それが長年の高温と乾燥によってカチカチに固まったもので、19 世紀後半の米国では地力が衰えた農地を回復させる奇跡の肥料としてもてはやされたものである。米国政府はこれらの島々を 200 ほど獲得したが、グアノの採集が終わるとただ単に領有権を放棄した。一部のグアノ諸島の中には、港や空港の建設地として軍事戦略上の価値を見直され、引き続き維持された島も少数あったが、現在まで残っているのは太平洋上の孤島パルミラ環礁ただ一つで、無人島である⁸。ほとんどのアメリカ人に忘れ去られたと思われるこのグアノ法が、1899 年になって突如、米国植民地統治の口実に使われることになるのである (本稿 3 - (3))。

多くの日本人の目に見えているのはおそらく (1) だけであり、また、多くのアメリカ人の視野にも (2) と (3) は入っていないと思われる。アメリカ人が日常的に目にする彼らの国旗である星条旗にしても、独立時の原初 13 州を象徴する赤と白の 13 本の条 (すじ) と現存の 50 州を象徴する 50 個の星はあしらっていても、海外領土を象徴するもの皆無である。

歴史家ダニエル・イマーヴァールは、米国の版図についてアメリカ人が頭の中に描く地図は、昔も今も法的現実よりかなり狭く、地続きの 48 州か、それにアラスカとハワイを加えた程度のものであると言う。海外領土は、「テリトリー」と呼ばれるが、最初から既存の州と平等な立場で連邦に加わることが約束されていた「テリトリー」とは使われている語は同じでも、待遇はまったく異なっていた。あけすけに表現すれば、海外領土は「植民地」だったのであるが、植民地獲得から 10 年か 20 年たったころには婉曲表現としての「テリトリー」が使われるようになったという。しかし、彼らの実態が植民地であることは変わらなかった⁹。

大島嶼地域住民は、国防のように命を懸ける場合は法的に版図内に含まれても、アメリカ人大衆が熱烈に応援するオリンピックや、米国市民としての様々な憲法上の権利が関係するときは、版図外に押し出される。本稿では、その歴史的・法的な起源と、その後の歴史的展開を概観し、米国に一国二制度が誕生した経緯を分析する。この問題と密接な関係があるのは米国市民権の境界の問題であるが、その詳細な分析は紙幅の関係で、別の論考で行うこととしたい。

本稿で扱うのは上記 (2) の島嶼地域であるが、5 つの大島嶼地域を構成するのは、プエルトリコ (Puerto Rico)、合衆国ヴァージン諸島 (the U.S. Virgin Islands)、アメリカン・サモ

ア (American Samoa)、グアム (Guam)、北マリアナ諸島 (the Northern Mariana Islands) である¹⁰。

2. 共和国膨張のリーガル・ヒストリー

(1) 共和国の適正規模を巡る議論

建国の父祖たちは新生国家の地理的広がりについて極めて強い関心を持っていた。独立を果たした新生国家はすでに広大な国で、米国独立戦争の講和条約であるパリ条約が調印された1783年の時点で、米国の国土の広さはロシアに次いで世界第2位であった。領土の広さは、帝国か共和国かという米国にとっての古典的未解決問題を通じて国家の道徳的あり方に直接のつながりがあった。問題は、広大なテリトリーが美德を備えた共和国と両立するかどうかであった。モンテスキューは18世紀半ばには、ローマ帝国の例を引いて、共和国は征服によって拡張し、その土地に立憲体制を再現することはできないと説いていたのだ。この帝国と共和国の難問を「天才的ひらめき」で解いたのはジェイムズ・マディソンだったと、歴史家アンダーズ・スティーブンソンは指摘する¹¹。

建国の父祖の一人であるマディソンは、有名な『フェデラリスト・ペーパーズ』¹²に収められた論考の中で、18世紀末の米国はすでに共和国政体が維持できる限度を超えて大きくなり過ぎているという当時広く唱えられていた見解に対して反論した¹³。マディソンが「代議制政府」と定義する共和国と「純粋な民主主義」とを比べて、国家に生ずる派閥の弊害を矯正するのにどちらが有利であるかと、マディソンは問うた。そして、共和国は純粋な民主主義よりも広い地域にまたがってより大きな人口を擁するため、派閥的な結託が難しくなると主張した。国家の規模が大きくなると、政党や利害が多様化してその数が大きくなり、それらが相互にけん制しあうので、生ずることが避けられない派閥の弊害を矯正できるというのである¹⁴。

マディソンは憲法制定会議で、共和国が大きくなりすぎることへの懸念の表明に遭遇していたのである。彼は下院議員の数を人口4000人につき一人とする案に反対したが、その根拠は「もし、連邦が永続するものならば、下院議員の数が過剰になる」ことであった。このマディソンの考えに懸念を表明したのが、憲法制定会議の有力な委員ナサニエル・ゴースラムで、彼はマディソンが主張するような効果が表れるまで「この政府が続くとは思えない。西部の領土を含むこの広大な国が150年後も、同じ国でいられるだろうか」と、膨張する共和国が当初の性格を維持できない危険を指摘した（当時の「西部」は、現在の米国内西部であることに注意）。法学者のラーソンとサイズマンは、ある意味ではもちろんマディソンが正しく、国家は現在でも存続しているが、しかし、マディソンやゴースラムが設立に尽くしたのと同じ国家として米国が存続しているのであろうかと問題提起をしている¹⁵。つまり、ある時点で米国という国家の性格が変わってしまった可能性はないのか、それも憲法で定めた国家の根幹的性格に影響は出ていないのかと問うているのである。

(2) ルイジアナ購入の前例

共和国の適正規模が強く意識された最初の顕著な事例は、1803年のルイジアナ購入である。ルイジアナ購入は、現在の大陸国家米国全体を領土に組み入れ、北極から東アジアにまたがる帝国を築く一世紀に渡る米国膨張の始まりを画す重大事件である¹⁶。以前フランスが所有していたルイジアナ領をスペインがフランスに再割譲しようとするナポレオンがスペインに申し入れたという知らせに、時の米国大統領は警戒した。米国の農作物の積み出し港となっていたニューオーリンズを、衰退したスペインが所有するならともかく、強大なフランスが所有するとなると米国との間に永続する衝突が生まれるとトーマス・ジェファソン大統領は恐れたのである。そこで大統領はニューオーリンズの島とフロリダ領を600万ドルでフランスから購入する交渉を行ったのだが、反対にフランスからニューオーリンズを含む広大なルイジアナ領全体を1500万ドルで購入しないかともちかけられた。この購入が実現すれば、米国の領土は2倍以上になるばかりでなく、フランスやイギリスがニューオーリンズ、および海に流れ込むミシシッピ川を脅かすことがなくなるのである¹⁷。

ルイジアナ購入によって米国は、領土を倍にする土地に加えて、その住民であるインディアンとフランス人も取り込むことになった。インディアンの部族はその時点ですでに国内の従属民族と言う地位が決まっていたので、残る問題はフランス人住民の処遇であったが、米国は彼らを米国市民として編入した。他国の住民を米国市民として取り込むのはこれが初めてであった¹⁸。購入条約の第3条は、「割譲される領地の住民は、米国憲法の原則に従って米国に編入され、できるだけ早期に米国市民のすべての権利、特権、免除の享受を認められるものとする」とされ、また、「彼らの自由、財産、そして彼らが表明する宗教を自由に享受することが維持され保護される」とした¹⁹。米国が1846年から1848年まで戦った対メキシコ戦争の停戦条約では、このルイジアナ購入条約第3条に手を加えて、メキシコが米国に割譲する地に住んでいたメキシコ人を米国市民として編入する条項を加えたのである²⁰。

時の野党であったフェデラリスト党はルイジアナ購入に大いに不満であり、また、大きな懸念を持っていた。「オオカミや気ままにさまようインディアンを除けば、人の住まない広大な荒野を購入するのは大きな浪費」だと言うことに加えて、最大の懸念は、米国に取り込むことになる住民であった²¹。膨張する共和国が当初の性格を維持できないことを危惧したゴーラムの亡霊が現れたのである。

(3) 共和国膨張の形態の変化

1803年のルイジアナ購入から、1854年のガズデン購入²²までの半世紀ほどの間に、米国は大陸を跨いで太平洋へ到達する膨張を完成させ、その領土を約10倍にした²³。米国の膨張とそのための領土獲得および併合の合憲性との関係を論じたゲアリー・ローソンとガイ・サイドマンによると、米国は1854年までにカリフォルニアと米国南西部をメキシコか

ら征服により奪い、現在の米国本土に当たる部分を獲得したという。その半世紀後に米国は、南に向かってはカリブ海へ、北へ向かってはアラスカへ、また西へ向かっては太平洋を越えてはるかにフィリピンへと膨張したが、領土獲得は従来からお馴染みの条約と併合という手段を用いたものだった。ただ、ローソンとサイドマンは、従来の領土獲得と異なる点が2つあったと指摘する。一つは獲得した領土が戦利品であったこと、もう一つは（こちらの方が本稿にとってはより重大な意味を持つが）1854年以降の獲得領土が「将来の州としての適格性に疑問を呈することができるほどに米国本土からは民族的に、文化的に、また地理的に遠い」ことであった²⁴。

1854年を境にして、米国の膨張形態には明らかな変化が見られる。1854年に米国の領土が太平洋岸に達したので、そこからさらに膨張を図れば、地続きでない場所を求めことになるからである。1854年以前の国土膨張は北西部条例（Northwest Ordinance）に基づいており、また1854年から南北戦争が始まるまでは実質的な領土膨張は起こっていないので、これを南北戦争前の「北西部条例方式」と呼ぶことにする。その後起こる膨張は実質的に南北戦争後になり、また北西部条例とは膨張を正当化する論理が異なり、それまで米国が避けて来た帝国主義と呼べるものであるので、これを南北戦争後の「帝国主義方式」と名づける。

(a) 南北戦争前の北西部条例方式の膨張

言うまでもなく、現在の米国の50州のうち、1776年の米国独立同時にすでに存在していた13州を除く37州はすべて立州を経験している。立州に関する法規はまず第1に、このすぐ後に説明する北西部条例、および北西部条例のすぐ後に制定された米国憲法のいわゆる加入条項（第4条第3節第1項）と「領地またはその他の財産」条項（第4条第3節第2項）である。憲法は加入条項で「連邦議会は、新しい州をこの連邦に加入させることができる」とごく簡潔にしか述べていないし、また、「領地またはその他の財産」条項も、「連邦議会は合衆国に属する領地を、また、その他の財産を処分する権限と、それらについて必要なすべての規則および規制条項を制定する権限とを持つ。この憲法のどの定めも、合衆国の権利、または、どれか特定の州の権利を侵害するもののように解釈してはならない」として、新しい州の加入（立州）が既存の州の不利益を招かないことを保障しているだけである。したがって、米国の領地が州として米国に加入する条件を具体的に規定したのは北西部条例である。では、北西部条例とは何か。

1787年7月、ペンシルベニア州フィラデルフィアで米国憲法の制定会議を行っている最中に、ニューヨークでは、連合規約（米国憲法制定前のいわゆる旧憲法）の下でのいわゆる旧議会が、米国憲法に先駆けて北西部条例を制定した²⁵。北西部条例は領土膨張の記憶がほぼ失われた現在の米国では人々に忘れられた感があるけれども、実は重要な基本文書で、独立宣言、連合規約、米国憲法と並んで4つの「米国の構成法」、つまり、「統治組織に関する法律で、連邦政府の直轄地の統治組織を定めたもの」として『合衆国法律集』に記載

されている²⁶。北西部条例は、北西部領土（五大湖の南、オハイオ川の北と西、ミシシッピ川の東の地域）の統治に関する条例²⁷で、この領土の中からオハイオ、インディアナ、イリノイ、ミシガン、ウィスコンシンが最初の13州と平等な立場で連邦に加入（立州）する過程を提供した²⁸。

新規加入州と既存の州との平等な立場を保障したのは北西部条例だった。このことは、たとえば、後述のようにアラスカとハワイの立州（次項の「南北戦争後の帝国主義方式」に当たる）のときに小さくない意味を持った。また、北西部条例の適用範囲は厳密な法解釈上は、北西部領土に限られてはいたけれども、米国の膨張に伴い、北西部条例は北西部領土外でも新たに獲得した領土の統治法として裁判所に暗黙のうちに受け入れられるか、あるいは、統治法制の手本として継承された²⁹。

北西部条例は、立州までに3つの段階を用意した。第1は、連邦政府が知事を任命する完全な連邦政府管理の段階（第3節）、第2は、知事は引き続き連邦政府が任命するが、議員と裁判官は現地で選出する半自治の段階で、自由な（つまり、奴隷でないということ）成人男性が5,000人に達した時である（第9節）。第3は、立州による完全な自立の段階で、自由な成人男性が6万人になった時に可能となった（第14節第5条）³⁰。連邦議会の完全な管理下に置かれる第1段階の措置は、その期間が長くても8年、多くのテリトリー（州昇格が予定されている場合、日本語では「準州」と表現）の場合はわずか1年であったために、抵抗なく受け入れられていた。ただし、次項で説明する南北戦争後の領土獲得の非編入領土の場合はそうはいかず、たとえばグアムの場合は第1段階が40年以上続いた³¹。

(b) 南北戦争後の帝国主義方式の膨張

北西部条例による領土膨張および編入・立州とは異なる展開を見せるのが、19世紀末の米西戦争による領土獲得とその処理である。この時に米国が獲得した領土は、ローソンとサイドマンが解説するように「将来の州としての適格性に疑問を呈することができるほどに米国本土からは民族的に、文化的に、また地理的に遠い」という難点があり、またそこには、前述のアレグザンダー・ハミルトンが懸念した「文化、宗教、民族があれほど異なる人々」が多数居住していた。つまり、帝国事業に乗り出した米国は、ゴーラムの亡霊と出会うことになり、マディソンが『フェデラリスト・ペーパーズ』で唱えた大規模共和国の強みが試される時が来たのである。

マディソンとゴーラムの二人が描写した共和国の性格が19世紀末の海外領土獲得でどのような影響を受けたのか、米国は共和国のままでいられたのか、それとも独立時に否定したはずのヨーロッパ流の帝国になってしまったのか。結論を先取りすれば、米国のテリトリー（領土）をやがて州として既存の諸州と平等な立場で立州させた従来の北西部条例方式を、米西戦争後の旧スペイン領獲得の際には米国の行政府が放棄し、立法府がその法的手段を提供し、それを司法府が合憲と解釈したのである³²。従来の北西部条例方式が採用されなかったのは、当時の世界規模での帝国主義的植民地獲得競争に米国が加わらないわけ

にはいかなかったからであり、その結果、獲得領土の非白人住民たちは米国の版図に組み込まれながら、米国憲法が保障する権利の多くを否定されるという扱いを受けることになった。まさに、人種・民族問題の危機である。

3. 異人種編入が招く「危機」

(1) 19世紀変わり目の海外膨張

外交官や歴史家として名高く、冷戦時代はソビエト連邦封じ込め政策の提唱者として知られたジョージ・ケナンは1951年に出版した名著で、サモア領有を例外として、1898年の旧スペイン領の領有は、北米大陸を超えた領土獲得としては米国史上初であり、また、米国の政治体制の転換点であるとした。「この領土獲得は、将来の立州の期待が持てない中でまとまった人数の住民を米国国旗のもとに取り込んだ米国史初の事例であった。それ以前の領土獲得は、比較的人口が少なく直ちに立州を果たす資格に欠ける土地であり、テリトリーとしての地位は、アメリカ人（当然、白人のこと—山倉注）と同じ様な人々で満たされ、連邦に加わる資格ができるまでの一時的な便法と考えられていた」とケナンは説明している³³。プエルトリコ自治区（Commonwealth of Puerto Rico）のワシントン事務局元事務官でプエルトリコ政府の特別顧問だったホゼ・A・カブラネスも、テリトリー割譲条約で住民の市民権や立州の約束がなかったのは米国史上初だとしている³⁴。

19世紀半ばの領土膨張と世紀の変わり目の帝国膨張とで憲法の適用が異なったことには、南北戦争後の社会ダーウィニズムと黒人に対する人種隔離政策の影響が見られる。先住アメリカ人や19世紀半ばに米国社会に組み込まれたメキシコ人の権利は、土地の収奪や選挙権等の否定で有名無実となっていたとは言え、公式には彼らの憲法上の権利は承認されていた。しかし、世紀の変わり目の海外領土獲得の際には、その住民には政治的権利がないのが当然とされた³⁵。しかし、それら住民の政治的権利を否定することには憲法の制約が立ち足るかに見えた時期があった。

外交史家ウィリアム・ニューマンによると、「1890年代のアメリカにはナショナリズムの高揚が目立った。日本と同じように、広範に広まっていたアメリカのナショナリズムは、最近の現象であった」という。海軍軍人で海軍史の研究者、アルフレッド・テイラー・マハンが1890年に出版した著書『歴史に及ぼした海軍力の影響（*The Influence of Sea Power Upon History*）』は多くの読者を得たし、彼の著書はそれらの読者をして、もっと大胆な外交政策を熱心に求めさせた³⁶。この著書は、「日本では海上権力史論として知られ」、「特に海軍軍人や政治家の注目を集め、彼らの戦略思想に影響を与えた」³⁷。マハンは、「大洋は障壁でなく、大交通路であると説き、商船隊とそれを守る海軍力、さらに戦略的海外基地の必要性を論じた。より具体的には、彼は大西洋と太平洋を結ぶ地峡運河の建設、それを安全にするカリブ海の基地、また太平洋上の拠点であるハワイの併合を主張した」³⁸。

マハンが帝国事業の推進にあたって、憲法上の困難に気づいたにちがいない。1897年9月に『ハーパーズ・ニュー・マンズリー・マガジン』誌上で、海外に版図を広げると言うのは困難な事業で、すぐに、「そんなことは無理だ」という皮肉なあざけりを産み出すが、「併合に抛ろうと何であろうと、米国の版図を拡張するいかなる事業も途中で憲法というライオンに出くわすことになるし、やる気のないものや心配性の者は確実にそのライオンを見つけることになる」と述べた³⁹。

(2) パリ平和条約

1898年12月10日にパリで調印されたパリ平和条約では、スペインが第1条でキューバに対する主権 (sovereignty)⁴⁰と権原 (title)⁴¹に関するすべての請求権を放棄した。米国はそれに対し、キューバを占領し、それに伴う国際法上生じる義務を負い、それらを履行することになった。第2条でスペインはプエルトリコとグアムを米国に割譲し、さらに第3条でフィリピン諸島を米国に割譲することとなった⁴²。米西戦争が戦われたスペイン領でキューバだけが米国に割譲されなかったのは、議会でキューバを併合しないという決議を行っていたからである⁴³。

本稿のテーマである人種主義の問題にとって重要な点は、米国に割譲された旧スペイン領の住民の市民権である。パリ平和条約は第9条で、割譲される旧スペイン領の住民を、「イベリア半島生まれのスペイン臣民」と「スペイン領生まれの者」の2つに分け、異なる待遇を与えた。前者は割譲地に残っても、また立ち去ってもよく、「いずれの場合も財産に関するすべての権利を保持し、それらの権利の中には、そのような財産やそこから得る収益を売ったり処分したりする権利が含まれる」。また、割譲「領土に留まる場合は、スペイン王に対する忠誠を維持してもよい」。それがない場合は、その忠誠を放棄し、割譲「領土の国籍を所得したものとみなされる」。一方、後者である「割譲領地で生まれた住民の市民的権利と政治的地位は、米国議会が定めるものとする」⁴⁴と条約は規定した。

このように獲得した領土の住民を2つ集団に分けて異なる待遇を与えることには歴史的前例がいくつか存在する。たとえば、1867年のアラスカ購入条約では、第3条で住民をロシア出身者と「未開の先住民部族」に分け、前者については「自らの選択で、生まれたままの忠誠を維持するなら、3年以内にロシアへ戻ってもよい」と規定し、「割譲地に留まりたければ、「未開の先住民部族」を除いて、「合衆国市民のすべての権利、利点、そして免責の享受を許され、また、彼らの自由、財産、宗教の自由な教授が維持され、保護される」とした。それらが許されない「未開の先住民部族は、米国がその時々に応じて国内の先住民部族に対して採用する法や規定に従うものとする」とした⁴⁵。前者のロシア出身者で割譲後も留まった住民は、アラスカが米国に編入された時点で米国市民となった。もっとも、アラスカの米国への編入は1905年から1912年までのどこかであるが、正確に特定することは難しいという⁴⁶。

割譲地の住民を2つに分け、それぞれに異なった法的地位を与えるパリ条約方式は、その後も引き継がれた。米国が1917年1月17日の割譲条約でデンマークから獲得したヴァージン諸島の住民の処遇に関しても、同諸島のデンマーク市民住民と諸島生まれの島民を分け、前者に対してはデンマーク市民権の維持を表明する期限を1年間と定め、表明がない場合は自動的にデンマーク市民権を放棄し米国市民権を獲得するものとした。諸島生まれの住民の市民的・政治的地位については、「合衆国議会が、割譲条約の規定にしたがって決定する」とした⁴⁷。

しかしながら、獲得した領土に立州の約束も与えず、また、大多数の住民に米国市民権を与えなかったのは前例がなく、前述の様に米国史上初めてのことであった。1898年パリ条約以前、米国には憲法が適用される州か、あるいは立州が約束され、将来立州を果たしたときには米国憲法が適用されると考えられていたテリトリーのどちらかしか存在しなかったものが、1898年パリ条約以降は、将来の立州の約束も、十全たる米国憲法適応もない海外領土が誕生したのである。憲法が適用されるかどうかという観点から見れば、一国二制度の誕生であったと言える。

この点を巡って、米国の膨張主義は米国憲法というライオンと遭遇することになる。この手強い猛獣をどう扱うかについて、まず民間の学術論争が始まった。

(3) 海外領土獲得に関する学術論争

1890年代末、米国でグローバルな膨張に対する関心と興奮が高まり、米国がヨーロッパ列強に対抗して帝国を築く可能性が出てくると、海外膨張、帝国主義、植民地主義を巡る学術論争が盛んになった。論争は特に、米国を代表するロー・ジャーナル（法律雑誌）である『ハーバード・ロー・レビュー（Harvard Law Review）』や『シカゴ・ロー・レビュー（Chicago Law Review）』を主たる討論の場として闘わされた⁴⁸。

政治学者スパロウは、1898年の太平洋とカリブ海での領土獲得が従来の北西部条例方式と異なっており、その根本的原因は住民にあり、「これらの熱帯の、奇妙ですらある島々をどうやって現在の米国のテリトリー制度に組み込んだらいいのか。また、それらの島々の米国憲法における地位はいかなるものか」と当時の問題を表現した。スパロウによれば、新たに獲得した島嶼の憲法上の地位に関する学者たちの見解は次の3つに分かれていた。

- 1) 米国を構成するのは（言い換えると、米国憲法が十全に適用されるのは）諸州のみ
- 2) 米国を構成するのは諸州とテリトリー
- 3) 米国は諸州だけで構成されるのではなく、さりとて、必ず諸州とテリトリーの両方で構成されるわけでもない。そうでなくて、米国の範囲（その意味や定義）は、議会の制定法のテキストと国の条約の言葉遣い次第である⁴⁹。

領土獲得に欠かせない法的措置である条約は、上院議員の3分の2以上の賛成を得て大統領が締結する権限を持っているので（憲法第2条第2節第2項）、結局議会がどのような表現を用いるかで米国の境界が決まることになる。

第1説が正しいとなれば米国は立州も住民の米国市民権も約束できない海外領土は所有できないことになり、第2説を採れば、米国憲法に定められた様々な権利を、熱帯に住み、有色で、英語を話さず、キリスト教文明を理解せず、アングロサクソン族の築いた法制度とは無縁だと思われる人々を米国市民として受け入れざるを得ない。したがって、優勢となったのは第3説である。帝国主義者や海外膨張主義者に都合のよい第3説の主要な提唱者は、ハーバード大学政治学教授で弁護士のアボット・ローレンス・ローウェルで、後にハーバード大学学長になる人物であった⁵⁰。ローウェルは、自説を第1説でも第2説でもないという意味で、「第3の見解 (a third view)」と名づけたが、違憲行為の危険を冒すのではなく、また、厳格な憲法解釈に従って海外領土獲得と活用をあきらめるのでもなく、まさに憲法という猛獣をいなして膨張主義や帝国主義に都合のいい理屈を編み出したのである。

彼は、法律雑誌『ハーバード・ロー・レビュー』に寄稿した論文で、1900年のハワイ併合条約と1899年パリ平和条約との違いに言及した。併合条約はハワイをテリトリーとして併合することを規定したが、パリ平和条約にはそんな規定はない。プエルトリコとフィリピンを米国へ単に割譲すると規定する(第9条)だけで、島嶼および島嶼住民と米国の関係は規定していない。そして、「このことから推して、もし米国政府が、米国の一部とせずに所領を獲得できるのであれば、そのようにしたことは明らかである」とした。米国が獲得したプエルトリコとフィリピンにどんな法的地位を与えるかは条約に規定がないので、米国議会が思いのままに決めることができると、ローウェルは主張した⁵¹。

ローウェルがめざしていたのは、米国の支配下にあっても憲法上の意味で米国内ではない場所の認定である。その理屈に説得力を持たせるために彼は、1865年に奴隷制を廃止するために制定した憲法第13修正を取り上げる。ローウェルによると、最初の文案は「奴隷制も本人の意に反する苦役も、存在させてはならない。ただし、犯罪に対する刑罰としての強制労働は、この限りではない」となっていた。それが修正されて現在の表現になった。つまり、「奴隷制も本人の意に反する苦役も、合衆国内において、あるいは合衆国の法の支配下にある他のいかなる場においても存在させてはならない(下線部が追加された箇所)。ただし、適正な法の手続きによって有罪判決を受けた者の刑罰としての強制労働は、この限りではない」⁵²。

彼は追加された部分のうち「合衆国の法の支配下にある他のいかなる場」とは、立州を予定しているテリトリーのことではなく、1856年グアノ法に指定された海外島嶼だと主張するのである(本稿1-(2))の「グアノ法」参照)。それらは同法の規定によれば、「大統領の裁量で、合衆国に關係する (appertaining to the United States) と考えられる」。これらの島嶼は、米国の正式な一部でないので米国憲法を適用する必要がなく、しかし、米国の支配は及ぶので、大統領、または議会の裁量でいかようにも扱えるのである⁵³。何とも便利な理屈である。

法律家ローウェルによるこの憲法解釈と法律論は、当時多くの法律家が憲法が禁止すると思っていた行為を容認するために、無味乾燥で理屈っぽい難解な議論を展開していて読

んでいておもしろくないが、同じテーマで9カ月ほど前に彼が大衆雑誌に書いた論文には、ローウェルの世界観、人種観、そして偏見が読みやすい文体で描かれていて興味深い。その中で彼はまず、米国は世界史上最も偉大で成功した植民国家であり、そこに住むアングロ・サクソンは膨張人種であるとする。また、独立宣言に謳われた万人平等論には、人権上の平等と政治的平等という明確に区別できる2つの意味があり、前者は自然なことだが、後者の政治的平等を信ずる人はほとんどおらず、「役立たずの浮浪者とエイブラハム・リンカンが政治的に平等であるとは誰も信じないだろう」という⁵⁴。

人権上の平等は受け入れて、政治的平等は否定するこのような考え方は、奴隷制維持・拡張を求めていた民主党員にとっては、南北戦争に敗れた後において妥協できるぎりぎりの線であり、また、奴隷制廃止に尽力していたリンカンはじめ、共和党議員の多くも共有していた考え方で、19世紀の米国社会では特に驚くべきものではない。「アフリカ生まれの外国人とその子孫」に米国市民権を拡張する1870年帰化法案審議の際に、奴隷制廃止運動では急進派だったチャールズ・サムナー上院議員が、独立宣言の「すべての人間は平等に創られた」という一節に謳われた万人平等という建国理念を根拠に、帰化の要件から「白人」の語を削除し肌の色で区別しない帰化法の制定を訴えた際には、奴隷制度廃止に尽力してきた共和党の保守派や穏健派がこぞってサムナー提案に反対したほどである。彼らは、サムナー提案を受け入れて今後制定する帰化法から帰化要件としての「白人」の語を削除すると、米国西部で増加しつつあった中国人移民を米国市民に加えるという危険性を感じ取った。黒人を米国市民に加えることは、南北戦争の結果を受け入れるためにやむを得ないにしても、言語も宗教も生活水準も著しく異なり、米国の共和制や民主主義に馴染んでいないアジアの非白人集団をアメリカ人の境界内に組み入れることは論外だったのである⁵⁵。

ローウェルは、万人平等理論は差異が小さい集団内では近似値としては正しいとして次のたとえを持ち出す。家を建てたり、畑を耕したり、街の通りを設計したりするときに、我々は地球の表面の湾曲は考慮せず、あたかも地球が平らであるかのように行動する。そうしても誤差はわずかであり無視してもよい。しかし、地球を一周するようなときに地球が平らであるかのように行動すると難破してしまうであろう。同様に集団内の不平等が大きすぎない社会、つまり、米国北部諸州の田園地帯や小都市のように容認できる程度に同質で、政治教育が広く普及した地域でならば、万人平等理論は通用するが、社会状況の不平等があまりに大きく、自治の訓練を受けていない巨大な外国人住民集団が住んでいる地域では、民主主義が予言するような楽園は実現していないとローウェルは説いた⁵⁶。

では、この万人平等理論は米国ではどのように、どの程度実践されて来たか。ローウェルは、国家が始まった時点では、またその後も如何なる州でも万人平等理論は実行されず、後に選挙権の条件を緩和する動きがあったものの、それはインディアンには適用されなかったと述べる。また、ローウェルは中国人の移民と帰化を禁じた1882年中国人排斥法制定という現実に衝撃を受けたという。さらに黒人人口が白人人口を上回る南部3州では黒人

の選挙権が事実上奪われた事実にも言及する。「手短かに言えば、選挙権は我々自身の人種（つまり、白人）だけに、そして我々が迅速に同化できる人々にだけ適用されているようだ」と観察する⁵⁷。

ローウェルは、政治的平等原則が従来の米国のテリトリーをどう扱ってきたかの理解に役立つとする。これまで州として加入させてきた旧テリトリーを米国は幼児段階にあった州とみなし、それらを急速に連邦の完全な一員として受け入れてきたのである。その新加入の州の住民が、旧来の州の住民と平等な政治的権利を持つことを正当化する根拠は、両方の住民が実質的に同質の人々であるという事実である。アングロ・サクソン人種は、法の優越原則の下で何世紀にもわたって自治の準備をしてきた。移民の多くが自治が行われている国からやって来て、連隊の新兵のように国中に分散されて急速に訓練を受け自分の階級に落ち着いたのである。自治の前提条件たるこれらの政治的訓練の跡は、新規獲得領土の旧スペイン領にはないとローウェルは説く。フィリピン人に自治を任せるのは彼ら自身にも、またフィリピン在住の白人にも酷である。また、彼らとは立場の異なるプエルトリコ人にとっても、自治は漸進的で試験的なものでなくてはならない。こうしてローウェルは、自治の訓練を積んだヨーロッパ系住人と、彼らとは人種も文化も異なり、自治の訓練も受けていない非白人とを別々に扱うことを提唱したのである⁵⁸。

（４）海外領土獲得に関する司法の判断

1901年5月27日、合衆国最高裁判所は米西戦争で米国が獲得した海外領土に米国憲法が適用されるかどうか、言い換えれば、海外領土は米国の一部であるかどうかという極めて重要な判断を示す7件の事件の判決を下した。前項の学術論争によれば、第1説のように米国を構成するのが（言い換えると、米国憲法が十全に適用されるのが）諸州のみであれば、米国は立州も住民の米国市民権も約束できない海外領土を所有できないことになり、獲得した海外領土は放棄せざるを得ないことになる。しかし、マッキンレー大統領には、これはあり得ない選択肢であった。海外の、それもアジア人の土地を領有するという前例のない行為に関して、大統領は神への祈りと熟慮の末に4つの選択肢にたどり着いた。1つ目は、フィリピンをスペインに返す選択肢であるが、これは臆病で不名誉な選択肢であった。2つ目は、フィリピンをスペイン以外の帝国に渡すことであるが、米国には何の益もない不利な取引であった。3つ目はフィリピンの将来をフィリピン人自身に任すことであるが、これは住民たちの無知と統治能力の欠如から無政府状態と流血を招くこととなり不可能な選択であった。結局マッキンレーは次の4つ目の選択肢しか残されていないと考えた。すなわち、「フィリピンをすべて領有し、フィリピン人を教育し、道徳的・精神的に向上させて文明化し、キリスト教徒として教育すること」である⁵⁹。フィリピンに関するこの選択肢から考えても、第1説は受け入れがたかった。

一方、第2説のように米国を構成するのが、諸州とテリトリーの両方であれば、米国が獲得した海外領土にはすべて米国憲法を適用し、ただちにではなくても議会がそう決めた

ときに他州と平等の権利を持つ州として米国に編入し、またその住民も米国市民として編入することになる。その際の難問は、共和政体も民主主義も理解できず、生活水準も極端に低い非白人集団だと人種主義者たちが考える住民たちを、自分たちと平等な権利を持つ米国市民にできるかである。これは、膨張主義や植民地主義に反対して来た人種主義者が認めるはずがなかった。まさに、あちらを立てればこちらが立たずの二者択一的ジレンマである。

島嶼諸事件が政権と最高裁にとっていかに重要であったかは、当時のマッキンレー政権でフィリピン軍政府知事を務め、将来米国大統領、その後最高裁裁判官を務めることになるウィリアム・ハワード・タフトと、当時の最高裁裁判官のジョン・マーシャル・ハーランのやり取りによく現れている。ハーランが、米国の今度の「開廷期は、非常に重要です。主な理由は、私たち裁判官が新しい所領に対して及ぶ議会の権限の程度を宣告することを求められるかも知れないということです」と書簡で伝えた。これに対しタフトは、「これらの島々に拡張される米国の支配に関する憲法上の特徴を検討することに大きな関心を持っていること」を伝え、米国のフィリピン軍政府にとって2大関心事は、陪審審理と大陪審による起訴、および米国の関税法をこれら島嶼所領に拡張できるかどうかであるとした。また、タフトが警戒しているのは、「住民の大部分が賄賂が習慣となっており、また、無教養な農民である文化の中で、法秩序や法に基づく正義が実践できる見込みがあるかどうか」であるとした⁶⁰。

三権分立の原則は米国の憲法コンステイテューショナル・ローの解釈と運用の基本であるため、たとえば立法府の活動は立法行為に限定される⁶¹。行政府のタフトと司法府のハーランが、行政府がこれから直面することになる重大な行政行為の合憲性に関して、司法府の最高裁が審理を行う前に、あらかじめ意見交換をしているかのように見えるこのやりとりは三権間の均衡と抑制原則に照らすと危ない行為であると筆者は感じる。それだけ、島嶼事件の重大さを両者が強く感じていたということである。

島嶼事件諸判決のなかで、後の植民地統治に最大の影響を与えたのは1901年のダウنز対ビッドウェル事件である。紙幅の関係もあり、本稿ではダウنز対ビッドウェル事件に集中する。判決文に記された事件の概要によると、米西戦争の結果米国が獲得した海外領土のプエルトリコから、ニューヨークにいる原告S・B・ダウنزに託送されたオレンジに対して課せられた659ドル35セントの関税の返却を原告が米国に求めた。商品が送られたのは、プエルトリコに民事政府を与え、島の歳入を規定したフォレイカー法（1900年）が成立した後である⁶²。

判決ではブラウン裁判官が代表意見を読み上げた。まず米国は加入している州のみで構成され、テリトリーは米国の範囲外にあるので、議会はプエルトリコやその他のテリトリーに課税することはできるとし、課税の違憲性を訴えて課税分の返還を求めた原告に敗訴を言い渡した⁶³。米国内での商品の州をまたぐ移送には課税されることはないので、もしもプエルトリコが米国の範囲内にあるならば、憲法の課税均一条項（第1条第8節第1項）

により、課税は違憲となるのである。海外領土を米国の範囲外とするブラウンの判決は、前項「海外領土獲得に関する学術的議論」の分類でいえば第1説に当たる。これでは、膨張主義者と多くの国民の熱狂的な支持で獲得した海外領土の維持・統治に暗雲が垂れ込める。

ブラウン裁判官の代表意見は、獲得した海外領土を、アングロクソンとは人種も文化も異なる住民に憲法上の権利を等しく与えることを延期し、その間に植民地支配は着実にやろうという帝国主義的発想、つまり、憲法が求める共和主義体制を維持していることを装いつつ、英国流の帝国主義的支配を行おうという危うい詭弁である。この詭弁性の不利を克服し、堂々と帝国主義支配の実行を可能にしようというのが、ホワイト裁判官による同意意見である。同意意見とは、代表意見と結論が同じでも結論に達する論理や根拠が異なる場合に裁判官が表明できる意見である。代表意見と同意意見とは同じ結論を共有しているので、この2つの意見の支持者が9名の最高裁判官の過半数に達すれば、それが判決となる。この事件の場合、代表意見を書いたブラウンに加え、結論に関しては代表意見に賛同する同意意見を書いたホワイト、さらにその同意意見に賛同して加わった裁判官が3名いたため、ブラウンの出した結論は過半数の5名が支持したことになる。こうして判決が成立したのである。

ホワイト裁判官の同意意見は、島嶼事件諸判決と植民地統治に重大な影響を与えることになった。スパロウは、ホワイト裁判官の同意意見が学術的議論におけるローウェルの第3見解を取り入れたものと評価している⁶⁴。つまり、米国は諸州だけで構成されるのではなく、さりとて、必ず諸州とテリトリーの両方で構成されるわけでもなく、米国の範囲（その意味や定義）は、議会の制定法のテキストと国の条約の言葉遣い次第であるとの説である。

ホワイトはまず、米国の諸州でない部分、つまりテリトリーに対する議会の権限は完全無欠であるとし、その一例が首都ワシントン特別区であるとする。特別区は間違いなく米国の一部でありながら、最初から諸州に与えられた政府とは異なる形態の政府を与えられてきた。特別区政府は現時点で（もちろん、1901年である）選挙で選ばれた代表のいないもので、大統領が任命した役人が運営しており、特別区議会にも選挙で選ばれた代表がいなかった⁶⁵。そのうえで、憲法のどの条項がテリトリーに適用可能かは、テリトリーが置かれた状況と米国との関係を調べる必要があると述べる⁶⁶。これは、憲法は米国のすべての領土（諸州とテリトリー）に等しく適用されるのではないという意味である。

問題となっているプエルトリコからの商品に課税することができるかという本訴訟の争点に関してホワイトは、もしプエルトリコがフォレイカー法成立の時点で米国の一部であったなら課税は憲法の課税均一条項とは相いれないが、そもそもプエルトリコは同法成立の時点で米国に編入されていて米国の不可分の一部であったのかと問う⁶⁷。

ホワイトは、プエルトリコのような獲得領土を、米国の不可分な一部とは扱わない根拠を国際法に求めている。国際法の一般原則では、獲得領土と獲得政府との関係は、獲得し

た側が決める。その具体例としてホワイトは、発見による領土獲得の場合を挙げる。米国の市民が未知の島を発見し、そこが未開の人種が住む豊かな土地で、通商や戦略の上で米国にとって価値のあるところだったとする。国際法では明らかに、その土地をテリトリーとして獲得し、その獲得を批准するのは米国政府の権利である。そのような権利が事実上行使できないことを否定できるだろうか。旧スペイン領の割譲を定めたパリ平和条約は、プエルトリコの米国編入を定めておらず、それどころか、「割譲テリトリー生まれの住人の市民的権利と政治的権利は」米国議会が決めることが明記されているとホワイト裁判官は主張する⁶⁸。

したがって「プエルトリコは、合衆国の主権に従属し、合衆国に所有されているので、国際的な意味で外国ではないけれども、島は合衆国に編入されておらず、所領として単に従属しているに過ぎないので、国内的な意味では合衆国から見れば外国である」（傍点の強調は筆者）と判示し、「本訴訟の争点となった憲法の課税均一条項は議会がプエルトリコのために行なう法制には当てはまらない」とした⁶⁹。「国内的な意味では外国（foreign in a domestic sense）」という奇妙奇天烈な表現は、米国憲法を維持しながら、憲法では許されない植民地経営を可能にするための詭弁であり、米国の境界内でありながら憲法が適用される地域とされない地域を設けたことになり、まさに一国二制度の創設であったと言える。

原告は敗訴し、支払った課税分の返還要求は却下された。獲得領土の扱いについては、ローウェルの第3見解が判例として国家の法となったに等しい。この判決に対し、フラー裁判官とハーラン裁判官がそれぞれに反対意見を書いたが、島嶼事件諸判決の意義がよりよく理解できるのはハーラン裁判官の反対意見である。

ハーラン裁判官は、判決の重大な意味を次のように表現した。「我々はこの国に実質的に、また事実上、2つの国家政府を持っている。一つは、憲法による制限とともに維持される政府である。もう一つは、憲法の埒外で憲法から独立して議会に維持され、地球上の他の国々が行使することに慣れている諸権限を行使する政府である」と⁷⁰。ハーラン裁判官は、このような憲法違反の原因が、アングロ・サクソン系白人とは人種も文化も異なる島嶼住民に憲法上の保障を適用することを避けようとする動機であるとして、次のように述べた。

特定の人種が我々人民と同化するか否か、また、彼らを我々の制度に損傷を与えずに憲法運営に参画させられるか否かの問題は、条約によって彼らのテリトリーを獲得すると提案があった時に考えるべきことで、テリトリーの獲得で過ちがあったからと言って、その過ちを憲法違反や憲法条項の不適用の根拠にはできない⁷¹。

4. おわりに

『アイリッシュ・タイムズ』のコラムニストでプリンストン大学の講師を務めるフィントン・オトゥールは、2020年8月19日夜、民主党全国大会で演説したバラク・オバマ前大

統領が、何世代にもわたる移民やアフリカ系アメリカ人の実体験に言及したことを、コラムで取り上げた。オバマ前大統領は、分断と敵意を煽る共和党大統領候補を批判するのに「神話 (myth)」という衝撃の強い言葉を使って、移民やアフリカ系アメリカ人らの日々の現実が如何に神話からかけ離れてさまよっているかを訴えたのである。「神話」とは「民主主義、自由、平等」の建国理念を表す言葉のことである⁷²。

米国独立宣言の一節にある「すべての人間は平等に創られた」という神話は、長年に渡って何度も裏切られて来た。裏切ったのは一部の狂信的な人種主義者だけではない。世紀の変わり目の海外領土獲得に見られるように、米国政府の行政府 (マッキンレー政権)、立法府 (米国議会)、司法府 (米国最高裁) も同じである。政府の3権がすべてかかわった建国理念に対する裏切りは、島嶼諸事件判決に関しては過去120年間ほど放置されている。

建国理念の万人平等論を裏切り、建国以来の125年以上の伝統を覆して一国二制度をもたらした島嶼事件諸判決は、驚くべきことにその後長い間、法学研究者の間でさえ放置されたままだった。法律学と政治思想史のクリスチャン・バーネットと法律学者のバーク・マーシャルが、20世紀初頭の米国で大きな議論となったダウنز対ビッドウェル事件が、その後ほとんど忘れ去られてしまっていると観察したのは2001年である⁷³。バーソロミュー・スパロウも2006年に、「奇妙なことに、島嶼事件諸判決のことを知っているアメリカ人はほとんどいない。歴代大統領も首都ワシントンや諸州にいる政治家たちも、判決のことを知らない。ジャーナリストたちも論評しない。法律学者や政治学者、また歴史家でさえ、論評する者はほとんどいない」と述べ、ある著名な憲法学者が学生に読書課題として課す有名な判例教科書でも取り上げていないことを指摘した⁷⁴。

米国の歴史の大きな転換点となり、万人平等論という国家理念を裏切り、米国史上初めて国家に一国二制度をもたらした重大な諸判決が、21世紀初頭でさえこれほど徹底的に無視されている事実は、それだけで大事件である。本稿で強調したように、ダウنز対ビッドウェル事件の背後には、ハーラン判事が反対意見で喝破したように建国以前からの抜きがたい人種主義がある。現在、大統領が人種主義を露わにし、米国の国益に反してまで自分の再選のために社会の分断と敵意を煽り続けているが、アメリカ史を正しく理解するために、20世紀への変わり目に起こったこの大事件にはもう少し真剣な注目を払ってもよい。

注

¹ 和田光弘『植民地建国へ—19世紀初頭まで—』、シリーズアメリカ合衆国史①、岩波新書、2019年、xiii~xiv頁

² Bartholomew H. Sparrow, *The Insular Cases and the Emergence of American Empire* (Lawrence, KS: University Press of Kansas, 2006), 212-213.

³ Bartholomew H. Sparrow, *The Insular Cases and the Emergence of American Empire* (Lawrence, KS: University Press of Kansas, 2006), 212-213; Daniel Immerwahr, *How to Hide an Empire: A History of the Greater United States* (Picador: New York, 2019), 86-87.

- ⁴ “American Samoa at a Glance,” U.S. Army Reserve Official Website: https://www.usar.army.mil/Portals/98/Documents/At%20A%20Glance%20Prints/Samoa_ataglance.pdf; Accessed: August 14, 2020.
- ⁵ Bartholomew H. Sparrow, *The Insular Cases and the Emergence of American Empire* (Lawrence, KS: University Press of Kansas, 2006), 213.
- ⁶ United States General Accounting Office (GAO), *U.S. Insular Areas: Applicability of Relevant Provisions of the U.S. Constitution*, Report to the Ranking Minority Member, Committee on Interior and Insular Affairs, House of Representatives, GAO/HRD-91-18, June 20, 1991, p. 1. 以後、この米
国政府文書は GA (1991) と略記。
- ⁷ United States General Accounting Office (GAO), “U.S. Insular Areas: Application of the U.S. Constitution,” Report to the Chairman, Committee on Resources, House of Representatives. GAO/OGC-98-5, November 7, 1997.
- ⁸ 次が参考になる。Christian Duffy Burnett, “The Edges of Empire and the Limits of Sovereignty: American Guano Islands,” in Mary L. Dudziak and Leti Volpp, eds., *Legal Borderlands: Law and the Construction of American Borders* (Baltimore: The Johns Hopkins University Press, 2006), 187-211; Daniel Immerwahr, *How to Hide an Empire: A History of the Greater United States* (Picador: New York, 2019), chapter 3: “Everything You Always Wanted to Know About Guano but Were Afraid to Ask,” 46-58.
- ⁹ Daniel Immerwahr, *How to Hide an Empire: A History of the Greater United States* (New York: Picador, 2019), pp. 7-9.
- ¹⁰ GAO (1991), p. 1.
- ¹¹ Anders Stephanson, *Manifest Destiny: American Expansion and the Empire of Right* (New York: Hill and Wang, 1995), 16-18.
- ¹² 1787年に成立した米国憲法については、諸州でその批准の是非を巡って激論が戦わされたが、批准するよう諸州を説得するための意見書を集成したものが有名な『フェデラリスト・ペーパーズ』である。
- ¹³ Gary Lawson and Guy Seidman, *The Constitution of Empire: Territorial Expansion and American Legal History* (New Haven: Yale University Press, 2004), 2.
- ¹⁴ James Madison, *The Federalist No. 10*. 引用部分は主として第14、20段落。また、次も参考にした。Mary E. Webster, ed. *The Federalist Papers in Modern Language Indexed for Today's Political Issues* (Bellevue, WA: Merril Press, 1999), 48-49.
- ¹⁵ Gary Lawson and Guy Seidman, *The Constitution of Empire: Territorial Expansion and American Legal History* (New Haven: Yale University Press, 2004), 2.
- ¹⁶ Gary Lawson and Guy Seidman, *The Constitution of Empire: Territorial Expansion and American Legal History* (New Haven: Yale University Press, 2004), 86.
- ¹⁷ Gordon S. Wood, *Empire of Liberty: A History of the Early Republic, 1789-1815* (Oxford and New York: Oxford University Press, 2009), 368-369.
- ¹⁸ Ernesto Chávez, *The U.S. War with Mexico: A Brief History with Documents* (Boston: Bedford/St. Martins, 2008), 4-5.
- ¹⁹ “Treaty between the United States of American and the French Republic,” 30th of April 1803 : National Archives and Records Administration: https://www.archives.gov/exhibits/american_originals/louistxt.html; Access: Feb. 20, 2018.
- ²⁰ Ernesto Chávez, *The U.S. War with Mexico: A Brief History with Documents* (Boston: Bedford/St. Martins, 2008), 4-5.
- ²¹ Gordon S. Wood, *Empire of Liberty: A History of the Early Republic, 1789-1815* (Oxford and New York: Oxford University Press, 2009), 369.
- ²² 米国は1846年～1848年の対メキシコ戦争の結果、1848年グアダループ・イダルゴ条約により、当時のメキシコの北半分を手に入れた。その後、1854年のガズデン購入でさらにメキシコの土地を手に入れたのである。この購入の目的は鉄道建設用地確保のためであると多くの歴史家によって説明されて来たが、史家ロドルフォ・アクーニャは1981年に、鉄道建設用地確保以外に、その土地に豊富が鉱物資源があることをアメリカ人が知っていて、

それが購入の重要な理由であったことを明らかにした。Rodolfo Acuña, *Occupied America: A History of Chicanos*, 2nd ed. (New York: Harper & Row, 1981), 73.

²³ Tomás Almaguer, *Racial Fault Lines: The Historical Origins of White Supremacy in California* (Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1994), 2.

²⁴ Gary Lawson and Guy Seidman, *The Constitution of Empire: Territorial Expansion and American Legal History* (New Haven: Yale University Press, 2004), 103.

²⁵ Robert Alexander, *The Northwest Ordinance: Constitutional Politics and the Theft of Native Land* (Jefferson, NC: McFarland & Company, Inc., 2017), 7.

²⁶ Robert Alexander, *The Northwest Ordinance: Constitutional Politics and the Theft of Native Land* (Jefferson, NC: McFarland & Company, Inc., 2017), 7; Mattheaw J. Hegreness, “An Organic Law Theory of the Fourteenth Amendment: The Northwest Ordinance as the Source of Rights, Privileges, and Immunities.” *The Yale Law Journal* 120 (May 2011), 1823; 田中英夫編、『英米法辞典』、東京大学出版会、1991年、610頁

²⁷ “An Ordinance for the government of the Territory of the United States Northwest of the River Ohio (Northwest Ordinance),” July 13, 1787, Yale Law School, The Avalon Project: Documents in Law, History and Diplomacy: https://avalon.law.yale.edu/18th_century/nworder.asp; Accessed: May 10, 2020.

²⁸ Mattheaw J. Hegreness, “An Organic Law Theory of the Fourteenth Amendment: The Northwest Ordinance as the Source of Rights, Privileges, and Immunities.” *The Yale Law Journal* 120 (May 2011), 1823; Lawrence M. Friedman, *A History of American Law*, 2nd ed. (New York: A Touchstone Book, 1985), 157.

²⁹ Arnold H. Leibowitz, *Defining Status: A Comprehensive Analysis of U.S. Territorial Policy* (N. P.: CreateSpace Independent Publishing Platform, 2013), 5.

³⁰ “An Ordinance for the government of the Territory of the United States Northwest of the River Ohio (Northwest Ordinance),” July 13, 1787, Yale Law School, The Avalon Project: Documents in Law, History and Diplomacy: https://avalon.law.yale.edu/18th_century/nworder.asp; Accessed: May 10, 2020.

³¹ Arnold H. Leibowitz, *Defining Status: A Comprehensive Analysis of U.S. Territorial Policy* (N. P.: CreateSpace Independent Publishing Platform, 2013), 7.

³² José A. Cabranes, “Citizenship and the American Empire: Notes on the Legislative History of the United States Citizenship of Puerto Ricans,” *University of Pennsylvania Law Review* 127 (1978), 435-436.

³³ George F. Kennan, *American Diplomacy, 1900-1950* (New York: The New American Library, 1951), 18.

³⁴ José A. Cabranes, “Citizenship and the American Empire: Notes on the Legislative History of the United States Citizenship of Puerto Ricans.” *University of Pennsylvania Law Review* 127 (1978), 411.

³⁵ Amy S. Greenberg, *Manifest Destiny and American Territorial Expansion: A Brief History with Documents* (Boston and New York: Bedford/St. Martin’s, 2012), 36-37.

³⁶ William L. Neuman, *America Encounters Japan: From Perry to MacArthur* (Baltimore and London: The Johns Hopkins Press, 1963), 107, 110.

³⁷ 有賀貞・志邨晃佑・平野孝「第1章 産業者社会発展期のアメリカ」、有賀貞他著、『アメリカ史2 1877年～1992年』、山川出版社、1993年、88、100頁

³⁸ 志邨晃佑「第2章 革新主義改革と対外進出」、有賀貞他著、『アメリカ史2 1877年～1992年』、山川出版社、1993年、155頁

³⁹ “A Twentieth-Century Outlook,” *Harper’s New Monthly Magazine*, September. 1897, in Alfred T. Mahan, *The Interest of America in Sea Power, Present and Future* (London: Sampson Low, Marston & Company, 1897): The Project Gutenberg EBook: <https://www.gutenberg.org/files/15749/15749-h/15749-h.htm>; Accessed: June 25, 2020; Bartholomew H. Sparrow, *The Insular Cases and the Emergence of American Empire* (Lawrence, KS: University Press of Kansas, 2006), 1.

⁴⁰ 国際法上、独立国家の有する最高、絶対的な権力を言う。法の制定、課税などの対内主権と、独立権、平等権などの対外主権とを含む。田中英夫編『英米法辞典』、東京大学出版会、1991年、793頁。

⁴¹ 財産権を基礎づける法的行為・事実またはそれによって得られた法的地位・根拠；したがって物を享受しうる権利、その権利の生じた原因、それが立証される手段をも指し、さらにはその権利の質・性質・範囲・限定などの内容も指す。1126頁。小山貞夫編『英米法律語辞典』、研究社、2011年。要するに、キューバに関するスペインのありとあらゆる権利を、その権利が生じた原因を含めすべて放棄したことになる。

⁴² Treaty of Paris of 1898, 30 Stat. 1754, Treaty Series 343, Article I, II, III.

⁴³ 詳細は、Jose Trias Monge, *Puerto Rico: The Trials of the Oldest Colony in the World* (New Haven and London: Yale University Press, 1997), 24-25.

⁴⁴ Treaty of Paris of 1898, 30 Stat. 1754, Treaty Series 343, Article IX.

⁴⁵ Treaty Concerning the Cession of the Russian Possessions in North America by His Majesty the Emperor of All the Russians to the United States of America, 15 Stat. 539; Treaty Series 301.

⁴⁶ Luella Gettys, *The Law of Citizenship in the United States* (Chicago: The University of Chicago Press, 1934), 147.

⁴⁷ Luella Gettys, *The Law of Citizenship in the United States* (Chicago: The University of Chicago Press, 1934), 156.

⁴⁸ Ross Dardani, “Weaponized Citizenship: A Critical Race Theory Analysis of U.S. Citizenship Legislation in the Pacific Unincorporated Territories,” Ph.D. Dissertation, University of Connecticut, 2017, p. 36.

⁴⁹ Bartholomew H. Sparrow, *The Insular Cases and the Emergence of American Empire* (Lawrence, KS: University Press of Kansas, 2006), 40-41.

⁵⁰ Bartholomew H. Sparrow, *The Insular Cases and the Emergence of American Empire* (Lawrence, KS: University Press of Kansas, 2006), 41.

⁵¹ Abbot Lawrence Lowell, “The Status of Our New Possessions: A Third View,” *Harvard Law Review* 13:3 (November 1899), 171-172.

⁵² Abbot Lawrence Lowell, “The Status of Our New Possessions: A Third View,” *Harvard Law Review* 13:3 (November 1899), 172.

⁵³ Abbot Lawrence Lowell, “The Status of Our New Possessions: A Third View,” *Harvard Law Review* 13:3 (November 1899), 172-173.

⁵⁴ Abbot Lawrence Lowell, “The Colonial Expansion of the United States,” *Atlantic Monthly* 83 (February 1899), 146, 148, 150.

⁵⁵ 詳細は拙稿「アメリカ人の境界—1870年帰化法と非白人編入論争—」、『天理大学学報』、2020年10月発刊予定。

⁵⁶ Abbot Lawrence Lowell, “The Colonial Expansion of the United States,” *Atlantic Monthly* 83 (February 1899), 150.

⁵⁷ Abbot Lawrence Lowell, “The Colonial Expansion of the United States,” *Atlantic Monthly* 83 (February 1899), 150-152.

⁵⁸ Abbot Lawrence Lowell, “The Colonial Expansion of the United States,” *Atlantic Monthly* 83 (February 1899), 152.

⁵⁹ H. Wayne Morgan, *America’s Road to Empire: The War with Spain and Overseas Expansion* (New York: John Wiley & Sons, 1967), 96.

⁶⁰ Bartholomew H. Sparrow, *The Insular Cases and the Emergence of American Empire* (Lawrence, KS: University Press of Kansas, 2006), 79.

⁶¹ Morton J. Horwitz, *The Transformation of American Law, 1870-1960: The Crisis of Legal Orthodoxy* (New York and Oxford: Oxford University Press), 22.

⁶² Opinion of the Court by Justice Brown, *Downes v. Bidwell*, 182 U.S. 244 (1901), 247.

⁶³ Opinion of the Court by Justice Brown, *Downes v. Bidwell*, 182 U.S. 244 (1901), 287.

⁶⁴ Bartholomew H. Sparrow, *The Insular Cases and the Emergence of American Empire* (Lawrence, KS: University Press of Kansas, 2006), 87, 91.

⁶⁵ Concurrent Opinion by Justice White, *Downes v. Bidwell*, 182 U.S. 244, (1901), 290.

-
- ⁶⁶ Concurrent Opinion by Justice White, *Downes v. Bidwell*, 182 U.S. 244, (1901), 293.
- ⁶⁷ Concurrent Opinion by Justice White, *Downes v. Bidwell*, 182 U.S. 244, (1901), 299.
- ⁶⁸ Concurrent Opinion by Justice White, *Downes v. Bidwell*, 182 U.S. 244, (1901), 340.
- ⁶⁹ Concurrent Opinion by Justice White, *Downes v. Bidwell*, 182 U.S. 244, (1901), 342-343.
- ⁷⁰ Dissenting Opinion by Justice Harlan, *Downes v. Bidwell*, 182 U.S. 244, (1901), 380
- ⁷¹ Dissenting Opinion by Justice Harlan, *Downes v. Bidwell*, 182 U.S. 244, (1901), 384.
- ⁷² Fintan O'Toole, "Night and Day," *The New York Review of Books*, September 24, 2020: https://www.nybooks.com/articles/2020/09/24/joe-biden-election-night-day/?utm_medium=email&utm_campaign=NYR%20Democrats%20the%20NBA%20Jerry%20Falwell%20Jr%20hypnotherapy&utm_content=NYR%20Democrats%20the%20NBA%20Jerry%20Falwell%20Jr%20hypnotherapy+CID_a0ecf3876a6c13db8b0e4389d1b40c75&utm_source=Newsletter&utm_term=Night%20and%20Day; Accessed: August 28, 2020.
- ⁷³ Christian Duffy Burnett and Burke Marshall, "Between the Foreign and the Domestic: The Doctrine of Territorial Incorporation, Invented and Reinvented," in Burnett and Marshall, eds. *Foreign in a Domestic Sense*, 1.
- ⁷⁴ Bartholomew H. Sparrow, *The Insular Cases and the Emergence of American Empire* (Lawrence, KS: University Press of Kansas, 2006), 9.

W・E・B・デュボイス『黒人の魂—エッセイとスケッチ』(1903年)

— その現代的意義を求めて (第7章から第10章) —

古川哲史(大谷大学)

はじめに

本稿は、19世紀末から20世紀半ばにかけて世界の黒人解放運動、パン・アフリカ運動に多大な影響を与えたアメリカ黒人(アフリカ系アメリカ人)ウィリアム・エドワード・バーガー・ト・デュボイス(William Edward Burghardt Du Bois: 1868-1963)の代表作と言われる『黒人の魂—エッセイとスケッチ』(W. E. B. Du Bois, *The Souls of Black Folk: Essays and Sketches*, Chicago: A. C. McClurg, 1903)を取り上げ、現代的視座からその書の意義を論じるものである¹⁾。前稿(本誌23号、2018年)²⁾では、『黒人の魂—エッセイとスケッチ』(以下、『黒人の魂』と表記)の序想から第6章までを扱った。本稿では、第7章から第10章までを論じ、最終稿となる次稿では、第11章から第14章および追想に焦点を当て、全体のまとめを提示する³⁾。

なお、この20世紀初頭あるいは世紀転換期に刊行された本書は、今も「黒人論」の古典としてアメリカ内外で広く読まれ続けている。ロバート・ステプト(Robert B. Stepto)はアメリカ黒人の「語り」に関する先駆的研究書のなかで、『黒人の魂』は単に社会科学的研究や社会の不正を追及する言葉を書き綴った書物ではなく、むしろ予言の書(a book of prophecy)であると述べている⁴⁾。また、本書出版100周年にあたる2003年には、*The Souls of Black Folk: One Hundred Years Later* (University of Missouri Press)と題された論集も刊行された。その論集の序文で編者ドーラン・ハバード(Dolan Hubbard)は、『黒人の魂』は他の古典作品と同様に、それぞれの世代に応じて再解釈されなければならないと語っている⁵⁾。本稿もその点に「呼応」(“call and response”)し、日本あるいは東アジアという空間軸・地理軸と、グローバル化の進む現代という時間軸・歴史軸なども意識して論じるものである。

デュボイス生誕150周年(the sesquicentennial anniversary of the birth of Du Bois)にあたる2018年には、デュボイス関連史・資料(Du Bois Papers)を豊富に所蔵するマサチューセッツ大学アマースト校図書館⁶⁾と同大学出版会から、W. E. B. Du Bois, *The Souls of Black Folk: Essays and Sketches*, 1903. Ed. Shawn Leigh Alexander, Amherst and Boston: UMass Amherst Libraries and University of Massachusetts Press, 2018が出版されている。この新たな版には、付録にデュボイスと交友のあった在米日本人の^{ひきだやすいち}疋田保一(1890年-1947年)からデュボイスに宛てた、黒人歴史学者カーター・G・ウッドソン(Carter G. Woodson)にも勧められて企てた*The Souls of Black Folk*の日本語訳の計画や、その日本語版への序文依頼の手紙(1936年10月15日付)⁷⁾なども含まれている。現在のグローバルな視座からのデュボイス研究の重要性を意識していると思われる。そうした疋田とデュボイスの関係や、日本におけるデュボイス著作の翻訳や主要研究文献については、本稿筆者も共著(2004年)や拙稿(2017年、2019年、2020年)⁸⁾で紹介して

いる。

また、2018年には日本でも、1965年に翻訳・刊行された『黒人のたましい』(未来社)以来のデュボイス単行本の完訳書が、W・E・B・デュボイス(本田量久訳)『平和のための闘い』(ハーベスト社、2018年)として出版された(原著はW. E. B. Du Bois, *In Battle for Peace: The Story of My 83rd Birthday*, New York: Masses and Mainstream, 1952.)。デュボイス生涯の後期や晩年の思想と行動は日本ではあまり紹介や研究がなされていないこともあり、筆者もその意義に言及した書評を試みた⁹⁾。

『黒人の魂』(第7章から第10章)

第7章: ブラック・ベルト

第7章は、南部のブラック・ベルト(Black Belt)と呼ばれる「黒人地帯」における、黒人たちの生活に焦点を当てている¹⁰⁾。デュボイスは章の冒頭で旧約聖書の雅歌から「ソロモンの雅歌」(“The Song of Solomon”)の「わたしは黒くて愛らしい」(“I am black but comely”)を含む節(第1章・第5、6節)を引用し、その下に黒人たちの苦難が報われることを願うかのように、黒人霊歌「教会の墓地に煌めく輝き」(“Bright Sparkles in the Churchyard”)からの短い楽譜を添えている¹¹⁾。本章は、これまでの章と異なり、デュボイス自身の見聞とともに、南部の黒人たちの姿がルポルタージュ形式で描かれている。この形式は、同じく本書の中盤ともいえる第8章、第9章にも引き継がれていく。黒人たちの「生の姿」を描写する試みである。

本章では、ブラック・ベルトと呼ばれる南部の黒人人口が多い地域での、黒人たちの置かれている状況が語られる。まず、デュボイスを乗せた列車が黒人問題が集約されていると言われるジョージア州の赤土地帯に入ることから始まる。

ジョージア州は、このようにわが国の黒人人口が地理的に集中しているだけでなく、他の多くの点でも昔も今も、黒人問題がこの州に集約されてきた観がある。合衆国のどの州をとっても、その住民人口の中に黒人が100万もある州は他にはない、——この100万という数字は、1800年の合衆国全土の奴隷人口に相当する。どのような州も、これほど長期間、せつせと多数のアフリカ人を集めることはしなかった¹²⁾。

そして、デュボイスは黒人人口の増加状況を歴史的に描写しつつ、「黒人専用車」(「ジム・クロウ・カー」)で州都アトランタを後にする(1868年に州都はミレッジビルからアトランタへ移っていた)。その後、アメリカ先住民のチェロキー民族がかつて住んでいた土地を通り抜ける。デュボイスは、「非常に長いあいだ自らの父祖の地を守るためにたたかってきたあの勇敢なインディアン民族の住んでいた土地だ。だが、ついに彼らも『運命』と『合衆国政府』の手でミシシッピ河の彼方に追いやられてしまった¹³⁾と、本章ではアメリカ先住民への迫害や差別についてもたびたび言及している。

デュボイスを乗せた列車はさらに南下し、いよいよブラック・ベルトに近づき、次のような描写となる。

汽車はブラック・ベルト（黒人地帯）にさしかかったのだ、——かつては奴隷の皮膚でさえ色あせてみえたあの不思議な暗い影の土地、そして今では、そこからは、かすかな聞き取りにくいつぶやきしか、外の世界には聞えてこないのである。「黒人専用車」の乗客の数はふえ、わずかに気分がくつろぐ。ごつい農業労働者が3人、それに白人の浮浪者風のが2、3人乗りあわせ、新聞売りの少年はあいかわらず片隅で売物の新聞をひろげている。太陽はいましも沈んでゆくところだが、わたしたちには大なる綿花の国に入って来たことがわかる、——土はいま黒々と肥えているかと思うと、次にはやせて灰色のところとなり、果樹や廃屋が見える、——といった調子でずっとオールバニイまで続く¹⁴⁾。

その後、列車はブラック・ベルトの心臓部とされるオールバニイで止まるのである。そこでは先住民を追い払い、白人たちが「綿花王国」の基礎を作ったことが述べられる。オールバニイはドーアティ郡に位置する典型的な南部の町であった。南ジョージアの7月の暑さのなか、デュボイスはオールバニイから田舎へと足を運んでいくのである。かつての奴隷制に支えられた大農園の屋敷や畑は半ば朽ち果てていた。ユダヤ人¹⁵⁾や黒人の手に渡ったところもある。そして黒人たちが集まる教会や、掘立小屋とはいえ一つの進歩といえる独立した学校にも出くわす。デュボイスの教育問題への一貫した高い関心も窺える。

ジョージア州のドーアティ郡は、デュボイスにとってブラック・ベルトの過去の悲劇と未来の約束が詰まった特別な場所であった。「南部連合のエジプト」(“Egypt of the Confederacy”)とも呼ばれるこの地は、エジプト文明が奴隷労働に支えられていたように、かつて鎖につながれた黒人の囚人たちが連れてこられ、道路を建設したところでもある。デュボイスは次のように記している。

それから黒い奴隷たちがやってきた。来る日も来る日も、ヴァージニアやカロライナからジョージアに進んでくる足の鎖の音が、これらの豊かな沼沢地に響いた。来る日も来る日も、感覚を失ったものたちの歌が、母をなくしたものたちの泣き声が、そして不幸にあえぐものたちの呪いのつぶやきが、フリント川からチカソワッチ川までこだました。そして、1860年までには西ドーアティに、近代社会でもっとも豊かな奴隷王国が出現していたのである¹⁶⁾。

しかしながら、この地の繁栄は南北戦争による奴隷制廃止やその後の「再建期」の混乱とともに、すでに崩壊していた。そして、「ドーアティ郡では、奴隷貴族の後継者は、ユダヤ人」¹⁷⁾となっていく。デュボイスはユダヤ人の経済的支配のもと、苦難する黒人たちに目を向ける。

この農園は、今ではロシア系ユダヤ人が所有しているが、有名なボルトン大農園の一部である。南北戦争の後、長年のあいだ、黒人の囚人たちが群をなしてこの土地を耕作していた、——当時の黒人の囚人は今よりもはるかに多かったのである。それは黒人を働かせる一つの手段であって、罪の有無などはあまり大きな問題ではなかった¹⁸⁾。

デュボイスのこうした黒人の「囚人労働」に関わる指摘は、当時の問題にとどまらず、その後の時代の司法をめぐる状況、アメリカ社会の人種関係にも影を落とし続けてゆくことになる¹⁹⁾。そして、デュボイスはドーアティ郡の北西部に移動し、「奴隷貴族の甥や、貧乏白人や、ユダヤ人が、土地を力づくで」²⁰⁾自分たちのものにした状況を垣間見るのであった。

なお、『黒人の魂』ではいくつかの箇所です「ユダヤ人」(the Jew, Jews など)に言及があるが、1953年刊行のジュビリー版では、ユダヤ人に対する表現を「移民」(“immigrants”)や「外国人／よそ者」(“foreigners”)などと8カ所で表現を変更している。デュボイスはユダヤ人差別(anti-Semitism)と解釈される可能性を懸念して修正を行った²¹⁾。第二次世界大戦中のユダヤ人迫害の記憶がまだ強く残っており、さらには、1950年代初期のアメリカでの公民権運動の芽生え、マイノリティ問題の社会的可視化、そしてデュボイス自身の、『平和のための闘い』(1952年)で表現されているような、国際的な平和運動への一層の関わりからの配慮もあったのであろう。

第8章：金羊毛の探索

第8章は、南部のかつての「綿花王国」(“Cotton Kingdom”)における黒人たちの生活に焦点を当てている²²⁾。アメリカの詩人で劇作家のウィリアム・ヴォーン・ムーディの詩『野獣』(The Brute)より一部を引用し、その下に黒人霊歌「子どもたちよ、求められる日が来るだろう」(“Children You'll Be Called On”)からの短い楽譜を添えている。黒人の子どもたちに、いずれ行動を促す日が来ることを暗示しているようでもある。章題にある金羊毛(golden fleece)については、「収穫時の真白な綿花畑を目のあたりにしたことがありますか、——黒い大地のうえを漂う、深い緑にふちどられた銀白の雲のような、あの黄金の羊毛を？ カロライナ州からテキサス州にいたるまで、あの黒い人間の海をよぎって泡立つ大波のようにたゆんでいる、あの派手な純白のシグナルを？」²³⁾と象徴的に述べている。

本章では、いまだ生き続ける「綿花王国」での黒人たちの置かれた状況に焦点が当てられる。そして綿花生産に対して黒人労働力の占める重要性を強調する。「こんにち、黒人の状態についてなされる研究が、誠実で、周到であるということはめったにない」²⁴⁾と述べ、第7章で取り上げた黒人地帯に位置するジョージア州ドーアティ郡の事例を論じていく。

1890年には、ドーアティ郡には、1万人の黒人と2千人の白人が住んでいた。しかし、奴隷制廃止後25年を経た時期においても、黒人たちは奴隷制度から引き継いだ浪費的な経済構造から、借金を抱えた小作人としての生活を強いられていた。さらには、テキサス州など豊かな土地での綿花栽培との競争もあり、綿花地帯の所有者たち、ひいては小作人たちの収入は激減していく。ついでデュボイスは、黒人小作人の住環境の悪さを描写する。そして、その理由として以下の4つの点を挙げている。

第一の理由は、長年の奴隷制度の習慣が残されたままということである。第二は、黒人たちが自身がそうした状況に慣らされてしまい、よりよい住居を求めることさえできない点である。第三は、地主たちが、労働者たちの生活水準を高めることが、全体として利益を上げる投資だということに気づいていないことである。第四は、こうした生活状況に置かれていては、労働者の向上心が期待できないということである。そして、このような状況は、黒人たちの家族関係や結婚にも影響している。家族の崩壊・離散が目立ち、白人に比べ結婚年齢が遅れ、独身のままの小作人もいる。性的不道徳も問題化し、売春はほとんど見られないが、別居が増加している²⁵⁾。

さらに、デュボイスはドーアティ郡の黒人全体について、「彼らの特徴づけるものは貧困と無知である、と言ってさしつかえなからう」²⁶⁾と述べる。このような表現にデュボイスのエリー

ト主義的な視線を読み取ることもできるが、「アメリカは、そのすべての息子たちにさしだされた『機会』の別名とはなっていない」(America is not another word for Opportunity to *all* her sons.)²⁷⁾ と、機会と平等をうたうアメリカ民主主義の欠陥を指摘することも忘れてはおらず、次のように記す。

ある人間の集団について、その真の状態を把握し、理解しようとするにあたって、われわれは、えてして微細な事柄に気を取られやすいものだ。われわれは、しばしば、その集団における個々の単位が、脈搏を打つ人間の魂であることを忘れる。この魂は、無知文盲であったり、貧乏にひしがれていたり、または、皮膚が黒く、その行動や、習慣や、考えかたが奇妙ではあっても、なお、この魂は愛したり、憎んだりするし、骨の折れる仕事もすれば、疲れたりもするし、笑いもすれば、苦い涙も流すし、さらには、漠とした畏怖をたたえておのれの人生の冷酷な地平の果てに憧れの視線を投げかけたりもする、——すべてこのようなことは、みなさんやわたしの場合とまさしく変わりはない²⁸⁾。

まさに、黒人の魂が人間としての普遍性をもつということである。続いてデュボイスは、同郡の黒人たちがシェアクロッパー²⁹⁾として綿花単作農業制度の下で働く低賃金労働者となり、綿花価格の下落に伴い、しばしば破産を伴う貧困層が形成される過程を描いている。そして、奴隷制廃止を定めた憲法修正第13条の精神が生かされていないこと、南部では移住民取扱法などで移動の自由が制限されていることを指摘する。こうした非合法的な状況のもと、1899年のサム・ホーズ事件³⁰⁾などが起こるのである。そのうえで、デュボイスは黒人地帯の本質を、鮮やかな切り口で以下のように述べる。

黒人地帯というのは、多くの人々が思ったような、より温和な気候的条件のもとでできる労働の分野へとめざした運動ではなかった。それはもともと、自己防衛のための人々の集合、——経済的進歩に必要な平和と静穏を確保するために、相互の防衛を目的として、黒人たちが寄り集まったものである。この運動は、奴隷解放から1880年にかけて起こった。そして、部分的にしか、その所期の成果を果さなかった。1880年iraいの都市への集中というのは、黒人地帯における経済上のさまざまな機会に失望した人々の対抗運動なのである³¹⁾。

デュボイスはその後、シェアクロッパーあるいは小作人たちの地位が、市場の綿花価格の低下や地代と借金の利息などによって、結果的に報酬を受けない苦役というまでの水準に落ちていることを具体的に示す。その結果、1870年のドーアティ郡では、事実上、黒人の土地所有者は一人もいないとされている。そしてこうした状況の逃げ道として、町(town)への移住が起こるが、それはまた「田舎の罪が町になすりつけられている」³²⁾こととなる。

以上のように、第8章ではデュボイスは、自らの知識と現地での観察をもとに、南北戦争を経て奴隷制廃止(1865年)に続く再建期(1865年—1877年)後のブラック・ベルトの社会状況を論じている。本章の中で、デュボイスが休日の余暇の時間を利用しただけの旅でもって南部を知ろうとする人びとを「車窓の社会学者」(“the car window sociologist”)³³⁾として批判している。デュボイスの南部に対する知識や言説は、自らの体験、社会学的フィールドワークに裏付けされたものであり、本章をはじめ「黒人の魂」を索める本書は「車窓の社会学者」に対

抗するものでもあった。

第9章：主人と召使の息子たち

第9章は、南部のブラック・ベルトにおける黒人たちの生活に焦点を当てている³⁴⁾。デュボイスは章の冒頭でイギリスのビクトリア朝に活躍した女性詩人エリザベス・ブラウニングの「詩人のヴィジョン」(“A Vision of Poets”)の一部を引用し、その下に有名な黒人霊歌「わたしは彷徨う」(“I’m A Rolling”)からの短い楽譜を添えている。

デュボイスはまず、ヨーロッパ文明の傲慢さを指摘し、人種や文明論の視点から次のように述べる。

さまざまな人種の将来の競争においては、適者生存ということが真と善と美の勝利を意味するものとなるように、さらにまた将来の文明のために、ほんとうに立派なもの高貴なもの強いものをすべて保存し、食欲や厚顔さや残忍さというものにひきつづき不当な価値を与えることのないようにすることは、20世紀のあらゆる名誉を重んじる人々のたたかいなのである。このような希望を裏切るものにするために、われわれは、人種間の接触という現象についての良心的な研究に、毎日しだいに向っていかざるをえないのである、——腹蔵のない、公平な研究、さらにまた、われわれの欲求とか恐れなどのために歪曲されたり潤色されたりすることのない研究に、である³⁵⁾。

ここには、20世紀さらには21世紀の現在のグローバルな社会にも通じる人種観が見て取れる。そして、デュボイスは人種を文明とともに研究するに値する有益な対象として、アメリカ南部の事例を取り上げる。その理由として、具体的に4つの点を挙げている。まず初めに、南部では居住地域が必ずしも貧富の格差といった社会的階層ごとに分離されているわけではなく、白人と黒人との肌の色というカラー・ラインで成立していることである。次は、人種間の経済的関係において、黒人労働者が何世紀ものあいだ奴隷として鍛錬され、精神と肉体が形成されてきたことへの考慮なしには、黒人の問題は解決できないという側面である。そして、南部では白人でさえも、新たに出現した「富と権力にたいするあらたな渴望にもえた貧しい白人の息子たち、儉約的で食欲な北部人たち、さらに、無遠慮な移住民たち」³⁶⁾の経済的支配のもとに置かれていると指摘する。黒人についてはより不幸な状況となっている。

デュボイスが指摘する3番目の点は、人種関係における政治的な要因である。まず、黒人たちが自身のなかから模範となる指導者が生まれる必要性を説く。

人格と知性を兼ね備えた鍛錬された黒人指導者たち——技倆をもつ人たち、世を導くべき識者たち、大学教育をうけた人たち、黒人の企業家たち、文化の伝道者たち、すなわち、近代文明を十全に理解し、知っており、黒人社会を把握することができ、それらの社会を教訓と模範、深い共感、および共通の血縁と理想という感化の力によって育てあげ訓練することのできる人たち——を求める緊急な要求が存するのである³⁷⁾。

この部分は本書の第3章で言及されたブッカー・T・ワシントン批判にも見られる、そして後に広く影響力を持つことになる「才能ある十分の一」(“The Talented Tenth”)に通ずる主張で

あろう。そして、デュボイスは、現代における最大の政治的な武器は投票の力として、黒人の選挙権について考察する。

南北戦争後に奴隷制が廃止されたとはいえ、南部の道徳的後退や政治的欺瞞が黒人たちの政治への関りを阻害することになっていた。黒人の上層部の人たちも、「投票者としての彼らの権利の行使を自分たちの種族のうちの不用心なものたちや金づくで動くものたちにゆだね、政治というものにそれ以上つこんだ興味をおぼえなくなったのである。依然として残っていた黒人選挙権は、訓練されることも教育されること」³⁸⁾もなくなったと指摘している。南部では、選挙権剥奪のための諸法律が、黒人たちの政治活動を妨げる目的をもつのであった。デュボイスは「日ごとに、黒人は、だんだん法律とか正義というものを自分たちを保護してくれる保証としてではなく、屈辱と抑圧の根源であるとみなすようになりつつある」³⁹⁾と述べている。さらに、その結果、黒人による犯罪の増加も招いており、それを防ぐための教育の重要性を強調している。

デュボイスが4番目の要因と記すのは、黒人の精神面も含めた日常生活における白人との「人間的接触」の問題である。具体的には、何百万にのぼる黒人解放奴隷たちとその息子（子ども）たちの置かれた状況でもある。依然として、白人と黒人とのカラー・ラインが、両集団の知的生活に共通性を持たせず、知的交渉が存在しない。別々の教会に通い、別々の区域に住み、公的な場所でも交わることはない。皮肉にも、かつて白人家族と黒人召使の間に見られた「親密さ」「愛情」といったものも、もはや見られないのである。

デュボイスは本章の最後で、南部の白人の黒人に対する差別や偏見と黒人の状況に言及し、南部の将来について以下のように力説する。

南部の将来がどうなるかは、これらの相対立する見解を代表するものたちが相互の立場を認め、評価し、共感することのできる能力にかかっている。——黒人が、自分の属する黒人大衆を向上させることが必要であることを現在以上に深く理解する能力、また、白人が、フィリス・ホイートリーとサム・ホーズ⁴⁰⁾とおなじく卑賤の階級に属するものとして分類する皮膚の色に対する偏見が、いかに死滅的な悲惨な結果をもたらすかを、これまで以上に明白に理解する能力、その双方の能力に南部の将来はかかっているのである⁴¹⁾。

このデュボイスの白人と黒人に向けたメッセージは、まさに人間の普遍的な「魂」に結びつくものである。本章は「共和国のこの危機的な時期にあたって、カラー・ラインを超える知性と共感の同盟によってのみ、正義と公正とは、勝利を得るであろう」⁴²⁾と結ばれている。後に、知性・知力と社会運動の融合によって世界的な黒人解放運動を進めていくデュボイスの思想と行動の芽が、ここに既に窺えよう。

第10章：父たちの信念

第10章は、黒人たちの宗教、黒人教会を中心とした生活に焦点を当てている⁴³⁾。デュボイスは章の冒頭でスコットランド生まれの詩人で小説家のフィオナ・マクラウド（ウィリアム・シャープのペンネーム）の詩「薄暗い美の顔」(“Dim Face of Beauty”)の一部を紹介し、その下に奴隷たちの逃亡の合図にも使われたという黒人霊歌「そつと行こう」(“Steal Away Home”)

からの短い楽譜を添えている。

デュボイスは自らを「東部から出てきたばかりの田舎教師」と位置づけ、南部の黒人たちの宗教的儀礼の強烈な雰囲気を目撃し、驚きの念とともに次のように記している。

南部の人跡未踏の森の奥でおこなわれる黒人の信仰復興集会の狂乱というものを、このように目撃したことのない人々には、奴隷の宗教的感情というのはほんのおぼろげにしか理解することができない。このような光景は、言葉で言いあらわされた場合には怪奇で滑稽なものにおもえるであろうが、しかし、眼のあたりにしたときには、その光景たるや畏怖をおこさせるものである⁴⁴⁾。

そして、奴隷の宗教の特色として三つの事柄を挙げる。まずは説教者である。黒人の説教者は黒人たちが自ら生み出した指導者、政治家、雄弁家、「首領」（“boss”）、策士、理想家のすべてであると言う。二つ目は宗教音楽である。アフリカで生まれ、奴隷たちの魂に与えられた悲劇によって変容され、強化され、「ついには法律と咎に駆りたてられて、民衆の悲しみと絶望と、希望とのひとつの真実な表現となった」⁴⁵⁾のである。三つ目は、「狂乱」あるいは「叫び」である。黒人たちに宗教的かつ超自然的な喜びを与えることで生ずる行動であり、霊的交渉でもある。

以上はアメリカでの奴隷解放の時期までの黒人たちの宗教であるが、解放後の現在も黒人教会は黒人たちの生活の中心であり、アフリカ的性格の最も特徴的な表現となっている。ときには、教会は日曜学校であり、保健組合があり、女性団体、秘密結社、大衆集会の場所となっている。教会は道義の保持者であり、善悪の判断の最終的な権威として存在している。このような黒人教会について、デュボイスは以下のように述べる。

このようにして、皮膚の色にたいする偏見と社会的条件によって黒人がきっぱりと遮断されている、あの大きな世界のすべてが、今日の黒人教会のなかに小宇宙として再現されているのが認められるのである⁴⁶⁾。

デュボイスは次に奴隷制廃止後の黒人教会の発展、現在の傾向に言及する。アフリカに起源が求められる自然崇拜は、奴隷船と砂糖きび畑など農園組織によってゆがめられ、血縁関係や親類関係という古くからある絆は崩壊の道をたどる。「家族」の代わりに一夫多妻主義や一妻多夫主義が出現し、離婚も増加する。その中で、聖職者や呪術師の役割は残存し、「奴隷制度によって許容された狭い範囲内で、黒人説教師は生まれたのであり、さらに彼らのもとに、アフリカ出身のアメリカ人の最初の制度である黒人教会が生じた」⁴⁷⁾のであった。その初期は異種混交的なヴードゥー教であるが、主人たちとの交渉、伝道の努力、社会情勢への適応の必要もあり、何世紀か経って黒人教会はキリスト教会となっていったのである。

デュボイスは南部の黒人教会には二つの特徴があると言う。一つは、教会がほとんどバプティスト派およびメソジスト派ということである。前者は農園という限られた生活空間において可視的な洗礼（バプティズム）の儀礼とともに黒人たちを最も引き付けた。後者は、近隣の白人教会との結びつきにおいて発展した。これら二つの宗派は、ともに宗教的感情や熱狂をとめない、黒人たちの間に広まっていった。北部では黒人教会は白人教会との関係を断ち、メソジスト派では各団体が結合し、世界における最大の黒人組織であるグレート・アフリカン・

メソヂスト教会⁴⁸⁾、シオン教会、カラード・メソヂスト教会などが誕生した。

二つ目の特徴は、黒人教会が黒人家庭に先行するものであったことである。奴隷たちの反抗の精神は、奴隷主たちの力によって消滅させられ、18世紀の半ばまでに声を上げることもない経済制度の底へと沈んでしまった。「新たに教えられたキリスト教に体现されている無抵抗の服従という教義以上に、黒人の状態に適合するものはなかった」⁴⁹⁾のであった。奴隷主は、こうした教義を教えることで、黒人に忍耐を強いる術を得たのである。デュボイスは以下のように言う。

奴隷主たちは、つとにこのことを理解した。そして一定の範囲内で、喜んで宗教的宣言を援助したのである。黒人を抑圧し墮落させるこの長期間にわたる制度は、かれ黒人を一個の高価な動産たらしめる、その性格上の諸要素を強調するにいたった。……(中略)……黒人は、現世の喜びを見失った今では、自分のまえに現われた来世についての諸観念に、鋭意とりすがった。復讐をする主の聖霊は、ついに主がその子である黒人たちを導いて故郷に赴かせるだろう最後の^{さばき}審判の日まで、悲しみや苦難に堪えてこの世では忍耐を旨とするよう命じている——これが、黒人にとっては自らを慰めてくれる夢となったのである⁵⁰⁾。

ついでデュボイスは、奴隷制廃止運動に大きな影響を与えたハリエット・ビーチャー・ストウ(Harriet Beecher Stowe: 1811-1896)の『アンクル・トムの小屋』(1851年-52年)における宗教描写、宗教上の宿命論を、結局は黒人を墮落させるものだと批判する。そして、奴隷制廃止後の解放奴隷たちの宗教や精神が生じさせる二重生活、前稿でも触れた有名な「二重意識」(“double consciousness”)の問題に触れる。

アメリカ黒人はいずれも、黒人として同時にアメリカ人として、つまり、19世紀の潮流にどんどん押し流されてはいるが、他方ではどうじになお15世紀の渦巻きのなかでもがいて生きなければならぬ……(中略)……そしてこのことは、魂をとりわけ悲痛なまでに絞ることになり、疑惑と困惑との独特な観念を生むにちがいない。二重の思考と二重の義務と、そして二重の社会的階層を伴う、このような二重の生活は、二重の言葉、二重の理想を生むにちがいないし、さらに、精神を、見せかけや反逆へと、偽善や過激主義へと、誘うにちがいないのである⁵¹⁾。

こうした黒人たちが抱える「二重」の問題は、合衆国の二つの黒人集団の在り様にも影響を及ぼしている。北部の黒人たちは「過激主義」へと向かい、南部の黒人たちは「偽善的な妥協」へと向かうのである。倫理的に北部の黒人は黒人たちを救う具体的な手段を見いだせず、その苦々しい気持ちがより過激な行動へと走らせ、南部の黒人たちは公に白人と対立することのないよう、沈黙を守り、用心深く策略を練るのである。

しかしながら、デュボイスは黒人たちのそうした葛藤のなかにも、真の黒人の心(the real Negro heart)には深い宗教的感情が育ってきおり、奴隷制時代の逃亡奴隷が目指した自由の象徴でもある北極星(North Star)を思わせる表現で、「過去の輝きの星を見失い、大いなる夜の中であって」⁵²⁾新たな宗教的理想を求めている、と語る。白人のためだけの自由や正義や権利で支配されている「死の影の谷」(“the Valley of the Shadow of Death”)⁵³⁾から抜け出す力を、

宗教的感情に見出すのであった。

おわりに

デュボイスは『黒人の魂』の第7章、第8章、第9章において、自ら南部の州や郡、町、田舎に列車や馬車、徒歩で赴き、南部の黒人の置かれた社会状況、生活を観察している。第7章ではブラック・ベルトと呼ばれる奴隷制が大農園を形成、発展させていた南部のジョージア州のドーアティ郡を訪れ、その概要を記す。そして、第8章ではかつての「綿花王国」における黒人たちの生活の現状に言及する。第9章では南部社会の人種問題を文明論とともに論じる。これら本書の中盤とも言われる3つの章では、デュボイスは自身の観察や体験をもとに黒人たちの生活を描写(スケッチ)し、そこから得られた知見を客観的に分析、理論化して述べようと試みている。その点は、黒人たちの宗教、黒人教会を扱った第10章にも当てはまることである。現地を歩き黒人たちの生活を見聞するなかで、白人支配のもと奴隷制の中で植え付けられた黒人たちの「精神の脱植民地化」(“decolonizing the mind”)の必要性を強く認識させられていたであろう。

「近代黒人解放運動の父」とも呼ばれるデュボイスは、しばしばエリート主義、知性中心の批判されることもあるが、本書に含まれる黒人民衆の暮らしの中に分け入るフィールドワークやルポルタージュ的描写手法などは、アメリカ社会学の先駆的な著作の一つとされる『フィラデルフィア・ニグロ』(*The Philadelphia Negro: A Social Study*, 1899)などですでに十全な経験と蓄積があった。第7章や第8章のもとになる文章の執筆時は、デュボイスは自ら南部に身を置き、「黒人大学」で著名なアトランタ大学の教授であった⁵⁴⁾。そして、「エッセイとスケッチ」との副題を付された『黒人の魂』刊行時(1903年)はまだ35歳の行動力ある若き学者、社会活動家であるが、この著書は、その後のデュボイスの数多い著作とともに、後の世代のアフリカ系アメリカ人指導者たちに大きな影響を与えることになる。

黒人指導者の中には、とりわけデュボイス晩年の共産主義的思想などにより、デュボイスと距離を置こうとした者は少なくない。1950年代から60年代の公民権運動の指導者の一人マーチン・ルーサー・キング牧師(Martin Luther King, Jr.: 1929-1968)も、最晩年にガーナへ移住する前にアメリカ共産党に入党したデュボイスとは、政治的、宗教的に相いれない立場と思われるがちである。しかし、つねに大衆とともに行動しようと試みたキングは、デュボイスが創刊に携わった『フリーダムウェイズ』(*Freedomways*)誌がニューヨークのカーネギーホールで主催した、デュボイス生誕100周年を記念する「国際文化の夕べ」(1968年2月23日)に出席し、「デュボイス博士を讃えて」(“Honoring Dr. Du Bois”)という演説をおこなっている。その中で、1963年に94歳で亡くなったデュボイスについて、キングは「私達は現代のもっともすぐれた人の一人に敬意をあらわすために今夜ここに集まっている」⁵⁵⁾と述べ、次のように語る。

デュボイス博士は、抑圧の体制の要め石が劣等性という神話にあることを認識し、この神話を打破するためにその輝かしい才能を捧げたのでした。

このような巨大な仕事にさらにふさわしい人は他にほとんどいないことでしょう。何よりもまず知識人としての彼を凌ぐものはなく、そして彼は一黒人でありました。しかし彼は黒人であるだけでなく、黒人であることを熱烈に誇りとし、さらに天分と誇りばかりでなく戦

士としての不屈の闘争心をもっていました。

その使命を遂行するため、デュボイス博士は高度の教育を受けた黒人が北部でなら享受する大きな特典を放棄しました。彼はハーバードやベルリン大学からいくつもの学位を受けていたけれども、また、黒人であれ白人であれほとんどのアメリカ人以上に専門的資格をもっていたのであるが、黒人の大多数がそこで生活している南部へ移ったのだった。十分に考えた上黒人が日常受ける罵言や屈辱を共にすることを選びとったのでした。彼は白人の支配者に自分を提供し、その天分を売る代償として多くの賛辞を引き出すことも出来たでありましょう。当時黒人であれ白人であれ彼ほどのものはほとんどいませんでした。彼なら富や名誉を積み上げ、当時の勢力ある有力な人達からの賛辞と物質面での華々しさの中で生活をおくることもできたでありましょう⁵⁶⁾。

そして、キングは続けて、デュボイスが北部での豊かな暮らしをあえて求めず、南部での生活を自ら体験しようとした点に関し、以下のように言う。

代わりに、彼はその創造生活の一部を南部で暮らしました——その大半はつつまじやかな収入、ある時には貧困の中で、そして讃えられること少なく多くのサークルでは無視されて、国外追放の中で生をとじました。

しかし彼はその故国にだけ帰りえなかったのです。彼はそのいつくしんだ祖先の中で、アフリカで死んだのです。彼は哀れなほど無知なアメリカには無視されましたが、歴史には無視されませんでした⁵⁷⁾。

このキングの演説には、デュボイスが1935年に刊行した浩瀚な『黒人たちの再建期』(*Black Reconstruction*)などの著作への高い評価も含めて、当時の公民権運動の指導者であったキングがデュボイスの思想と行動についてどう考えていたかを知ることができる。キングにとって、デュボイスは「黒い巨人」(“Black Titan”)であり、アームチェアの学者にとどまる人物では全くなかったのである。演説の最終部では、「最後に、デュボイス博士の最大の徳とは、抑圧されている全てのものと感情を分かちあうことであり、ありとあらゆる不正にたいして神々しいまでの不満を抱くことであったと言わせていただきたい」⁵⁸⁾と語っている。

キングのこの演説には、デュボイスからの直接的な影響を読み取ることができるだけでなく、表面的には(あるいは白人側からは)それぞれの立場は異なるように見えるとはいえ、アフリカ系アメリカ人の歴史的かつ集合的体験と、知的かつ社会的な繋がりをみることも出来る。デュボイスが大きな影響を受けた元奴隷で偉大なる黒人解放運動の指導者フレデリック・ダグラス(Frederick Douglass: 1818-1895)、そして『黒人の魂』の第3章で痛烈に批判した黒人運動家でライバルともされたブッカー・T・ワシントン(Booker T. Washington: 1856-1915)、そして、公民権運動期のキングやマルコム・X(Malcolm X: 1925-1965)を経て、2009年に第44代大統領となったバラク・フセイン・オバマ(Barack Hussein Obama: 1961-)などへと続く、黒人指導者の繋がりがや流れである⁵⁹⁾。

本稿では『黒人の魂』の第7章から第10章を取り上げた。最終稿となる次稿では、第11章から追想までを扱う。とりわけ、一見まとまりに欠けるように見える本書を締めくくるべく、書き下ろされた第14章、そして本書全体の現代的意義を論じることになる。

【注】

1) 本稿の原書に関しては、筆者所蔵の W. E. B. Du Bois, *The Souls of Black Folk: Essays and Sketches*, Chicago: A.C. McClurg, 1903. (3版 [刷]、1903年8月1日刊、総 ix+265 ページ) を使用し、適宜、W. E. B. Du Bois, *The Souls of Black Folk*, New York: The Blue Heron Press, 1953. (Jubilee Edition、以下、ジュビリー版) および W. E. B. Du Bois, *The Souls of Black Folk*, 1903. Eds. Henry Louis Gates Jr. and Terri Hume Oliver, New York and London: W.W. Norton and Company, 1999. (A Norton Critical Edition、以下、ノートン版)、W. E. B. Du Bois, *The Souls of Black Folk*, 1903. Ed. Henry Louis Gates Jr., Oxford and New York: Oxford University Press, 2007 (The Oxford Du Bois、以下、オックスフォード版。オックスフォード・デュボイス選集の本巻序論は Arnold Rampersad が執筆。)、W. E. B. Du Bois, *The Souls of Black Folk: Essays and Sketches*, 1903. Ed. Shawn Leigh Alexander, Amherst and Boston: UMass Amherst Libraries and University of Massachusetts Press, 2018 (以下、マサチューセッツ版) などの版を参照した。[付属資料2 : 図1、図2、図3、図4参照]

本書の日本語訳書である W・E・B・デュボア [ママ] (木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳)『黒人のたましい』、未来社、1965年、2006年(新装復刊版) および W・E・B・デュボイス (木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳)『黒人のたましい』、岩波書店(岩波文庫)、1992年(1965年の未来社版の改訳書)からも多くの教示を得た。(本翻訳書は名訳であるが、細かい誤りに関しては、適宜、注等で示した。訳注においても、各章扉に掲載の西洋詩人らの説明はあるが、黒人霊歌については言及がほとんどない。) なお、訳者の表示のないものはすべて拙訳である。引用部分には、現在の基準で見れば「差別的表現」と思われる用語も出て来るが、当時の時代状況や社会状況の反映であり、学術的見地から原書に従って訳したことを御了解頂きたい。

2) 古川哲史「W・E・B・デュボイス『黒人の魂—エッセイとスケッチ』（1903年）——その現代的意義を求めて（序想から第6章）」、『アメリカス研究』、第23号、2018年、41-62ページ。

なお、前稿の注12で、最終章の第14章について「1903年刊の初版や1953年刊の50周年記念版であるジュビリー版には Of が付されている」と記し、該当のページの写真(図4)も付した。ただし、この点は筆者所蔵の初版(3刷、1903年8月1日刊行)や50周年記念版についてであり、2019年8月にマサチューセッツ大学アマースト校の中央図書館「W・E・B・デュボイス図書館」の特別コレクション所蔵の初版本(初刷、1903年4月18日刊行)の現物を見たところ、その版の第14章の章題には Of が付されていないことを確認した。

3) 前稿で言及したように、本書は複雑な構造をもつが、基盤的な第1章から教育を論じる第6章、南部の農民生活に焦点を当てた第7章から第9章、黒人の精神世界を掘り下げた第10章から第14章に分けられることが多い。一方で、イギリスの社会学者のポール・ギルロイは、批評家の多くは本書を3つの部分に区分していると述べた上で、第1章から第3章は歴史的な章、第4章から第9章は社会学的な章で、第10章から第14章までは芸術や宗教、文化といった様々な要素が、伝記、自伝、フィクションなどを通して考察されていると指摘している。(Paul Gilroy, *The Black Atlantic: Modernity and Double Consciousness*, London and New York: Verso, 1993, p.125.) また、最新のマサチューセッツ版の编者ショーン・L・アレクサンダーは、同書で第1章から第4章、第5章から第10章、第11章から第14章と3つに分けている。(マサチューセッツ版、pp. xvi-xviii.) 本書の区分については、前稿で言及した里内克巳『多文化アメリカの萌芽——19～20世紀転換期文学における人種・性・階級』（彩流社、2017年）も参照のこと。

本稿は紙幅の関係もあるが、自らの観察や体験にもとづく第7章から第10章を扱う。本書の構造については最終稿でも触れる。なお、『黒人の魂』における序想、第5章、第11章から追想までは本書のための書下ろしである。いずれにせよ、ロバート・ステプトが言うように、本書は単なる文章の寄せ集めの書ではなく、巧みに編成(orchestrated)されたものである。(Robert B. Stepto, *From Behind the Veil: A Study of Afro-American Narrative*, Second Edition, Urbana and Chicago: University of Illinois Press, 1991, p.52.)

4) Robert B. Stepto, *From Behind the Veil: A Study of Afro-American Narrative*, Second Edition, Urbana and Chicago: University of Illinois Press, 1991, p.91.

5) Dolan Hubbard ed, *The Souls of Black Folk: One Hundred Years Later*, Columbia and New York: University of Missouri Press, 2003, p.1. デュボイス研究に現代的かつ新たな諸相を加えている研究に、例えば、思想面から議論する Nahum Dimitri Chandler, *X-the Problem of the Negro as a Problem for Thought*, New York: Fordham University Press, 2014. や「ブラック・パシフィック」の視点などから鮮やかに論じる Etsuko Taketani, *The Black Pacific Narrative: Geographic Imaginings of Race and Empire between the World Wars*, Hanover, NH: Dartmouth College Press, 2014.、前期に比べ研究蓄積の少ない後期・晩年期の思想や活動に焦点を当てた Philip Luke Sinitiere ed, *Citizen of the World: The Late Career and Legacy of W. E. B. Du Bois*, Evanston, IL: Northwestern University Press, 2019. などが挙げられる。

6) マサチューセッツ大学の「旗艦校」であるアマースト校の中央図書館は、デュボイス没後、アフリカ系アメリカ人の地学者であり同大学の総長となっていたランドルフ・ブロメリィ (Randolph Bromery) が尽力してデュボイス関連資料の収集活動が始められた。現在の図書館の特別資料 Du Bois Papers の基礎となっている。なお、同大学の28階建て高層の中央図書館も、1994年に W. E. B. Du Bois Library と名付けられている。

7) Hikida, Yasuichi. “Letter from Y. Hikida to W. E. B. Du Bois, October 15, 1936,” W. E. B. Du Bois Papers (MS 312). Special Collections and University Archives, University of Massachusetts Amherst Libraries. マサチューセッツ版の付録に含まれているのはこの書簡である。

北九州市出身で関西学院の神学部で学んだ疋田保一は、デュボイスの訪日実現を強く願っており、本書簡はデュボイスが1936年12月に来日した際に関西での対応にあたった関西学院予科教授の児玉国之進に宛てたものともなっている。また、疋田は *The Souls of Black Folk* の翻訳に強い関心を持ち、訳業を長野県の日本メソジスト教会の牧師に依頼し、デュボイス本人には日本語版序文を依頼するなど関係者に働きかけていたが、実現しなかった。なお、こうした点を含め、疋田保一については、古川博巳・古川哲史『日本人とアフリカ系アメリカ人——日米関係史におけるその諸相』、明石書店、2004年で論じており、日本における *The Souls of Black Folk* の翻訳の歴史については、部分訳を含めて、古川哲史「日本における W・E・B・デュボイス紹介／研究概観——デュボイス著作の翻訳篇」、『黒人研究』（黒人研究学会、第88号、2019年、126-129ページ）で紹介している。

8) 古川博巳・古川哲史『日本人とアフリカ系アメリカ人——日米関係史におけるその諸相』、明石書店、2004年、古川哲史「W・E・B・デュボイスの生涯と時代——日本訪問（1936年）に関わる試論」、『大谷大学研究年報』、第69集（2017年）、1-45ページ、古川哲史「日本における W・E・B・デュボイス紹介／研究概観——デュボイス著作の翻訳篇」、『黒人研究』（黒人研究学会）、第88号、2019年、126-129ページ、古川哲史「日本における W・E・B・デュボイス紹介／研究概観——デュボイス紹介／研究篇（1920年代から60年代まで）」、『黒人研究』（黒人

研究学会)、第89号、2020年、155-158ページ。

現在、本稿筆者は「日本におけるブッカー・T・ワシントン紹介／研究概観」を準備中でもある。

9) この訳書については、「精神の脱植民地化、学界の脱植民地化に向けて——W・E・B・デュボイスの思想と行動」と自身で見出しをつけた拙稿（書評）もある。古川哲史「W・E・B・デュボイス、本田量久訳『平和のための闘い』、ハーベスト社、2018年12月」、『図書新聞』、3398号、2019年5月4日付、5面。

10) 第7章と第8章は下記の一般向け雑誌に掲載された原稿に修正を加えたものである。

W. E. Burghardt Dubois, "The Negro As He Really Is," *The World's Work*, June 1901, pp.848-866.

原典の文章には、同誌のためにデュボイスの旅行に同行したアングロ・アイリッシュ系のアメリカ人写真家アーサー・ラドクリフ・ダグモア (Arthur Radclyffe Dugmore) による黒人と黒人生活を映した写真が19枚、そして合衆国の州別黒人人口の地図が一枚掲載されている。しかし、デュボイスはそれらの写真や地図を *The Souls of Black Folk* (1903) には転載しなかった。とくに写真のイメージやキャプションが、白人の視点からの人種主義が窺えるものだと判断したのであろう。なお、現在、広く読まれているゲイツとオリバーの編によるノートン版には、参考資料として写真が再掲載されているが、原典にあった10枚目 ("A PARSON AND PART OF HIS FROCK") の写真は省かれている。また、ダグモアについて "a German photographer" (p.195) とドイツ人の写真家と説明しているのは誤りである。こうした点も含め、前稿でも若干言及したように、ノートン版やオックスフォード版には編集の粗雑さが目立つ。両書とも *Selected Bibliography* などにも誤記がある。

11) 聖書からの日本語訳は、聖書協会共同訳『聖書』（日本聖書協会、2018年）にもとづく。

『黒人の魂』で言及される黒人霊歌については、名著とされる Eric J. Sundquist, *To Wake the Nations: Race in the Making of American Literature*, Cambridge, MA: Harvard University Press, 1993. やノートン版も参照。

12) W・E・B・デュボイス (木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳)『黒人のたましい』、岩波書店 (岩波文庫)、1992年、155ページ。

13) W・E・B・デュボイス (木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳)『黒人のたましい』、岩波書店 (岩波文庫)、1992年、156ページ。

14) W・E・B・デュボイス (木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳)『黒人のたましい』、岩波書店 (岩波文庫)、1992年、157-158ページ。

15) ユダヤ人の表現については、注21を参照のこと。

16) W・E・B・デュボイス (木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳)『黒人のたましい』、岩波書店 (岩波文庫)、1992年、169ページ。

17) W・E・B・デュボイス (木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳)『黒人のたましい』、岩波書店 (岩波文庫)、1992年、173ページ。

18) W・E・B・デュボイス (木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳)『黒人のたましい』、岩波書店 (岩波文庫)、1992年、177ページ。

19) デュボイスが指摘した「囚人労働」に関わる司法、社会状況は、アメリカ社会の人種問題と絡み合いながらその後も継続され、現在にまで至っている。近年の警察による「レイシャル・プロファイリング」問題、“Black Lives Matter”（「黒人の命は重要」）運動なども想起されよう。現代の刑務所における人種問題に関しては、受刑者を低賃金労働者として扱う利益優

先型の民営刑務所の問題を含め、日本でも関連書が出版されている。アンジェラ・デイヴィス（上杉忍訳）『監獄ビジネス——グローバリズムと産獄複合体』（岩波書店、2008年）など。本稿筆者もかつてオハイオ州立の6つの刑務所内で3年間にわたり教員として働いた経験をもとに、受刑者のエッセイや詩、刑務所に関わる拙論を含んだ書物を編んだことがある。（古川哲史編『囚われし者たちの〈声〉——オハイオ州立刑務所の中から』、国文社、1998年。）

20) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、181ページ。

21) 1953年刊行のジュビリー版においてユダヤ人に対する表記、表現を修正した箇所については、ノートン版 p. xli にリストあり。ノートン版、オックスフォード版、マサチューセッツ版などは初版（1903年4月18日刊行）にもとづいて編纂されている。日本語訳の初版『黒人のたましい』（未来社、1965年）はジュビリー版にもとづいた書である。

22) 第8章の出典については、注10を参照のこと。

23) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、186-187ページ。

24) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、188ページ。

25) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、193ページ。

26) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、196ページ。

27) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、197ページ。

28) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、197-198ページ。

29) デュボイスは *metayer* という用語を用いているが、*sharecropper*（シェアクロッパー、分益小作人）のこと。

30) 第7章でも言及された、ジョージア州で起きた1899年に起きた黒人青年サム・ホーズ（Sam Hose: c.1875-1899）に対する公のリンチ、焼殺事件。リンチの悲惨さ、非人道性を示す事件として知られる。

31) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、210-211ページ。

32) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、222ページ。

33) 「車窓の社会学者」という訳語は、里内克巳『多文化アメリカの萌芽——19～20世紀転換期文学における人種・性・階級』（彩流社、2017年）からの引用。木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳（未来社版、岩波文庫版）では、「視野の狭い社会学者」と訳されている。

34) 第9章は下記の下記の原稿に修正を加えたものである。

W. E. Burghardt Du Bois, "The Relation of the Negroes to the Whites in the South," *Annals of the American Academy of Political and Social Science*, July-December 1901, pp.121-140.

35) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、225ページ。

36) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、231ページ。

37) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、235ページ。

38) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、238ページ。

39) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、240ページ。

40) フィリス・ホイトリー(Phillis Wheatley: c.1753-1784)は西アフリカから奴隷として連れてこられた黒人女性。黒人女性で初めて詩集を出版した人物として知られる。サム・ホーズについては注30を参照。

41) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、255ページ。

42) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、256ページ。

43) 第10章は下記の原稿に修正を加えたものである。

W. E. B. Du Bois, "The Religion of the American Negro," *The New World: A Quarterly Review of Religious Ethics and Theology*, December 1900, pp.614-625.

44) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、260ページ。

45) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、261ページ。

46) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、264ページ。

47) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、267ページ。

48) グレート・アフリカン・メソヂスト教会 (Great African Methodist Church) は、フィラデルフィアで奴隷として生まれたリチャード・アレンによって1816年に設立されたアフリカン・メソヂスト・エピスコパル教会 (African Methodist Episcopal [AME] Church) がもとになっている。

49) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、270ページ。

50) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、270ページ。

51) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、274-275ページ。

なお、デュボイスの有名な「二重意識」については、前稿（本誌23号、2018年）の第1章（45-47ページ）を参照のこと。この点は、次の最終稿でも触れる予定である。

52) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、280ページ。

53) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩

波文庫)、1992年、280ページ。「死の影の谷」とは、本来、キリスト教徒が天国に行く際に通らねばならない谷のこと。

54) デュボイスは、1897年にアトランタ大学に教授として赴任。当時の *The World's Work* 誌での肩書は、Professor of Economics and History in Atlanta University であった。

55) Martin Luther King Jr., “Honoring Dr. Du Bois,” *Freedomways*, Spring 1968, pp.104-111. 本稿では以下の訳を使用した。

マーチン・ルーサー・キング・ジュニア (楠瀬佳子訳) 「デュボイス博士を讃えて」、『黒人研究』(黒人研究の会) 36号、1969年、25ページ。

56) マーチン・ルーサー・キング・ジュニア (楠瀬佳子訳) 「デュボイス博士を讃えて」、『黒人研究』(黒人研究の会) 36号、1969年、25-26ページ。

57) マーチン・ルーサー・キング・ジュニア (楠瀬佳子訳) 「デュボイス博士を讃えて」、『黒人研究』(黒人研究の会) 36号、1969年、26ページ。

58) マーチン・ルーサー・キング・ジュニア (楠瀬佳子訳) 「デュボイス博士を讃えて」、『黒人研究』(黒人研究の会) 36号、1969年、30ページ。

59) デュボイスにとっての最大の先達は、やはりフレデリック・ダグラスであろう。1936年12月にデュボイスが来日した際にも、神戸女学院大学や龍谷大学で、「偉大なる黒人指導者」としてダグラスに関する講演を行っている。(『めぐみ』、神戸女学院同窓会誌、30号、1937年7月、8ページ。龍谷大学350年史編集委員会編『龍谷大学350年史』通史編・上巻、2000年、750ページ。) デュボイスはライバルであったとされるブッカー・T・ワシントンに対しても、ワシントン死去の際、*The Crisis* 誌での追悼文で、彼の思想と行動へ批判を加えつつも、“He was the greatest Negro leader since Frederick Douglass” と言及している。(ノートン版、171-172ページ) なお、フレデリック・ダグラスの日本における紹介や学術的受容に関しては、アメリカの学術誌に最新の研究成果がある。Park Soonyoung, “Frederick Douglass in Japan: Reception and Research from the 1930s to the Present,” *New North Star*, Vol. 2 (October, 2020), pp.20-32.

アメリカ黒人、アフリカ系アメリカ人指導者の歴史的な知的水脈、繋がりに関しては、Robert B. Stepto, *A Home Elsewhere: Reading African American Classics in the Age of Obama*, (The W. E. B. Du Bois Lectures), Cambridge, MA: Harvard University Press, 2010. や 朴珣英「人種の壁を越える試み——フレデリック・ダグラスからバラク・オバマへ」、里内克巳編『バラク・オバマの言葉と文学——自伝が語る人種とアメリカ』、彩流社、2011年、87-130ページ、なども参照。

【付属資料2】

W・E・B・デュボイス『黒人の魂—エッセイとスケッチ』（1903年）関連図版

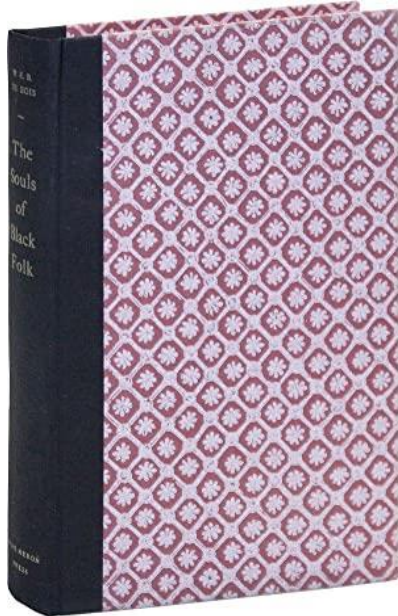


図1：W. E. B. Du Bois, *The Souls of Black Folk*, New York: The Blue Heron Press, 1953. (Jubilee Edition、ジュビリー版)（筆者撮影、以下、同。）

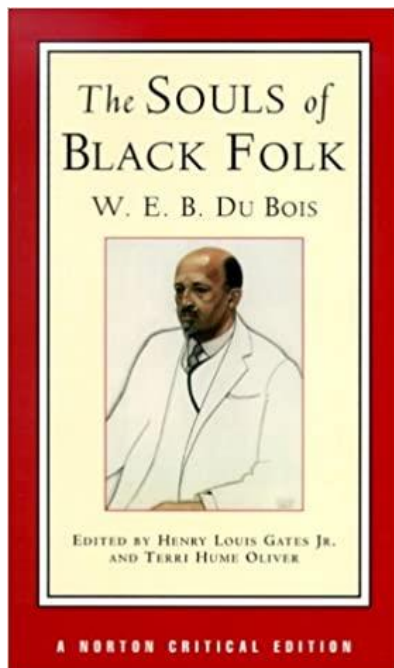


図2：W. E. B. Du Bois, *The Souls of Black Folk*, 1903. Eds. Henry Louis Gates Jr. and Terri Hume Oliver, New York and London: W.W. Norton and Company, 1999. (A Norton Critical Edition、ノートン版)

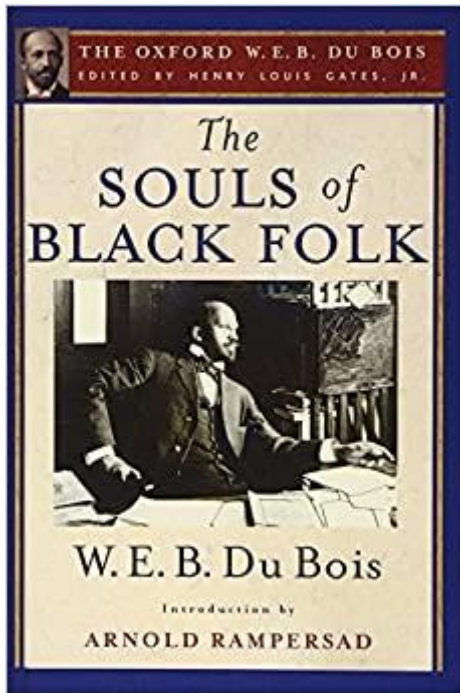


図 3: W. E. B. Du Bois, *The Souls of Black Folk*, 1903. Ed. Henry Louis Gates Jr., Oxford and New York: Oxford University Press, 2007. (The Oxford W. E. B. Du Bois edition、オックスフォード版)

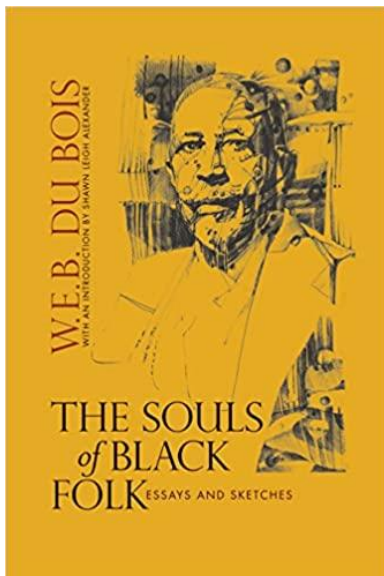


図 4: W. E. B. Du Bois, *The Souls of Black Folk: Essays and Sketches*, 1903. Ed. Shawn Leigh Alexander, Amherst and Boston: UMass Amherst Libraries and University of Massachusetts Press, 2018. (150th Anniversary of W. E. B. Du Bois's Birth edition、マサチューセッツ版)

在米日本人一世のトランスナショナリティ

—戦間期の天理教布教師を事例として—

尾上貴行（天理大学）

はじめに

本稿の目的は、アメリカ合衆国で1924年移民法（Immigration Act of 1924、Johnson-Reed Act）¹⁾が制定された後に、「宗教家」の滞在資格で渡米した天理教布教師に注目し、戦間期のアメリカで「非割当移民」（non-quota immigrant）として在住した日本人一世のトランスナショナリティについて論じることである。近年、日系アメリカ人の歴史研究では、単一国家の歴史観にとどまらない「新たなパラダイム」²⁾の必要性が提唱されるようになってきている。そして、日本人のアメリカへの渡航や定住様式が多様化³⁾していることとも相まって、アメリカと日本の関係史、日本人移民の越境性などに注目した歴史研究が行われている。日本人の渡米者数は、19世紀後半に急増し、アメリカへ定住する傾向が徐々に強まっていった。しかし、1924年移民法により日本人の移民がほぼ全面的に禁止され⁴⁾、日本の東アジア進出にともない日米関係が悪化していくなかで、在米の日本人一世たちは、いずれの国においても、自らを周縁的な存在として認識せざるをえない状況に追い込まれた。そして、第一次世界大戦から第二次世界大戦にかけて、排日運動が激化していった戦間期に、彼らは2つの帝国のはざまにおかれることになったのである。移民の越境性を分析する理論の一つであるトランスナショナリズムによる最近の研究では、こうした一世たちを積極的な戦略をもって生き抜いた「トランスナショナルな存在」として再認識している。⁵⁾

従来の研究において日本人一世を論じる際、その対象となるのは1924年以前に、主に出稼ぎを目的として渡米し、その後定住した日本人であることが多かった。しかし、戦間期や戦時抑留を経て、戦後もアメリカにのこった日本人のなかには、1924年以降、「非割当移民」として渡航した者もいた。管見の限り、出稼ぎを目的に渡米したいわゆる日本人「移民」に比べ、彼らに関する研究は多くはない。⁶⁾彼らも戦間期の日本人一世であったことは確かであり、この人々に注目することは、1920年代後半から太平洋戦争勃発までの日系移民社会における一世たちを、新たな側面から考察することになると考えられる。そこで本稿では、「宗教家」の滞在資格で「非割当移民」として渡米した天理教布教師を取り上げたい。

幕末の新興宗教の一つである天理教は、1927年に北米地域における最初の教会をサンフランシスコに設立した。それ以降、日本から多くの布教師が派遣され、1934年にカナダ、ハワイ準州（当時）を含む北米地域の管轄拠点として、ロサンゼルスに「天理教アメリカ伝道庁」が設置された。こうして、天理教は、開戦前には日系移民社会の主要な日系宗教団体の一つとみなされるようになった。⁷⁾日本から派遣された天理教の布教師は、一時的な訪問をした者、数年滞在したのち日本に帰国した者、戦時抑留を経て定住しアメリカ市民となった者などさまざまであった。しかし、戦間期にアメリカに渡った布教師たちはいずれも、日本の教会本部や関係

教会と強い繋がりを保持すると同時に、ホスト社会における適応にも苦慮するなど、2つの国家にまたがるトランスナショナルな存在であった。⁸⁾ 日系移民社会における彼らの布教活動や生活を明らかにすることは、「非割当移民」として渡米した日本人という視点から、戦間期の日本人一世の多様な経験やトランスナショナルリティを考察する上で有効であると考えられる。

本稿では、天理教布教師に注目し、トランスナショナルな視点から、戦間期のアメリカに在住した日本人一世を検証することを試みる。トランスナショナリズムの定義や方法論は、まだ十分に確立されているとは言えない。本稿ではこれを、ナショナル（国家）という枠組みを越えて人・物・カネ・情報が複数国の間で行き来する様子、またその過程で形成・再形成される文化や意識、そしてそれに伴う関係者の越境地社会における適応（受容と変容）の様態やネットワーク構築などを分析する概念と定義し⁹⁾、その結果明らかになった様相や性質をトランスナショナルリティと呼ぶことにする。本稿では、まず戦間期の日本人一世や、日系移民社会における宗教に関する先行研究について論じる。続いて、天理教布教師の日記や天理教教会本部関係史料、また移民社会で発行された邦字新聞の記事などから、1920年代後半から1930年代にかけての日系移民社会における、彼らの布教活動や生活について明らかにする。その上で、アメリカ、日本、そして日系移民社会の3つの観点から、戦間期の日系移民社会において、2つの帝国のはざままで生き抜いた日本人一世である布教師たちのトランスナショナルリティについて考察する。

1. 戦間期の在米日本人一世

(1) 戦間期の日本人一世に関する研究

アメリカ本土の日本人移民に関しては、これまで多くの研究が蓄積されている。当初、主に出稼ぎを目的として、単身で渡った男性たちの滞在が延びるにつれ、家族や親族の呼び寄せ、「写真花嫁」との結婚などにより、所帯がもうけられるようになった。そして、しだいに定住の傾向が強まると、西海岸の各地に日系移民社会が形成されていった。しかし、こうした日本人移民の集住、日本の東アジア進出により、主に西海岸でアメリカ人の排日感情が高まっていた。さらに、日本人は帰化不能外国人となり、彼らの土地所有を禁じる種々の法律が制定され、そして1924年移民法（「排日移民法」とも呼ばれる）が制定されると、在米日本人一世は、自分たちの将来をアメリカで生まれアメリカ国籍を有する二世たちに託そうとし、また二世たちもアメリカ社会で日系人として生き抜く道を探っていくことになった。同法制定以降、特に1930年代は、日系人二世の教育問題が顕著となり、二世とその将来に関する研究も、これまで数多く行われてきた。

このような歴史的流れのなかで、戦間期の一世の存在に関しては、1924年移民法の制定にいたる種々の日系人排斥運動とそれに対抗する彼らの苦闘、また二世たちが日米間の「懸け橋」となることへの一世たちの期待、日本の帝国化と東アジア進出政策による日米関係悪化とその日系社会への影響などが、主な研究の対象となってきた。あるいは戦時日系人強制収容への前段階としてのアメリカ政府当局の動きなども、強制収容研究のなかで行われてきた。しかし、イチオカ・ユウジは、戦間期を扱った近年の研究において、「一世世代の二世世代に対する関係と影響にもかかわらず、一世が欠落していることが目立つ。戦中の時期の歴史的理解を広げ、深めるために、一世世代の研究をもっと深く追求すべきである」¹⁰⁾と指摘し、戦間期こそが、「1940年代、特に日系アメリカ人の大規模抑留などの出来事を正しく理解する鍵になるとみた」

11)のである。こうしたなかで、トランスナショナルな視点から、一世たちを再評価する研究も進められてきた。

(2) 戦間期の一世代に関するトランスナショナル研究と天理教の北米伝道

移民研究においては、移住者がホスト社会に、どのように、あるいはどの程度「同化」するかは、大きなテーマの一つである。近年では人の移動や移住形態が多様化しており、複数国を頻繁に行き来し、一つの国や社会に「同化」しない観点から移民を考察するトランスナショナリズムが注目されている。¹²⁾ これは、従来の研究に大きな影響を与え、出移民や入移民など、母国と移住先にそれぞれ個別に焦点を当てた研究と異なり、2つないしはそれ以上の国家や社会を視野に入れて、移民たちの移動、思考、諸活動などを考察するものが増えてきている。

東栄一郎は、「アメリカにおける日系人史という研究分野では、1930年代のトランスナショナルな結びつきによって作り出された移民の複雑な政治的活動について、本格的に議論されたことはほとんどないのである」¹³⁾と述べ、その分析にはトランスナショナルな視点が不可欠だと主張する。そして東は、一世たちを国家と国家の間におかれた存在として、「間・国家間」という視点から、二世教育における彼らの姿勢を論じている。日本人の一世は帰化不能外国人であったが、彼らのなかには、日本人の民族性やその精神はアメリカ民主主義にも充分対応し得るものと考えた者がおり、二世教育に日本精神を求めることは、彼らにとって「アメリカ的」なことであった。東によれば、一世たちが考えた日本精神は、日本にいる日本人が考える「身心を天皇陛下に献納して皇運を扶翼する純正なる精神」¹⁴⁾とは異なっていた。彼らは、日本精神を「古き時代の日本の倫理を具現化したもの」であり、「二世を卓越したアメリカ市民に育てる道徳的基盤、つまり子どもたちがよきアメリカ市民として成長するための糧となる教訓や行動規範を教える手段」とし、「アメリカニズムに互換性がある」¹⁵⁾と考えたのである。このようにして東は、「競合する国家権力と国民理念のはざままで生活した一世は、アメリカ白人社会と帝国日本のいずれとも活発に交渉し、関わり合い、しばしば協力・共謀関係を築いた」¹⁶⁾と戦間期の一世代を分析している。

こうした戦間期の一世代たちが、ホスト社会へいかに適応したのかを考える上で、宗教は大きな要素の一つである。日本人がアメリカに定住し、移民社会を形成していく過程において、日系宗教、特に日系キリスト教と仏教が果たした役割は大きく、またその役割において、日本や日本文化との繋がりの有無やその程度が一つの論点になってきた。歴史的にみると、1870年代に、日系宗教の活動は日系キリスト教が在住する日本人たちを物心両面でサポートすることから開始した。その一方で、次第に日本人たちの滞在が延びるにつれ、冠婚葬祭の必要性も生じたことなどから、仏教の各派が進出している。先行研究においては、各宗教の歴史や日系移民社会における役割を論じたもの、キリスト教と仏教を比較して考察したものなどがある。¹⁷⁾ また日系キリスト教と仏教に数十年遅れる形で活動を開始した新宗教系の金光教、天理教に関する分析もある。¹⁸⁾ いずれも日系移民社会が形成されるなかで、宗教的側面のみならず、政治、経済、社会的側面においても重要な役割を果たしていった様子が明らかにされている。また、日本との関係性から日系宗教を論じているものもある。¹⁹⁾

戦前から現在にいたる、天理教のアメリカ伝道の歴史にみるトランスナショナルリティは、天理教布教師と信者が日米間を往来し、アメリカ社会に適応していく過程で、国や地域を越えた天理教ネットワークの構築、維持、継承が行われている点にみられる。本稿で注目するのは、戦間期に渡米した布教師たちが、日系移民社会で行った布教活動とその布教生活における、「二

国に挟まれた（それを超越するのではない）彼らの日常生活体験とそこから派生する思考パターン」²⁰⁾である。また、東は、二つの国家に対して、移民社会の一世たちが、「どちらか一方だけを選択することを拒み、むしろ日米両国の事物間に生じるさまざまな矛盾に対しては折衷的なアプローチをとることを選んだ」²¹⁾と分析している。本稿では、この「折衷的なアプローチ」という視点から天理教布教師の生活誌を検証することで、戦間期の一世たちへの考察を深めたい。

2. 「非割当移民」としての天理教布教師

(1) 北米の天理教概略

天理教は、1838年に中山みきを教祖として始まった宗教であり、19世紀後半に日本国内で急速に伸展した。しかし、世界中の人々を救済するという教えが根底にあること、国家の宗教政策に反するとして、明治政府当局から教会本部の活動に厳しい監視と規制が行われたことなどから、19世紀末に日本国外へ積極的に新たな活動の場をもとめていくことになった。こうして天理教は、1893年に開始した韓国での布教活動を嚆矢に、朝鮮半島、台湾、中国大陆で活動を展開していった。

アメリカ本土での伝道は、1896年に19歳の青年布教師が渡米し布教活動を行ったのが、嚆矢とされる。²²⁾ また同時期には、就労を目的として多くの日本人がアメリカ本土に渡るようになり、そのなかには天理教の教師や信者も多数含まれていた。彼らのなかには、過酷な労働に従事するかたわら布教活動を行なった者がいた。1920年代後半からは、組織的な布教活動が開始され、1927年に最初の教会がサンフランシスコに設立された。以後、シアトル、オークランド、ロサンゼルスなどで次々と教会が設立されていった。1934年にハワイを含む北米地域を統括するアメリカ伝道庁がロサンゼルスに設立され、北米地域での天理教ネットワークの構築も試みられた。しかし、太平洋戦争が開始されると、主な教会長や布教師はFBIによって逮捕され、抑留所に収容された。また逮捕されなかった教信者も、他の日本人と同様に、強制立ち退きにより、各地の収容所での生活を余儀なくされた。

戦前のアメリカにおける天理教の布教活動の特徴としては、日系移民社会を基盤とし、在住する日本人一世を主な布教対象としたこと、日本の布教形態と同様に一軒一軒家を訪ねる「戸別訪問」と「さづけ」とよばれる病気治しを行ったこと、設置された教会や布教拠点日米移民社会における日本の情報提供の場として機能したこと、日本国内で天理教の悪評により、日系移民社会でも反天理教的環境が存在したことなどがあげられる。²³⁾ 天理教は、日系キリスト教や仏教などの既成宗教が当時あまり行わなかった病気治しにより、日本人たちの宗教的要求を満たし、また「周縁的な立場の人びと」を対象とすることで、新たな宗教的選択肢の一つとして宗教界に参入していった。²⁴⁾

(2) 1924年移民法と天理教布教師

1924年移民法は、「排日移民法」とも称され、帰化不能外国人とされた日本人の移民をほぼ全面的に禁じた法令であった。これまで、その成立過程、日系移民社会や日本社会での反対運動、制定後の影響などについて、さまざまな研究が行われている。一方、「非割当移民」としての日本人は入国、在留が可能であったが、管見の限り、この分野に関して詳しく論考した研究は多くない。天理教の布教師たちが該当した条項は、1924年移民法のSection 4の(d)であつ

た。²⁵⁾ この条項で規定されていたのは宗教家、大学教授などであった。アメリカへの入国の申請をする時点で、申請希望の滞在資格において最低2年間の職業経験があり、その職業の目的においてのみ入国を希望する者が対象となっていた。配偶者や18歳以下の子供たちを同伴することもできた。また、労働省では、宗教家とは、認可された宗派や教団によって正式に認められた人物であり、キリスト教あるいは非キリスト教の宗教的集会を行い、宗教的秘儀などの儀礼を執行する人物であると解釈していた。²⁶⁾ つまり、入国までに少なくとも2年間は公式な資格のある宗教家として勤めており、またその宗教上の職務遂行のためにのみアメリカへ入国するという条件において、「非割当移民」として認められた。労働省の規定では、叙任されていない修道女や宗教者は、「宗教家」としての非割当に該当しなかった。

天理教の北米伝道従事者には、さまざまな人々がいた。教会本部から正式に認可された天理教教師ではない信者たちのなかにも、積極的に布教活動に関わっている者が多数いた。これは、天理教の北米伝道、あるいは天理教全体としての伝道形態の特徴でもあった。たとえば、モンタナ州、ワシントン州、カリフォルニア州などでは、1900年頃から、出稼ぎや家族への合流を目的として渡米した天理教の教師や信者たちが、徐々に生活が安定していくなかで、就労しながらも個人的に布教活動を行っていた。やがて、天理教の布教活動が徐々に活発になり、組織的な伝道が計画されるようになると、1927年に初めて「宗教家」としての資格で、天理教の教師がアメリカに渡った。それ以後、1937年までの間に、「宗教家」としてアメリカ（ハワイ含む）、カナダに入国した天理教布教師は100人近くに及んだ。²⁷⁾ そのなかには、巡教のため訪米した数ヶ月の一時滞在者も含まれていたが、多くは1年以上の長期滞在者であり、さらに戦中の抑留や収容体験を経て、戦後も在住することになった者もいた。

「非割当移民」の「宗教家」としての天理教布教師の渡米手続きの実際は、次のようなものであった。²⁸⁾ 1924年移民法に規定されているように、まず布教師は天理教の「教師」に任命されてから満2年以上の布教経験を有する必要がある。その上で、在日本アメリカ領事館から査証を得るために、天理教管長の任命証や外務大臣下付の渡航免状などが必要とされた。外務省への申請は、地方の警察署を経由して行い、1928年の兵庫県の場合には「一、戸籍謄本一通、一、履歴書一通、一、身分証明書（市町村でくれるもの）一通、一、写真二枚（大きくないもの）、一、戸主の場合は遺族の生活保証書一通（誰れでもよい）、一、戸主以外の場合は戸主の承諾書一通、一、布教費並びに生活費の保証書一通、一、郵船等級、其の他に布教理由書様のもの」²⁹⁾が必要であった。その後、府県庁が外務省に具申し、1カ月から2カ月で渡航券が外務省から下付された。次に領事館に出頭し、その渡航券とともに、天理教管長からの任命書、戸籍謄本、布教費生活費の引受書、領事館指定医による健康証明書などを提出する。そして、領事によって面接が行われ、合格すれば査証が下付された。

「宗教家」資格で渡米し、1928年4月から7月まで滞在した天理教の教会長諸井忠彦は、天理教布教師の渡航、入国、滞在に関して、自身の経験を踏まえ、考慮すべき事柄として、次の点をあげている。³⁰⁾ まず、検疫官の検査と移民官の調査の2段階に分け、移民官の調査については、「船客等級」、「入国者の人格」、「着陸後の保護人」、「確実なる回答」、「上陸前に移民官付弁護士に交渉しておくこと」、「布教師は労働に従事するを得ず」、「布教費の支出確実」、「上陸の際故障ある者はエンジェル島へ抑留せらる」、「税関史の手荷物調査」、「上陸後は直に領事館並に日本人会に出頭登録を要す」など留意すべき点を記している。また、アメリカ到着後に速やかな入国許可を得るために、「渡米者は写真に履歴書を前以て米国の知己（到着地所在の教会を可とす）に送り予め移民官附弁護士の諒解を得て置くこと」³¹⁾とも述べている。このように、

布教師たちが無事にアメリカに入国するまでには、査証申請準備から実際の入国に至る一連の手続きを、慎重かつ丁寧に進めていく必要があったことがわかる。

3. 天理教布教師の生活誌

(1) 布教師の日記

布教師たちは、日系移民社会における布教活動として、「新聞、講演、文書などの宣伝」、「白人伝道に力を注ぐこと」、「宗教座談会、子供会、家庭集会等を開き神言を台にして宣教すること」、「言語、風俗、習慣、凡て勤めて米化すること」などを目標に掲げ、具体的な方法として「病人助け」、「病院訪問」、「家庭集会」、「講演会」、「新聞利用」、「宣伝文広配」などを行った。³²⁾ そのなかで、天理教紹介の映画を含む「講演会」はしばしば開催され、日本人たちに好意的に受け入れられた。たとえば、1928年にシアトルで行われた際には、「非常なる盛会にて聴衆五、六百名満員の状態を呈し候」、またポートランド市の精養軒ホールでの開催では「聴衆二百五十名位にて盛大に催され候」³³⁾と、かなりの参加者を得ていた様子がうかがえる。布教師が個人でこのような講演会を開催することは難しく、組織的伝道によって可能となる布教形態の特徴であったといえる。一方で、日本国内で実践されていた「まだ天理教の教えが広まっていない地へ、布教者が着のみ着のまま出かけてゆ」く「単独布教」³⁴⁾は、アメリカの布教師たちの間でも布教活動の基本となっていた。この様子は、布教師たちの日記や手記などにおいてもしばしば記されており、本稿では、吉澤実と布野光蔵という2名の布教師が残した日記と手記から、その様子をうかがうことにする。

吉澤実は、名古屋にある天理教名京大教会から、アメリカ伝道に従事する布教師として1928年4月に派遣され、1935年12月に帰国するまでの7年8カ月の間、カリフォルニア州北部のサンフランシスコ、サクラメント、オークランド、バークレーなどで布教を行った。³⁵⁾ 吉澤は、1928年4月の日本出発から1934年12月までの日記を、全部で十数冊の手帳に記している。³⁶⁾ 一方、布野光蔵は、同じく名京大教会から派遣された布教師で、吉澤が派遣された翌1929年2月に渡米し、主にワシントン州シアトルなどの北西部を中心に布教活動に従事した。日米開戦と同時に「危険な敵性外国人」として逮捕、抑留された。1946年の釈放後は、ニュージャージー州のシーブック農園で就労。その後、シアトルにあったワシントン教会を復興して3代会長に就任し、シカゴに定住した。ノートに記された手記は全部で3冊あり、その内容はそれぞれ、出生から渡米まで、アメリカでの布教道中、抑留生活時代となっている³⁷⁾。

(2) 布教師の日々の布教活動と信仰実践

吉澤や布野の日記や手記の主な内容は、布教活動の記録、布教方法に関するメモ、また個人的な信仰上のさとりなどである。日系移民社会が活動と生活の中心であったためか、アメリカ社会全般に関する言及が多いとはいえない。ただし、布教対象が移民社会の日本人一世と二世であったことから、日本人家庭を順々と定期的に訪問した様子、当時の日本人家庭の諸事情や病気に関する事柄、また内地人と日系人の比較などの記述がしばしば現れてくる。当時の移民社会における日本人たちの生活の一端がありありとうかがわれる。そこで、これらの布教師の日記とあわせて、教会本部関係史料、邦字新聞記事なども活用しながら、1920年代、1930年代の天理教布教師の布教活動や生活について明らかにしたい。

吉澤と布野は、日々布教活動に歩いている様子や、数人の人々を集めて行った「家庭集会」

などを次のように記している。

S 姉の友人から誘って貰い、話だけでも毎日午後は座り通して茶を喰みつつ、御話を伝えた。隣接の両家、M 夫人 G 夫人、T 夫人に、S さんの友人、同郷人の U 夫人と其の隣りの N 夫人等集まられ、何れも熱心に御話を聞いて下さった。中にも G、N 両夫人は事情も在って、熱心に教を乞はれた。U 夫人も S さんの近しい友人の情に引かされ、M 夫人も隣りだから、毎日の如く、午後は四、五人から多い時は七、八名、パーラで話したり聞いたり取次いたりして、殆んど外出するイトマ無き程に、次々に訪ねて来られた。御道の未だ珍しい時代でも有り、それだけ新鮮なものを、事に深く味はれたからでもあった。斯うして、第一回のオレゴン布教も順調に運んで、六日間の布教も成功で、一ト先づシアトルに帰った。³⁸⁾

朝 7 時から I 様お宅へ向って歩き出す。8 哩をてくてく行く。親切な白人に助けられ、行きつもどりつ 10 時半着。親切なもてなしをうけ、お心づくしを頂き、帰途はタクシーを頂き勿体ない。それより K さんのお宅をたづね、今日はゆっくりお話をし、6 時半停車場にゆき、6 時 50 分発。8 時半帰会す。³⁹⁾

このように、布教師たちは、日系移民社会を奔走し、さまざまな日本人家庭を訪ねては、教えを説いてまわった。

また、吉澤と布野の日記や手記には、移民社会の周縁の人々や病気に苦しむ人たちのことが、度々次のように記されている。「毎日次から次へと病人と病院を廻った。ゼネラル病院に K、I、N の三氏を訪ね、シスター病院に E、Y、J、O の四氏を、毎日の如くに見舞ふて、話を取次いだ。」⁴⁰⁾、「午後ハイランド病院へゆく。生憎子供の面会日は月、水、日曜日との事にて、暫く表にて立て、出入する日本人を待てど誰もなし。帰途 E. 17 街にビラ配りをして帰会。」⁴¹⁾、「パークレー病院の病人をさがす。時間外に教へてくれた人を病人と間違へて産婦なりし。お祝の辞をのべて帰る。それより N 氏をたづね、お見舞ひを申上ぐ。夜 S 氏腰が痛むとか見舞ふ。」⁴²⁾ こうして彼らは、病氣治しの「さづけ」を取り次ぐ機会を求めて、さまざまな病院をしばしば訪問していた。⁴³⁾

さらに信仰実践の一環として、布教師たちは、教会や布教拠点に供えられた食料などを、定期的に訪問する日本人家庭や、布教の道中で出会う人々に分け与えたりしていた。また逆に彼らが、種々の食料や衣服をもらうこともあった。吉澤の日記からは、「午前 S 様方へあづきの御飯に供物など持参す。午後 U 様ミシンにお来会、種々お心づくしの品々を頂く。それよりオーランドへお連れ頂く。郵便局にて T 氏の手紙三通を。F 方を見舞ひ、G 方にお助けし、Y、M、T、H もお寄りし御供様をお渡しす。七時帰る。」⁴⁴⁾ 「リッチモンド D 方を訪ね、お供物の御礼を申上げ、帰途には母上方よりも種々の心づくしの野菜に花など頂き帰る。」⁴⁵⁾ 「I 方、Y 方へと房子が出さして頂く。子供の靴を I 方より、お魚を Y 方より頂き帰る。夕方には Y 氏がサンピードロの親からと、美味なるマグロを御持参下さる。勿体なし。夜は M 方を訪ね、頂いた花を差上げ喜で頂く。」⁴⁶⁾ など、移民社会のなかで、互いにたすけあう姿もうかがえる。

高橋典史は、ハワイの天理教について、『病氣治し』などの呪術的・祈禱的行為を行って教線を拡大していった」と考察し、これは、日系キリスト教や仏教などの日系移民社会で主流をなす既成宗教体があまり担わなかった領域であり、天理教伝道の特徴をなしていると述べてい

る。⁴⁷⁾ また、カナダのバンクーバーで発行されていた『大陸日報』の1935年の記事は、日本の教会本部で開催された大会に、日本国内だけでなく、「朝鮮、満州、樺太、志那、台湾、南洋、布哇、北米など」からも参加者があり、非常に盛大に開催されたことに触れている。そして、その大衆を引きつける理由として、「聞く所によると布哇に於ける天理教は金を取らずに貧窮者、無産者、病者等を救済し、一方では階級打破、博愛平等、無欲愛他の信仰に即し以て天理を奉じて一切衆生、これ兄弟なり親子なりとの信念を実行してゐると云ふ話である。そして癩病患者、肺病患者でも両手で懐き、死生を超越して、宇宙の大愛の中に生き、不退転の精進を続けてゐる所に教勢の大をなしてゐる所以である。」⁴⁸⁾と報じている。このような状況は、アメリカ本土でも同様であった。アメリカの布教師たちは、各地の病院を訪れて、病氣治しを行うと同時に、「酒の中毒にかかっている人」、「バクチ」にはまっている人、女性とのトラブルが絶えない人⁴⁹⁾など、日系移民社会のなかでさまざまな問題を抱える日本人たちの救済を試みている。こうして、天理教は、社会の周縁にいると見なされた人々や病氣に苦しむ人へたすけの手を差し伸べ、日本人たちとの密接な触れ合いを通じて、日系移民社会においてその存在感を増していったと考えられる。

4. トランスナショナルな視点からみた戦間期の天理教布教師

(1) 「宗教家」としての天理教布教師とアメリカ社会

1924年以降に渡航した天理教布教師たちは、「宗教家」という資格で在留することになった。そのため、入国するには、2.(2)で述べたような条件を満たすことが必要不可欠であったが、この滞在資格の条件により問題が生じることもあった。1934年の地元英字新聞には、「政府当局、日本人牧師を送還」との見出しで、教師としての2年間の職歴がなかったため、ある天理教布教師が強制送還されることになったとの記事がみられる。⁵⁰⁾ また、教会本部の機関誌では、「布教師は労働に従事するを得ず」という記事のなかで、「布教師が労働に従事する事は禁ぜられて居るので、若し発見されれば直に送還される。……内地の如く労働して布教費を作り布教の費に当てんとする考は米国に於いては全然実行不可能である。」⁵¹⁾と報じられている。このように、「宗教家」として滞在している場合は、アメリカで労働を行わないように、教会本部内でも渡航前から再三注意が喚起されていた。また布教師たちは、アメリカ在住中に、移民局からの呼び出しを受け、就労していないか確認されることもあった。⁵²⁾ こうして、滞在資格条件の順守が厳格に求められたのである。

布教師たちは、滞在に必要な財政状況を証明して査証を取得し、アメリカへ入国していた。しかし、彼らにとって、実際の滞米中の生活費や活動費などの財政は厳しかった。天理教の伝道史に多くの著作がある高野友治によれば、この当時、布教師一人のアメリカ派遣費は1,000円ほどで、当時の大学卒月給60円、専門学校卒40円からすると、約2年分の給料が必要であった。⁵³⁾ 1934年にアメリカ伝道庁の初代庁長として赴任した辻豊彦は、当時の様子を、天理教の海外教会では信者から会員費を徴収しておらず、布教従事者も固定した給与を受けていない。天理教布教師はただ信者からの自発的な寄附を受けているだけである、と述べている。⁵⁴⁾ このため、移民としてすでに在住していた教信者、また新たに入信した人々などによる財政的援助が、布教師たちの滞在と布教活動において不可欠であった。また布教師たちは、活動費や生活費を捻出するために、移動手段として電車に乗らずに歩いて節約したり、自分の衣服などを売ったりしていた。信者からの寄付は金銭だけではなく、食べ物、衣類などによるものもあ

った。さらに、日本の教会や親族から送金を受ける場合もあった。吉澤は、「大町より手紙を頂き、同封六円を頂く。勿体ない事である。」⁵⁵⁾「朝早速、国からの心づくしの品々を開き、神前に供へてお礼申上げる。待ちかねる子供達大喜び。親より手紙只勿体ないことばかり、いつになったら親孝行が出来る事やら。」⁵⁶⁾などと記している。

「宗教家」としての布教師たちは、アメリカへの入国と滞在の資格という点では保証されていた。しかし、教会本部や在米教会からの財政援助は限定的であり、布教活動や生活をささえる費用は、移民社会の日本人信者の寄付や日本の教会関係者や親族からの送金などでまかなっており、その財政状況は困窮を極めていた。信者の寄付を基本とすることは、日本における信仰実践を踏襲したものであり、布教師たちにとって不自然なことではなかった。しかし、母国を離れたアメリカという外国において、例外的に入国、滞在を許可された「宗教家」としての立場を、彼らは明確に感じるようになったのである。

(2) 2つの国家のはざま

移民は、母国を離れホスト社会での生活を始めることで、「国家」を意識するようになるといわれる。天理教の布教師たちも、国外での布教活動に従事するなかで、日本という「国家」とアメリカという「国家」を意識するようになったと考えられる。そこには、日本国内で行う布教活動とは異なる要素が生じ、また「日本」という「国家」、日本人という「民族」を背負うという意識が生まれることになった。その意識は、教会本部の機関誌の記事にもみられる。

本教の布教師は、海外に於ては全日本民族の代表者である。海外に於ける日本人の悪徳不正義は、すべて本教布教師にかかって来ることは、日本に於けるクリスチャンが、米国政策の不純なるが為めに迫害されると同一である。本教の信仰と、国家政策の衝突が、若しも萬一起つて来るとするならば、この問題は何処に行くべきか？ この日こそ本教に於ける一時の試練であって、この日こそ本教は宇内に対して教祖立教の大旨を明言すべき日であることと思はれる。⁵⁷⁾

また、アメリカの布教師たちは、教会本部の機関誌に、「米国に於ける物質文明の発達には将に世界の支配者たろうとして居りますが、精神的には甚だ寒心に堪へぬものが多いのに驚かされるのであります。」⁵⁸⁾「吾々日本人は一部の表面的な欠点があるにせよ、たとへ無意識にでも魂の底に根本的な尊い良きものを持つ世界最優秀民族であると云ふ事をつくづく私は感ずるのである。」⁵⁹⁾などと寄稿していた。アメリカは物質文明においては進んでいるが、日本に比べて精神文明は遅れていると考え、彼らはそこにアメリカ社会における天理教の布教伝道の価値と意義を見出そうとしていた。また1936年に開催された教祖50年祭にむけて、1930年10月26日に発布された「諭達第5号」では、「人類更生」がうたわれ⁶⁰⁾、日本人すべてを天理教の信者となし、天理教の教えによる精神的な社会改革を目指した「人類更生運動」が展開された。これは、天理教の教えを知ることによって、日本人がその精神性を高めることを目指したものであり、日本国内だけでなく、海外でも実施された。前述したように、当時のアメリカの日系移民社会では、日本の伝統的な倫理感である「日本精神」を2世に教育することは、アメリカ社会で生き抜くうえで有効であるとの考え方もあったことから、天理教の「人類更生運動」は、移民社会での「日本精神」教育の促進につながるものともなった。

しかし、このような精神的な社会改革を目指した活動は、在米の布教師たちに2つの「国家

のはざま」を意識させることになった。その一例は「国旗」の掲揚にみられる。吉澤の日記には、1928年4月29日の天長節に天理教の教会で日本の国旗を出そうとしたところ、次のようなやりとりがあったと記されている。「日本の国旗を出すことは遠慮して貰ひたい」、「なぜ日本人が母国の国旗を掲げるに不服がありますか」、「日本人会から注意がありました」、「今日は一体どふゆふ日ですか。今生陛下第一回の天長節ではありませんか。何も気兼ねはいりません。それでは米国旗と仲よく交又して掲げませう」、「問題になるから止めて下さい」。しかし一方で、吉澤の日記には、同年5月20日の同教会の月次祭に、「屋根には米国々旗が翻って」おり、また1934年9月3日のアメリカの労働祭には、「米国の旗を表に掲げて祝意を表す、子供の喜ぶ」などと記されている。つまり、天理教の祭典日に日本の国旗に並べてアメリカの国旗を掲揚したり、アメリカの祝日にアメリカの国旗を掲げたりしていたのである。こうした布教師たちの記録からは、数年の滞在の間に、彼らのなかで、日本の国威発揚という意識と同時に、米国旗を掲げることへの抵抗感が軽減し、あるいは現地の慣習にならうという姿勢から、アメリカ社会へ順応していく姿もうかがわれる。

(3) 日系移民社会における「周縁化」

東栄一郎は、戦間期の一世を評して、「日本とアメリカに由来する人種と国家の定義が競合するトランスナショナルな状況では、それらの概念が持つ意味合いのギャップは一国の文脈のそれに比べ格段に広がり、一世は、拡大する人種と国家の裂け目を目の当たりにしながら、いずれの国からも真の意味で受け入れられることなく、そのはざまをさまよいつづけたのである。」⁶¹⁾と述べている。つまり、戦間期の一世たちは2つの帝国のはざまに立たされ、両社会から周縁化された存在であったといえる。ここまで本稿で論じてきた戦間期の日本人一世としての天理教の布教師は、日本とアメリカの両国からだけでなく、さらに日系移民社会においても「周縁化」された存在となっていた。

日本社会で、「邪教」と評されることもあった天理教⁶²⁾は、アメリカの日系移民社会においてもその影響をまぬがれることは出来なかった。ある布教師は、移民社会での日本人相手の布教活動の困難な点として、「移民として行った人達は、現在は最早相当の年配の人もありますが、その人達は以前の天理教を知って今日の本教を知らない為に、一も二もなく軽蔑して仕舞ふ」⁶³⁾傾向があると述べている。ある仏教会で行われた講演会に参加した際、開教師が天理教を攻撃する姿を目の当たりにした布教師もいた。⁶⁴⁾ また、カリフォルニア州で、ある天理教教会が設立奉告祭を行った際、天理教関係者の他には、神道関係の人が2、3人参集した以外は誰も訪れないということがあった。吉澤は、その様子を「社会的に認められぬお道の常の例として、領事を初め新聞記者に至るまで一人の姿を見ず」⁶⁵⁾と述べている。戦時中、主に西海岸に在住する日系人は強制的に立ち退かされ、収容所での生活を余儀なくされた。その施設の一つであったアリゾナ州のヒラリバー収容所における日系宗教に関する政府当局の報告書には、仏教の開教師が天理教の教えを風変わりで迷信的なものでありくだらないと考える傾向があり、また一世たちの多くは天理教信者を見下し、二世たちは天理教に関わりを持たないようにしている、と記されている。⁶⁶⁾ このような状況は戦時中に始まったことではないと考えられ、戦前の日系移民社会における天理教布教師に対する日系人たちの視線の一端がうかがえる。

アメリカの布教師たちが、日本で起こった事件の影響を、移民社会でそのまま受けることもしばしばあった。特に1935年末から1936年にかけて発生した天理教教会本部の「脱税疑獄」は、邦字新聞で、「故国宗教界異変 脱税疑獄の不正事件で天理教挙げらる 内部では本部反対

者が宗教搾取でスローガン投ず」⁶⁷⁾、「宗教界の異変続報 天理教の本部を峻烈に取調べ 金庫を開けて書類押収」⁶⁸⁾などと、大きく取り上げられた。また、天理教布教師に関連する事件なども、「『奉納金が多いほど病気の全治が早い』と多額の奉納金取得の天理教布教師詐欺罪で告発 全国数百万の天理教徒の大問題と注目さる」⁶⁹⁾、「天理教布教師の妻 神を恨んで自殺を計る 中風患者を全治させようと祈願したが顕なき為」⁷⁰⁾などと報道された。このような記事が報じられる度に、布教師たちは、その悪影響が及ばないように、移民社会の日本人たちへ対応することになった。

戦前の日系移民社会の一世たちは、さまざまな面で日本との繋がりを保っており、日本社会と日系移民社会の間には、地域社会レベルでの「トランスローカルな関係」が構築されていたといえる。新興宗教の1つであった天理教は、日本社会において、政府の方針といった政治的側面や一般市民の評判といった社会的側面での影響を受けることが多かった。トランスローカルな性質をもったアメリカの移民社会においても、布教師たちは日本国内での影響を受けることになり、その結果として周縁的な存在とみなされることも少なくなかったのである。

おわりに

本稿では、日本人一世たちがホスト国アメリカと母国日本の2つの帝国のはざままで揺れ動いていたとされる戦間期に、「非割当移民」として布教活動を目的に渡米した天理教布教師たちの存在に注目し、彼らの日記や手記を紐解いて、当時の天理教教会本部関係史料や現地新聞の記事を掘り起こしながら、その布教生活の様相を検証した。そこには、天理教布教師が、他の日本人「移民」一世と同様に日米間でのトランスナショナリティを有する一方で、例外的に入国、滞在を認められた「非割当移民」としての制約をもっていたことが明らかになった。母国を離れた他の国家においては、「宗教家」としての滞在は許可されたものの、その資格外での活動は許されず、布教師たちは国家という枠組みによる規制を意識することになった。また、天理教の教えを広めると同時に、日本人としての母国への敬意とその国威の発揚を意識する一方で、アメリカのホスト社会にいかにか適応するかが、布教を推し進める上でも、また日々の生活を過ごす中でも避ける事の出来ない課題となり、布教師たちは国家間のはざまに揺れる存在となっていた。つまり、彼らは、母国とは異なる他国の環境において越境的な立場におかれ、時としては折衷的なアプローチを必要とする場面に直面したのである。さらに、日本社会と強い繋がりを持つ「トランスローカルな」移民社会において、日本での状況を反映して、天理教布教師は「周縁的な存在」となっていた姿も明らかになった。しかし同時に、経済的に困窮した人々や病気に苦しむ人々と共に生きるという彼らの姿勢により、日本とアメリカの両社会で周縁的な存在となっていた日本人一世の精神的な救済に貢献し、相互扶助を実践する姿もみられた。こうした布教師たちの生活誌を紐解くことは、宗教家としての側面を描き出すだけでなく、戦間期を生きた日本人一世の多様性の一端を明らかにすることにもなったと言えるだろう。

現在ロサンゼルスに在住する、戦後新たに渡米した日本人「新一世」について、山田亜紀は、「コスモポリタンなライフスタイルが可能になった現在では、米国文化と米国社会への同化を控えることもできる。逆に、日本を離れているにもかかわらず、新一世の間にトランスナショナリティが顕著に現れ、日本人移民コミュニティとコミュニティの施設で社会関係を築き、子供に流暢な日本語と日本文化への理解を身につけさせながら育てるなどの現象も見られる。」⁷¹⁾と分析している。グローバル化が高度に進んだ現代社会においては、人々が複数の国々を行き

来することが容易になっている。その渡航や滞在の目的、形態、期間も多様化するなかで、新しい環境で生活するにあたり、ホスト社会への「同化」が必ずしも不可欠であるとは言えなくなっている。また山田は、戦前に渡米した「旧日系移民は、強力な『エスニック・コミュニティ』を創造し、自らの文化や価値観、伝統を守り抜いてきた。同じような現象は、第二次世界大戦後に渡米してきた新日系移民のコミュニティにも観察される。それゆえ、旧日系移民に対する観察は、新日系移民を理解する際のガイダンスになりうるだろう。」⁷²⁾とも述べている。本稿は、天理教布教師の生活誌をトランスナショナルな視点から分析することによって、戦前の日本人の渡米目的や滞在形態の多様性の一端を明らかにした。このように戦間期の日本人一世布教師のトランスナショナルリティを考察することは、戦前のみならず現在の日本人の移動や移民に関するトランスナショナルな研究の上に貢献しうると考えられる。天理教に関する更なる調査、また他の宗教におけるトランスナショナルリティの研究をも今後の課題としたい。

【注】

1) Immigration Act of 1924, United States Statutes at Large (68th Cong., Sess. I, Chap. 190), pp.153-169.

2) 「新たなパラダイム」に関しては、Takaki, Ronald, *Strangers from A Different Shore: A History of Asian Americans* (Boston: Little Brown, 1998) やイチオカ・ユウジ『抑留まで—戦間期の在米日系人』、彩流社、2013年などを参考にした。

3) 日本人の多様性に関しては、南川文里「アメリカ合衆国における『ジャパニーズ』の類型化—トランスパシフィックなエスニシティ理解のために—」米山裕、河原典史編『日本人の国際移動と太平洋世界—日系移民の近現代史』、文理閣、2015年、47～70頁を参照。

4) 本稿で論じる「非割当移民」は例外とされ、条件を満たせば入国、滞在が許可された。“Exclusion from United States.” Sec. 13 (c), Immigration Act of 1924, United States Statutes at Large (68th Cong., Sess. I, Chap. 190), p.162 参照。

5) Azuma, Eiichiro, *Between Two Empires: Race, History, and Transnationalism in Japanese America* (New York: Oxford University Press, new version, 2005) [東栄一郎『日系アメリカ移民—二つの帝国のはざままで—忘れられた記憶 1868-1945』(飯野正子監訳、長谷川寿美他訳)、明石書店、2014年、及び Azuma, Eiichiro, *In Search of Our Frontier: Japanese America and Settler Colonialism in the Construction of Japan's Borderless Empire* (Oakland, CA: University of California Press, 2019) を参照。

6) Daniel H. Inouye は、著書 *Distant Islands: The Japanese American Community in New York City, 1876-1930s* (Louisville, Colorado: University Press of Colorado, reprint version, 2019) で、戦前のニューヨークの日本人について論じるなかで、駐在員や留学生などの一時滞在者である「非移民」(non immigrant) について言及している。

7) 在米日本人会事蹟保存部編纂『在米日本人史 (2)』復刻版、PMC 出版、1984年、455～456頁。

8) 本稿執筆にあたり特に参照した天理教に関するトランスナショナルな研究は次の通り。高橋典史『移民、宗教、故国—近現代ハワイにおける日系宗教の経験—』、ハーベスト社、2014年；野口茂「南米南部における天理教異文化伝道の展開—伝道者と受容者の語りを中心に—」『アメリカスの天理教—南北アメリカにおける伝道の諸相と展望』、天理大学附属おやさと研究所、2011年、51～81頁；山倉明弘「在米天理教布教師戦時抑留のトランスナショナルな文脈—満州、日本、アメリカ—」『アメリカスの天理教—南北アメリカにおける伝道の諸相と展望』、天理大学附属おやさと研究所、2011年、1～49頁；Yamakura, Akihiro, “Transnational Contexts of Tenrikyo Mission in Korea: Korea, Manchuria, and the United States,” in *Belief and Practice in Imperial Japan and Colonial Korea*, ed. by Emily Anderson (Gateway East, Singapore: Palgrave Macmillan,

2017), 153-176 ; 山田政信『新宗教のブラジル伝道』、天理大学附属おやさと研究所、2018年。

9) トランスナショナルリズムに関しては、Schiller, Nina Glick and Thomas Faist ed., *Migration, Development, and Transnationalization: A Critical Stance* (New York: Berghahn Books, 2010) と Vertovec, Steven. *Transnationalism* (New York: Routledge, 2009) を参考にした。

10) イチオカ、前掲書、30頁。

11) 同上、17頁。

12) たとえば、2019年6月29日(土)と30日(日)の両日に亘って開催された日本移民学会第29回年次大会のテーマは「移民と〈トランスナショナル〉」であった。

13) 東、前掲書、285～286頁。

14) 同上、226頁。

15) 同上、227頁。

16) 同上、375頁。

17) 日系移民社会における日系宗教の役割については、次の文献を参照した。本多千恵「キリスト教社会における日本宗教の布教ストラテジーと適応」『年報社会学論集』第7号、1994年、73～84頁；同志社大学人文科学研究科編『北米日本人キリスト教運動史』、PMC出版、1991年；飯野正子「BC州の仏教会と日系カナダ人コミュニティ」『東京大学アメリカ太平洋研究』第2号、2002年、45～61頁；島田法子「ハワイにおける日系仏教にみる文化変容とアイデンティティ」『立教アメリカン・スタディーズ』25、2003年、33～51頁。

18) 日系移民社会における日系新宗教に関しては、次の文献を参照した。井上順孝『海を渡った日本宗教—移民社会の内と外』、弘文堂、1985年；高橋典史「日系移民社会と日系新宗教：ハワイの天理教の場合」『一橋研究』33(1)、2008年、47～60頁；尾上貴行「戦前のアメリカ日系移民社会における日系宗教：天理教の展開とその特徴について」『天理大学おやさと研究所年報』23、2017年、25～46頁；尾上貴行「戦前から戦後復興期のハワイ日系移民社会における天理教伝道に関する一考察」『天理大学おやさと研究所年報』24、2018年、25～46頁。

19) たとえば、高橋典史『移民、宗教、故国—近現代ハワイにおける日系宗教の経験』、ハーベスト社、2014年など。

20) 東、前掲書、21頁。

21) 同上、22頁。

22) 天理大学附属おやさと研究所『天理教事典 第三版』、天理大学出版会、2018年、17頁。

23) 尾上、前掲論文、2017年、25～46頁。

24) 高橋典史「日系移民社会と日系新宗教：ハワイの天理教の場合」『一橋研究』33(1)、2008年、47～60頁。

25) “Non-quota Immigrants.” Sec.4 (d), Immigration Act of 1924, United States Statutes at Large (68th Cong., Sess. I, Chap. 190), p.155.

26) “Nonquota Minister or Professor,” U.S. Department of State, *Admission of Aliens into The United States* No.926 General Instruction Consular, Diplomatic Serial, No.273 (Washington, D.C.: United States Government Printing Office, March 23, 1929), pp.50-51.

<https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=osu.32435018772665&view=1up&seq=3&q1=Non-Quota%20Immigrants> (2020年8月22日アクセス)

27) 「(二) 米国布教十年とビザの行方」天理教アメリカ伝道庁編『天理教米國布教十年史』、天理教アメリカ伝道庁、1938年、附録37～44頁。

28) 中西喜代造「ポートランド教会の設立…と北米への布教の話… (二)」『みちのとも』、1928年7月5日、60頁。

29) 同上。

30) 諸井忠彦「亜米利加伝道に対する書簡」『みちのとも』、1928年9月20日、57頁。

31) 同上。

32) 天理教布教師、布野光蔵の手記「私乃影」(2)、204～205頁。天理教ワシントン教会4代会長木村昌人氏提供。

- 33) 天理教名京大教会史料部編『天理教名京大教会史 後編第2巻』、天理教名京大教会、1963年、79～80頁。
- 34) 井上順孝『海を渡った日本宗教—移民社会の内と外』、弘文堂、1985年、25頁。
- 35) 吉澤実氏の親族である天理教信濃大町分教会長権田道男氏へのインタビュー、2020年8月15日。
- 36) この日記は、本稿の史料として、同上の権田道男氏から提供していただいた。
- 37) 注30参照。
- 38) 布野光蔵の手記、1929年4月の記録、186～187頁。「御道」とは天理教のことを指す。
- 39) 吉澤実の日記、1931年5月31日。
- 40) 布野光蔵の手記、1929年4月の記録、187頁。
- 41) 吉澤実の日記、1932年10月8日。
- 42) 同上、1934年7月2日。
- 43) 戦時中アリゾナ州にあったヒラリバー収容所に関する政府当局の報告書には、ある天理教布教師が収容所の人々に「さづけ」を取り次ぐ様子が詳しく記されており、当時布教師によって行われていた病気治しの実際の様子がうかがわれる。Robert F. Spencer, “A Preliminary Analysis of the Role of Religion in the Gila Relocation Center,” *Anthropology* 244, (FBI, Winter 1943), p.47, Japanese American Evacuation and Resettlement Records, Bancroft Library, UC Berkeley, Filename: cubanc6714_b166k08_0050.pdf <http://cdn.calisphere.org/data/28722/59/bk0013c9559/files/bk0013c9559-FID1.pdf> (2020年8月26日アクセス)
- 44) 吉澤実の日記、1933年11月27日。「ミシン」は自動車を指す。
- 45) 同上、1934年7月23日。
- 46) 同上、7月24日。「房子」は吉澤実の妻。
- 47) 高橋、前掲論文、57頁。
- 48) 「東西南北」『大陸日報』、1935年11月1日。
- 49) 吉澤実の日記、1929年4月13日。
- 50) “Government Moves to Deport Japanese Priest,” *San Pedro News Pilot*, December 31, 1934.
- 51) 諸井、前掲、57頁。
- 52) たとえば、吉澤実はオークランドでの1932年12月14日の日記に、「午前十時頃突然移民局来る」と記している。
- 53) 高野友治「アメリカの伝道者たち」『みちのとも』、1977年11月、60頁。
- 54) “Rev. Tsuji Says Tenrikyo Mission Group Working for Social Welfare,” *Japanese American News*, July 26, 1939.
- 55) 吉澤実の日記、1933年7月7日、「大町」は吉澤の実家。
- 56) 同上、1934年12月9日。
- 57) 中西喜代造「志那四億の民を如何に教化すべき」『みちのとも』、1925年2月20日、35頁。
- 58) 鳥澤林蔵「米くに布教して」『みちのとも』、1929年10月20日、55頁。
- 59) 鈴木亨「バンクーバー物語」『みちのとも』、1938年3月、49頁。
- 60) 天理大学附属おやさと研究所、前掲書、481頁。
- 61) 東、前掲書、379頁。
- 62) 天理教の迫害の歴史については、飯田照明『天理教の迫害・受難史』、飯田照明、2016年を参照。
- 63) 「北米より遙々 教校別科に入学した人々 岡崎よね子さんの話」『みちのとも』、1928年9月20日、64頁。
- 64) 布野光蔵の手記、1929年2月19日の記録、165～166頁。
- 65) 吉澤実の日記、1934年5月20日。
- 66) Spencer, Robert F., “Religious Life in the Gila Community,” (November 2, 1942) pp. rr-tt,

Japanese American Evacuation and Resettlement Records, Bancroft Library, UC Berkeley, Filename: cubanc6714_b166k08_0051.pdf, <http://cdn.calisphere.org/data/28722/59/bk0013c9559/files/bk0013c9559-FID1.pdf> (2020年8月26日アクセス)

- 67) 『日米』、1935年12月17日。
- 68) 『新世界朝日新聞』、1935年12月18日。
- 69) 『新世界』、1931年10月25日。
- 70) 『日布時事』、1932年7月27日。
- 71) 山田亜紀『ロサンゼルスの新日系移民の文化・生活のエスノグラフィ』、東信堂、2019年、177頁。
- 72) 同上、39頁。

【参考文献】

- Azuma, Eiichiro. *Between Two Empires: Race, History, and Transnationalism in Japanese America*. New York: Oxford University Press, new version, 2005.
- Azuma, Eiichiro. *In Search of Our Frontier: Japanese America and Settler Colonialism in the Construction of Japan's Borderless Empire*. Oakland, CA: University of California Press, 2019.
- Inouye, Daniel H. *Distant Islands: The Japanese American Community in New York City, 1876-1930s*. Louisville, Colorado: University Press of Colorado, reprint version, 2019.
- Kashima, Tetsuden. *Buddhism in America: The Social Organization of an Ethnic Religious Institution*. Westport, Connecticut: Greenwood Press, 1977.
- Schiller, Nina Glick and Thomas Faist ed. *Migration, Development, and Transnationalization: A Critical Stance*. New York: Berghahn Books, 2010.
- Takaki, Ronald. *Strangers from A Different Shore: A History of Asian Americans*. Boston: Little, Brown, 1998.
- Vertovec, Steven. *Transnationalism*. New York: Routledge, 2009.
- Williams, Duncan Ryûken and Tomoe Moriya eds. *Issei Buddhism in the Americas*. Chicago, IL: University of Illinois Press, 2010.
- Yamakura, Akihiro. "Transnational Contexts of Tenrikyo Mission in Korea: Korea, Manchuria, and the United States." *Belief and Practice in Imperial Japan and Colonial Korea*, edited by Emily Anderson, 153-176. Gateway East, Singapore: Palgrave Macmillan, 2017.
- Yanagawa, Keiichi, ed., *Japanese Religions in California: A Report on Research Within and Without the Japanese-American Community*. Tokyo: Department of Religious Studies, University of Tokyo, 1983.
- 東栄一郎『日系アメリカ移民 二つの帝国のはざまで一忘れられた記憶 1868-1945』(飯野正子 監訳、長谷川寿美他訳)、明石書店、2014年。
- 飯田照明『天理教の迫害・受難史』、飯田照明、2016年。
- 飯野正子「BC州の仏教会と日系カナダ人コミュニティ」『東京大学アメリカ太平洋研究』第2号、2002年、45～61頁。
- イチオカ・ユウジ『抑留まで一戦間期の在米日系人』、彩流社、2013年。
- 井上順孝『海を渡った日本宗教一移民社会の内と外』、弘文堂、1985年。
- 尾上貴行「戦前のアメリカ日系移民社会における日系宗教：天理教の展開とその特徴について」

- 『天理大学おやさと研究所年報』23、2017年、25～46頁。
- 尾上貴行「戦前から戦後復興期のハワイ日系移民社会における天理教伝道に関する一考察」『天理大学おやさと研究所年報』24、2018年、25～46頁。
- 「更生運動の再検討—松村先生との一問一答—」『みちのとも』、1935年7月5日。
- 金光清治「北米日本人移民の信仰と生活世界」『金光教学』37、金光教教学研究所、1997年、85～142頁。
- 在米日本人会事蹟保存部編纂『在米日本人史（2）』復刻版、PMC出版、1984年。
- 島田法子「ハワイにおける日系仏教にみる文化変容とアイデンティティ」『立教アメリカン・スタディーズ』25、2003年、33～51頁。
- 鈴木亨「バンクーバー物語」『みちのとも』、1938年3月、45～49頁。
- 高橋典史「日系移民社会と日系新宗教：ハワイの天理教の場合」『一橋研究』33（1）、2008年、47～60頁。
- 高橋典史『移民、宗教、故国—近現代ハワイにおける日系宗教の経験』、ハーベスト社、2014年。
- 高野友治「アメリカの伝道者たち」『みちのとも』、1977年11月、60頁。
- 天理教アメリカ伝道庁編『天理教米國布教十年史』、天理教アメリカ伝道庁、1938年。
- 天理教名京大教会史料部編『稿案 名京史 後編 第二巻』、天理教名京大教会史料部、1963年。
- 天理大学附属おやさと研究所『天理教事典 第三版』、天理大学出版会、2018年。
- 同志社大学人文科学研究所編『北米日本人キリスト教運動史』、PMC出版、1991年。
- 戸上宗賢編著『交錯する国家・民族・宗教：移民の社会適応』、不二出版、2001年。
- 鳥澤林蔵「米國に布教して」『みちのとも』、1929年10月20日。
- 中西喜代造「志那四億の民を如何に教化すべき」『みちのとも』、1925年2月20日。
- 中西喜代造「ポートランド教会の設立……と北米への布教の話……（二）」『みちのとも』、1928年7月5日、58～62頁。
- 「北米より遙々教校別科に入学した人々 岡崎よね子さんの話」『みちのとも』、1928年9月20日、63～65頁。
- 本多千恵「キリスト教社会における日本宗教の布教ストラテジーと適応」『年報社会学論集』第7号、1994年、73～84頁。
- 南川文里「アメリカ合衆国における『ジャパニーズ』の類型化—トランスパシフィックなエスニシティ理解のために—」米山裕、河原典史編『日本人の国際移動と太平洋世界—日系移民の近現代史』、47～70頁、文理閣、2015年。
- 諸井忠彦「亜米利加伝道に対する書簡」『みちのとも』、1928年9月20日、53～57頁。
- 山倉明弘「在米天理教布教師戦時抑留のトランスナショナルな文脈—満州、日本、アメリカ—」『アメリカスの天理教—南北アメリカにおける伝道の諸相と展望』、1～49頁、天理大学附属おやさと研究所、2011年。
- 山田亜紀『ロサンゼルスの新日系移民の文化・生活のエスノグラフィ』、東信堂、2019年。
- 山田政信『新宗教のブラジル伝道』、天理大学附属おやさと研究所、2018年。

【参考ウェブサイト】

Calisphere, University of California. <https://calisphere.org/> (2020年8月26日アクセス)

Densho 「日系アメリカ人」 . <http://nikkeijin.densho.org/legacy/index.htm> (2020年8月26日アクセス)

HathiTrust. 'Hathi Trust Digital Library.' <https://www.hathitrust.org/> (2020年8月26日アクセス)

Hoover Institution Library & Archives, Stanford University. 'Hoji Shinbun Digital Collection.'
<https://hojishinbun.hoover.org/> (2020年8月26日アクセス)

Tenrikyo Mission Headquarters in America & Canada. <https://tenrikyo.com/> (2020年8月26日アクセス)

The Regents of the University of California. 'California Digital Newspaper Collection.'
<https://cdnc.ucr.edu/> (2020年8月26日アクセス)

南北戦争後のブラジルのアメリカ南部人移民と帰国体験

—彼らの書簡が明らかにしていること—

中西光一（サンパウロ大学歴史学科博士課程）

はじめに

本稿は、アメリカの南北戦争終結後、1865年にブラジル帝国（以下、ブラジルと略す）へ移住したアメリカ南部人（以下、南部人）の書簡に着目し、彼らの移住の動機と帰国体験について考察することを目的とする。これまでに行われた、ブラジルへ移住した南部人を対象とした史学的な研究は少ない。なぜなら、サンパウロ州サンタルバラ・ドオエステ市に存在したノリス南部人植民地（Colônia Norris）以外は失敗し、現存する史料が少ないからである¹⁾。

1930年代に本格化したブラジルの南部人移民に関する研究²⁾は、19世紀後半の日記や新聞記事、公文書を中心とした第一次史料の考察によって、南部人の移住経緯や動機、生活史を多少明らかにした。しかし、書簡を対象とした分析は皆無に近い。書簡は移民の個人的・集団的な視点を紐解く史料として19世紀の移民史研究を理解する上で不可欠であり、移民現象を理解する上で書簡の考察は欠かせない。ビル・ジョーンズは、「書簡は移民の声、思い、感情、事件といった直接的な記録を読み手に提供してくれる貴重な資料である」（Jones 2005: 26）と指摘している。また、書簡は受け入れ国と送り出し国との間で相互的に情報を伝達する役割を果たし、母国者と移住者の社会的・心理的な結束を助長した（Broome 1984: 36）。

ブラジルの南部人は、書簡を通じてブラジルに関する多様な情報を母国の家族や友人、新聞社に送っている。それは彼らにとって、移住の決断を左右する貴重な情報源の役割を果たし、その内容は移住に対する肯定的／否定的な見解に基づいて記された。肯定的な見解は、ブラジルには奴隷制があること、南部型のプランテーション経営の再構成をすること、ブラジル政府の支援があること、農業活動の朗報などに関するものである。一方、否定的な見解は、異人種間混淆が進んだ国であること、アメリカ南部と違って人種差別が組織的に存在しないこと、言語の問題などに関するものであった。すでに述べたように、南部人植民地のほとんどは失敗に終わっており、その理由には、これらの否定的な見解が関係している。特に人種問題は多数の南部人を失望させて彼らの帰国を促したといわれている（Brito 2014）。

これらの現存する書簡は、いずれも貴重な史料であり、南部人の移住動機と帰国体験を理解する上でも、示唆を与えてくれるはずである。従来の研究にはブラジルの奴隷制が移住の動機として解釈するものが存在する（Harter 1985; Home; 2010; Rios 1949）。けれども、それらの研究では奴隷制が一義的な理由とされ、それ以外の要因にはあまり関心が及んでいない状態である。本稿は、このような状況を踏まえ、奴隷制以外の諸要因を分析することを目的とする。また、南部人の帰国体験に関する研究は皆無である。そうした観点から、本稿は書簡に表れている一人の南部人の主観的な体験に着目し、彼が母国で構築した多様な人種的、文化的なインタラク

ジョンに光を当てる。

なお、南部人の書簡にはアメリカの新聞に掲載されたものと家族や友人に送られそのままになっていたものが存在する。本稿では、両方の書簡を対象とし、南部人の移住の動機と帰国体験を考察する。とりわけ、家族や友人に送られたものに関しては、先行研究で考察されていないアメリカのアラバマ州にあるオーバーン大学付属図書館に保管されているコンフェデラードス・コレクション（Confederados Collection）の書簡に着目する。具体的にはノリス植民地のジョン・ビュフォード、ロバート・ノリスとその妻パティの1868年から1891年までの書簡の一部を分析する³⁾。また、本稿の議論を始める前に強調しておかなければならないことは、先行研究で利用された書簡も分析の対象にしているという点である（Aguiar 2009; Brito 2014; Dawsey and Dawsey 1995; Harter 1985）。すでに述べたように、現存する南部人の史料は少ない。そうした観点から、従来の研究の書簡にも光を照らして南部人の移住動機を考察する。

本稿は南部人の書簡を通じて、以下のことを明らかにする。まず、移住の動機についての分析を整理して、次の三点を明示する。1) 南部人のブラジル移住には人種的な要因が関係していた。すなわち、奴隷制の廃止によって解放されたアフリカ系アメリカ人への恐怖、嫌悪、彼らによる支配の忌避であった。2) 南部人の移住には経済的な要因、すなわち南北戦争による南部経済の崩壊が関係していた。3) ブラジル政府による支援とすでに移住していた南部人からの書簡が移住に拍車をかけた。

次に、帰国体験についての分析を整理して、次の三点を明示する。1) 一時帰国した南部人がノリス植民地の帰還移民と自分の弟との再会を果たした際の記録から、帰還移民の帰国要因にはブラジル社会の人種問題が関係していた。2) アフリカ系アメリカ人に対して南部人は否定的な見解を持っていた。その背景には奴隷制時代に所有していた財産、奴隷の消失と南部連合軍（以下、南軍）の敗戦による同制度の終焉があった。3) ノリス植民地の南部人が、なぜアメリカに帰らず、ブラジルに定着したのか。

本稿の構成は次の通りである。まず、1章では南部人をブラジル移住へ導いた歴史的な文脈を概観する。そして、彼らが示したブラジル移住への肯定的／否定的な見解に着目し、書簡が移住にどのような役割を果たしたのかを詳述する。次に2章では、ジョンとパティに送られた書簡と先行研究の書簡を通じて南部人の移住動機の諸相を分析する。3章ではロバートの書簡を通じて彼が母国で構築した多様な人種的、社会的なインタラクションに光を当てて彼の帰国体験を論じる。

1. 南北戦争と南部人のブラジル移住の発端

南部人のブラジル移住はどのようにして始まったのであろうか。その発端は南北戦争（1861年—1865年）における南軍の敗戦である。南北戦争はアメリカの黒人奴隷制を否定した北部とそれを肯定した南部の軍事衝突であり、1861年4月12日の南軍によるサムター要塞砲撃によって開戦した。その後、4年間の激戦の末、1865年4月9日のアポマトックス・コートハウスの戦いで北軍が勝利し、南軍最高司令官のロバート・リーが降伏して終戦を迎えた。その結果、南部は北部の支配下に置かれる。そして、南部の社会的・政治的な再建（Reconstruction）が始まり、それは1877年まで続いたのである⁴⁾。

再建期の間、南部は幾つもの劇的な変化を経験する。まず、最も顕著な変化は黒人奴隷の解

放であった。リンカーン政権が發布した 1863 年 1 月 1 日の奴隷解放宣言は、結果的に約 400 万人の奴隷の解放につながった。その後、ジョンソン政権下で「合衆国憲法第 14 修正」が 1868 年 7 月 9 日に成立しアフリカ系アメリカ人に市民権を与えた。そして、グラント政権下では「合衆国憲法第 15 修正」が 1870 年 2 月 3 日に成立し彼らに選挙権を与えた⁵⁾。これにより、アフリカ系アメリカ人の基本的人権が認められた。一方、南軍に従軍した白人は選挙権を失い、白人を中心とした南部社会は衰退の一途を辿った。これを機に、アフリカ系アメリカ人の一部は南部の政治に参加することができた。それにより、再建期には 16 人が連邦議員、1 人が州知事、6 人が副知事に選出されている (Eisenberg 1989: 100)。

南北戦争以前の南部では白人と黒人は主人と奴隷を意味した。前者は後者を劣等人種とみなし、南部は白人至上主義社会であった。だが、終戦によってその関係は崩壊し、南部の終焉を予感した一部の白人が外国に新天地を求めた。それらはカナダ、イギリス、ジャマイカ、キューバ、メキシコ、ブラジル、日本、エジプト、ベネズエラ、ベリーズ、フィジー、太平洋諸島であった。この中で、特に人気があったのはブラジルとキューバであった。なぜなら、両者では奴隷制が経済活動の中心であり、白人を国家の頂点に位置づけた人種的なヒエラルキーが確立されていたからである (Sutherland 1985: 237-256)。

また、ブラジルは南部に好意的であった。戦時中、ブラジルは中立的な立場を保ちつつも、フロリダ号、ジョージア号、アラバマ号といった南部連合海軍の戦艦をブラジル北東部のパイア州とペルナンブコ州に停泊することを許可している (Hill 1932: 153)。クリッセア・ミランダによると、当時のブラジルは南北戦争を注視し、そこに自国の奴隷制の運命を重ねていたという (Miranda 2017: 21)。なぜなら、ブラジルにとって北軍の勝利は自国の奴隷制の危機を意味し、翻って南軍の勝利はその存続を意味していたからだ。これを踏まえると、南米最大の奴隷国家が南軍の勝利を後押しする形で戦艦を受け入れた理由がわかる。

南部人は、ブラジルに定着した同胞を現地で「コンフェデラドス (Confederados)」と呼んでいる⁶⁾。ブラジル移住は、南部移民協会 (Southern Immigration Society) とブラジル政府によって 1865 年の後半に促進された。同協会は、南部諸州に事務所を設置した。そして、ブラジルの各地域の地理的環境、気候、土壌、生態などの自然的条件とブラジルの社会文化的性格の調査のために、協会は数人の調査員を選出し、彼らをブラジルへ派遣した。そして、現地ではブラジル政府の関係者が調査員を受け入れ、彼らをブラジル各地へ案内し、自治体との交流を推進させて移住の円滑化を進めた。そこで、調査員は数ヶ月間の調査をしたあとに帰国し、その結果を新聞や書物、ガイドブックにまとめて出版している。また、調査員の中には、自ら移民グループのリーダーとして移住を決断した者もいる。ブラジル移住は、1865 年の後半から 1870 年代の前半にかけて行われた。具体的な移民数は把握されていないが、2 千人から 4 千人の南部人がブラジルへ移住したと考えられている (Goldman 1972: 10)。当時の南部の新聞は、その様子をブラジル・フィーバー (Brazil Fever) と表現している (Brito 2014: 14)。

このように、移民協会とブラジル政府は移住促進の一翼を担ったが、移民の書簡も重要な役割を果たしていたことも軽視することはできない。すでに述べたように、書簡は移住を左右する重要な役割を果たした。南部人の書簡の内容は、移住に関する肯定的／否定的な見解に分かれている。以下、それらの見解を詳しく見てみよう。

(1) 移住に関する肯定的見解

まず、肯定的な見解を見ていく。南部人は、ブラジルで一定期間の農業活動を通して利益を創出し、成功する見込みがあると断定した後にその報告を家族や友人、新聞社に手紙を通じて知らせている。それは後に、家族と友人の呼び寄せの役割を果たした。

ブラジル南東部のエスピリトサント州に定着したアラバマ州出身の南部人は、ブラジルでは綿花やタバコ、砂糖の栽培が十分に期待できると息子への手紙に述べている (Brito 2014: 167)。また、ブラジル北部のパラー州サンタレーン市の南部人植民地に定着した者の書簡は、1869年11月17日付のアラバマ州の地方紙『モービル・デイリー・レジスター (Mobile Daily Register)』に掲載されている。

1月にトウモロコシを植え、その後見事な収穫を得た。それ以降、三回にわたって植え続け、再び豊富な収穫を得た。私はサトウキビ、綿花、カボチャ、五種類のサツマイモ、ジャガイモ、サヤインゲン、インゲンマメ、タマネギ、トマト、タバコも植えている。十分な収穫があり、私はこれほど満足したことがない。農園内には、果物も豊富に実っている (Harter 1985: 45)。

さらに、同植民地の他の者が送った書簡は、1868年7月1日付のテネシー州の地方紙『ナッシュビル・ユニオン・アンド・ディスパッチ (Nashville Union and Dispatch)』に掲載された。彼は、ラム酒と糖蜜の製造販売に成功し、ブラジルには将来性があると述べている (Harter 1985: 45)。そして、1867年2月5日付のイリノイ州の地方紙『サンタイムズ (Sun-Times)』に掲載された手紙の送り主は、ノリス植民地の肥沃な土地を称賛し、そこでは農業を中心とした豊かな生活が期待できると主張している。そして、懸命に働けば、ブラジルでは誰もが裕福になれると述べている (Aguar 2009: 78)。

このように、農業に関する朗報がアメリカに伝えられた。そして、南部人の中にはブラジルへの大規模な南部型の綿花プランテーション経営の移転を目指した者もいた。彼の手紙には南部のアフリカ系アメリカ人をブラジルへ移住させる計画が記されている。

ジャドキンス、ポーター、その他の者も欲しい。持ち運べる全ての農具を彼らに託し、家族を連れて移住を進めて欲しい。さらに、腕のいい鍛冶屋と機械技師を一人や二人、鋤で働ける二十人のネグロの男女も送ってくれ (Brito 2014: 180)。

この南部人は、綿花の栽培に詳しいアフリカ系アメリカ人とブラジル人奴隷を使役し、ブラジル産の綿花で一獲千金を狙った (Brito 2014: 180)。また、多数のアフリカ系アメリカ人の移住を計画し、大規模な綿花とサトウキビのプランテーション経営を試みた者もいた (Brito 2014: 181-182)。しかし、両者の計画は失敗に終わっている。なぜなら、ブラジルは1831年11月7日の法令 (Lei Feijó)⁷⁾により国内への自由黒人の入国を禁止していたからである。そのため、アフリカ系アメリカ人の移住は不可能であった。

続いて、ブラジルの奴隷制に対する肯定的な見解を見てみよう。1867年7月5日付の書簡には「ブラジルは、温暖な気候と安価で肥沃な土地に恵まれている。この国では奴隷制の廃止の兆しはない (...) 多数の南部人は奴隷の購入を考えている。」 (Dawsey and Dawsey 1995: 69)

と書かれている。さらに、1865年12月21日付の書簡にはブラジル政府の支援により、奴隷の視察をすることが書かれている。以下の一節を見てみよう。

我々（南部人）はブラジルの民、政府、気候にとても満足している。ブラジルでは広大な土地と多数の奴隷が購入できると彼ら（ブラジル政府）は言っている。数日後、ブラジル政府の支援のもと、我々は北東部のバイーア州へ行き、奴隷を視察する予定だ（Brito 2014: 167）。

とある南部人は、1866年12月にブラジル北部のパラー州に着いたあと、以下の手紙を妻に送っている。

この町の奴隷は500から800ドルで取引されている。噂によると、200から500ドルで取引されている場所もあるらしい。この国に満足すれば、私はすぐに土地を購入する（Brito 2014: 177）⁸⁾。

実のところ、多数のブラジル人奴隷を購入し、大規模な砂糖プランテーション経営に成功した南部人も多からず存在した。当時、彼らはブラジルの首都であったリオデジャネイロ市の周辺の土地を購入し、同市の奴隷商人から多数の奴隷を手にした。彼らの中には、130人の奴隷を保有していた者もいたといわれている（Brito 2014: 180-181）。それらの奴隷は土地の開拓、サトウキビ栽培、エンジェーニョ（engenho）—製糖工場—の労働力として使役された。たが、ブラジルの奴隷制と南部人の関係を分析したアナ・マリア・オリベイラは、彼らのプランテーションは長続きしなかったと指摘している（Oliveira 1995）。なぜなら、奴隷は過酷な労働システムに付いていけず、逃亡が絶えなかったからである。

(2) 移住に関する否定的見解

次に、否定的な見解を見てみよう。南部人の人種観に着目したルシアーナ・ブリトは、南部人は異人種間混雑が進んだブラジル社会で多数のアフリカ系ブラジル人が社会的・政治的な地位を享受していたことに衝撃を受けたと述べている（Brito 2014: 170）。換言すれば、ブラジル人は黒人に寛容であり、異人種間混雑に対する抵抗があまりない。そのようなブラジルの社会文化的性格は、白人至上主義を信奉する南部人に衝撃を与えたのである。

ブリトは、ブラジル社会の人種民主主義的⁹⁾な性格が多数の南部人の移住への意欲を消失させたと解釈した。彼女は、1865年11月27日付のケンタッキー州の地方紙『ルイビル・デイリー・ジャーナル（Louisville Daily Journal）』の記事に注目している。

移住を考えている南部人は、ブラジル帝国内閣の大多数が黒人である事実を知っているか？時には、内閣には純粋な白人の血を引く大臣が一人もない事実を知っているか？貴方が民事手続をするために向かう裁判所の判事が黒人である事実を知っているか？我々はこれら全てが事実であると認識し、ブラジルの奴隷制に惹かれている者はこれらの事実について全く無知であると考えている（Brito 2014: 172）。

とある南部人は、ブラジル人の有色人種に対する寛容さに恐怖を感じたと書簡に述べている (Brito 2014: 186)。さらに、別の者は、異人種間混雑が根強いブラジル社会に適応することができず、孤立した。彼女は、寂しさを紛らわすために南部に住む弟に「手紙の数を増やしてくれ」と書き送っている (Brito 2014: 191-192)。白人と黒人の線引きが難しいため、ブラジル人を総称して「混血、不純、退化」と軽蔑し、南部人のブラジル移住を妨害した者もいた (Brito 2014: 171)。

実のところ、ブラジル社会の人種的な特性は南北戦争の前から南部白人の間で議論されていた。アメリカ人医師サミュエル・ジョージ・モートンを領袖とする優生学 (eugenics) の「アメリカ学派」 (American School of Ethnology) の設立を機に、人類多元説 (polygenism) の科学的研究が進み、ブラジルは「人種の研究所」として位置づけられていた。同派は、人種隔離の正当性を立証するためにブラジルの人種問題を科学的に研究した。そして、科学者のルイス・アガシは、1865年から1866年にかけて、ブラジルで人種の研究を行った。その結果、混雑は白人種の退化に繋がると彼は指摘し、アメリカの白人社会に警鐘を鳴らした (Machado 2010: 34-40)。

なお、ブラジルとアメリカでは有色人種に対する法的、政治的な差異があり、人口比率にも大きな違いがあった。先述した通りアフリカ系アメリカ人に法的権利が付与されたのは「合衆国憲法第14修正」が初めてである。一方、ブラジルでは1824年の憲法 (Constituição de 1824) 以来、市民権と選挙権を、自由身分のクリオウロ (Crioulo) —ブラジル生まれの黒人—に限定しつつも保障していた¹⁰⁾。ジョージ・M・フレデリックソンによると、両国の自由黒人の社会的な地位にも大きな違いがあるという。アメリカに比べてブラジルの自由黒人は、社会の様々な分野で活躍することが可能で、肌の色は必ずしも障害とはならなかった。さらに、ムラート (Mulato) —白人と黒人の混血種—であれば、さらに政治的な地位も享受できると指摘している (Fredrickson 1971: 175-186)。そして、両国の自由黒人の数には圧倒的な違いがあった。1872年に実施されたブラジルの最初の国勢調査では、人口は約1000万人だった。その内15%が奴隷、残りの85%の内43%が自由黒人、38%が白人、4%が先住民であった。それに比べて南北戦争直前の1860年のアメリカの自由黒人数は人口の3%であり、アメリカと比べるとブラジルの自由黒人の数が圧倒的に多かった (Schwarcz e Gomes 2018: 190)。

このようにして、人種観に基づく否定的な見解は、移住への意欲を消失させる役割を果たした。それに加えて、南部人の移住は必ずしも南部社会で肯定的にみられなかった。ロバート・E・リー元南部連合最高司令官は、南部人の移住を懸念した。彼は、「南部人は自国に残り、それぞれの州の運命を分かち合うべきである」 (Lee 1926: 163) と手紙に書き残している。

続いて、言語の問題も南部人に否定的な印象を与えた。とりわけ、ブラジル人奴隷とのコミュニケーションが満足に成立しないことから奴隷を手放したケースが数多くあった (Dawsey and Dawsey 1995: 18)。この点に触れた次の書簡を見てみよう。

私は、新しい家にとっても満足している。(…)しかし、奴隷たちにうまく命令を出すことができない。なぜなら、私のポルトガル語が不十分だからであり、彼らは理解できていないのではないかと不安になる¹¹⁾。

このような問題において、奴隷に無理やり英語を習得させた南部人も多からず存在した。このような奴隷は、英語名を使用し、南部の慣習を身に着けた (Jones 1967: 329)。事実、英語の習得により南部人に尽くし、信望を集めて解放された者もいた。特に、フローラ・マリア・ブルーメル・デ・トレドは有名である。彼女は解放後、南部人が設立したプロテスタント系の教会に勤めた最初のアフリカ系ブラジル人として知られている (Silva 2008: 25-37)。

以上みてきたように、南部人移民の書簡は移住を決意する際の貴重な情報源としての役割を果たしたことが理解できる。書簡は、肯定的／否定的見解から書かれており、本章ではそれらの内容を概観した。彼らの書簡を鑑みると、ブラジルの奴隷制が移住の一因にもなったことが理解できる。本稿の「はじめに」でも指摘したように、奴隷制が移住の動機として解釈されている研究も存在する。むしろ、奴隷制は重要な論点だが、本稿では異なる点を指摘したい。すなわち、移住現象は奴隷制の肯定的見解に限らず、複合的な要因によって起きていたということである。次章ではジョン・ビュフォードとパティ・ノリスの書簡を通じて、それらの要因について詳しく考察する。

2. 書簡にみる南部人の移住動機の諸相

本章では、アメリカのアラバマ州にあるオーバーン大学付属図書館に保管されているコンフェデラードス・コレクションの書簡に着目し、南部人のブラジル移住の動機を考察する。具体的にはジョン・ビュフォードとパティ・ノリスに送られた 1868 年から 1891 年の書簡の一部を分析する。これらの書簡はいずれも南部人の歴史を理解する上で重要な史料であり、彼らの移住動機を考察する上でも、示唆を与えてくれるはずである。すでに述べたように、従来の研究では移住の要因としてブラジルの奴隷制が指摘されている。しかし、奴隷制が一義的な主因になり、それ以外の要素にはあまり関心が及んでいない状態である。本章は、それゆえ奴隷制以外の諸要因を分析する。すなわち、移住には人種的、経済的な要因も当然のように関係していたということである。

さて、書簡の分析に入る前にジョンとパティの経歴を概観しよう。ジョンは、アラバマ州出身の南軍の元兵士であった。彼は、1862 年 4 月 30 日にアラバマ州の歩兵連隊に入隊。その後、1862 年のケンタッキーキャンペーンや 1863 年のチカマウガの戦い、1864 年のフランクリン・ナッシュビル方面作戦に参戦した。戦後、彼は南部の壊滅的な状況に失望し、新天地を求めて 1867 年に単身でブラジルのノリス植民地へ移住した¹²⁾。パティは父、母、その他 9 人のきょうだいと一緒に 1867 年にテキサス州からブラジルのノリス植民地に移住した。その後、彼女は同植民地のロバート・ノリスと 1869 年に結婚し、10 人の子供を授かった。彼女は、植民地で最初のプロテスタント系バプティスト派教会の設立に貢献したことで知られる (Jones 1967: 217)。

(1) 移住動機—人種的な要因について

1 章で確認した通り、南北戦争は南軍の敗戦を以て終結し、南部社会の再建をもたらした。南北戦争終結は 250 年近く続いた奴隷制と白人を中心とした社会の終焉、アフリカ系アメリカ人の基本的人権の保障を意味した。このようにして、アフリカ系アメリカ人の一部は政治に参加し、これまで白人にしか許されていなかった役職につくことができた。ゆえに、南部の白人

が黒人に強い嫌悪感を抱いたことは、けだし見当が付くであろう。かの有名な白人至上主義結社クー・クラックス・クランが設立されたのもこの時期である。

そしてなにより、南部人の書簡にはアフリカ系アメリカ人に対する批判が少なからず記されている。ジョンに送られた 1868 年の友人の手紙を見てみよう。

ジョン、君の移住は間違っていない。この国は、日に日に黒人化している。いずれ、ネグロはこの国を支配し、米や綿花、サトウキビの土地が全て彼らのものになるであろう。ジョージア州議会がネグロの議員を追放したことによって、連邦議会はジョージア州を批判している。これにより、アーカンソー州とテキサス州ではゲリラ戦が勃発し、悲惨な状態である¹³⁾。

アフリカ系アメリカ人の解放と彼らの政治への参加は、南部の「黒人化」につながる。この友人は、伝統的な南部の社会文化形態の消失と白人の周縁化を恐れていたに違いない。一般に再建期の南部の政治と経済を支配していたアフリカ系アメリカ人と北部の白人をカーペットバグー (Carpetbagger) と呼んでいる。彼らは、スキヤラワグ (Scalawag) —北部を支持した南部の白人—と同盟関係を形成し、1877 年の再建の終わりまで南部を支配した。両者は、共和党急進派として黒人の社会的な向上を助長し、その多くは奴隷制度廃止運動家や逃亡奴隷であった (Foner 2002:137-138, 289-299)。彼らによって、南部の白人層は社会的に抑圧された。その一例として、1 章でも述べたように、南軍に従軍した白人の選挙権の剥奪が挙げられる。さらに、1865 年に設立された解放黒人局 (Freedmen's Bureau) は、アフリカ系アメリカ人の医療と教育面の向上に貢献し、彼らの政治への参加も助長した (Foner 2002: 153-170)。このような社会変革に対して、南部が黒人化しているといったジョンの友人と南部の白人が黒人に嫌悪感を抱いたことは、けだし当然であろう。このような転換期にブラジル移住が始まったのである。

しかし、南部の白人に降りかかった不幸は、それだけにとどまらなかった。南部に駐留していた北軍には黒人部隊があった。黒人による監視、白人に銃を向けるといった行為は南部白人に屈辱を与えた。この点、1865 年にブラジルのサンパウロ州に移住した南部人は、黒人部隊からひどい侮辱を受けたと手紙に書いている (Brito 2014: 158)。そうして、1866 年 8 月 31 日の『シカゴ・トリビューン (Chicago Tribune)』に掲載された記事は、ブラジルへ移住した南部人を「社会的地位の低い者と北部人による支配」を受けていた者と指摘している (Brito 2014: 14)。「社会的地位の低い者」とはつまり黒人であったと考えられる。その他の移住動機は、「自由黒人、共和党急進派、税金」と「黒人の支配」であった (Brito 2014: 150, 186)。

さらに、ジョンに送られた 1868 年の妹の手紙を見てみよう。

(...) 我々 (南部人) にとって、今はとても困難な状況である。政治については悲観的な情報ばかりであり、誰もが移住したいと考えている。南部はとても悲惨な状態で黒人の平等と北軍による支配は私たちの自由を奪った¹⁴⁾。

この書簡で注目しておかなければならない点は、「自由」という言葉であろう。この自由とは、南部人 (アメリカ人) の建国の精神上重要な権利であり、アメリカの権利章典 (Bill of Rights) の基本的人権としても強調されている。この権利章典は、アメリカ連合憲法

(Confederate States Constitution) にも含有されている¹⁵⁾。むろん、南部人が主張する自由はアフリカ系アメリカ人の自由を意味していない。けれども、強調したい点は、北軍の支配が南部人(アメリカ人)としての重要な人権の一つを奪ったということである。さらに、注目しておかなければならない別の点は、南部人はアフリカ系アメリカ人を劣等人種として軽蔑していたことである。その点について、以下の手紙を見てみよう。

全ての人種の中でも特に彼ら(黒人)は無頓着で哀れな人種である。彼らは支配をするために生まれたのではなく、支配されるために生まれてきたのである。(…)この南部の土地の発展には労働力としての彼らが必要なのである¹⁶⁾。

この手紙から理解できることは、南部人が、黒人は奴隷制のために存在するということを強調していること、黒人を無頓着で哀れな人種と表現していることである。すでに1章で述べたように、南部では南北戦争以前から黒人を劣等人種としてみならず優生学の研究が盛んであった。その代表が「アメリカ学派」であった。黒人の劣等性を科学的に立証するために、同学派のアメリカ人医師サミュエル・ジョージ・モートンは、黒人の頭蓋と人種の研究をした。そして、黒人は古代エジプトの時代から奴隷であり、その従属的な性質は19世紀前半の当時まで続いていたとモートンは指摘した(Fredrickson 1971:74-77; Stanton 1960: 24-35, 61-64)。アメリカ学派は、黒人は奴隷であるという学説を創出し、それを南部社会に流布させるという役割を担った。そのような社会的文脈の中で南北戦争が勃発し、奴隷制が廃止されたのである。ゆえに、南部人が解放奴隷に恐怖や嫌悪を抱いたことは、いうまでもない。

以上のように、南部人のブラジル移住には人種的な要因が関係していたといえよう。すなわち、奴隷制の廃止によって解放されたアフリカ系アメリカ人への恐怖、嫌悪、彼らによる支配の忌避であった。だが、やがて南部人は、南部で味わった苦い経験を、ブラジルでも余儀なくされることになる。それは、1章に述べた書簡の否定的見解が関係している。すなわち、ブラジル社会では異人種間混雑が根強く、黒人に対する差別が制度的に存在せず、南部人の白人至上主義の思想がブラジル社会と相容れなかったことによる否定的見解である。こうして、多数の南部人がアメリカに帰っている(Brito 2014)。むろん、南部にはアフリカ系アメリカ人がいるが、重要なのは、1876年に施行されたジム・クロウ法(Jim Crow laws)であろう¹⁷⁾。同法は、アフリカ系アメリカ人の一般公共施設の利用を禁止・制限した南部諸州の州法である。言い換えれば、アフリカ系アメリカ人に対する差別と人種隔離を法的に定めたものである。おそらく、南部人はその法とブラジルの人種問題とが相まって帰国したのであろう。

(2) 移住動機—経済的な要因について

次に、南部人の移民現象には経済的な要因が関係していたことを指摘したい。すでに1章で確認した通り、南部人はブラジルで農業に従事していた。そして彼らの成功の朗報は、書簡を通じて南部の家族や友人、知人に伝えられた。むろん、そのような情報は南部で反響を呼んだといえる。ゆえに南部人はブラジルに関する情報をすでに移住していた家族や友人に求めた。

パティのおばは、ブラジル移住に興味を示し、その情報を求めて1868年にパティに以下の書簡を送っている。

1月9日のあなたの手紙を受け取ったわ。(…)あなたたちの写真を見て本当に嬉しく思っているの。あなたのお父さんは、少し変わったようね。お母さんは、ほとんど気付くことができないほど変わっていて、やつれた顔をしているわ。(…)私は、あなたの家族にとっても関心を持っているので次は長い手紙を送って欲しい。そしてなにより、どのような生活を送っているのかを教えて¹⁸⁾。

さらに、お婆の別の手紙を見てみよう。

数日前にあなたの手紙を受け取り、私はとても嬉しく思っているわ。長い旅を経て、あなたがブラジルにとっても満足していると聞いて安心しているわ。そこは、ここよりもきっと素晴らしいでしょうね。(…)私の夫もブラジル移住を考えているのだけど、まだはっきり決まっていないの。次の手紙では土地、コーヒー、タバコ、その他乾燥食品に関する価格も教えてほしいわ。ブラジルの土地は、耕しにくいと聞いたけど本当なのか。どのような鋤が使用されているのか。七面鳥や鹿はいるのか。川の魚はどうなのか。奴隷制度の廃止の兆しはあるのか。これらの質問全ての答えを、私とほかの人たちのために教えてくれないかしら¹⁹⁾。

このように、パティのおじとお婆は、ブラジル移住に対して肯定的な見解を示していた。また、パティの友人が送った別の書簡にはブラジルを「この世の楽園」と表現し、ブラジルに関する情報を求めている²⁰⁾。さらに、上記のお婆の書簡には鋤、土地、コーヒー、タバコなどに関する情報を求めている。すなわち、ブラジルで農業に従事することを目的にしていたことがわかる。また、「私とほかの人たちのために」という内容から分かるように、パティの情報は他の南部人の間でも読まれていたと考えられる。

なお、農業との関係で特に注目しておかなければならないものは、コーヒーである。それについて、パティのおじからの書簡には以下のことが書かれている。

今日、私はあなた（パティ）の手紙を受け取り、直ぐに返信しようと思った。私は、コーヒー貿易に興味を持っている。ブラジルの気候はコーヒーの生産に最適で、コーヒー豆も安価で手に入る。ここ（アメリカ）で売ると良い商売になるだろう。ニューヨークではあらゆる種類の商品を売っても問題なさそうだ²¹⁾。

実のところ、19世紀のブラジルはコーヒーの輸出大国であった。とりわけ、1860年以降、世界の生産量の50%を占めていた。そしてなにより、アメリカが主要な消費国であった²²⁾。また、ノリス植民地があったサンパウロ州の西部は、国内でもコーヒー栽培が最も盛んな地域で、奴隷労働に依存していた。事実、ブラジルでは1850年に奴隷貿易禁止法（Lei Eusébio de Queirós）²³⁾が発令されたにもかかわらずコーヒー栽培は繁栄した。なぜなら、アフリカからの奴隷に代わってブラジル北東部の奴隷が大量に購入されたからである。その後、ブラジルでは1871年の「新生児自由法」（Lei do Ventre Livre）²⁴⁾と1885年の60歳法（Lei dos Sexagenários）²⁵⁾といった奴隷解放法が制定されているが、コーヒー栽培は拡張を続けていた（Slenes 1999: 70-72）。それほ

ど、コーヒーは重要であった。そうした観点から、パティのおじがコーヒー貿易に関心を示す理由が分かる。すなわち、おじはすでに移住していたパティの協力を得て、コーヒー貿易で一獲千金を狙ったと考えられる。しかし、それが功を奏したのかについては書簡は明らかにしていない。ともあれ、筆者が強調したい点は、コーヒーも南部人の移住の経済的要因であったということである。

さらに、農業について詳しく触れよう。先述のおばの書簡は鋤と土地に関する情報を求めている。すなわち、南部人はブラジルの農耕用具と土壌といった自然的条件を意識していた。この点について、ジョゼ・リオスは、南部人はブラジルの農業がアメリカと比べて遅れていることに驚嘆したと指摘している (Rios 1947: 147)。なぜなら、19 世紀後半のブラジルでは依然として 18 世紀ブラジルの植民地時代の水準の技術が使用されており、開墾が十分なされていないばかりか、土地は期待されていたほど肥沃でなく、鋤の代わりに鍬だけで土地を耕していたからであった。そのような状況に抗するために、南部人は米国産の鋤や農業用のブーツ、その他の農耕用具をブラジルに輸入した。事実、パティの父は、ノリス植民地で初めて米国産の鋤を輸入している。彼は、1880 年代初頭に同植民地周辺に定着したイタリア系の移民と一緒に鋤の生産工場を設立し、鋤の普及と農業の発展に貢献したことで知られている (Aguiar 2009: 111-112)。

なお、注目しておかなければならないもう一つの点は、ブラジルへ移住した大半の南部人が貧しかったことである (Weaver 1961: 47)。南北戦争によって南部経済は崩壊した。戦時中、北軍は南部のあらゆるインフラと街を破壊し、約 26 万人の南軍の兵士が命を落とした²⁶⁾。生き残った者の多くは負傷し、ミシシッピ州は予算の約 20% を兵士の義肢の製造に費やしたといわれている (Foner 2002: 11-18, 124-128)。この状況下で南部の再建は始まった。むろん、経済復興には長期的な時間を要した。このような不安定な状況を前に南部人はブラジルへ移住したと考えられる。そして、この動きに拍車をかけたのがブラジル政府による支援であった。それは、以下のものであった。1) ブラジルへの渡航費を支援し、植民地開拓に必要な農耕用具などの輸入税を免除すること。2) リオデジャネイロ港に到着後、移民宿泊施設における約 20 日間の滞在を許可すること。3) リオデジャネイロから植民地への移動費を支援すること (Oliveira 1995: 92)。すなわち、ブラジル政府による支援は南部人の経済状況を考慮したものであった。

以上から、南部人の移住には人種的な要因と合わせて経済的な要因、すなわち南北戦争による南部経済の崩壊も関係していたことが指摘できる。そして、そのような状況に終止符を打つため、南部人はブラジル政府による支援とすでに移住していた南部人からの書簡を読み、希望に胸を膨らませたのである。しかし、すでに述べたように、南部人の多くはブラジルで失敗し、アメリカに帰国した。けれども、強調しておかなければならないことは、ブラジル社会に彼らは多角的な貢献をしたという事実である。具体的には、南部産の綿花やジョージア州産のスイカ、クルミの栽培の普及や灯油ランプと鋤の普及、アメリカーナ市の創設、プロテスタント教会とアメリカンスクールの設立である (Jones 1967: 319)。現在ではブラジル人の子孫によって催されている「連合フェスタ」(Festa Confederada)²⁷⁾ が先祖の功績を讃える目的で毎年サンタバルバラ・ドオエステ市で開催されている。このように、南部人の移住は、人種的な観点においては失敗したといえるが、文化的な観点においては成功したといえよう。

3. 書簡にみる南部人の帰国体験

本章では、コンフェデラードス・コレクションのロバート・ノリスの書簡に着目し、彼の帰国体験について考察する。南部人の帰国体験に着目した先行研究が存在しないことから、本章で取り上げる彼の書簡は極めて貴重である。南部人の帰国に関する研究が存在しない理由については、現存する資料が少ないことと従来の研究が南部人のブラジルでの体験に限定されているからだと考えられる。本章の書簡は1890年から1891年にかけて、ロバートが妻パティに送ったものであり、それらを通じて本章では以下のことを明らかにする。1)一時帰国したロバートがノリス植民地の帰還移民と自分の弟との再会を果たした際の記録から理解できるように、帰還移民の帰国要因にはブラジル社会の人種問題が関係していた。2)アフリカ系アメリカ人に対して南部人は否定的な見解を持っていた。その背景には奴隷制時代に所有していた財産、奴隷の消失と南軍の敗戦による同制度の終焉があった。3)ロバートを含めノリス植民地の南部人がアメリカに帰らずブラジルに定着した理由は何であったか。

まず、書簡の分析に入る前にロバートの経歴を概観しよう。彼は、アラバマ州モービル市の出身で、1865年12月に父のウィリアムと一緒にブラジルへ移住した。そして、彼はサンパウロ州サンタバルバラ・ドオエステ市に定着し、父と一緒にノリス南部人植民地を築いたことで知られている。その後、1869年にパティと結婚し、植民地で医師として働いた。ただし、彼は医学部を中退していたため、1890年から1891年にかけて、パティの勧めでアメリカアラバマ州のアラバマ大学医学部に復学している (Jones 1967: 295)。その間、彼はアラバマ州で体験したことを書簡を通じてパティに知らせている。

(1) 帰国体験—帰還移民と弟との再会

アラバマ州に到着後、ロバートはすぐさまパティに手紙を送り、帰国について感じたことを記している。彼が送った1890年8月3日付の手紙には以下のことが書かれている。

バーミングハムから君に手紙を送っている。私は旅の途中、神経痛に襲われたが克服することができた。今は、とても調子がいい。アラバマでは、なにもかもが不思議に感じてしまう。(…)ネグロという言葉を書いたときはブラジルを思い出してしまう²⁸⁾。

バーミングハムはアラバマ州の最大の都市である。そして、上記の手紙から、ロバートは1865年にブラジルへ移住してから一度もアメリカに帰っていないと推測される。すなわち、彼の帰国は25年ぶりである。また、彼が不思議に感じたのは、長年祖国を離れていたことによって懐かしさが生起し、南北戦争の終息後のアラバマの記憶と帰国した時のアラバマが異なっていたからであろう。さらに、「ネグロ」という言葉は、英語とポルトガル語で黒人を意味する。そのため、彼はそれを耳にしてブラジルの黒人を想起したといえよう。

それでは、帰国後のロバートはどのような体験をしたのであろうか。

まず、重要な点は、彼がノリス植民地からの帰還移民と接触していたことである。以下の手紙を見てみよう。

先日、エゼール医師から手紙をもらった。皆、どうやら元気ようだ。彼(エゼール)は、メリ

カよりブラジルが優れていると指摘し、ブラジルへの帰国を望んでいる。けれども、彼は国民についてはブラジル人よりアメリカ人が優れているといっている²⁹⁾。

エゼール医師は、アラバマ州出身の歯科医師で1868年にノリス植民地に移住した。その後、彼は1880年に帰国しているが理由は明らかになっていない (Jones 1967: 182, 264)。上記の手紙にはエゼールが「アメリカよりブラジルが優れている」と指摘しているが具体的にどのような点が優れているのかについて、エゼールは示していない。けれども、注目しなければならない点は「ブラジル人よりアメリカ人が優れている」と指摘していることである。おそらく、それは人種的な優劣を意味していたに違いない。言い換えれば、黒人の血を引き異人種間の混血が進んだブラジル人より純粋な白人であるアメリカ人が優れているという見解であろう。すでに2章で述べたように、南部人は、人種差別が組織的に存在せず異人種間混血が進んでいるという点でブラジル社会に適応することができなかった。ゆえに、多数の南部人はアメリカへの帰国を選択した。おそらく、エゼールもその一例であったといえよう。

さらに、ロバートとエゼールは植民地時代から深い交流があり、彼らは親戚だった。エゼールは、ロバートの義理の弟の妹と結婚していた。だが、エゼール一家がアメリカに帰国したあと、義理の弟は精神障害を患い、ある日、妻と三人の娘を残して忽然と姿を消してしまった。それ以降、ロバートの父ウィリアムが三人の孫の父親代わりになっていたのである (Jones 1967: 264)。ロバートは、義理の弟のことをエゼールに伝えているとパティへの手紙に書いている³⁰⁾。しかし、その後の書簡にはこの件について一切触れていない。ともあれ、ロバートはエゼールと再会を果たし、昔の話に花を咲かせたことはいうまでもない。エゼールの妻も移住経験があるため、ロバートがバーミングハムの彼らの自宅を訪れた時はロバートを気遣ってブラジルのコーヒーで彼をもてなしている³¹⁾。

その後、ロバートはアラバマ州に住む弟と25年ぶりの再会を果たしている。彼は、モンロービル市に住む弟の家を訪れ、家族と過ごし、「久しぶりの再会にとっても感激した」と手紙に記している³²⁾。さらに、12月24日のクリスマスの前日には弟と一緒にカキの収穫をし、その場に居合わせた人々にブラジルの話をしてとても楽しかったと述べている³³⁾。なお、弟は農業を営んでいた。そのため、ロバートはパティに手紙で依頼し、ブラジルから植物と果物の種を手に入れている。それらはジュアゼイロ (Juazeiro) というナツメ属とジャボチカバ (Jaboticaba) というプリニア属の果物、アマゾン産のブラックペッパーの種などである³⁴⁾。そして、お返しにロバートはパティにアメリカの音楽のレコードを送っている³⁵⁾。このようにして、ロバートは25年間の空白を埋めるかのように弟とその家族との絆を固めたのである。

ロバートにとって、弟とエゼール夫婦との再会は彼らとの絆を深めるために重要であったといえよう。ただ、本節で強調しておかなければならない点は、エゼールのブラジル人に対する人種的な見解であろう。繰り返しになるが、南部人は人種差別が組織的に存在せず、異人種間混血が進んだブラジル社会に適応することができなかった。ゆえに、多数の南部人はアメリカに帰国し、エゼールもその一例であった。けれども、アメリカへ帰国せず、ブラジルに定着した南部人がいたことも事実である。その人々は、ノリス植民地の南部人で、ロバートもその一人である。だからといって、彼らが黒人に寛容であったわけではない。事実、ロバートはブラジルで3人の奴隷を保有していた (Jones 1967: 66)。そして、黒人に対する彼の否定的な見解はアメリカで垣間見ることができる。それについては、次の節で詳しく触れることにする。

(2) 帰国体験—アフリカ系アメリカ人と奴隷制の記憶

帰国したロバートは、他の帰還移民と弟との再会を果たし、良好な体験をしていたといえるだろう。しかし、彼はアフリカ系アメリカ人との接触のなかに黒人への否定的な見解も示している。また、彼はノリス家の昔の土地も訪れている。それらの体験は、どのようなものであったのであろうか。

まず、彼はある日、アフリカ系アメリカ人の理髪師と交わした会話の内容を以下のように記している。

彼ら（アフリカ系アメリカ人）は、宗教心がある。今晚、私の髭の手入れをしていた不快なムラートが宗教について語り出した。そして、私を改宗させようと必死だった。ほとんどのネグロはカトリック教徒を非難しているようだ³⁶⁾。

この手紙の内容で理解できることは、カトリック教徒を非難しているアフリカ系アメリカ人は、プロテスタント教徒ということであろう。そして、ロバートもまたプロテスタント教徒だったと思われる。なぜなら、前章で述べたように、彼の妻パティはノリス植民地のバプティスト派教会の設立に貢献しているからである。それでは、上記の手紙にはどのような論点を探求することができるのだろうか。注目できる点は、ロバートによる「不快なムラート」という言葉から生じたアフリカ系アメリカ人への否定的な視点であろう。この点については以下の書簡にも注目してもらいたい。

君は洗礼式のことは知っているだろう。たったいま、私はネグロの洗礼式から帰った。そこでは多数のネグロが集まり、15人が膝をついて祈っていた。何人かの白人と一緒に私はそれを見ていたが、不愉快な気分になった³⁷⁾。

このように、再びロバートによるアフリカ系アメリカ人に対する否定的な見解をみることができる。同じ信仰を持つはずのプロテスタント教徒であっても黒人と彼らの信仰活動は軽蔑の対象になるのである。また、別の書簡にはロバートはアフリカ系アメリカ人の説教者を軽蔑している³⁸⁾。これらの点で解釈できることは、おそらく、ロバートのアフリカ系アメリカ人への見解は彼の奴隷制と南北戦争の記憶が強く関係していたということである。つまり、南軍の敗戦により解放されたアフリカ系アメリカ人に関する苦い記憶が25年の月日を経てもなお彼の脳内に蘇ったのである。すなわち、黒人の理髪師と洗礼式の体験が彼にフラッシュバックをもたらしたのであろう。さらに、彼はアラバマ州のダラス郡にあったノリス家の昔の土地を訪れている。以下の書簡を見てみよう。

我が家と奴隷小屋は、もう跡形もない。土地は荒れており、我が家がどこにあったのかさえ分からない。私は、過去の繁栄と幸せだったころのことを思い出すと深い悲しみに陥ってしまった。それから、私はまだ立ち直れていない³⁹⁾。

ノリス家の「過去の繁栄」とは、いかなるものであったのだろうか。南北戦争以前の南部人の経済活動に着目したセリオ・シルバによると、ノリス家は19世紀前半にジョージア州からアラバマ州に移住した開拓民だった。ロバートの父ウィリアムは、プランター、弁護士で、政

治家でもあった。彼は、1839年から1845年にかけて、アラバマ州の上院議員と下院議員に選出されている。南北戦争勃発の直前、ノリス家は36人の奴隷、360エーカーの面積を誇る土地を有していた。彼らは綿花、ジャガイモ、エンドウマメ、トウモロコシなどの栽培を行っていた。また、牛や羊、豚などの家畜類も豊富であった（Silva 2011: 78-79）。しかし、戦争によってノリス家は数世代かけて築き上げた財産、奴隷を全て失ったのである。事実、その他のノリス植民地の南部人も財産を失っている。とりわけ、奴隷に限るとパティの父は戦前、17人の奴隷を所有していた。また、別の者は146人の奴隷を所有していたのである。シルバは、ノリス植民地には28の家族⁴⁰⁾が戦前に奴隷を所有していたと指摘している（Silva 2011: 340）。

以上から、本節ではロバートによるアフリカ系アメリカ人への見解について考察した。彼は、アフリカ系アメリカ人を軽蔑し、その背景には過去の奴隷制とノリス家の繁栄の記憶が密接に結びついていた。それに加えて、南軍の敗戦の苦い記憶が25年の月日を経て彼にフラッシュバックをもたらしたのである。ゆえに、ロバートがアフリカ系アメリカ人に強い嫌悪感を抱いたことはいうまでもない。そして同時に重要な点として、ほかのノリス植民地の南部人がロバート同様にアメリカに一時帰国したと仮定しても、彼らもアフリカ系アメリカ人に嫌悪感を抱いていたであろう。なぜなら、先述した通り、彼らも戦前に奴隷を所有していたからである。そして、終戦によって彼らも財産、奴隷を失ったからである。

また、注目してもらいたい別の点は、当時のアメリカの南部人もロバートと同じように黒人を非難していたことである。すでに2章で述べたように、ジム・クロー法の施行がアフリカ系アメリカ人の周縁化と人種差別を法的に正当化していた。そして、同法によるアフリカ系アメリカ人の弾圧は1964年の公民権法（Civil Rights Act of 1864）⁴¹⁾の成立まで続いたのである。

一方、ブラジルではジム・クロー法のような法律は存在しなかったが、アメリカ大陸で最後まで奴隷制を続けた国であり、奴隷が解放されたのは1888年の黄金法（Lei Áurea）⁴²⁾によってである。ロバートがアメリカに帰国するほんの2年前のできことである。けれども、なぜロバートは南部のように人種差別法が存在しないブラジルに残ったのであろうか。この点について、次の節で詳しく触れよう。

(3) 帰国体験—医学部の経験とブラジルに定着した理由

最後に、ロバートがアラバマ大学医学部でどのような体験をしているのかについて見てみよう。まず、彼は入学後間もない頃のことを次のように述べている。「大学の誰もが私の名前を知っているようだ。（..）また、不思議そうに私をみる者もたくさんいた」⁴³⁾。おそらく、ブラジルの南部人としてのバックグラウンドが多数の学生の興味を引いたのであろう。それによって、ロバートと親交を結ぶ学生と教授もいた。彼らはブラジルの熱帯病などに関心を示し、具体的な情報を求めてロバートを自宅に招いている⁴⁴⁾。

しかし、重要な点として、医学生の中にはブラジルで医者として働くことに興味を持つ者もいた。それについては以下の書簡を見てみよう。

講義室にいた一人の学生が私に近づいてきてこう言った。「私は、あなたと一緒にブラジルで医学を実践したいと考えている」。けれども、私は、少し大きめにブラジルの国民、言語、インフラの問題を指摘し、ブラジルの生活は決して容易ではないと彼に伝えた。し

かし、それでもブラジルへ行きたいのであれば私は歓迎すると伝えた⁴⁵⁾。

ロバートが指摘したブラジルの国民と言語の問題はすでに本稿の1章と2章で明らかにした。しかし、ここでインフラの問題を付け加えておこう。ノリス植民地とその周辺地域には学校や病院、銀行などの公共施設が少なかった (Oliveira 1995: 258)。とりわけ、学校は南部人の子どもの教育に重要であったが、彼らは現地のブラジル人の学校ではなくアメリカ人の学校を選んだ。そのため、南部人は植民地から約30キロメートルも離れたピラシカバ市のアメリカ系のボーディングスクール⁴⁶⁾に子どもを通わせた。また、病院の医療体制も不十分であった。そのため、満足な医療を受けるには植民地から約45キロメートルも離れたカンピーナス市に行く必要があった (Jones 1967: 244)。このように、南部人にとってインフラの問題は深刻だったのである。

ただし、なぜロバートはそれらの問題を医学生に指摘したのだろうか。おそらく、彼は25年の間に多数の南部人の失敗と帰国を目にし、医学生に同じような経験をしてほしくはなかったのだろう。それでは、なぜロバートとその家族、他のノリス植民地の南部人はブラジルに残ったのであろうか。その答えは、植民地におけるノリス家の役割、彼らとブラジル社会の関係にあった。

すでに述べたように、ロバートと彼の父はノリス植民地を築き、ロバートの妻パティは植民地のバプティスト派教会の設立に貢献している。教会は、南部人に宗教的な癒しと救いを与える聖域として現在も重要な役割を果たしている。けれども、彼らの貢献はそれだけではなかった。まず、教会の設立後、南部人はノリス家を筆頭に教会の敷地内に「アメリカ人の墓地」(Cemitério dos americanos)⁴⁷⁾を作った。当時、ブラジルは南部人に限らず、いかなる外国移民にも信教の自由を保障していたが、国内の墓地は全てカトリック教会が管理していたために、国はプロテスタント教徒の埋葬を許さなかった (Costa 2018: 13, 35-36)。そのため、ノリス家は、適切な葬式を教会で執り行う必要性を同胞に説き、南部人と一緒に彼らの墓地をバプティスト教会の敷地内に造ったのである。

他方、ノリス家とブラジル社会の関係については、ブラジル人の農園主への農業技術の伝授とフリーメイソンの支部の創設に寄与したことが挙げられる。まず、彼らは農業を通じてブラジル人の農園主との間に親和的な関係を構築した。特に、ロバートの父ウィリアムは、ニコラウ・ジョゼ・デ・カンポス・ヴェルゲイロ⁴⁸⁾に綿花栽培の技術を伝授した。その後、ヴェルゲイロは国内屈指の綿花生産者となっている (Ribeiro and Ferreira 1992: 4)。また、ロバートとウィリアムはフリーメイソンの一員であった。彼らは、1874年にサンタバルバラ・ドオエステ市で「第309番ワシントン支部」(Washington Lodge Number 309)を創設している (Jones 1967: 66)。この支部の目的が何であったのかは不明確であるが、当時のブラジルのフリーメイソン⁴⁹⁾はカトリック教会から迫害を受けていたプロテスタント教会の自由主義の思想に共感を表明していた。(Sobrinho 2014: 258)。つまり、ブラジル国内にプロテスタントの教えを自由に広めることへの共感であった。すでに述べたように、南部人はプロテスタント教徒であったため、おそらくワシントン支部はプロテスタント教会の布教の推進といった宗教的な目的のために創設されたと考えられる。

ロバートは、アラバマ大学で勉学に勤しんだ。そして、彼は1891年4月8日にリオデジャネイロに向けてニューヨークを発っている⁵⁰⁾。その際、彼はシセロ・ジョーンズという1人の医

師と一緒に帰国している。実のところ、この医師がジョーンズが先述した講義室の医学生であったのかについては、書簡は明らかにしていない。けれども、ロバートの孫が書いた回想録によると、ロバートはジョーンズと一緒に植民地内外で医療に従事した。そして、1892年2月1日、ジョーンズはロバートの長女と結婚している。長女夫婦の結婚後、ジョーンズ夫婦は植民地を後にしているが、ロバートは、植民地の医師として人生を全うした（Jones 1967: 304, 310-312）。そして、1913年5月14日、ロバートは76年の生涯を閉じたのである。

以上から、本節ではロバートの医学部の体験を考察した。とりわけ、重要な点はブラジルに興味を示した学生に対するロバートの見解と彼がブラジルに定着した理由であろう。繰り返しになるが、ロバートはブラジル社会に興味を示した学生にブラジルの問題を指摘した。なぜなら、ロバートは25年の間に多数の南部人の失敗と帰国を目にし、医学生に同じような経験をしてほしくはなかったからである。では、なぜロバートはアメリカに帰国しなかったのか。その理由は植民地を築いたこと、そこで中心的な役割を担っていたことであった。また、農業とフリーメイソンの活動が彼らのブラジル社会への定着と同化を助長したのである。

また、別の重要な点は、その他のノリス植民地の南部人もブラジルに定着したことである。本稿の「はじめに」にて述べたように、ノリス植民地はブラジルに定着できた唯一の植民地であった。むろん、ノリス一家の役割は重要であったが、その他の者も独自にブラジル社会に貢献した。彼らは農業以外の経済活動にも目を向け、製造業をはじめとした地域産業の発展に寄与した。その結果、現在のアメリカーナ市が存在するのである。その後、二世、三世と世代が進むにつれてブラジル人との婚姻も増加した。彼らの中には、黒人や混血と結婚した者もいた（Harter 1985: 154）。南部人の人種観は世代が進むにつれて変容していったのである。すでに2章で述べたように、現在「連合国フェスタ」が毎年4月にサンタバルバラ・ドエステで催されている。それは、南部人の歴史が現在も語り継がれている証拠である。

おわりに

これまでの議論をまとめると次のようになる。まず、南部人の移住の動機には奴隷制に限らず、複合的な要因が関係していた。すなわち、人種的、経済的な要因であった。人種的な観点においては、奴隷制の廃止によって解放されたアフリカ系アメリカ人への恐怖、嫌悪、彼らによる支配の忌避が関係していた。一方、経済的な観点においては、南北戦争による南部経済の崩壊、ブラジル政府による支援とすでに移住していた南部人からの書簡の存在があった。

次に、南部人の帰国体験については、ロバート・ノリスが母国で構築した多様な人種的、文化的なインタラクションを紐解くことができた。まず、ロバートは、ノリス植民地の帰還移民と弟との再会を果たした。そして、帰還移民の帰国要因にはブラジル社会の人種問題が関係していた。次に、アフリカ系アメリカ人に対するロバートの否定的な見解を確認した。その背景には過去のノリス一家の繁栄や奴隷制、南軍の敗戦の記憶が関係していた。最後に、ロバートは、ブラジルに興味を示したアラバマ大学の医学生にブラジル社会の問題点を指摘した。それにも関わらず、ロバートを含めその他の南部人がアメリカに帰らずブラジルに定着した理由はノリス植民地で中心的な役割を果たしていたこと、ブラジル社会に適応できたことであった。

最後に、本稿を終わる前に強調しておかなければならないことがいくつかある。まず、南部人の移住の動機と帰国体験には彼らの人種観が密接に結びついていたことである。最近では

2020年の5月に、アフリカ系アメリカ人が逮捕される途中に白人警官に死亡させられた⁵¹⁾。この事件は世界中で反響を呼び、人種差別の撲滅を訴えるブラック・ライブズ・マター (Black Lives Matter) 運動が活発化した。事実、ブラジルでも同じような事件が起きている。同年の7月にサンパウロ市の白人の警察官が黒人女性を地面に倒し、動けないように首を踏んだ⁵²⁾。この事件は、アメリカほど反響を呼んでいないが、ブラジルにも人種差別が存在することを明らかにした。このブラジルの白人対黒人の人種差別の構図の原点を考える上で、本稿は一つの萌芽的視点を与えてくれる。それは、奴隷制による歴史的な権力関係の構造が生んだ優生学への視点である。むろん、当時の優生学は現在では通用しない。けれども、強調したい点は、黒人を劣等人種とする優生学は19世紀後半のブラジルにも影響を与えたことである。とりわけ、ブラジルは第二帝政期から共和制に移行する際に奴隷労働者に代わって自由労働者であるヨーロッパ移民の移住を促進している。その目的の一つは、ブラジル社会の「白人化」(branqueamento)であった (Schwarcz 1993)。それは、大量の白人移民を受け入れることによって、人種間の混雑を促し、数世代かけて黒人を白人へ変容させる政策であった。それは、劣等人種としての黒人を消滅させるために行われたのである。

次に、今後考察すべきは南軍旗の使用の問題である。特にアメリカでは、南軍旗の紋章を州旗に使用していたミシシッピ州議会が州旗を変更する法案を2020年6月に可決した⁵³⁾。けれども、毎年、サンタバルバラ・ドオエステ市で催される「連合フェスタ」では南軍旗が掲揚されており、先の事件の影響により旗の使用を禁止するよう同市の黒人差別反対運動家が訴えるようになっている⁵⁴⁾。南部人の子孫は、旗を「家族の伝統」を象徴するものとしているが運動家は「人種差別」を象徴するものとしている。本稿執筆時点もこの問題は係争中である(2020年7月末現在)。最後に、本稿ではロバートのフリーメイソンでの活動についての詳細な分析ができなかった。前述した優生学とブラジルの南軍旗の問題を合わせて南部人とフリーメイソンの関係性を取り扱うことも、筆者にとって今後の課題である。

【注】

1) アナ・マリア・オリベイラは、1865年から1868年にかけて、ブラジルには11の南部人植民地が築かれたと指摘している。その内訳はサンパウロ州(4)、リオデジャネイロ州(1)、エスピリトサント州(1)、パラ州(1)、パラナ州(1)、ペルナンブーコ州(1)、ミナスジェライス州(1)、バイーア州(1)である (Oliveira 1995: 110-111)。

2) ブラジルの南部人移民を論じている主要な研究は以下の通りである。Hill (1936); Rios (1947); Rios (1949); Weaver (1961); Jones (1967); Grier (1969); Goldman (1972); Oliveira (1981); Riker (1983); Harter (1985); Griggs (1987); Guilhon (1987); Oliveira (1995); Dawsey and Dawsey (1995); Gussi (1997); Clark (1998); Zorzetto (2000); Aguiar (2009); Horne (2010); Ribeiro (2011); Silva (2011); Brito (2014); Brito (2015); Brito (2018)。

3) 本稿で扱う書簡の日本語訳は全て筆者によるものである。ジョン・ビュフォード、ロバート・ノリスとその妻パティの書簡は手書きであり、以下のオーバーン大学付属図書館のコンフェデラードス・コレクションのウェブサイトでもデジタル版の閲覧が可能である。尚、一部の便箋は損傷が激しく、文字の判読が困難であった。誤った判読を避けるため、筆者は判読に支障がなかった書簡のみを分析の対象としている。Confederados Collections, Auburn University

Libraries, Auburn University Special Collections and Archives: <https://www.lib.auburn.edu/archive/find-aid/958.htm> (アクセス 2020 年 7 月 24 日)

4) 南北戦争と南部の再建については、古典的研究としてそれぞれ McPherson (1988) と Foner (2002) を参照されたい。

5) アメリカ合衆国憲法の修正条項に関する詳しい内容は、以下のウェブサイト参照されたい。University of Minnesota, Human Rights Library: http://hrlibrary.umn.edu/education/all_amendments_usconst.htm#Amendments11-27 (アクセス 2020 年 7 月 24 日)

6) Confederados は英語の南部連合支持者を指す Confederates のポルトガル語訳である。Rios (1949) によって初めて使用された。

7) 1831 年 11 月 7 日の法令の第 7 条でブラジル政府は外国籍の自由黒人の入国を禁止している。詳しくはブラジルの連邦議会下院のウェブサイト参照されたい。Câmara dos Deputados, Lei Feijó: https://www2.camara.leg.br/legin/fed/lei_sn/1824-1899/lei-37659-7-novembro-1831-564776-publicacaooriginal-88704-pl.html (アクセス 2019 年 6 月 18 日)

8) ルシアーナ・ブリトは、リオデジャネイロ州とエスピリトサント州の間に定着した南部人は 40 人の奴隷を 12500 ドル (1865 年当時の貨幣価値)、すなわち 1 人当たり 312.50 ドルで購入し、アメリカに比べてブラジルの奴隷は安価であったことを指摘している (Brito 2014: 165, 177-180)。これに対し、南北戦争以前の 1856 年から 1860 年のアメリカ南部の成人男性の奴隷の推定価格は 1 人当たり 1115 ドルから 1585 ドルであった (Evans 1962: 202)。つまり、南部人にとってブラジルの奴隷は 3.5 倍から 5 倍安かったと考えられる。

9) ブラジルには人種差別が存在せず、異人種間混雑に対する抵抗がないという「人種民主主義 (democracia racial)」があると社会学者のジルベルト・フレイレによって唱えられた。この思想は、20 世紀前半に彼の代表作である『大邸宅と奴隷小屋』を通じてブラジル社会に流布された。けれども、その思想はその後の社会学者のフロレスタン・フェルナンデスによって否定された。フェルナンデスは、1950 年代、60 年代に行った自身の研究を通じて、サンパウロ市の黒人が進学や就職において黒人であることを理由に白人から差別を受けていることを指摘した。そして、人種民主主義という支配的イデオロギーのもとでブラジル人の大多数が現実存在する人種差別を軽視し、黒人の立場を改善する努力が放棄されている実態を明らかにした (Fernandes 1978)。現在のブラジルでは「人種民主主義」は幻想的だとして「人種民主主義の神話 (mito da democracia racial)」として表現されるのが一般的である。

10) ブラジル生まれの自由黒人の市民権は 1824 年のブラジル憲法第 6 条 1 項で保障されていて、選挙権は第 91 条 1 項で保障されている。1824 年のブラジル憲法の全ての条項はブラジル政府のホームページで閲覧が可能である。Constituição - Planalto: http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/constituicao/constituicao24.htm (アクセス 2019 年 9 月 17 日)

11) Pattie T. Steagall Norris to Delia Elizabeth Steagall, August 15, 1869, Confederados Collections, Auburn University Special Collections and Archives, Auburn, Alabama.

12) ジョン・ビュフォードは、バージニア州立軍事学校 (Virginia Military Institute) の卒業生であり、彼の経歴については以下のウェブサイトで確認できる。Virginia Military Institute: <http://archivesweb.vmi.edu/rosters/record.php?ID=1563>. (アクセス 2020 年 4 月 25 日)

13) William Harris to John Ridley Buford, n.d., 1868, Confederados Collections, Auburn University Special Collections and Archives, Auburn, Alabama.

14) Mary Buford to John Ridley Buford, March 18, 1868. Confederados Collections, Auburn University Special Collections and Archives, Auburn, Alabama.

15) アメリカの権利章典とは、アメリカ合衆国憲法の最初の修正条項である修正第 1 条 (Amendment I) から修正第 10 条 (Amendment X) のことであり、市民の基本的人権に関する規定である。この権利章典の意義は、連邦政府の権力が個人の自由を制限する危険性を排除し、憲法によって連邦政府の権力を抑止することである。つまり、アメリカ人の自由—言論、出版、信仰、請願、集会の自由、公平な裁判を受ける自由、官憲の侵入から家を安全に守る自由—を保障するものである (ハワード 1993: 166)。そして、アメリカ連合国憲法の第 1 条の第 9 項の 12 節~19 節と第 6 条の 5 節~6 節にも同様の権利章典が含有されていたため、北軍による支配と南部社会の再建は南部人の人権である自由の剥奪を意味していた。アメリカ連合国憲法については、以下を参照されたい。Yale Law School: https://avalon.law.yale.edu/19th_century/csa_csa.asp (アクセス 2020 年 6 月 17 日)

16) G. W. Ransom to Pattie Steagall Norris, July 4, 1867. Confederados Collections, Auburn University Special Collections and Archives, Auburn, Alabama.

17) ジム・クロウ法は、アフリカ系アメリカ人の公共施設、公立学校、病院、レストランなどの利用を禁止制限した南部諸州の州法である。同法は 1870 年の合衆国憲法の第 15 修正によって保障されていたアフリカ系アメリカ人の選挙権をさまざまな方法で剥奪した。この点、詳しくはバーダマン(2011)を参照されたい。

18) Sarah C. Thomason to Pattie T. Steagall Norris, February 9, 1868, Confederados Collections, Auburn University Special Collections and Archives, Auburn, Alabama.

19) Sarah C. Thomason to Pattie T. Steagall Norris, October 19, 1868, Confederados Collections, Auburn University Special Collections and Archives, Auburn, Alabama.

20) Lizzie Nations to Pattie T. Steagall Norris, April 12, 1869, Confederados Collections, Auburn University Special Collections and Archives, Auburn, Alabama.

21) J. G. Thomason to Pattie T. Steagall, March 25, 1868, Confederados Collections, Auburn University Special Collections and Archives, Auburn, Alabama.

22) ブラジルのコーヒー産業は、19 世紀前半のブラジル南東部のサンパウロ州とリオデジャネイロ州の間にあるパライーバ溪谷 (Vale do Paraíba) で繁栄した。その後、土地が枯渇したことによって、19 世紀後半にはサンパウロ州の西部地方 (Oeste Paulista) —カンピーナス市、リメイラ市、ブラガンサ・パウリスタ市、アンパロ市—を中心にコーヒー栽培は展開され、さらなる繁栄を遂げた。19 世紀におけるブラジルのコーヒー産業の歴史と世界のコーヒー市場との関係については、それぞれ Beiguelman (1968) と Topik and Samper (2006) を参照されたい。

23) 奴隷貿易禁止法は法律第 581 号として 1850 年 9 月 4 日に発布され、ブラジル帝国において黒人奴隷貿易禁止のための手段と密貿易者の刑罰を定めた法令であった (Schwarcz e Gomes 2018)。

24) 「新生児自由法」は 1871 年 9 月 28 日に公布され、その日以降に生まれた奴隷の子を、奴隷の身分から解放する法律だった。政府による段階的な奴隷制廃止に向けて公布された最初の法令であった (Schwarcz e Gomes 2018)。

25) 「60 歳法」は法律第 3270 号として 1885 年 9 月 28 日に公布され、60 歳以上の奴隷を解放する目的で制定された (Schwarcz e Gomes 2018)。

26) この数は、南部の成人男性の人口の 5 分の 1 に相当する。

27) 「連合国フェスタ」は、米国系ブラジル人協会 (Fraternidade Descendência Americana) が毎年 4 月にサンタバルバラ・ドオエステ市で開催している。同協会の活動については以下のウェブサイト参照されたい。Fraternidade Descendência Americana: <https://fdasbo.org.br/> (アクセス 2020 年 6 月 17 日)

28) Robert Norris to Pattie Norris, August 3, 1890, Confederados Collections, Auburn University Special Collections and Archives, Auburn, Alabama.

29) Robert Norris to Pattie Norris, October 4, 1890, Confederados Collections, Auburn University Special Collections and Archives, Auburn, Alabama.

30) Robert Norris to Pattie Norris, August 11, 1890, Confederados Collections, Auburn University Special Collections and Archives, Auburn, Alabama.

31) Robert Norris to Pattie Norris, August 3, 1890, Confederados Collections, Auburn University Special Collections and Archives, Auburn, Alabama.

32) Robert Norris to Pattie Norris, August 24, 1890, Confederados Collections, Auburn University Special Collections and Archives, Auburn, Alabama.

33) Robert Norris to Pattie Norris, December 24, 1890, Confederados Collections, Auburn University Special Collections and Archives, Auburn, Alabama.

34) ジュアゼイロとジャボチカバに関する記述は、それぞれ以下の手紙で確認できる。Robert Norris to Pattie Norris, August 24, 1890, Confederados Collections, Auburn University Special Collections and Archives, Auburn, Alabama. Robert Norris to Pattie Norris, October 12, 1890, Confederados Collections, Auburn University Special Collections and Archives, Auburn, Alabama.

35) Robert Norris to Pattie Norris, November 22, 1890, Confederados Collections, Auburn University Special Collections and Archives, Auburn, Alabama.

36) Robert Norris to Pattie Norris, November 29, 1890, Confederados Collections, Auburn University Special Collections and Archives, Auburn, Alabama.

37) Robert Norris to Pattie Norris, September 21, 1890. Confederados Collections, Auburn University Special Collections and Archives, Auburn, Alabama.

38) Robert Norris to Pattie Norris, n.d., 1890, Confederados Collections, Auburn University Special Collections and Archives, Auburn, Alabama.

39) Robert Norris to Pattie Norris, December 24, 1890, Confederados Collections, Auburn University Special Collections and Archives, Auburn, Alabama.

40) オリベイラは、ノリス植民地には約 50 の家族が定着したと指摘している (Oliveira 1995: 152-154)。そのため、植民地の半数以上の家族が戦前、奴隷を所有していた。

41) 1964 年の公民権法は、当時のリンドン・ジョンソン大統領によって同年の 7 月 2 日に制定された法律である。同法はアフリカ系アメリカ人の選挙権を保障し、人種を理由に公共施設などの入場を拒否すること、分離教育などを処罰の対象とした。これにより、ジム・クロウ法は実質的に終わりを迎えた。アメリカの黒人と公民権法の歴史については、大谷(2002)を参照されたい。

42) 黄金法は法律第 3353 号として 1888 年 5 月 13 日に公布され、ブラジルの奴隷制の廃止を宣言した (Schwarcz e Gomes 2018)。

43) Robert Norris to Pattie Norris, November 9, 1890, Confederados Collections, Auburn University Special Collections and Archives, Auburn, Alabama.

44) Robert Norris to Pattie Norris, n.d., 1890, Confederados Collections, Auburn University Special Collections and Archives, Auburn, Alabama.

45) Robert Norris to Pattie Norris, n.d., 1890, Confederados Collections, Auburn University Special Collections and Archives, Auburn, Alabama.

46) このボーディングスクールは、メソジスト派のアメリカ人宣教師マルタ・ワッツによって19世紀の後半に設立された。現在は、コレージオ・ピラシカバノ (Colégio Piracicabano) として知られている (Kennedy 1928)。

47) 現在、アメリカ人の墓地は米国系ブラジル人協会によって運営されている。

48) ニコラウ・ジョゼ・デ・カンポス・ヴェルゲイロはニコラウ・ペレイラ・デ・カンポス・ヴェルゲイロ上院議員の息子である。後者は、19世紀前半に自身の所有するサンパウロ州のイビカバ農場にて、分益制 (sistema de parceria) によるヨーロッパ人移民の自由労働者の導入を図ったことで知られる。しかし、1856年の「分益農の反乱」により、同制は失敗に終わっている (Davtz 1980)。

49) ルアエ・カレガリ・カルネイロ・リベイロは、ブラジルのフリーメイソンは19世紀の後半、「自由」と「不可分の権利」を強調していたアメリカの共和主義に強い影響を受けたと指摘している (Ribeiro 2011)。また、当時のブラジルの皇帝ペドロ2世もフリーメイソンであったため、フリーメイソンはブラジルの国家権力と強いパイプで結ばれていたことが考えられる。さらに、ジアナ・アマラウはブラジルへの共和制への移行にはオーギュスト・コントの実証主義が影響を与えており、実証主義とブラジルのフリーメイソンの結びつきを指摘した。アマラウの論考については、以下を参照されたい。 http://www.scielo.br/scielo.php?script=sci_arttext&pid=S2236-34592017000300056 (アクセス2020年8月6日)

50) Robert Norris to Pattie Norris, n.d., 1891, Confederados Collections, Auburn University Special Collections and Archives, Auburn, Alabama.

51) “How George Floyd Was Killed in Police Custody,” *New York Times*, May 31, 2020. <https://www.nytimes.com/2020/05/31/us/george-floyd-investigation.html> (アクセス2020年6月17日)

52) “Ação de policial que pisou no pescoço de mulher negra não faz parte de procedimento, diz PM,” *GISP e Globo News*, 13 de julho de 2020. <https://g1.globo.com/sp/sao-paulo/noticia/2020/07/13/acao-de-policial-que-pisou-no-pescoco-de-mulher-negra-nao-faz-parte-de-procedimento-diz-pm.ghtml> (アクセス2020年8月6日)

53) “Mississippi Lawmakers Vote to Retire State Flag Rooted in the Confederacy,” *New York Times*, June 28, 2020. <https://www.nytimes.com/2020/06/28/us/mississippi-flag-confederacy.html> (アクセス2020年6月17日)

54) “Racismo nos EUA, tradição no Brasil: cidades de São Paulo celebram confederados,” *E stadão*, 14 de julho de 2020. <https://internacional.estadao.com.br/noticias/geral,racismo-nos-eua-tradicao-no-brasil,70003363009> (アクセス2020年6月17日)

【参考文献】

- Aguiar, Letícia. *Imigrantes Norte-Americanos no Brasil: Mito e Realidade, o Canto de Santa Bárbara*. Dissertação (Mestrado em Ciências Econômicas) - Instituto de Economia, Unicamp, Campinas, 2009.
- Beiguelman, Paula. *A Formação do Povo no Complexo Cafeeiro: Aspectos Políticos*. São Paulo: Pioneira, 1968.
- Brito, Luciana da Cruz. *Impressões norte-americanas sobre escravidão, abolição e relações raciais no Brasil escravista*. Tese (Doutorado em História Social) – Faculdade de Filosofia, Letras e Ciências Humanas, Universidade de São Paulo, São Paulo, 2014.
- Broome, Richard. *The Victorians Arriving*. McMahon's Point, NSW: Fairfax, Syme and Weldon, 1984.
- Costa, Gicélia Santos. *Protestantes na "Atenas Sergipana": Conflitos Religiosos na Inserção do Presbiterianismo em Laranjeiras (1884-1899)*. Dissertação (Mestrado em Ciências da Religião) – Faculdade de Ciências da Religião, Universidade Federal de Sergipe, São Cristóvão, 2018.
- Davtz, Thomas. *Memórias de um Colono no Brasil (1850)*. São Paulo: EDUSP, 1980.
- Dawsey, Cyrus B.; Dawsey, James M. *The Confederados: old South immigrants in Brazil*. Alabama: The University of Alabama Press, 1995.
- Eisenberg, Peter Louis. *A Guerra Civil Americana*. São Paulo: Brasiliense, 1989.
- Evans, Robert. "The Economics of American Negro Slavery". In: *Aspects of Labor Economics*. Universities-National Bureau Committee for Economic Research: Princeton University Press, 1962, 185-256.
- Fernandes, Florestan. *A Integração do Negro na Sociedade de Classes*. 3. ed. São Paulo: Ática, 1978, 2 vols.
- Foner, Eric. *Reconstruction: America's unfinished revolution, 1863-1877*. New York City: Harper Perennial Modern Classics, 2002.
- Fredrickson, George M. *The black image in the white mind: the debate on afro-american character and destiny, 1817-1914*. New York: Harper and Row Publishers, 1971.
- Goldman, Frank P. *Os pioneiros americanos no Brasil: Educadores, sacerdotes, covos, e reis*. Tradução pela Olivia Krahenbuhl. São Paulo: Livraria Pioneira Editora, 1972.
- Harter, Eugene C. *A colônia perdida da confederação*. Rio de Janeiro: Nórdica, 1985.
- Hill, Lawrence F. *Diplomatic relations between Brazil and the United States*. Durham: Duke University Press, 1932.
- Horne, Gerald. *O Sul Mais Distante: os Estados Unidos, o Brasil e o Tráfico de Escravos Africanos*. São Paulo: Companhia das Letras, 2010.
- Jones, Bill. "Writing back: Welsh emigrants and their correspondence in the nineteenth century", *North American Journal of Welsh Studies*, 5 (1), 2005, 23-46.
- Jones, Judith MacKnight. *Soldado descansa! Uma epopéia norte americana sob os céus do Brasil*. São Paulo: Jarde, 1967.
- Kennedy, James L. *Cincoenta Annos de Methodismo no Brasil*. São Paulo: Imprensa Methodista, 1928.
- Lee, Robert E. *Recollections and Letters of General Robert E. Lee*. New York: Garden City, 1926.
- Machado, Maria Helena P. T. "Os rastros de Agassiz nas raças do Brasil: a formação da Coleção

- Fotográfica Brasileira”. In: *(T) Races of Louis Agassiz: photography, body and science, yesterday and today/Rastros e raças de Louis Agassiz: fotografia, corpo e ciência ontem e hoje*, edited by Maria Helena P. T. Machado; Sasha Huber. São Paulo: Capacete, 2010, 34-40.
- Mattos, Hebe Maria. “Racialização e cidadania no Império do Brasil”. In: *Repensando o Brasil dos Oitocentos, Cidadania, política e liberdade*, edited by José Murilo de Carvalho; Lúcia Maria Bastos Pereira das Neves. Rio de Janeiro: Civilização Brasileira, 2009, 349-392.
- McPherson, James M. *Battle Cry of Freedom: The Civil War Era*. New York: Oxford University Press, 1988.
- Miranda, Clícea Maria Augusto de. *Repercussões da Guerra Civil Americana no destino da escravidão no Brasil - 1861-1888*. Tese (Doutorado em História Social) - Faculdade de Filosofia Letras e Ciências Humanas, Universidade de São Paulo, São Paulo, 2017.
- Oliveira, Ana Maria Costa de. *O destino (não) manifesto: Os imigrantes norte-americanos no Brasil*. São Paulo: União Cultural Brasil Estados Unidos, 1995.
- Ribeiro, Luaê Carregari Carneiro. *Uma América em São Paulo: a Maçonaria e o Partido Republicano Paulista (1868-1889)*. Dissertação (Mestrado em História Social) - Faculdade de Filosofia Letras e Ciências Humanas, Universidade de São Paulo, São Paulo, 2011.
- Rios, José Arthur. “Assimilation of Emigrants from the Old South in Brazil”, *Social Forces*. 26 (2), 1947, 145-152.
- Rios, José Arthur. “A imigração de confederados norte-americanos no Brasil”, *Revista de Imigração e Colonização*. 9(3), 1949, 3-10.
- Schwarz, Lilia Moritz. *O Espetáculo das Raças: Cientistas, Instituições e Questão Racial no Brasil 1870-1930*. São Paulo: Companhia das Letras, 1993.
- Schwarz, Lilia Moritz; Gomes, Flávio dos Santos. (Orgs). *Dicionário da Escravidão e Liberdade: 50 Textos Críticos*. São Paulo: Companhia da Letras, 2018.
- Silva, Eliane Moura. “Gênero, Religião, Missionarismo e Identidade Protestante Norte-Americana no Brasil ao final do século XIX e inícios do XX.” In: *Mandrágora - Gênero, Cultura e Religião*, ano 12, n. 16, São Bernardo do Campo: UMESP, 2008, p. 25-37.
- Silva, Célio Antônio A. *Capitalismo e escravidão: a imigração Confederada para o Brasil*. Tese (Doutorado em Desenvolvimento Econômico) – Instituto de Economia, Universidade Estadual de Campinas, Campinas, 2011.
- Slenes, Robert W. *Na Senzala, uma Flor: Esperanças e Recordações na Formação da Família Escrava (Brasil Sudeste – Século XIX)*. Rio de Janeiro: Nova Fronteira, 1999.
- Sobrinho, Juliano Custódio. *Sobre um Tempo de Incertezas: O Processo da Abolição e os Significados da Liberdade em Minas Gerais (1880-1888)*. Tese (Doutorado em História Social) - Faculdade de Filosofia Letras e Ciências Humanas, Universidade de São Paulo, São Paulo, 2014, p. 258.
- Stanton, William. *The Leopard's Spots: Scientific Attitudes Toward Race in America 1815-1859*. Chicago: University of Chicago Press, 1960.
- Sutherland, Daniel E. “Exiles, Emigrants, and Sojourners: The Post-Civil War Confederate Exodus in Perspective”, *Civil War History*, 31 (3), 1985, 237-256.
- Topik, Steven; Samper, Mario. “The Latin American Coffee Commodity Chain: Brazil and Costa Rica.”

In: *From Silver to Cocaine: Latin American Commodity Chains and the Building of the World Economy, 1500-2000*, editey by Steven Topik; Carlos Marichal; Zephyr Frank. Durham, NC and London: Duke University Press, 2006, p. 124-135.

Weaver, Blanche Henry. "Confederate Emigration to Brazil." *The Journal of Southern History*. 27(1), 1961, 33-53.

大谷康夫著 (2002) 『アメリカの黒人と公民権法の歴史』 明石書店

ジェームズ・M・バーダマン著、森本豊富訳 (2011) 『アメリカ黒人の歴史』 NHK 出版

ジルベルト・フレイレ著、鈴木茂訳 (2005) 『大邸宅と奴隷小屋 ブラジルにおける家父長制家族の形成 上・下』 日本経済評論社

ハワード・ジン著、富田虎男訳 (1993) 『民衆のアメリカ史 (上)』 TBS ブリタニカ

【参考ウェブサイト】

"Ação de policial que pisou no pescoço de mulher negra não faz parte de procedimento, diz P M," G1SP e Globo News, 13 de julho de 2020. <https://g1.globo.com/sp/sao-paulo/noticia/2020/07/13/acao-de-policial-que-pisou-no-pescoco-de-mulher-negra-nao-faz-parte-de-procedimento-diz-pm.ghtml> (アクセス 2020 年 8 月 6 日)

Auburn University Special Collections & Archives Department: <https://www.lib.auburn.edu/archive/find-aid/958.htm> (2019 年 8 月 20 日)

Câmara dos Deputados. Lei Feijó: https://www2.camara.leg.br/legin/fed/lei_sn/1824-1899/lei-37659-7-novembro-1831-564776-publicacaooriginal-88704-pl.html (アクセス 2019 年 6 月 18 日)

Constituição - Planalto: http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/constituicao/constituicao24.htm (アクセス 2019 年 9 月 17 日)

Fraternidade Descendência Americana: <http://fdasbo.org.br/site/> (アクセス 2020 年 6 月 17 日)

"How George Floyd Was Killed in Police Custody," New York Times, May 31, 2020. <https://www.nytimes.com/2020/05/31/us/george-floyd-investigation.html> (アクセス 2020 年 6 月 17 日)

"Mississippi Lawmakers Vote to Retire State Flag Rooted in the Confederacy," New York Times, June 28, 2020. <https://www.nytimes.com/2020/06/28/us/mississippi-flag-confederacy.html> (アクセス 2020 年 6 月 17 日)

"Racismo nos EUA, tradição no Brasil: cidades de São Paulo celebram confederados," Estadão, 14 de julho de 2020. <https://internacional.estadao.com.br/noticias/geral,racismo-nos-eua-tradicao-no-brasil,70003363009> (アクセス 2020 年 6 月 17 日)

Scientific Electronic Library Online Brasil Site: http://www.scielo.br/scielo.php?script=sci_arttext&pid=S2236-34592017000300056 (アクセス 2020 年 8 月 6 日)

University of Minnesota, Human Rights Library: http://hrlibrary.umn.edu/education/all_amendments_usconst.htm#Amendments11-27 (アクセス 2020 年 7 月 24 日)

Virginia Military Institute: <https://archivesweb.vmi.edu/rosters/record.php?ID=1563>. (アクセス 2020 年 4 月 25 日)

Yale Law School: https://avalon.law.yale.edu/19th_century/csa_csa.asp (アクセス 2020 年 6 月 17 日)

「後集団」概念と汎神論（広義の神道）の射程 その1

—コミュニティの本質と《社会統合原理》の根本を問う、権藤成卿の
「社稷」と「ヲシテ文献（ホツマツタエ他）」の普遍性を読み解く—

森田成男（社会・経済システム学会会員）

はじめに

本稿のメインテーマは「コミュニティの本質とは何か」である。当然にその総合的考察は、学際的な多様な分野からのアプローチで構成される。譬えて云えば、「コミュニティ」を成り立たせる個別の木だけでなく、木々の全体的連関に焦点を当て、《全体社会のコミュニティ》という「森林の全体像」を俯瞰することと、本当の日本を知ることが執筆の動機である。

具体的には、《全体社会》が、部分の単なる総計ではなく、全体と部分との間に、また部分と部分との間に、本質的な対立・不整合な緊張の関係があること。そして、北米先住民イシの物語や、《社稷（しゃしよく）》の奥深い真理にふれながら社会人類学、現象学的社会学、古神道の思惟、国語学、書誌学などの最新の学術的知見を交え、本来的な「人間社会」の在りようの根本を鳥瞰し、次の時代の「ソーシャル・デザインの必須要件とは」を世に問う試みでもある。

現在、佐々木信綱博士からの系譜で、戦後に天理図書館へも「ホツマツタエ」などに関係する資料がもたらされている。

『ヲシテ文献（ホツマツタエ、ミカサフミ、カクのミハタ）』の大宇宙哲理、蔵内数太社会学の関心領域、空海と最澄と吉備真備の関係、最新の考古学の成果が示す一万年以上前からの縄文文明の存在、上山春平が洞察した「日本的思惟の特質」、これらが一本の線につながっている。

先行研究者たちが指摘するように、オオタタネコがヲシテ文字で朝廷に献上した『ホツマツタエ』は、皇室と日本国民の歴史が、縄文時代にまで遡ることをしっかりと教えている。

武田祐吉博士たちが指摘したように、『古事記』、『日本書紀』の成立時代において、すでに文字になっていた古記の類は、相当にあったと考えられる。歌謡にしても『柿本朝臣人麻呂歌集』のごときものは、すでに成立していたのだろう。（武田、1973a、313 - 323）

その和歌の原点である、一万行にも及ぶ五七の韻律をもつ長歌体の、神話ではなく、過去の出来事そのもののノンフィクションの叙述に近い『ホツマツタエ』などの『ヲシテ文献』が、今や私たちの眼前に存在している。従来、漢字が移入されてから文化が発生したと考えられてきたが、その通説は間違いであった。学問の進歩は、通説の訂正の歴史である。

「ヲシテ」とは、日本固有の文字のこと、あるいは文字を記した文書（染め書き）のことを云い、ヲシは教えるの語源、テは手段（道具）の意である。

中期から晩期縄文時代の『ヲシテ文献』が甦る前の、「上代特殊仮名遣い」研究の対象文献は、橋本進吉や大野晋たちが試みてきたように、推古朝の文献、記紀と万葉集、大宝二年と養老五年の戸籍帳などに限定されていた。（大矢、1918。橋本、1951。大野、1953、167 - 202）

しかし、比叡山や高野山の経蔵には、今なお、吉備真備と最澄と空海が接触し、江戸時代の

僧、溥泉たちが執筆の「原テキスト」とした、『ヲシテ文献』の原本が遺されている可能性が皆無ではないようだ。先行研究者による、1995～2001年の『古事記』と『日本書紀』と『ホツマツタエ』の三書の内容の、厳密な比較・照合により多くのことが解明できてきたのである。

『ヲシテ文献』の原テキストの奇跡的な出現により、社会的共同体とは本当は何なのか、ヤマトコトバの基本構造や和歌の起源、グローバリゼーション時代の社会編成研究の、「社会・経済システム」の深いレベルの議論にまでつながってきているのだ。

それら《社稷》という巨木の幹につながる「コミュニティの本質」と重要な課題を9章に圧縮し、本当の『日本の古典』研究が深まればと、以下の文脈で順次簡潔に述べてみた。

- 1章、豊かな縄文時代、「サピア・ウォーフの仮説」再考、「神」概念の相違
- 2章、日本と北米先住民とのつながり、『イシ 北米最後の野生インディアン』
- 3章、祝詞の原初的意味、『フトマニ』の「モトアケの図」、蔵内数太『易の社会学』
- 4章、権藤成卿の《社稷》、橋本進吉の『文字及び仮名遣の研究』と変体漢文
- 5章、蔵内数太の「現象学的社会学」と「理・法・勢・命」、「日本思想の社会観一斑」
- 6章、「家制度」再考、現象学的社会学から観た唯物論的思惟の二類型
- 7章、円空の天照大神像、「渡会行忠、渡会家行、慈遍、不干斎ハビアン、溥泉の学問」
- 8章、『懐風藻』、『万葉集』及び山崎闇斎の『風水草』、ヤマトコトバの文法をさぐる
- 9章、『ホツマツタエ』と古事記、日本書紀の内容を対照、1300年の封印を解く

ただ、この『アメリカス研究』誌第25号では、掲載文字数の規定から、第1章、3章、6章、9章のダイジェストのみ、約3分の1の分量での掲載となった。2020年現在の、各学術分野からの総合的考察の、知見の到達点の確認と検証は、同時公開の、全文掲載のヲシテ研究所の「縄文文字ヲシテを復活！」Ⅱの、wosite.jugem.jp/?eid=145 サイトにてお願いしたい。

尚、『ヲシテ文献』のことを「ホツマ文献」と言い、時代背景に無頓着な、渡来以来1300年の手あかのついた「漢字」直訳が中心の、粗雑な誤訳をする人々も出てきている。しかし、本稿では一貫して発掘・考究してきた松本善之助と池田満たちに従って、『ヲシテ文献』、「ヲシテ文字」、『ホツマツタエ』、『ミカサフミ』、『カクのミハタ（『フトマニ』など）』、及び「ヤマトコトバ」「ヲヲヤケ（公）」「トコヨクニ」「アメのミチ」で用語を統一して論述していく。「汎神論（広義の神道）」の射程のもと、「コミュニティの本質」を根本に戻って深く掘り進んでいく。

1. 豊かな縄文時代、「サピア・ウォーフの仮説」再考、「神」概念の相違

1960年代以降、放射性炭素14による年代測定が精密化し、縄文時代の文化遺跡の生活形態が、日本列島で少なくとも十万年以上にさかのぼることが、はっきりしてきた。例えば、島根県出雲スナハラ遺跡から出土の石器が、「今から七万年前から十二万年前までの間に作られたものである」など、一万年以上にわたる生活の痕跡が各地で報告されている。

青森県の三内丸山遺跡から、約5500年前の大きな定住集落跡が、富山県のヒメササハラ遺跡から4500年前のプラントオパールが、青森県のカゼハイ遺跡では3500年前の炭化したお米が発掘されている。さらに、栃木県のテラノ東遺跡では、暦の計測の施設となる、冬至と夏至を観測するための環状遺跡が発見されている。

上山春平は、1969年の『広葉樹林文化』と「思想の日本的特質」の論考において、日本の縄文時代の、高度な知的体系の存在を推論していた。縄文文化の段階で、自主的な、独自の「思惟の体系」をもっていたのではないかと、ということである。（上山、1969b、8-14）

日本の広葉樹林においては、クリ、トチ、クルミ、ドングリ類他にめぐまれ、森林の下草には、クズ、ワラビ、テンナンショウ（補記：サトイモ科に属する野生の根菜類）アマドコロ、カタクリなど、野生の澱粉資源が豊富であった。当然に、トチやドングリやテンナンショウなどのアク抜きや煮炊きのため、各種の土器類は発達していく。実際に、精密測定で、今から一万五千年も前に遡る土器が、多数出土している。

「そしてかなり高度に発達した狩猟採集文化が、やがて中国の文化を受け入れるときにもフィルターのような働きをしたのではないか。（中略）四、五世紀以後の日本文化は、そういう原型が崩されない形で、高度文化に適合しえたのではないか」と上山春平は核心をつく。（上山、1969b、12 - 13。小林達、2018。革島、2019）

神社の起源をたどっていくと、縄文時代の祖先の祭祀に行き着く。奇跡的に内閣文庫に収蔵され、古代に遡る『ヲシテ文献（ホツマツタエ、ミカサフミ、カクノミハタ（フトマニなど）』に関係するので、精神的にも豊かだった、一万年以上前からはじまった縄文時代の日本独自の文明の基盤をまずここで押さえておく。

ところで、私たちは翻訳や、通訳を通じて、考えや思想をお互いに交換できていると思込んでいる。エドワード・T・ホールが『沈黙のこぼれ』（1966）や『かくれた次元』（1970）で指摘するように、言葉を補助する「しぐさ・ジェスチャー」でさえ、文化圏によってまったく正反対の意味を指すことが多い。

それぞれの民族の言語がもつ、語彙の体系と各単語そのもののニュアンスにも大きな違いがある。言語体系が違えば、厳密にみれば同じ事象の意味を見ていないという言語相対論的な「サピアとウォーフの仮説」は、未だ最終結論には至っていない。

しかも、異なった言語体系をお互いに駆使する以前に、それぞれの部族や民族集団が、パーソナリティの背景に持っている文化の独自の型、森羅万象の変化への解釈の違いが、語彙体系のすれ違いにプラスされ、複雑にモノの見方に影響している。

例外はあるが、おしなべての一般論として単純化すれば、日本を含む東洋の国々の人々は、大自然のなかに、比較的、「隠された世界」をその奥に見ることができる能力があるとされている。それに対して、欧米の人々の主流は、「見える世界」一辺倒でものごとを判断し、大自然を征服しようとする傾向が見られるようだ。

なかでも、欧米諸国の人々の「神」（GOD、絶対神、人格神）概念と、日本の一般庶民が抱く「神」（天地・大自然・祖先・地場の神々）概念とでは、180度違うのである。

この「神」概念のすれ違い、その根本的な違いの根源を、革島定雄は『縄文人の文化的遺伝子を今も受け継ぐ現代日本人』（2019）で読み解いている。彼は櫻澤如一（1893～1966）の著書から、下記のような鋭い観察があったことを私たちに教えてくれている。

一般的に「西洋人は現象の世界に住んで居るから、相反する現象が同一のものであるとは思えない。その現象の彼方が見えないからである。同一の实在が相反する方向から顔を出す事が可能である事を理解することが出来ないのである。だから或者は唯心論者となり、他の者は唯物論者となり、中庸を稍導するものでもきつと尚観念論的傾向を示すか、唯物論的折衷を把持するかである。（中略）相反する何れをも同時に総合して、摂取する事が出来ないのである」。櫻澤如一のこの指摘は、西洋文明や西洋近代思潮のもつ限界をみごとに言い当てている。

さらに、櫻澤は指摘する。「東洋の精神は「見える世界」の根本原理として「見えぬ世界」を直観し、それによって「見える世界」に於ける秩序と生成を確固たらしめ、そこに絶大最高の幸福を味はふ事を念願した。ここに東洋精神の優越がある」。

ヤマトコトバにおいては、「カミ（神）」とは、その存在への最大の敬意の表現である。心底から、これはすごいと思えるものは「カミ」となりうるのだから、それらを一括総称して「八百万の神々」と呼んだ。漢字移入以前のわが国の『ヲシテ文献』の「ミソフカミ」の「カミ」のコトバを「神」に当てると、大きな誤訳が生じてしまう。

『ヲシテ文献』における「ミソフ（32）」とは、物質界の総合的な哲学的把握の「ヨソヤ（48）」に、おいて、象徴的に「ミソフ（32）」のはたらきとしてとらえた概念である。ここだけでも、簡単にコトバには尽くせないほどの深い洞察の物語が含まれている。（池田、2020b）日々身の周りで生起する諸現象で、何が本当に大事なことから「本質直感の才能」を、私たちが古代から受け継いでいることを押さえておこう。

ところで、戦後に GHQ（連合軍総司令部）の「神道指令」と「政教分離」により、日本人の「思惟の体系」と生活の基本スタイルである「神道」は、壊れるように仕向けられた。馬野周二は、急所を突いてこう述べる。

「これは彼らにとっては当然のことで、「神を祀る」ことは日本国家と言うよりは日本人の根底を形成する霊的基盤であるから、征服した民族の根本精神を破るためには、少なくともこの制度、外形は、国家的関連からは排除しなければならぬ。けれども自由民主主義を標榜するからには、個人の精神的自由を法律によって規制することは、彼らにとって自己撞着となる。そこで神社の国家支持を廃すること以上はできなかつた」。

だから、戦後の一時期、お宮の経営はどことも苦しかった。だが、間もなく従前以上に回復してきた。それは多数の日本国民が神社仏閣に詣で、祖先を祀り、独自の霊的精神性の基盤を失わなかったからである。多数の氏子たちが神社を護った。

一般的に云って、「神道」とは日本人がこの存在世界、すなわち宇宙万物の偉大さや尊厳を感じ取り、それに慎ましく感応してきた道の伝承体系である。それゆえ、「神道」には、日本人の宇宙の神聖さの感じ方が折りたたまれ、宇宙万物への祈り方・祀り方が織り込まれている。（鎌田東、2009）

馬野は「神道」と「祭政一致」について、さらにその本質を鋭く指摘する。「西洋人が間違っているのは神道を宗教と考えているからなのだ。神道は「教」ではない。だから宣教師などはいない。それは「道」、さらに言えば日本生まれの血を持った者の「産土（うぶすな）の道」なのだ。生得の自然なのだから、神道を他民族に教え、強制することは無意味であり、不可能である」と。（馬野、2000、244 - 246）

もともと「文字を書いて読む運用能力」の持ち主は、古代においては、上層階級の選りすぐりの人々であったことが想像できる。一般的に、日常に話される「ヤマトコトバ」は、共同体の構成員の話者がいるかぎり代々続く。

しかし、「文字を書いて読む運用能力」は、教える長老や親族が争いによって根絶やしにされてしまった場合、残された子供たちには、書いて記録する行為と、書かれた文書の意味を読み取る行為は不可能になってしまう。

古代の日本において、皇室に近く、祭祀を司ってきた氏族のなかで、圧倒的な漢字文化流入に妥協して漢字を学び始め、要領よく生き長らえる氏族や分家もあれば、純粹に古神道と和歌の道をまもろうと一途の、孤立無援の氏族や本家本元が存在したことも私たちには理解できる。

時に利あらずのなか、祭祀を享け賜ってきた一族の中でも、氏族の生き残りの直系の後継者が、どうしても伝えたい、清明の「ヲシテ文字の和歌」の横に、数百年後でも意味がわかるようにと、わざわざ漢訳をつけながら、代々写本を繰り返しながら後世へ伝え、現代の国立公文

書館蔵（内閣文庫、小笠原長武写本）にもたらされた。

平成4年（1992）、和仁佑（三輪）安聡の自筆による、漢訳付き『ホツマツタエ（秀真政傳紀）』の原本全三箱（天・地・人、各八冊）が、奇しくも滋賀県高島市安曇川町日吉神社【祭神、邇々杵尊（ニニキネノミコト）】の御輿蔵より発見された。安聡末裔の井保家第二十一代（分家第三代）の井保孝夫氏も大変な驚きであった。氏子総代として他の三人と共に、氏神様の諸行事に携わり準備の折り、蔵奥の雑然とした棚に、昔の祝詞や壊れた馬具などに混じって置かれている古い木箱が見つかった。（筆者注：以後『ホツマツタエ』と表記していくが、引用の著者が『秀真伝』ないし『秀真政傳紀』を使用の際はそれに従って表記していく）

蓋の埃を払うと、墨字で『秀真政傳紀 人ノ巻八冊』と記されており、箱の中には和綴じの書物が八冊入っていた。その一冊を取り出して開くと、神代文字と漢字ばかりで、かなり古い書物だった。その時、井保孝夫氏の脳裏に、ふと「ホツマ」のことが思い浮かんだ。本家の井保吉兵翁に聞いたことがあったからだ。

早速、三人の了解を得て、吉兵翁を訪ねたら、「これは貴重なものが出てきた。もうほかになかったか？」という翁の指示で蔵へ引き返し、再度棚の奥を探してみると、埃にまみれた同様の木箱がさらに二つ出てきた。もし、あの時、この古書に誰一人関心を示すことなく、そのまま蔵に納めてしまっていたら、おそらくは永久に埋もれたままになっていたかもしれなかった。

その後、松本善之助は、井保家のルーツを『ホツマツタエ』第30と31アヤに記載される神武天皇の皇子（中宮長男）カンヤイミミ・イホヒトが井保家の先祖ではなからうかと推定した。

国を平定したことにより、タケヒトはカンヤマト・イワハレヒコ・タケヒトと名乗り、神武天皇は正式に即位された。場所は三輪の地（現桜井市）であった。『ホツマツタエ』には、このときの「三種の神宝の授受」、「都鳥の歌」、「大嘗祭（オオナメエ）の儀」、「イスキヨリ姫の慕情」、「日嗣皇子の誕生」、「神武天皇崩御」、「カヌカワミミ即位（第二代綏靖天皇）」、「神武天皇葬送の儀」など、記紀では今までよくわからなかったことが豊富に記述されている。

井保家のルーツの、イホヒトが祀られている多神社（延喜式内明神大社：奈良県磯城郡田原本町）の現在の神職は、多忠記（おおただふみ）氏である。古事記によると、多氏の関係士族の筆頭には「意富臣」とされている。

この「意富（イフ）」という字は、ハ行音韻の変化により、「イホ」と読むことも可能である。当時は漢字が伝来して日が浅く、漢字の表意文字を借字として使用したこと。古事記の編纂者である太安万侶は、人望の高さゆえに、後に「多」から「太」の字に変えたものと思われる。つまり、いにしえからの三輪（井保）家の祖先は、神武天皇の中宮長男のイホヒトであると、松本善之助たちは推定している。（松本善、2000、3 - 16）

2. 祝詞の原初的意味、『フトマニ』の「モトアケの図」、蔵内数太『易の社会学』

毎年、日本全国では、歴史的に重要でかつ厳かな、さまざまなお祭りが執り行われている。その中で、7月の三重県那智の火祭りがある。7月13日の夕刻から執り行われる宵宮での圧巻は、池田満たちが指摘するように、巫女の舞いで古いウタの朗詠にある。

「アハレ アナオモシロ アナタノシ アナサヤケ オケ このウタは『ホツマツタエ』にもほぼ同じ文で出ている（ホ7）。落ち着いて朗々と歌う声は、夜のすずしげな社前に吸い込まれてゆく。何ともおっとりとした温かなフシ廻しだろうか。何回聞いても飽きがこない。ヤマトコトバの古来での本当の調子は、ここに残っているのではないか」。

夜が明けると14日、お祭りの本番になる。那智山の大神前には、扇御輿（おおぎみこし）の十二体が勢ぞろいしている。日の丸の扇がそれぞれ三十二扇も取り付けられている。それが不思議なことに、『ホツマツタエ』（ホ1）の記述内容と一致する、平安時代ぐらまではさかのぼれるお祭りなのである。

「カラスアフギのミコシは十二台。ヒアフギの草が各々四株つけられていて、全部で四十八株。そして日の丸扇は全開三十扇と半開二扇の合わせて三十二扇。三十二という数字は、魔除けのウタの文字数である。普通の和歌の三十一文字に、わざと一文字多くして、月と月の間に、隙間をあけさせないようにして魔物の侵入を除くウタである。（中略）半開の扇を半分として、二扇あるのが一扇分ということになる。この一扇分を全開の三十扇に足すと三十一の数字になる。これは太陽年の三六五、二四二日を十二で割ると三〇、四余りの数字が得られる。切り上げてまると三十一日になる。魔物のツケ入るスキを開けないために、開こうとする半開の扇の二扇を用意しておいて、三十一日のところを三十二扇で満たしておく。こうやって魔除けウタの意味を表現しているのが、那智の扇御輿だったのである」。（池田、2003、27 - 32）

人間には本来、自分の内に秘められた神性がある。熱田神宮や大神神社で奉仕された小林美元によれば、古い古語に、斎（いわ）い祭るという言葉があり、この「斎う（祝う）」という言葉は、結わう、という意味に通じている。祀りごとの本質は、神々と人との共感・交流にあり、自らが限りなく神々の靈性に近づいていく努力をすることを言う。

目には見えないけれども、宇宙を支配して、統率している大きな力と生命力に対して祭りごとを行う。「いつものお守りを感謝する、そういう言葉を祝詞と言う」。

神道には「内清浄」と「外清浄」があって、「内清浄」とは心のもち方について、「外清浄」とは身体のもち方についての清めである。私たちの祖先は、神祀りの前には、通常的生活から必ず衣食住をこと分けて清らかに保ち、神に仕え祀るといふ、こういう重い儀式に奉仕してきた。その祀りの祭典が終わって、祀りに参画した人々が神に捧げたそのお下がりをいただいて、神とともに宴楽するのを直会（なおらい）と言い、私たちの大切な至福のひとつであった。（和歌森、1972b。小林美、1998、172 - 233）

今日、私たち日本人が知っている神道の祝詞の一つ、「トホカミエヒタメ」の言葉の深い意味とその由来が、『古事記』、『日本書紀』、『古語拾遺』より以前の、もっと古い中期から晩期縄文時代の頃の各種の『ヲシテ文献』テキストに縷々と説明されている。

馬野周二も、すでに30年前から『ホツマツタエ（秀真政傳紀）』を世に知らしめてきた一人である。「今から約三〜四千年前、すでに五十音の表音文字マトリックスが存在していた。これは今日ヲシテ文字と呼ばれている。当時の上層階級はこれを日常使用していたのだ。此の書によると、今日に繋がる日本国家を開創したのは國常立尊（クニトコタチ）で、その高遠な建国理念は『ホツマツタエ』に明らかである。勿論、この尊の血統は、今日の天皇家に繋がる。（中略）その定めた日本国家の規範は、誰気付かない内に四千年後の今日まで連綿と続いている」。（馬野、2000、8 - 10）

さらに、松本善之助は、こう述べる。「私（松本）をこんなに駆り立てるのは、ホツマツタエやミカサフミの中に、真の日本があるからである。私は日本人だから、本当の日本人になりたいと熱望する。これは已むに已まれぬ欲求なのだ」。（松本善、2016、440 - 451）

池田満によれば、2012年に「カクのミハタ アワウタのアヤ」が奇跡的に出現し、それ以前に解らなかった「アイフヘモヲスシ」や、「トホカミエヒタメ」の詳しい意味合い他、日本語の構文の形成に関する根本原理についてまでの新知見がもたらされた。（池田、2020b）

数詞のヒフミヨキムナヤコト、モモ、チ、ヨロなどは、多くの場合、ヲシテ文字にハネが付けられている。これを数詞ハネと呼んでいる。『ヲシテ文献』の存在によって、日本語（ヤマトコトバ）の骨格と運用がどのように古代から近代までに形をなしてきたのか。「ナカツホのチマト」（二文節の対比によって文章の構文ができることや、助詞の原初の発生の仕方など、「ヤマトコトバ」の根本構造の究明にもつながってきた。

「世界史を見渡しても、語義と文法上の機能とを文字系によって一般的に表現している文字は、他には見当たらないのではなかろうか」。(山田、1938=1970、189 - 237。青木・斯波、2015、2 - 51、367 - 381。池田、2020b)

「トホカミエヒタメ」は、祝詞の短い言葉のひとつである。ヲシテ時代では、祝詞のことを、「ノト」と表現されていた。南に向いて立つと、東は左手になり、西は右手に位置する。この立脚点から「トホカミエヒタメ」を、四方に配置して見る。エは冬であり、下に位置する。タは春であり、左側になる。トは夏であり、上に位置する。カは秋であり、右手側になる。各々を季節の守りとしたのである。クニトコタチは、とくにトの夏、伸び栄える季節を重要視した。このため、もともとはエヒタメトホカミの順番だったものを、「トホカミエヒタメ」と称えることになる。(池田、2020a、199 - 201。松本善、2016)

「フトマニ」という語は、『ホツマツタエ』の第3（一姫三男生む殿のアヤ）や、『日本書紀』にも出てくる。イサナギ・イサナミのフタカミに、豊受神は「フトマニ」をもって「言挙げ」のあり方を占った場面だ。『古事記』にも同様に記載があり、「フトマニ」の言葉は古くからあった。

人事・社会事象の、豊かな経験を母体として成立した、易の六十四、あるいは『フトマニ』の百二十八の、卦としてのパターンのパラダイムに、今日の人文・社会科学の研究者が無関心であってよいはずがない。生起する出来事を、根本的に、変化の中で祖先たちが考察し、その本質をトータルにとらえようと努力してきたものであるからだ。

『カクのみハタ』に含まれる『フトマニ』も、『ホツマツタエ』も『ミカサフミ』も、漢字が渡来してくる以前に、わが国で、ヲシテ文字で編纂された文献である。

2012年には、『カクのみハタ』諸本のひとつである『トシウチニナスコトノアヤ』が、溥泉の『神嶺山傳記』を底本として、『ミカサフミ』、『フトマニ』と一緒に、池田満によって校合と註釈本が刊行されている。

これらの『ヲシテ文献』の文章には、『古事記』や『日本書紀』や『古語拾遺』などが書き渡らした出来事や、古代日本の様々な日常行事はもちろん、社会統合の根本原理、及び「国家建設の根本理念」が濃厚に縷述されている。

私たち人間が営む社会生活では、例えば天・地、昼・夜、引き潮・満ち潮など、あらゆる事物に陰と陽の区別がある。さらに春夏秋冬など、いろいろな拮抗関係が複雑にからみあいながら展開することで、人間世界の歴史的出来事や、社会的事象が次々と現象してくる。

蔵内数太は、易や占いなどの基本的な考えをこう述べている。「易とはそもそも変化のことであるが、あらゆる現象の根底に陰陽の二要因を認め、陰は陽に変わり、陽はまた陰に変わるといように、事象を変化の相に於いてとらえようとするものである」。

易の場合においては、まず、一陰一陽だけのもっとも単純な場合の組み合わせを考える。陽と陽、陰と陰、陰と陽、陽と陰、の四種類の組み合わせであり、それらの要素は「爻（こう）」となる。また、易では変化は下から上への変化として考え、下が新しいもの、上が古いものとされる。これは二とか三の字を書くとき、上から書いてくることが示す関係である。易は、陰陽い

ずれにせよ、三爻の組み合わせを基本とする（卦）。そしてこれに八種があるので、それぞれに一定の名を与え、それを八卦という。

易経の場合においては、代表的な天・地・火・水・風・雷・山・沢の象とされている、それら八卦が万象の解釈の基本モデルである。が、八個のモデルだけで万象を説くことは困難なので、六十四卦の各爻は陰陽の区別とそれぞれのその位置による意味がとらえられている。蔵内は、社会学的立場から、卦の私解として、生々、観察、吟味、結合、対立、解放、革命、分散、進捗、成就など、卦の独自の考察を展開している。（蔵内、1984、359 - 426）

しかし、『フトマニ』の場合は、単なる占いの書ではなく、易経よりもはるかに深遠な大宇宙の哲理をにじませている。

「アイフヘモヲスシ」の各一文字と、三十二のはたらき（2神で1組の16組）の各二文字の組み合わせになり、全部（ $8 \times 16 = 128$ ）で128番まであり、それぞれに歌が付いている。その内容によって、必要があれば、おのれの立つ位置の情勢が判断できる。古代においては、人間の知恵では測り知れないことをカミ様にうかがい、ご真意を承る、それが根本にあった。

実際に、オオタタネコが後年になって付け加えた序文の「フトマニを述ぶ」には、『フトマニ』は八代アマカミ・アマテルが教長となって、大勢の臣下に詠ませた歌を添削し、選りすぐって編纂した百二十八首の和歌のことである。この歌をもとに占いをしたので「もとうらつたゑ」とも云われている。『ヲシテ文献』に接触していたと推測される、真言密教の空海は、絵や梵字によって神仏を描き、なかでも「十界曼荼羅」がよく知られている。

密教は平安時代、朝廷や貴族社会などに急速にひろまっていく。仏がこの世に神の姿で現れ、神は仏の化身であるという、本地垂迹の思惟が生まれ、それは天台宗の本覚論の影響のもとに発展していく。修験道もこの密教の山岳修行を母体としている。人はもともと神であり仏であるという、神仏習合の思惟がますます発展し、神道や修験道の思惟がさらに深まっていった。

京都の吉田家は、中臣氏のもとで古代朝廷の祭官を務めた、卜部氏の流れをひく家である。吉田兼俱（よしだかねとも、1435～1511）は、吉田家累代の「靈性の淵源」を求める思惟に、伊勢神道と真言宗の両部神道を巧みに採り入れ、神道を仏儒の上に置き、これを元本宗源神道（唯一神道）と云った。天理図書館吉田文庫には、兼俱自筆の二部の神妙経が蔵され、兼俱は遅くとも文明5（1473）年以前には、すでに神道説の組織を構成していたとみられている。（吉田兼、1470=1937。出村、1997。上田・鎌田純、2004。鎌田東、2009。武光、2014）

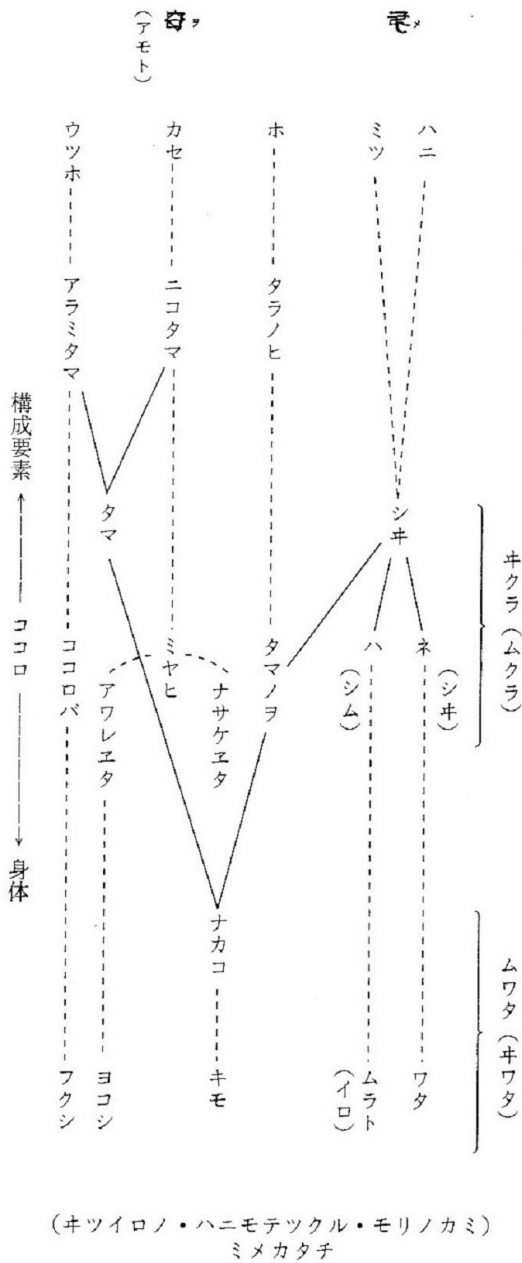
そして、はるかそれ以前に、生起する森羅万象に、深遠なる大宇宙の神秘に感応した、根本の理法を図表で体現した、驚異的なものがあった。それが『フトマニ』に付属する「モトアケの図」と、「キクラ・ムワタヲ」の言葉である。（次頁の図表1、2、3を参照）

なぜ『フトマニ』と呼称するかについては、オオタタネコが序に明確に記している。その高度な論述の中で、例えば、「キクラ・ムワタヲ」を「五臓六腑」と単純に漢字直訳してしまうと価値が消滅する。人間世界を包み込む、次元の高い大宇宙の創世の基盤を全体で表現しているからだ。「キクラ・ムワタヲ」の解釈だけで深奥な論考が成立するが、本稿では深入りはしない。

実際に、この『フトマニ』は、単なる「占い」を意味する呼称ではない。私たちがこの世に生まれて気づく、森羅万象の様々なモノの存在は、不思議であり驚くべきことでもある。

『フトマニ』の、この「モトアケの図」の中心円内に書かれた「ア・ウ・ワ」の、一番上の「ア」は天を意味する特殊表意文字、一番下の「ワ」は地を意味する特殊表意文字であろうか。「ア」は左巻き、「ワ」は右巻きの渦巻きになっている。

真ん中、中央の「ウ」は、この一字によって「初の一息」を意味していると捉えることがで



図表1 キクラムワタの構成

シオ	タマ	ムクラ ムワタ	漢字文献 五臓 六腑
シム (ハ)	タマ		
ワタ	ヨコシ	クニノミチ	漢字文献 五臓 六腑
ムラト	キモ	(カキ)	
	タミ		
	トミ		
	キミ		
	ナカゴ		
	フクシ		
	タマノヲ		
	タマ		
	ミヤヒ		
	ナサケエタ		
	ナカゴ		
	キモ		
	ハニ		
	ミツ		
	ムラト		
	ワタ		
	ネ		

図表2 キクラ・ムワタの構成



図表3 モトアケ (フトマニの図)

きる。「初の一息」によってできた渦巻きの、巻き方を上下反転させることによって、天と地を描き分けているようにも見える。「タマ」の生じてくるのは、「ア・ウ・ワ」からである。つまり、この三文字「ア・ウ・ワ」は、「初の一息」による天地開闢そのものを表しているようで、大宇宙の壮大なダイナミズムを感じさせる。ヲシテ文字による図上での人間世界の時空を超えた表現である。周囲に配された「四十八文字」は重要な配置であり、天体の運行と、それによりもたらされる方位、方角、日照、寒暖、季節の移り変わりを「トホカミエヒタメ」という形で表現していると解することができる。

ただ、先行研究者たちの中で、池田満は、『モトアケの図』は、江戸時代において大哲理の説明のため補足された可能性が残されているとして、当初から図表すべてがその形であったかについては慎重な立場である。

参考に、『ホツマツタエ』全40アヤの中で、1アヤから28アヤだけでも、その語彙そのものに、変化発展が容赦なく及んでいる。縄文中期に遡る、初代クニトコタチの建国から三代トヨクヌヌの時代の、竪穴式住居には住むものの稲作以前（この時代にこそ根本の精神構造が醸成）。四代アマカミから六代に至る稲作農耕の導入普及の時代。そして七代アマカミのイサナギ・イサナミから十二代アマカミのウガヤフキアハセスまでの農耕技術の発達開花期の時代が、1アヤから28アヤに記載されている。語彙のさまざまな用例を見ると、時代背景を思いながら正しい語意をさぐっていかねばならない。（池田、2020a）

3. 「家制度」再考、現象学的社会学から観た唯物論的思惟の二類型

この章での、内外のさまざまな様態の「コミュニティ」の考察に際し、まず以下のように定義をしておく。「コミュニティとは、その成員が日々の営為の基礎として共通の領分を分かち合うところの集合体である」と。（パーソンズ、1951。デランティ、2006）実際に、親族のネットワーク、友人関係、共通の職業、同じ趣味の親睦会、地縁的關係は、私たちに社会的な基盤を日々提供している。

人間存在の始源的な祖先と子孫の間を、精神的につなぐものが、祖先から続く、民族によって様々な形態をとる「親族構造」と「家制度」であった。祀られる先代と、祀る人。この関係がだんだんと近づき、祀る人もやがて先祖となっていく。

先行研究としては、柳田國男や鈴木栄太郎、有賀喜左衛門、和歌森太郎、ジョン・F・エンブリー、宮本常一、余田博通たちが、農村の社会組織、同族団、本家・分家関係、長子相続や末子相続、修験道や檀家制などを研究してきた。一方、海外では、社会人類学のJ・P・マードックやラドクリフ・ブラウン、エヴァンス＝プリチャード、レヴィ＝ストロースたちがすぐれた研究成果を遺している。

日本社会の「家制度」の考察にあたり、人間社会の基本的な親族構造及び社会的編成の見解が関係するので、従来の先行研究で集積されてきた要点にごく手短かにふれておく。

マードックは主に、親族呼称、居住規制をもとにして、家族集団や親族集団、および地域集団の、さまざまなパターンを考察した。調査対象の、文化の型を同じくする部族集団は、北米の先住民から70、アフリカから65、オセアニアから60、ユーラシアから34、南米から21の、合計250のコミュニティが選ばれた。

そこでは、親族および親族呼称法の分析にもとづき、社会組織の進化の過程を取り上げている。そして人類のどの社会にも広く見られる「インセスト・タブー（近親相姦禁止）」と、配偶

者選択の社会法則とを、通時的・共時的に俯瞰して考察した。

人間社会のほとんどの集団は、婚姻適齢期になると、新夫婦の一方は、外の集団の核家族の成員から求められる。こうして親族組織というものがつくりだされる。また、親族呼称法の文化的習慣と親族関係の考察から、核家族の原理が投影されてくる。

マードックは、社会組織の「変遷」をはかる三つのモノサシとして、居住規則と出自規則と親族呼称法を挙げ、そのそれぞれをいくつもの変数（パターン）に区別している。この通文化的な観察によれば、条件への適応は、居住規則が最も早く、出自規則の変化は、居住規則の変化に続いている。親族呼称法の適応は、さらに遅れる。

ここから見えてくることの一つは、どの社会集団や社会組織でも、けっして恒常的に統合や調和の状態を維持しているわけではないこと。次に、生活条件や外的条件の影響を受けるにしてもすべての諸習慣が一樣に反応するのではないこと。そこでは時系列的に前時代の「残存」をとどめながら、徐々に変化していく様子がみられる。

例えば、母系から父系への移行は、多くの場合、双処居住やオジ方居住という居住制の変化を伴って現れてくる。父系から母系への移行には、さらに多くの変数が必要である。（マードック、1949=1978、238 - 306、423 - 428）そして、それらのフィールドワークは、レヴィ=ストロースたちによって、クロス・カズン（交叉イトコ婚）などの、父系集団、母系集団、双系（多系的）集団に貫徹する、隠れた「制約=構造」の可視化。血縁・地縁を紐帯として結合する小集団（ホールド）の「コミュニティ」の組織体系の比較研究などに結びついてきた。（レヴィ=ストロース、1949=1978、866 - 871）

その重大な意義を、哲学史を熟知する情報学の西垣通は、的確にこう表現している。「自由に決断し未来を切り開く存在こそ人間だと見なすサルトルに対し、人間は社会的・文化的な「制約=構造」のもとにあると主張したのがレヴィ=ストロースであり、サルトルはその軍門に降ったのである。そこには、白人による理性重視の啓蒙主義（筆者注：理神論）が、アジア・アフリカの有色人文化を侵略する口実に使われた、という歴史的背景があった。（筆者注：普遍的な汎神論の立場からは）文明社会と未開社会の優劣など無い、というわけである」。（西垣、2020）

日本においては、地域により差異はあったが、おおまかには皇室と同様に、父系で長子相続を基本型として推移してきたとみられている。古代の姓（かばね）や連（むらじ）の時代から出でて、ついに江戸時代には、一般庶民にまで「家制度」（氏子・檀家制含む）は広まってきた。

私たちはごく自然に、「家制度」に護られ、祖先と子孫の歴史的な循環の中に、自分がこの世に生きた証し・根拠を遺してきたのである。実際、「家制度」が支えた過去から未来へのつながりには、実存的な存在根拠の「安心の装置」という積極的な側面があったのである。

家族社会学の米村千代は、初期の論考「家理論の再構築へ向けて 連続と変化の視角から」（1991）において、「家制度」の歴史の全体を大きく見据えたうえで、その重要性を示唆している。家族は現存する個人等の横の結合であるが、家はむしろ世代間の関係であり、厳密に言えば家の一つの精神でもある（鈴木栄太郎）。「家が世代を超えて存続する規範であり、同時に人々が世代を超えて連なることを可能にするものである」。一方で、家族は横断的な集団の関係としても把握できる。

客観的に見て、日本における「家制度」は、いわば「社会・経済システム」の根幹をなす下部構造でもあった。有賀喜左衛門は、家の連続を相互扶助の機能的側面から、通時的に「同族団」への志向性が観察されるところを見る。「超世代的連続への志向性は、先祖（始祖）との関係として考えることもできる。（米村、1991）

柳田國男が70歳の折り、遺言のつもりで、死者の靈魂の問題と家の祭祀との関係、家の存続の問題を結び付けて『先祖の話』（1946）で論じている。柳田國男にとって、家の問題は重要であった。それは共同体内部の核となる単位であったからである。

人倫のかなめの《社稷》を支える単位として深く機能し、社会をまとめてきた、日本における「家制度」の、重要な側面を見落としてはならない。

また、多くの民俗学者たちが示唆するように、日本の社会は、戦前から身近な「村や町の住民の助け合い」。そして、さまざまな「社会的結合」関係が、血縁的結合や経済的結合、宗教的（祭祀・檀徒・講）結合と合わせて、庶民や弱者たちの生存を確保・維持してきたのである。

日本の近代で機能してきた「社会的結合」には、年齢結合の形態として、子供組や青年組、中老組、老年組のゆるやかな、しかし、日常生活上の深い人間的交わりがあった。少年、青年、老人が社会活動から遊離し、人間的交わりが薄れている現代と比べ、各人が本質意志で交わりを深め、それぞれが年齢に応じて人格的交わりにあずかっていた。

成年式を迎えると、男性は若者組、女性は娘組に加入していたところが、幕末から明治初期の状況では多かった。当時の彼らは祭りの準備や、村の警防などを通して集団訓練を受け、親睦を深めた。娘宿で知られているのは、明治の初期、お針のお師匠さんの家が、彼女らの集会所であったようだ。若者はお師匠さんを通して、好きな娘との仲を取りもってもらったという。

社会的分業の進んだ現代の、「社会・経済システム」とはまるで形態は違うが、子供から青年、老人まで、それぞれが地縁、近隣社会の生活に重要な役割を分担し、ほのぼのとした豊かな人間的交わりの世の中が普通に存在していたと云えよう。（柳田、1946。和歌森、1972b。米村、1991。石崎、1997、62 - 69）

さて、続いて現代社会の最先端の課題の考察に移ろう。最近の経済活動は、デジタル化された電子空間で行われることが多い。高度の情報社会は、構造的に、人間の「知」をデータへと断片化し、ビッグデータの無機的な単なる「要素」へと変容させていく側面をもつ。

電子技術の高度化によって、G20の先進諸国に住む私たちは、ネットワークにつながるスマホ端末を24時間中、個々人が持つような、コミュニケーションの特殊形態に浸りきりようになった。つまり、フェイスツーフェイスの相手の全身を見ながらの、適度に間合いを置いたコミュニケーションから随分と離れてきつつある。

この現代世界の最先端のコミュニケーション形態は、「神道」の見地から見れば、大宇宙の摂理の土台のうえに有難くも生かされているという、人間存在の被拘束性の根本事実を忘れさせる傾向をもつ。大自然に根ざした人間の、実存感覚を希薄化するだけでなく、コミュニケーションの個人化、ないし独りよがりの秘儀化が進んでいるようにもみえる。その結果として、家族という血縁共同体内部のコミュニケーションですら、断片化・表層化の度合いを強めている。（山之内、2004。デランティ、2006。大黒、2016。西垣、2016）

大黒岳彦たちが指摘するように、西歐的思惟に基づき、専門分化を遂げた各領域（医療、法、経済、学問など）は、それぞれ独自の合理性に基づきつつ、固有の専門〈倫理（常識）〉を形成する。形成された各々の〈倫理（常識）〉は他領域の〈倫理（常識）〉とは依拠する合理性が異なるために互いに齟齬を来し得る。したがって、欧米型近代思潮の両極端の、理神論ないし無神論の社会モデルでは、それらすべての諸〈倫理（常識）〉の統合は望むべくもない。

こうして本来、社会的統合の至上原理であった、最低限の〈倫理（常識）〉は、社会の諸領域に分散化され多様化し、ますますわけがわからない《全体社会》になってきている。

「底なし沼の競争社会」のメカニズムに組み込まれ、分散化された〈倫理（常識）〉及び個人

的「道徳」は、個々人の心情に委ねられざるを得ない。「見える世界」だけの近代西欧的思惟にとどまっている限りは、「道徳」と〈倫理（常識）〉とは完全に乖離し、前者は客観的で実在的なものから、主観的で不確かなものへと、ますます変じていくことになる。

大黒岳彦たちが示唆するように、超高度な「情報社会」メカニズムの行き着く先の、私たちの《コミュニティ》は、死活的に重要な岐路に直面している。（大黒、2016。西垣、2016）

一般的に、地域や国の発展の基には、広く「公共心」あふれる濃密な善意で成り立つ各《コミュニティ》間の連帯心があった。

蔵内数太の現象学的社会学は、いかにして「ヲヲヤケ（公）」と《コミュニティ》の成員の本質的結合を基礎づけるかを、生涯をかけて考究してきた。とくに、テニースのゲマインシャフトを、すさんだ現代社会にどのように復権させ得るか、を考え続けたとも言えよう。

同じく、「純粹経験」から「絶対矛盾的自己同一」の思索に行き着いた西田幾多郎もまた、人間存在というものの、歴史とコミュニティを積み上げるポジティブな側面を見ていた。

西田幾多郎いわく、「人間も自然のうちに入っているのであって、物理的自然もこの歴史的自然のうちにおいて成立しており、われわれはそのエレメントである」。「われわれの自己はそのうちに生まれ、そのうちで働き、そのうちで死んでゆく。人間というものは自分自身で生まれるということができない。（中略）われわれの意識・主観的自己というものも世界から生まれて来る。そういう世界を全体としてこれを自然と考えることができる」。（上山、1963。蔵内、1976。西田・三木、2007）

私たちが旧態依然の、祭政分離というフィクション、理神論の西欧的思惟の限界内に閉じこもっている限りは、残念ながら、超高度「情報社会」における「コミュニティ」の諸問題は解決できるわけがない根本の事実である。

それら西欧的思惟に対する、日本的な生き方のセオリーは、古代より、さまざまな現実世界で花を咲かせてきた。なかでも商売の世界における「ヲヲヤケ（公）」、つまり日本の「三方よし」の尊い理念の源は、「ヲヲヤケ（公）」を背負う古代からの「皇室のあり方」から来ている。近世では滋賀県の近江商人、五個荘商人の「遺言状」宝暦4年（1754）にある条文にも、その「ヲヲヤケ（公）」の代表的な考えがみられる。

「他国の商圏内に出かけても、その商圏内の物事、その国の一切の人々がみな気持ちよくなるように心がけ、自分のことにと思わず、みなによくなるようにと思い、高利を望んではならない。何事も天の恵みしだいと思い、ただその行き先の人を大切に思いなさい。そうすれば、心は安らかとなり身も健康になる。常々神仏への信心を忘れてはならない」。

近江商人は、道路、橋、神社仏閣の補修・新設に資金を提供するなど、社会奉仕事業を熱心に行った。本家の改築や修理などは、とくに災害や凶作、不況の時期に、地域振興の一環として行うことが多かった。不況時の公共事業で景気循環に刺激を与えるという、理に沿った施策でもあった。日本の商いの中心には、自分のためではなく共同体のため「ヲヲヤケ」を第一に考える、いにしえからの魂の「アメのミチ」が生きている。（蔵内、1966、7-8。松本善、2016。呉、2017）

私たちが歴史上に体験している唯物論的思考には、国際金融資本の援助の下でレーニン、トロツキーたちが社会実験した、暴力によって政権奪取タイプの「第一の系譜」以外にもう一つある。それが1923年にフランクフルト大学において、ルカーチとドイツ共産党員が「マルクス思想研究所」を旗揚げし、語感を和らげるため「社会研究所」と改名したものだ。

これがいわゆる「フランクフルト学派」の前身である。それに、T・アドルノ、M・ホルクハ

イマー、W・ライヒ、H・マルクーゼたちが加わり、ヒトラーの第三帝国に追われて、伝統文化破壊のイデオロギーごと米国へ移住した。

コロンビア大学の援助を受け、彼らはニューヨークに新フランクフルト学派を設立。ただちに、伝統的なキリスト教価値観や社会文化倫理の破戒にとりかかった。「第一の系譜」の敵は資本主義そのものであったが、新フランクフルト学派の敵は、伝統的文化の安定性そのものであった。伝統的文化を解体し支配せよ、そうすれば国家は勞せずして崩壊するというわけだ。

彼らの編み出した数ある文化闘争の新兵器のなかに、底なし沼で終着点のない、「コミュニティ」が崩壊するまで際限なくアジテーションする「批判理論」があった。その「批判理論」イデオロギーの背後には、共産主義者グラムシの大戦略があった。

ハドソン研究所のジョン・フォントによると、グラムシが信じていたのは、「全面的歴史主義」。つまり、道徳、価値観、真実、規範、人間の在り方はみな歴史的に異なる時代の産物であるということ。歴史を飛び越え、人間普遍の真実とされるような絶対的規範は存在しない。道徳観は「社会によって構築される」という、極めて偏った考え方であった。

「批判理論」の先行研究のひとつは、この学派の「批判理論」の定義を次のように述べている。「伝統的文化の主要素を完全否定する批判イデオロギーである。例えば、伝統的精神文化、因習、宗教、権威、家族、家父長制、階級制、道徳、性的節度、忠誠心、愛国心、国家主義、民族の独自性、保守主義、何から何まですべて全否定の破壊理論」である。

かつて社会革命は、書物や言論を足がかりになされようとしてきた。しかし、元戦略情報局OSS 諜報員（10年間）にしてブランデイス大学教授ヘルベルト・マルクーゼが革命を担う候補にあげたのが、「若い過激派、フェミニスト、黒人運動家、ゲイ、社会的孤立者、第三世界の革命家、その他西洋に迫害されたと憤るあらゆる「被害者」たち、プロレタリアートに代わって西洋文化を破壊するのは彼ら」だった。

「マルクーゼはセックスとドラッグがより強力な武器と考えた。著書『エロスの文明』のなかで彼は「快樂原理」を全面的に認めようとして提唱した。文化的規範はすべて拒絶せよ、そうすれば「多種多様な邪悪」の存在する世界が創出できる」と。「ジェンダーフリーなどを煽り、国家が崩壊するまで批判理論をプロパガンダする、永久革命論の極端な考え方でもある」。

問題なのは、米国社会が、この批判イデオロギーに取り込まれて大変な状況になっており、それが世界の各国へ飛び火して「思想の大戦争」となっている事実である。共産主義の「第一の系譜」の社会実験（ソ連）は崩壊したが、この際限のない無神論の共産主義の「破壊理論」が、世界中の伝統的「コミュニティ」を攪乱させながら壊し続けているのだ。

この非常事態を危惧する、現象学的社会学者たち以外では、米国のニクソン・レーガン・先代ブッシュと3代の共和党政権で外交スピーチを執筆した、保守派の重鎮 P・ブキャナンが、以下このように、悲観的に独白している。

「西洋の死に関し、フランクフルト学派は第一容疑者にして主犯格と言わねばなるまい。彼らのプロパガンダは家族崩壊に大いに寄与した。現在、全米の所帯で核家族の占める割合は四分の一以下。学派が先頭に立って擁護した女性解放運動は、女性の伝統的役割りの価値を失墜させた。（中略）すでに人口が減りはじめているヨーロッパでは、カトリック教国でさえ避妊が一般化している。避妊、断種、中絶、安楽死は、教皇聖下が断じて禁ずる「死の文化」の四大元凶である。ピルとコンドームは文化革命におけるハンマーと鎌になった」。

「マルクーゼは、セックス、ドラッグ、ロックンロールという対抗文化に行き着いた反抗的なエネルギーの持ち主たちのうちに、すぐさま読者を獲得した」。

ビル・クリントンが大統領の時代に、「ヒラリー・クリントンはニューヨーク・ゲイ・パレードに参加した史上初のファースト・レディとなった。（中略）同紙（ニューヨーク・タイムズ）政治部記者リチャード・パークが〈全米レズビアン・ゲイ記者協会〉十周年記念パーティの席で仲間に語ったところによると、「（タイムズ紙の）トップ・ニュースを決めるスタッフの四分の三は、じつはゲイなんだ」。

「中絶、離婚、出生率激減、片親所帯、十代の自殺、校内発砲、ドラッグ漬け、幼児虐待、配偶者虐待、暴力犯罪、投獄率、乱交、学力低下、どの統計も、文化革命の支配するこの（米国）社会が腐りかけ、死にかけていることを示している」。（ジェイ、1997、8 - 23。ブキャナン、2002、72 - 75、114 - 127、312 - 328。田中英、2018）

左翼の上司や教授がトップを占めるなか、テニユア（Tenure）という大学教員（社員）の終身在職権の審査制度があり、上司の信奉する理論に反する発言や研究が行えないので、増々歪んだ「批判理論」が幅をきかせていくわけだ。「じつはアメリカは日本以上にアカデミズムの上下関係が厳しく、学問の自由が束縛されているのです」。（古森&モーガン、2015、92 - 101）

今日の世界中に共通する、社会関係資本の荒廃は、「伝統文化破壊の四銃士」、すなわち無神論のルカーチ、グラムシ、アドルノ、マルクーゼたちの仕掛けであると言われている。

本論に戻ろう。この極端に位置する異常なフランクフルト学派を生んだ、西欧近代が淵源の、表の理神論（コインの裏の無神論を含む）的思惟の風土を別の側面からも見ていこう。

筆者が幼少の頃、神社の広場で行われた秋祭りや盆踊りなど、地域中の家庭が総出で楽しんだものだ。昭和40年（1965）頃までは、無意識下に氏神様と呼ばれる地域の守り神を、村落や町内の人々は団結の拠り所としていた。今でも日本全国で、約十二万の神社がある。

かつては今以上に、困ったときはお互い様という人情味あふれる温かい地域社会が存在していた。米国社会を含めて、今、そのような素のまま、心身ともに休息できる「コミュニティ」は、家庭も含めてどれほど私たちの手元に残っているのだろうか。

サスキア・サッセンもまた、グローバル企業権力の国際的な収奪により、不可視化されていく人々と空間をずっと見据えてきた一人である。サッセンが検証している流れの一つが、「主権国家に外国の主権国家の広大な土地を取得することを可能にさせる、契約の複雑な法的・会計上の特徴である。そしてもう一つが、鉱業に、土地や水系を破壊することを可能にさせる優れた工学と技術革新である」。それらグローバルな金融資本と、技術革新と情報化の推進力が、世界の人々の居住空間を、ますます邪悪な力で取り囲むに至っている。

身近な例では、日本郵便グループのかんぽ生命保険が、お年寄りをだまして不正販売で利を得る、西欧的思惟に染まりきるところまで、日本人の魂が落ち切った感がある。

明治維新以来の、私たちの文化とはまるで異質の、「社会全般の断片化」、「過剰な個人主義化」、「新自由主義の収奪社会」とは、私たちにとって一体何なのだろうか。

晩年のルース・ベネディクトは、各民族による「文化の型」の違いを強調しながら、「相乗作用（synergy）の高い社会」と、「相乗作用の低い社会」の二類型を考察している。「相乗作用の高い社会」とは、個々の個人の調和的な行動が相互の利益となり、全体の役に立つように編成された社会である。

一方、「相乗作用の低い社会」とは、妥協なき支配権の主張や、国家権力の乱用が、搾取・隷属の悪循環を生み出す社会、つまり「一将功成って万骨枯る」制度を持った社会を云う。具体的には、現代世界での、1%の側にほとんどの富と旨みが流れる「新自由主義・収奪型資本主義」や、特権階層と党の官僚組織が支配する「共産主義独裁体制」を指すこともできる。ベネ

ディクトは、それらとは正反対の、明らかに「相乗作用の高い社会」にその善さと、普遍的な価値を見出していた。（ベネディクト、1934=2008、391 - 397。権藤、1936）これは「社会・経済システム」における、「コミュニティ」の質の診断の際の重要な指標である。

江戸時代、治安を守る役人の数は、その人口に比し驚くほど少なかった。これは、当時の日本人の倫理観の高さのなせる業である。つまり、普遍的な汎神論的思惟に基盤をもつ、《社稷》という社会統合の根本原理が、私たちが祖先から代々受け継いできた「ヲヲヤケ（公）」優先の知恵の巨幹であり、国際的な収奪の制度的仕組みにあらがう大きな力であることの再確認が必要なのである。（蔵内、1978、173 - 185、481 - 486。デランティ、2006、234 - 301）

西洋的思惟が「それは日本の汎神論」だと、いかにも間違ったことだと洗脳されてきたのが、明治維新以降の今日までの、偏ったアカデミズムの「思惟の体系」であった。

そうではなく、私たちの精神的な故郷の『ヲシテ文献』テキストが示唆するように、「ヲヲヤケが高ければ高いほど、一般国民は長期の視点に立っての良い仕事に取り組むことが可能となる。低いヲヲヤケであれば、人が目先のことだけを考えるようになるのを避けられない。ヲヲヤケを高く立てるためには、トノヲシテに依拠することが重要である。トノヲシテは初代アマカミ・クニトコタチが日本国の祖形であるトコヨクニを建国した時に定めた理念で、今日の21世紀に至っても永遠不変の大原理である。トノヲシテを現代的に言い表すと「惠民立国」あるいは「文化立国」と表現できよう」（池田、2001、168 - 172）

「コミュニティ」の荒廃と国家の混乱から逃れる最良の手立ては、硬直的思考の理神論及び無神論の呪縛を絶って、「おかげさま」「おたがいさま」で共に生きる「和の文化」、すなわち普遍的な汎神論の世界観という、私たち人類の原初の故郷に戻ることはなからうか。

4. 『ホツマツタエ』と古事記、日本書紀の内容を対照、1300年の封印を解く

さて、古代文字否定の『古語拾遺』が、「蓋し聞けらく」と述べているように、人づてに聞いただけで、吟味の検証を経たわけではなかった。まして当時は、漢詩集の『懷風藻』（751）の序文が、壬申の乱（672）で古の文書類がことごとく焼けて無くなったことをひどく嘆いているように、この古文書類喪失の歴史的経緯から、一概に古代文字の存在は否定できなかった。

壬申の乱（672）では、近江の朝廷側が負け、戦後に敵対氏族の排除が行われた。また、時の権勢による、圧倒的な漢字文化導入の強力な方針が存在した。時に利あらずの一族の、存亡にかかわるあつては都合の悪い「大事な秘書」は地下にもぐる他なかったことも十分想像できる。

そして博学賢眼の馬野周二は、真贋を判定して『ヲシテ文献』をこのように絶賛した。「安政年間（1772～81）の近江に、比叡山延暦寺の目代をしていたという三輪安聡なる人物が住していて、景行天皇代に書かれたという、大変な古代史書を伝持し、それを研究、漢訳文を付けて後世に伝えるため書き残していた。この文献は神武即位前六年にその大部分が書かれていたという、世界的奇観書である。

よくよく調べてみると叡山にも関係する、奈良の僧溥泉も同じ文書を研究し、その一部は大阪の出版元秋田屋市兵衛から出されていたことが分かった。（此の文書は『ホツマツタエ』という。他に『ミカサフミ』、『フトマニ』というものも遺されていた。）これによって縄文時代末期の、三千年くらい前の史実がはっきりしてきて、記紀の神代史の空白を埋めることがわかってきた」と明確に述べる。

この『ワシテ文献』によって、竪穴時代から構造的住宅への移り変わり、採取食料から粟（木の実）植林、そして稗・米（陸稲）栽培を経る経過が書かれている。水田耕作の全国的広布は瓊瓊杵尊（ニニキネ）の時代に下るが、社会制度も雑居、雑婚から婚姻家族制度へと移ったこと、君・臣・民の区分など社会の様態がよく分かる。

「民衆のための政治、統合体としての国家を、人類史開闢以来最初に日本列島に開創したこの国常立（クニトコタチ）が「至尊」である由縁は、国と君と臣の、自ずから保つべき規範は「ヲヲヤケ（公）」であることを教えたところにある。これは千古変わらない人倫の至極であり、尊の子孫である我々が、仰ぎ躬行しなければならぬ規矩である」。そして馬野周二は、私たちのヤマトコトバの源流はワシテから創られてきたと、『ワシテ文献（ホツマ文献）』を絶賛している。（馬野、2000、292 - 297）

松本善之助と池田満は、前述のように、『ホツマツタエ』と『古事記』、『日本書紀』の三書を、原文どうして比較研究を行ってきた。（『日本書紀』は寛文9年版第一種を、『古事記』は『古訓古事記』を用いた。ともに最も信頼をおくに値する善本であるためである）

その結果、次の事実がわかった。第一の結論は、『ホツマツタエ』が『古事記』『日本書紀』が編纂されたときに用いられた原書であること。第二の結論は、『ホツマツタエ』の独自文が全体のうちの約6割も占めており、この記述箇所こそ重要な内容の縷述があったことである。三書の原文比較を総括して、池田満はこう述べる。

「『古事記』や『日本書紀』の原書が確認されたということは、日本の歴史を研究するうえでの第一文献が出現したということになる。コトの重大さについて真に理解できる人は現代人には失礼ながら少ないのではないかと私は思ってしまう。（中略）第一の『ホツマツタエ』が『古事記』『日本書紀』の原書であることについては、向後すぐれた学者の出現によって拙稿の至らざるを塞ぐことを待つことができる。ところが第二の、『ホツマツタエ』の独自文の叙述内容の奥深さについては、理解を及ぼしてゆくためには多くの時間を必要とする。このために、ワシテ文献が社会的に必要とされる時代が到来するまでに、ワシテ文献に通じた人物をある程度の人教育成しておかねばならない。ところが、一千数百年間に培われて形成されている現代の常識の一切切を一旦棚上げするところから始めてこそ、ワシテ文献独自の叙述内容への真実の理解が可能となる」。（池田、2001、239 - 241）

今日、私たちが皇室の悠久の伝統行事として目にする「着袴の儀」や「深曾木の儀」について、記紀にはこれらについての記述は見えない、しかし、『ホツマツタエ』第1（東西の名と穂虫去るアヤ）では、漢訳音読みの宮中での「着袴」などが出て来る。一般に、平安時代から貴族社会では、男女の別なく三～四歳から六～七歳ころまでの間、吉日・吉時を撰び行われてきたとされるが、実際はもっと古い習慣だったようだ。これは今日の、私たちの「七五三の起源」でもある。

『ホツマツタエ』は、縄文時代の「カミヨ」を経て、タカミムスヒのヒタカミ統への始まりから「カミヨ」までの28章が、天種子（アメタネコ）によりカンヤマト・イワハレヒコ・タケヒト（神武）に、その後「ヒトのヨ」の12章を加えた全40章が三輪の臣・スエトシ（オオタタネコ）により、ワシロワケ天皇（景行）に献上されており、古代史の実像の核心が見えてきた。（千葉、2012、664、859 - 874。池田、2020a、288 - 318）

池田満著『『ホツマツタエ』を読み解く』（2001）、池田満編著（松本善之助監修）『定本ホツマツタエ 日本書紀・古事記との対比』（2002）、松本善之助著（池田満編）『ホツマツタエ発見物語』（2016）など、古代の真実に迫る秀作が出そろい、日本国民に広く読まれてきている。

ところで、吉備真備の『道隴和上伝纂』そのものが、最澄が弘仁十年（819）に撰述した『内証仏法相承血脈譜』の中に加えられている。そのことから、吉備真備と天台宗延暦寺との密接な史料の行き来の関係がうかがわれる。

この関係から延暦寺の『ホツマツタエ』は、吉備真備の死後、彼の蔵書から延暦寺の高僧たちに伝わった可能性が高い。さらに、高野山にも古代文字の文献が存在したことが、真言宗の僧・諦忍の『神國神字弁論』でうかがわれる。それらは、おそらく延暦寺から伝わったものと考えられる。空海と最澄には、親交があった。（川口、1995）

三書の記述内容の厳密な比較から判明したように、古事記や日本書紀の記述には、その原典である『ヲシテ文献』の奥深い伝承の数々が、一部は省略されたり、誤訳されていたり、欠落していることが見受けられる。溥泉も天照大神は男性であるなどの事項にふれているように、実際に人間として生きて国を治められていた七代アマカミのイサナギ・イサナミさまの、和歌や連歌の淵源につながる大切な伝承の存在がある。

フタカミ（イサナギ・イサナミ）は、大宇宙の成り立ちから説かれる、「アウウタ」を毎日毎日お歌いになられていた。二条良基の歌論書の『筑波問答』（1357～72 成立）が、連歌の起源を、「二はしらのカミの発句・脇句にあらずや。この句、三十一字にもあらず短く侍るは、疑いなき連歌と翁心得て侍るなり」と、イサナギ・イサナミのフタカミの唱和に求めているのは周知のことである。（二条、1357=2001）

実際に、『カクノミハタ』のうちの『アウウタのアヤ』の記述によれば、イサナギ・イサナミさまは、ミ・ヲカミとヒト・メ（3男・1女）をお生みになられました。大宇宙の中心である「ア・ウ・ワ」（第3章の「モトアケの図」でも解説）のもと、トホカミエヒタメのめぐりにヒトのイノチが保たれているように、この恵みを楽しむための諭しを人々にもたらずミチのウタ。アマテルカミはワカヒメに、この覚（さと）しの教えのミチを繰り返して伝えて下さい。あなたには「ニフのカミ」の称号を授与します。ネコエのミチを聞くことができ「ニ」の原理に目覚めたワカヒメでした。

フタカミのイサナギ・イサナミが、オノコロのシマのナカハシラをめぐられて、「ツキウタ」を詠まれたのには、深い意味が込められていました。（ホ 18）ヲカミのイサナギさんが左回りにまわられてクチヒルをヒラク「アネ」から述べ続くミウタです。「ウクフヌムツルスユン」のウの行の「ニテ・付着させるはたらき」が重要です。これが「ツキウタ」の原意です。「ウマシオトメニ」と続きます。ヲカミのウタに、調子を合わせてメカミのイサナミさんが「ヤワシウタ」のウタを詠まれます。ヒトはすべて「アメミヲヤ（大宇宙の創世の祖）」に守られているのです。いわば、大宇宙に対しての小宇宙がわれわれそれぞれの人格の位置付けです。その縄文哲学、ネコエのミチをたてようとおぼされたのです。（池田、2020b）

人間存在の根本の理法と《全体社会》のさまざまな現代的課題をトータルに捉え、現象的社会学と古神道の立場から、体系的に根本の解決策をさぐっていくのが本論考の趣旨でもある。

例えば、日本の市（イチ）の語源はイツキ（斎）で、神が居着く（降臨する）場所の意味になる。市（イチ）での物品交換が、神の降り立つ聖域で行われたことが重要である。後に多くの市（イチ）は、寺院や神社の領内で行われるようになった。

文物の交換及び商いに、身分などの世俗の力関係が働いては、不公平な事態が起きてしまう。そのため、市（イチ）が社会的勢力関係から来る作為（いかさま）が通用しない、神仏の支配する聖なる領域で行われてきた。時代が進んで武家政権に至れば、天皇・公家・大寺社は、自らと結んで行商する者たちに通行許可を与えることができた。

「コミュニティは、財・サービス・資源を配分する経済的機能という点から見ると、市場や国家との相違が明らかになる。コミュニティは互酬性、市場は貨幣を媒介とする交換、国家は再分配をそれぞれ原理としている」（ポランニー、1944=2009。石黒・初谷、2014） 経済市場で激戦を続ける「企業内コミュニティ」に焦点を絞れば、1990年代までは、日本のほとんどの企業集団において、運動会や和気あいあいのイベントが普通にあったものだ。

その結果、日本的経営の驚異的な強さを、かつて経営学の中川敬一郎は、「いくさ集団のプラグマティズム」として観察していた。「ビジネス現場での戦いの役割分担の機動的かつ柔軟な、状況によっては別の部署の仲間が自発的に応援する、臨機応変な集団的組織力」体制の、世界に類を見ない強力なパワーを挙げていた。（中川、1981）

しかし、社員を非正規で消耗品の道具とみなすような、昨今の欧米型「会社組織」では、同じ会社でも部署が違えば赤の他人で、かつて1950～80年代に、日本の大企業から中小零細企業にまでみられた、組織横断的で柔軟な、総力戦型の、士気の高い組織編成ノウハウは、もはや死んでしまったかのようだ。欧米型の企業組織の悪い側面ばかりが目立つようになった。

1990年代から、グローバル資本のマクロ経済への支配能力の進展で、国内の都市空間、コミュニティの空間までが、「生存競争の底なし沼化」と非正規・契約社員の増加、労働条件の全体的劣化につながっていった。どんな業種であろうと、電子的ネットワークの過度な集積の影響は、迅速な意思決定が必要な、トップとミドルのマネジメント階層に負荷が集中していく。

その一方、一般的に云われているように、大多数のボトム層にとっては、工夫の余地が少ない、情けないほどシンプルなルーティンワーク、単純作業しか働き口が落ちていない。このアンバランスは、社会関係資本（コミュニティ含む）を減耗させながら、貧富の差と同様に、増々両極端に乖離し、「コミュニティ」成員の活力を引き裂いていくばかりである。

グローバリゼーションを進めている主流は、グローバルな世界権力に呼応する、各国の官僚機構や、西欧的近代思维に洗脳されたままのグローバル企業のスタッフたちである。現世というこの世だけの「見える世界」しか見えていない、無国籍の国際金融集団をはじめ、会計、法律、エンジニアリング、情報通信、サービス業の分野の画一化による、文明の劣化が目立つようになってしまった。

一方、共に生きる「コミュニティ」と、喜怒哀楽の「人間存在」、及び「ヲヲヤケ（公）」、「アメのミチ」などの理法は、人間と社会と大宇宙の、超越的な根拠へのつながりをにじませている。大切なことは、眼前に存在する『日本の古典』の多面的な研究が深まることである。

そこで『ヲシテ文献』テキストの研究者たちが、各分野において、今後とも継続して注力するアプローチは、大きくは五つのグループに分けることができるのではなかろうか。

一つ目は、書誌学の立場からの、『ヲシテ文献』研究の深まりである。昭和の初期に『国語と国文学』誌などを本拠に、若い学者たちで日本書誌学会が組織され、雑誌「書誌学」が発刊された。そして、「学界の見識がほぼ確立した時期が、中山正善真柱の蒐集事業の出発点でした」。

（反町、1982） 戦後に佐々木信綱博士からの系譜で、天理図書館へも「ホツマツタエ」の関係資料がもたらされている。今後、現存のすべての写本をまとめた書籍を作って、研究者のすそ野をさらに広げることが必要である。

二つ目は、漢字が流入して来る以前の、ヲシテの原字で綴られている原初のヤマトコトバの蒐集と、在りのままでの整理・分類の、語彙史の地道な研究である。

例えば、「ホツマツタエ」に限定しても、1アヤから28アヤまでと、29アヤから40アヤまでのグループには、約800年間もの時代の隔たりが存在している。当然に「その語意にも、変

化発展が容赦なく及んできている」。(池田、2020a、274)

三つ目は、中期から晩期縄文時代の、原初『ヲシテ文献』そのままの構文（統辞）の在り様と、漢字移入後の文献の、「上代特殊仮名遣い」及び「係り結び」、「動詞の活用原理」などの観点から、綴られた構文や句節の対比の研究である。ヤマトコトバにおいては、語順が重要な役割を果たしている。例えば、ハ・モ・コソの係助詞は、主部の「題目」（または「対象」と述部の「説明の部分」との組合せで文を作る構文法の、基本の一つを担っている。(大野、1993)

池田満によれば、「動詞は原理として語尾がア列ならば未然に働く。これはウツホの態である。語尾がイ列はカセに働いて名詞体・連用にかかる。語尾がウ列は、ホ（火）に働いて分詞法・連体となり、語尾エ列はミツ（水）に働いて命令体。已然体となる。この原理は漢字文献時代になっても引き継がれてゆく」。(池田、2020a、278 - 279)

四つ目は、『ヲシテ文献』が和歌の道の深遠な淵源を具体的に語っており、歌学秘伝史の研究テキストとして真剣に取り組みられている側面である。神道と王道と歌道は、切り離すことができない一体のものであった。

五つ目の方向は、筆者の場合のように、「思惟の体系」の観点、社会思想史（汎神論的・神仏習合）の流れから、『ヲシテ文献』テキストが吐露する深遠な、永遠なるものへのつながりの思惟、人間存在の被拘束性を包み込む、大宇宙哲理そのものの考究である。

これらの研究については、私たちが意味を理解したつもりになって、現代語訳という表面的な網ですくった途端に、もっと大事な残りの80%の宝物が網目から抜け落ちてしまう。そんな不可避のジレンマが存在している。

むすび 人間と社会の超越的なる根拠へのつながりの《 社稷 》の重要性

以上、権藤成卿の洞察した《社稷》、及び北畠親房や吉田兼俱、溥泉や山鹿素行たちの「人間社会」への鋭い洞察の系譜と、コミュニティの本質についてを深く考察してきた。そして、「神仏の習合」の思惟、すなわち「日本思想史の汎神論的哲理」の普遍性についても詳述してきた。

橋本進吉博士たちが示唆するように、国語はいわゆる第一級の文化財のひとつであり、過去の国民の経験や思想感情がこれに宿って伝わり、次の世代はその国語を学ぶことによって伝統的「思惟の体系」を自己のものとして生活を営む。まさに時代を切り拓く知恵の宝庫である。(浅野、1933。橋本、1946、300 - 306。時枝、1955、196 - 211)

コミュニティの本来の在りようにおいては、カミを祀ることの重要性をわかっていなければ、共同体の本質の奥義は解けない。池田満たちが指摘するように、三千年以上も秘められてきていた真実は、こちらから求め、寄り添っていくことから、輝きをあらわしてくる。ダイヤモンドの原石のカッティングの作業が、ヲシテ文献での寄り添いである。寄り添いとは、ヲシテの原字に親しむことである。

漢字が移入される以前の精神世界については、漢字以前に用いられていた、ヲシテ原字そのものによって解読を進めていかなくは、漢臭（かんしゅう、漢字の象形的意味にとらわれてしまうこと）に曇らされて、真実が見えてこない。

専門的な歴史の高度な内容を、平易な語りによって既成概念を打ち破った重要な研究書、池田満の『『ホツマツタエ』を読み解く』（2001）と『定本ホツマツタエ 日本書紀・古事記との対比』（2002）が今静かに、国民から評価・支持されてきている。私たちの精神の故郷の『ヲシテ文献』には、混迷を深める現代社会の羅針盤となる深い知恵と哲理が満ちている。漢字渡

来以前の、日本の心の原点を知るための、まさに第一級の基礎資料でもある。

『ヲシテ文献』や『先代旧事本紀』の原テキストを読みもしないで、頭から退けるのではなく、実際に原テキストを読み込んで、そのみるべきところを正しくみることで、真贋がおのずから判明し、古代史と「思惟の体系」の歴史の、全体像の真実をつかむことができる。

蔵内数太博士の言に即した実地応用の、「社会・経済システム」の分析・研究として「アメリカス研究」誌において、2010年から始まる三回の「帝国の鳥瞰」シリーズ、その後の五回にわたる、毎年の「現集団」概念と経済人類学の射程（国際的な制度設計の権力をもつ集団の具体的な行動）考察シリーズが、一昨年に一段落を終えた。

全体で三部作予定の「汎神論の射程」シリーズのうち、今回の第二作においては、コミュニティとテクノロジーとのかかわりの、深い次元からの考究をも前に進めていこうと思う。

もちろん全体的には、『ヲシテ文献』とその後に成立の、「変体漢文」文献との対比を通じて、漢字渡来以前のヤマトコトバの文化が、漢字渡来後においてどのように外国文化を取捨選択しながら受容し、自家薬中のものとしてきたかの過程の裏付けも行っていく必要がある。

実際、先行研究者の池田満は、「延喜式の神祇八にある祝詞の六月晦大祓には「白人。胡久美。云々」の記述があり、これは『ホツマツタエ』7アヤなどを底流としている。また同じく延喜式の祝詞の御門祭の「櫛磐牆豊磐牆命（くしいはまととよいはまとのみこと）」は『ホツマツタエ』21アヤなどを原形としている」と示唆する。さらに、賀茂在方の『暦林問答集』（1414）などへの影響も、具体的に指摘している。（池田2002、14）

幸いなことに、鎌倉時代には成立の『類聚名義抄 観智院本』の仏、法、僧部の三冊が、和訓の朱筆が判別できるカラー版の天理図書館善本叢書として、2018年に刊行されている。また、順徳天皇の撰になる『八雲御抄』（やくもみしょう）全巻の和歌の註釈と、歌の道の事項索引などが2013年に完結している。2017年には、神道と王道と歌道を一つの姿において捉える重要な著、三輪正胤の『歌学秘伝史の研究』が世に出ている。

和歌の五七五七七の三十一文字は、「歌の根元」としている宗祇（1421～1502）に対し、「ホツマツタエ」第1アヤが伝えるように、ひと月の三十一日の「天道の循環」に準えて、語妙・意妙・句妙・始終妙について深く考えるのは、吉田兼俱が書いたとされる『八雲神詠伝』などである。（片桐、2013。三輪、2017。吉田唯、2018）

日本人は古来より、汎神論の世界観をもち、神武天皇以前から、民は「カミ（すなわち自然）」と直接つながっておられる天皇の存在を大切に思い崇めてきた。また、天皇は民を大御宝として大切に思い、安寧を祈って下さるという「君臣民一体の国柄」を続けてきたのである。一月には、永遠なるものへのつながりである、新年の制として、皇居にて歌会始（和歌御会始）が行われる。（北畠、1339。山田、1936。山鹿、1942b。浅利、2008。西尾、2010。馬淵、2012。関野、2015。渡部、2016。三輪、2017。田中英、2017）

《全体社会》存立の根本の理法が、縄文時代にさかのぼる『ヲシテ文献』にしるされている。混迷の時代にあって大切なことは、本当の『日本の古典』を現代に取り戻すことである。

すさんだ無神論の「唯物的思惟に基づく批判理論の社会モデル」には未来はない。蔵内数太博士たちが、「人間が織り成すコミュニティ」の史的展開を吟味・観察し、西洋と東洋及び日本がそれぞれにもつ真髄を止揚しようとした、より深い総合的視座の存在意義がそこにある。

「祖先と自己と次世代」の実存循環のかなめである「家制度」の積極的側面を押さえながら、私たちが日本に生まれたことに誇りを持ち、世界に貢献できる高い精神性を次の世代に伝えていこう。そして、本来の《共に生きる人間社会》に戻していこう。

（付記：本稿は筆者の個人的研究及び見解に基づくものであり、天理大学アメリカス学会の見解ではないことを申し添える）

【主要参考文献】

- 青木純雄・ス波克幸（2015）『よみがえる日本語Ⅱ 助詞のみなもと「ヲシテ」』 池田満 監修、明治書院
- 浅野信（1933）「品種詳説（動詞・名詞・形容詞・助辞他）『巷間の言語省察』 中文館書店
・・・（1957）『新撰 日本文法辞典 文語篇』 森北出版
- 浅利誠（2008）『日本語と日本思想 本居宣長・西田幾多郎・三上章・柄谷行人』 藤原書店
- 有坂秀世（1955）『上代音韻攷』 三省堂出版
- 池田満（1999）『ホツマ辞典』 展望社
・・・（2001）『『ホツマツタエ』を読み解く』 展望社
・・・（2002）『定本ホツマツタエ 日本書紀・古事記との対比』 松本善之助監修、展望社
・・・（2003）『縄文人のころを旅する』 展望社
・・・（2004）『記紀原書 ヲシテ（上・下巻）』 展望社
・・・（2012）『新訂 ミカサフミ・フトマニ 校合と註釈』 展望社
・・・（2013）『よみがえる縄文時代 イサナギ・イサナミのころ』 展望社
・・・（2020a）『ホツマ辞典 改訂版』 展望社
・・・（2020b）「ヲシテ講習会（京都）の池田満講義第54、55回レジュメ」（Web 対応）
- 池間哲郎（2015）『世界にもし日本がなかったら』 育鵬社
- 石黒馨・初谷譲次編著（2014）『創造するコミュニティ』 晃洋書房
- 石崎正雄（1958）「日本書紀弘安本と乾元本との関係について ト部家学研究の一節」『日本文化』第37号、天理大学おやさと研究所編
・・・（1997）「教祖在世時代の村の「助け合い」」『教祖とその時代 天理教史の周辺を読む』 天理教道友社
- 市井三郎（1978）「神皇正統記の思想 儒・仏・神の統合」『近世革新思想の系譜 NHK 大学講座 1978年10月～1979年3月』 日本放送出版協会
- 伊豫谷登士翁編著（2002）『グローバル化の知の攻略思想読本8』 作品社
・・・（2013）『コミュニティを再考する』 齊藤純一・吉原直樹共著、平凡社新書
- 上山春平（1963）「西田幾多郎」『近代日本の思想家 2』 桑原武夫責任編集、講談社
・・・（1969a）『照葉樹林文化 日本文化の深層』 中公新書
・・・（1969b）「思想の日本の特質」『岩波講座哲学XVⅢ 日本の哲学』 古田光・生松敬三編、岩波書店
- B・L・ウォーフ（1956=1978）「言語と精神と現実」『原始共同体における思考の言語学的考察』『言語・思考・現実 ウォーフ言語論集』 J・B・キャロル編、池上嘉彦訳、弘文堂
- 馬野周二（2000）「日本文明の世界的始源性 秀真伝、ミカサフミ、フトマニ」『朝鮮半島の真実』 フォレスト出版
- 梅棹忠夫（1992）「日本語にみる近代化」『梅棹忠夫著作集 十八巻』 中央公論社
- ト部兼方（1293=1986）『釋日本紀』『神道体系 古典註釈編五 釋日本紀』 神道体系編纂会
- E・E・エヴァンス・プリチャード（1940=1974）「ヌア族の親族組織と政治組織」『法人類学入門』 千葉正士編、弘文堂

- ジョン・F・エンブリー（1939=1978）『日本の村 須恵村』植村元覚訳、日本経済評論社
- 大江匡房（1928）『傀儡子記』『群書類従第九輯 傀儡子記他』續群書類従完成會
- ・・・（1991）「江家次第」『神道体系 朝儀祭祀編四 江家次第』神道体系編纂會
- 大槻信（2019）「図書寮本『類聚名義抄』片仮名和訓の出典標示法」『平安時代辞書論考 辞書と材料』吉川弘文館
- 大坪併治（2005）『石山寺本大智度論古點の國語學的研究 上』風間書房
- 大野晋（1953）『上代仮名遣の研究』岩波書店
- ・・・（1993）「古典語から近代語へ」『係り結びの研究』岩波書店
- 大矢透（1918）『音図及手習詞歌考』上田萬年監修、大日本圖書
- 岡山大学言語国語国文学会編（2020）「追悼大坪併治（国語史）先生」『岡大國文論稿 第48号』
- 奥村榮實&大矢透（1977）『古言衣延辨・古言衣延辨證補』中田祝夫解説、勉誠社文庫
- 吳善花（お・そんふぁ）（2017）『日本にしかない「商いの心」の謎を解く』PHP研究所
- 片桐洋一（2013）『八雲御抄の研究 名所部 用意部』和泉書院
- 加藤謙吉（2018）『『日本書紀』と壬申の乱』『日本古代の豪族と渡来人 文献資料から読み解く 古代日本』雄山閣
- 狩野亨吉（1958）「天津教古文書の批判」『狩野亨吉遺文集』安倍能成編、岩波書店
- 鎌田純一（1998）「渡会行忠、家行、慈遍の学問」『中世伊勢神道の研究』續群書類従完成會
- 鎌田純一・上田正昭（2004）『日本の神々 『先代旧事本記』の復権』大和書房
- 鎌田東二（2009）『神と仏の出逢う国』角川書店
- 川口高風（1995）「神国神字辨論」『諦忍律師研究 下巻』法蔵館
- 革島定雄（2015）『理神論の終焉 「エントロピー」のまぼろし』東京図書出版
- ・・・（2019）『縄文人の文化的遺伝子を今も受け継ぐ現代日本人』東京図書出版
- ・・・（2020）『「相対論」「集合論」といったペテンが、現代人の心を蝕んでいる』東京図書出版
- 北畠親房（1339=1983）『神皇正統記』『日本古典全集 神皇正統記 元元集』現代思潮社
- 木田章義（2015）「日本語起源論の整理」『日本語の起源と古代日本語』臨川書店
- 釘貫亨（2015）「古代日本語動詞の歴史的動向から推測される先史日本語」『日本語の起源と古代日本語』臨川書店
- 蔵内数太（1966）『社会学 増補版』培風館
- ・・・（1977）「人間・社会・宗教」、「宗教社会学の問題」、「文化社会学要説（連句の社会学）」『蔵内数太著作集 第二巻』関西学院大学生生活協同組合出版會
- ・・・（1978a）「関係と集団、集団の形態、全体社会の変動」、「変動の集団的因子（前集団・役割集団・後集団）」『蔵内数太著作集 第一巻』関西学院大学生生活協同組合出版會
- ・・・（1978b）「テンニエスの社会形態論」、「文化と教育 社会学的研究」『蔵内数太著作集 第三巻』関西学院大学生生活協同組合出版會
- ・・・（1979）「現象学的社会学」、「日本思想の社会観一斑」、「前集団、現集団、後集団」、「法則・運命、規範・潮流」『蔵内数太著作集 第四巻』関西学院大学生生活協同組合出版會
- ・・・（1984）「銅鐸と共同社会」、「正倉院八卦背鏡私考」、「易と社会学（卦の私解の例）」『蔵内数太著作集 第五巻』関西学院大学生生活協同組合出版會
- 蔵中しのぶ（2017）「氏族の伝・国家の伝・寺院の伝 「大安寺文化圏」以前の僧伝」『古代の

- 文化圏とネットワーク』蔵中しのぶ編著、竹林舎
- シオドーラ・クローバー（1961=2003）『イシ 北米最後の野生インディアン』行方昭夫訳、岩波現代文庫
- アーノルド・ゲーレン（1985）『人間 その本性および自然界における位置』平野具男訳、法政大学出版局
- 国文学研究資料館編（2005）「神皇実録」『伊勢神道集 真福寺善本叢刊第二期 8 神祇部三』阿部泰郎・山崎誠編、臨川書店
- 小島敬和（2020）『ホツマを伝える神社 本殿の建造様式』東京図書出版
- 小林達雄（2018）『縄文文化が日本人の未来を拓く』徳間書店
- 小林由美（2006）『超・格差社会アメリカの真実』日経BP社
- 小林美元（1998）『古神道入門 神ながらの伝統』評言社
- 小松（小川）靖彦（2017）「日本古代書物史序章」『古代の文化圏とネットワーク』蔵中しのぶ編著、竹林舎
- B・コムリー、S・マシューズ、M・ポリンスキー編（1999）『世界言語文化図鑑 世界の言語の起源と伝播』片田房訳、東洋書林
- 古森義久&ジェイソン・モーガン（2015）「歴史修正主義批判を問う 知られざるアカデミズムの言論弾圧」『Voice 2015年7月号』PHP研究所
- 小森義峯（2011）「神道の世界宗教的性格 政教分離原則の根源的探求のために」『憲法論叢 第18号』関西憲法研究会
- 権藤成卿（1927=1972）「自治民範」『権藤成卿著作集第一巻』黒色戦線社
- ・・・（1932=1972）「農村自救論」『権藤成卿著作集第二巻』黒色戦線社
- ・・・（1936=1977）「自治民政理」『権藤成卿著作集第四巻』黒色戦線社
- ・・・（1936=2013）「自治民政理 後篇」、「血盟団事件 五・一五事件 二・二六事件 その後に来るもの」『行き詰まりの時代経験と自治の思想 権藤成卿批評集』書肆心水
- サスキア・サッセン（2008）『グローバル・シティ ニューヨーク・ロンドン・東京から世界を読む』伊豫谷登士翁監訳、大井由紀・高橋華生子訳、筑摩書房
- ・・・（2017）『グローバル資本主義と〈放逐〉の論理 不可視化されゆく人々と空間』伊藤茂訳、明石書店
- マーティン・ジェイ編著（1997）『ハーバースとアメリカ・フランクフルト学派』竹内真澄監訳、赤井正二・池田成一・豊泉周治・永井務訳、青木書店
- 慈遍（1335=1977）『旧事本紀玄義』『日本思想体系 19 中世神道論』大隅和雄校注、岩波書店
- 心賀（1973）「相伝法門見聞（二帖御抄）」『天台本覺論 日本思想体系 9』浅井円道・大久保良順・多田厚隆・田村芳郎校注、岩波書店
- ジョゼフ・E・スティグリッツ（2012）『世界の99%を貧困にする経済』楡井浩一・峰村利哉訳、徳間書店
- ・・・（2015）『世界に分断と対立を撒き散らす経済の罨』峰村利哉訳、徳間書店
- 関野通夫（2015）『日本人を狂わせた洗脳工作』自由社
- ・・・（2019）『一神教が戦争を起こす理由 世界史で読み解く日米関係』ハート出版
- リチャード・セネット（1991）『公共性の喪失』北山克彦・高階悟訳、晶文社
- 反町茂雄（1982）『定本 天理図書館の善本稀書』八木書店
- 大黒岳彦（2016）『情報社会の〈哲学〉 グーグル・ビッグデータ・人工知能』勁草書房

- 滝沢誠（1996）『権藤成卿』ペリかん社
- 武田祐吉（1973a）「古事記における歌謡の伝来」、「本辞の祭祀性」『武田祐吉著作集第三巻古事記篇Ⅱ』角川書店
- ・・・（1973b）「柿本朝臣人麻呂歌集の研究」、「柿本人麻呂の作品」『武田祐吉著作集第七巻万葉集篇Ⅲ』角川書店
- 武光誠（2014）『神道 日本が誇る「仕組み」』朝日新聞出版
- 辰巳正明（2019）『懐風藻 古代日本漢詩を読む』新典社
- 田中草大（2019）『平安時代における変体漢文の研究』勉誠出版
- 田中英道（2017）『日本人にリベラリズムは必要ない リベラルという破壊思想』KK ベストセラーズ
- ・・・（2018）『日本人を肯定する 近代保守の死』勉誠出版
- 千葉富三編著（2012）『甦る古代 日本の真実 全訳秀真伝 記紀対照—1300年の封印を解く』文芸社
- ・・・（2018）『甦る古代 日本の原点 秀真伝 解明—古事記・日本書記の底本だった』明窓出版
- 築島裕（2015）「万葉集の訓法表記方式」『築島裕著作集 第二巻 古訓點と訓法』汲古書店
- ・・・（2019）「日本語の起源」『築島裕著作集 第四巻 國語史と文献資料』汲古書店
- 網澤満昭（1994）「社稷のことなど」『近代日本思想の一側面 ナショナリズム・農本主義』八千代出版
- 津山恵子（2016）『「教育超格差大国」 アメリカ』扶桑社新書
- 出村勝明（1997）『吉田神道の基礎的研究』神道史學會、臨川書店
- 寺村秀夫（1982）『日本語のシンタクスと意味 I』くろしお出版
- ・・・（1984）『日本語のシンタクスと意味 II』くろしお出版
- ・・・（1991）『日本語のシンタクスと意味 III』くろしお出版
- ジェラード・デランティ（2003=2006）『コミュニティ グローバル化と社会理論の変容』山之内靖・伊藤茂訳、NTT 出版
- 時枝誠記（1955）『国語學原論 續篇』岩波書店
- 富永仲基（1972）『出定後語』『日本の名著 18 富永仲基 石田梅岩』中央公論社
- 中川敬一郎（1981）「いさ集団のプラグマティズム」『日本の経営 NHK 大学講座 1981年4~9月』日本放送出版協会
- 西岡和幸（2019）「山崎闇齋と『先代旧事本記』 基礎的考察」『先代旧事本紀論 史書・神道書の成立と受容』工藤浩編、上代文学会監修、花鳥社
- 西尾幹二（2010）『GHQ焚書図書開封4 「国体論」と現代』徳間書店
- 西垣通（2016）『ビッグデータと人工知能』中央公論新社
- ・・・（2020）「読書日記 人間の尊厳につながる自由」、毎日新聞 2020年5月26日夕刊
- 西田幾多郎（1911=2003）『善の研究』『西田幾多郎全集 第一巻』岩波書店
- ・・・（1938=2005）「日本文化の問題」、「エックハルトの神秘説と一燈園生活」、『西田幾多郎全集 第十三巻』岩波書店
- 西田幾多郎&三木清（2007）『師弟問答 西田哲学』書肆心水
- 二条良基（1357=2001）「筑波問答」『連歌論集 能楽論集 俳論集 新編日本古典文学全集 88』小学館

- ロバート・D・パットナム（2006）『孤独なボウリング』柏書房
- タルコット・パーソンズ（1951=1974）『社会体系論』佐藤勉訳、青木書店
・・・（1961=1971）『社会類型 進化と比較』矢沢修次郎訳、至誠堂
- 波戸岡旭（2016）「懐風藻序文の意味するところ」『奈良・平安朝漢詩文と中国文学』笠間書院
- デヴィッド・ハーヴェイ（2012）『資本の（謎） 世界金融恐慌と21世紀資本主義』森田成他、大屋定晴、中村好孝、新井田智幸訳、作品社
- 橋本進吉（1946）『国語學概論 橋本進吉博士著作集 第一』岩波書店
・・・（1949）『文字及び仮名遣の研究 橋本進吉博士著作集 第三』岩波書店
・・・（1951）『上代語の研究 橋本進吉博士著作集 第五』岩波書店
- 原田信一（2000）『シンタクスと意味 原田信一言語学論文選集』大修館書店
- パトリック・ブキャナン（2002）『病むアメリカ 滅びゆく西欧』宮崎哲弥監訳、成甲書房
- 藤原直哉（1997）『経済の現論Ⅱ 最果ての資本主義』フォレスト出版
・・・（2015）「社稷という日本の宝物」『日本人の財産って何だと思う？』三五館
- 溥泉（1779）『春日山紀 全五冊』版本、奈良県立図書館蔵
・・・『朝日神紀』写本、龍谷大学大宮図書館蔵、デジタルで閲覧可能
・・・『神明帰仏編』写本、龍谷大学大宮図書館蔵、デジタルで閲覧可能
・・・『仏神本迹弁答』写本、龍谷大学大宮図書館蔵、デジタルで閲覧可能
- 文化庁監修（1973）「円空と橋本平八」『近代の美術 第16号』本間正義編、至文堂
- ウルリヒ・ベック（1988=1998）『危険社会』東廉・伊藤美登里訳、法政大学出版局
・・・（2002=2010）『世界リスク社会論』筑摩学芸文庫
- ルース・ベネディクト（1934=2008）『文化の型』米山俊直訳、講談社学術文庫
- カール・ポランニー（1944=2009）『大転換 市場社会の形成と崩壊』野口達彦・栖原学訳、東洋経済新報社
- エドワード・T・ホール（1959=1966）『沈黙のこぼれ 文化 行動 思考』国弘正雄・長井善見・斎藤美津子訳、南雲堂
・・・（1966=1970）『かくれた次元』日高敏隆・佐藤信行訳、みすず書房
- 益岡隆志（2003）『三上文法から寺村文法へ 日本語記述文法の世界』くろしお出版
- 松本克己（1995）『古代日本語母音論 上代特殊仮名遣の再解釈』ひつじ書房
- 松本善之助覆刻監修（2000）太田太根子原著、和仁佑安聡釋述『ホツマツタエ秀真政傳紀 改定第二版』高島精二編、日本翻訳センター
- 松本善之助監修（2016）『ホツマツタエ発見物語』池田満編、展望社（1980年刊の『秘められた日本古代史・ホツマツタエ』などの復刻分の内容を一部含む）
- ジョージ・P・マードック（1949=1978）『社会構造 核家族の社会人類学』内藤莞爾監訳、新泉社
- 馬淵睦夫（2012）『新装版 国難の正体』ビジネス社
- 黛弘道・樋口清之他編（1979）「古代の墓誌」『図説日本文化の歴史 3 奈良』小学館
- 三上章（1960）「本居宣長の三転表」『象は鼻が長い 日本文法入門』くろしお出版
・・・（2002）『構文の研究』くろしお出版
- 三輪正胤（2017）『歌学秘伝史の研究』風間書房
- 本居宣長（1771=1970）「てにをは紐鏡」「詞の玉緒」『本居宣長全集 第五巻』筑摩書房

- ・・・・(1811=1926)「出定後語といふ文」、『増補 本居宣長全集 第八巻 『玉勝間』』吉川弘文館
- 柳田國男 (1946=2008)『新訂 先祖の話』石文社
- 山折哲雄 (1998)『霊と肉』講談社学術文庫
- ・・・・(2004)『日本の心、日本人の心(下) NHKカルチャーアワー2004/1~3月』日本放送出版協会
- 山鹿素行 (1942a)「兵法神武雄備集奥儀」『山鹿素行全集思想篇 第一巻』岩波書店
- ・・・・(1942b)「原源発機」「原源発機諺解」『山鹿素行全集思想篇 第十四巻』岩波書店
- 山崎闇斎 (1936)「垂加文集」『山崎闇斎全集 下巻』日本古典學會編、松本書店
- ・・・・(1937)「風葉集」、「風水草」『續 山崎闇斎全集 上巻』日本古典學會編、松本書店
- 山田孝雄 (1936)『國體の本義』寶文館
- ・・・・(1938=1970)『五十音図の歴史』宝文館出版
- 山本七平 (1976)『日本教徒 その開祖と現代知識人』角川書店
- 吉田兼俱 (1470=1937)『日本書紀神代抄』國民精神文化研究所
- ・・・・(成立未詳=1977)『唯一神道名法要集』『日本思想体系 19 中世神道論』岩波書店
- 吉田唯 (2018)『神代文字の思想 ホツマ文献を読み解く』平凡社
- 米村千代 (1991)「家理論の再構築へ向けて 連続と変化の視角から」『ソシオロゴス No. 15』ソシオロゴス編集委員会
- ・・・・(2011)「家族社会学における家族史・社会史研究」『家族社会学研究第 23 巻 2 号』日本家族社会学会
- A・R・ラドクリフ・ブラウン (1933=1974)「未開法」『法人類学入門』千葉正士編、弘文堂
- クロード・レヴィ=ストロース (1955=1967)「悲しき熱帯」『世界の名著 59 マリノフスキー、レヴィ=ストロース』泉靖一責任編集、川田順造訳、中央公論社
- ・・・・(1958=1972)『構造人類学』荒川幾男、生松敬三、川田順造、佐々木明、田島節夫共訳、みすず書房
- ・・・・(1947=1978)『親族の基本構造 (下)』馬淵東一、田島節夫監訳、番町書房
- 和歌森太郎 (1972a)『修験道史研究』東洋文庫、平凡社
- ・・・・(1972b)『神ごとの中の日本人』弘文堂
- 渡部昇一 (2010)「日本の歴史を奪った占領軍の教育改革」『日本の歴史第 7 戦後篇』ワック
- ・・・・(2016)「神代から続く皇統」『日本の歴史第 1 古代篇 神話の時代から』ワック
- 渡会家行 (1320=1993)「類聚神祇本源」『神道体系 論説編五 伊勢神道(上)』神道体系編纂会
- 渡会行忠 (1286=2005)「大田命訓伝(伊勢二所皇御大神御鎮座伝記)」『伊勢神道集 真福寺善本叢刊(第二期) 第八巻』国文学研究資料館編、臨川書店

翻刻：『曙』1939年10月号第9巻第10号（全文）

野中モニカ（天理大学）

はじめに

本稿はブラジルサンパウロ州アラサツバ市カフェーズポリス植民地¹の日本人会が1939年に発行した日本語会報誌『曙』10月号第9巻第10号の全文翻刻に解説を加えたものである。

カフェーズポリス植民地に関して、野中（2018）は日本語会報誌二点（1939年1月発行『曙』第9巻第1号、1940年8月発行『曙』第10巻第4号）を論考の中心とし、植民地内における日本語教育の継続の試みから中止までの記述を取り上げ、日本人植民地における日本語教育中止と日本語教育空白期の開始を明らかにした。そこで扱った二点の一次資料は、野中（2019）及び野中（2020）で既に解説を加えた翻刻を行なっている。

本稿で取り上げた資料は、野中（2018）の執筆後に提供者より追加で提供された資料の中の一点であり、カフェーズポリス植民地についての継続研究としての意味合いを持つ。本資料では、カフェーズポリス植民地の日本人会の活動情報のみならず、植民地の情勢として家族構成や農作物、新聞・雑誌の購読数等の情報も含まれ、植民地全体の把握が可能となっている。戦前ブラジルの一日本人植民地の貴重な記録であり、ブラジルの日本人移民研究に寄与する可能性を持つ資料として、その翻刻・保存は研究の基礎的作業としての意味を持ち、非常に重要であると考えられる。

本稿の資料は全て手書きであり、複数の担当者によって書かれた様子が見られ、異なる字形が混在していた。また、漢字の旧字体や略字体、カタカナ・ひらがな使用の表記法等に統一が見られないため、本稿では凡例に従って統一した。

凡例

- ① 目次の項目毎に一行あけた。
- ② 改行、文頭の字下げ、語彙間の字空けは、原稿通りに従った。
- ③ 表紙、裏表紙、イラスト、囲み線の内容はそれぞれ「 」で記述し、その旨を（表紙）などのように右傍に注記した。
- ④ 旧字・異体字は基本的に新字体を用いた。
例：號→号 會→会 學→学 縣→県
- ⑤ 歴史的仮名遣い、変体仮名は原則として現代仮名遣いに改めた。
例：ゐ→い せう→しょう やう→よう ふ→う へ→え（助詞ではない場合）
- ⑥ 名前、地名などの固有名詞、また、言語表現に関わる俳句・短歌・詩は原文の字体を尊重し、原文ママとした。
- ⑦ ポルトガル語表記、カタカナによるポルトガル語表記はすべて原文ママとした。ルビはく>内で囲み、本文中に入力した。言語混交により理解が制限される語彙・表現には注を加え、文末にその意味を記した。

- ⑧ 表記統一がなされていない箇所や誤字もそのまま原文通りに表記している。
例：カフェーズポリス・カフェゾポリス
- ⑨ 読点「、」、並列点「・」、句点「。」は原文ママとした。
- ⑩ 踊り字は、漢字は「々」を原文ママ、一字の「ゝ」と二字以上の「く」は文字の繰り返しに書き換えた。
- ⑪ 原書の判読できない箇所、解読不明な文字は、その字数に相当する「□」を記した。
- ⑫ 縦書きの表を横書きにした際、理解しやすいよう表の体裁を整えた。
- ⑬ 内容理解の一助となるよう、一部に注を加え、文末に解説した。

『曙』1939年10月号第9巻第10号

「曙十月号第九巻第十号」（表紙）「夕焼けと鋤を持つ農民」（イラスト）

曙第九巻第十号目次

巻頭言		一
嵐の中に立つ教育者	サンタフェ ² 高澤興作	二
農民精神	K S 生	三
往け民族の理想に燃えて	松原静也	六
お別れに際して	澤田正	八
日本人会々報		九
サントス ³ 、サンパウロ修学旅行について	林壽雄	一〇
青年会々報		一一
ア市日伯学園 ⁴ 寄付芳名発表	特別会計	
私の書き抜き帳より	安平きみの	一五
昭和十四年度植民地情勢発表	青年会長	一八
紀行文 サルト ⁵ 行き	白帆	二三
詩 希望の春	晴峯	二五
童謡 雨の降る夜 靴	白石保江	二六
曙 俳句	栄伯選	二七
後記	編集部	二九

巻頭言

人は常に突き詰めた心持で生活せず、余裕ある生活を営む必要がある。余裕ある生活とは物質的の意味ではない。心の生活の余裕である。他より圧迫を被る事のない自由の境地を味わう事の出来る心。積極進取の中に知足安分を見出す生活こそ真の余裕ある生活というべきである。

新しい生活に入る為には古い貝殻を破らねばならぬ。貝殻を破る事は心の革命を意味する。そこには失敗もある。しかし断じて失敗を恐れてはならぬ。失敗を恐れるところに向上はなく、失敗を避けるは卑怯である。大胆に心の貝殻を破ってこそ、新しい空気に触れることが出来るのだ。現在の農民生活に最も大切な事である。

論説 嵐の中に立つ教育者 サンタフェ植民地 高澤興作

我等の歩みは刹那々々の完成でなければならぬ。

刹那の完成こそ明日の新しき完成が生まれるのだ。今日の子供等の生命の営みを二年の後に三年の後に・・・と放任されているのを見る。子供は動的である。二年三年後の金科玉条的幻想の日を待たんよりは、今日の生活や生活の中より生まれ生ずる糧を今日興える事が子供等の生命にとって如何に大切であり、尊い事であるか。

真の生命教育は繊細巧妙なる追従横倣の殻の中にあるのではなく、教育者の魂の奥底から生まれ出る生活そのものが期せずして個人教育となり、学校教育となり、教師の裏に溢れる、情熱迸るところに若き天才、英雄の目覚めが生まれるのである。

現在の農村教育非常時に際し、八百千の名論批判よりも、只一人の子をも生かそうとする熱烈献身の実行の中にこそ子供等の幸福は培われて行くのである。

我人は断固として何物にも侵されず蝕まれず、教育的良心の世界に立って、民族育英の原野に一つ一つ手と汗に彩られる開拓の鋏を打ち込んで来た。理想の峯は高く、遙かだが、我人は一修道者として只至誠熱情、純愛の精神をもって、茲一万二千里の南米の荒野に民族青少年の「教育の実験室」として地下百尺の隠れて泉を汲むの心境をもって嵐の中に刹那々々を生かさんとするものである。

論説 農民精神 K・S生

諸君、銃取る戦士に軍人精神ある如く、鋏とり農夫にも農民精神が無ければならない。しかしてこの農民精神により、我等の農村生活を感謝と喜びの生活にしなければならぬ。しかれば、農民精神とは何か。それは自然を愛し、自然に感謝し、しかして我土に生くるの自覚でなければならぬ。

現在農村更生運動の新進指導者として活躍しつつある増田亮一⁶氏がかつてデンマークに学んだ時、ある農家にて、その家の少女が家の廻りに咲き誇る花を指さして「御覧なさい。百姓は良いじゃありませんか。地上最高の収入者ですよ」と言ったので、氏は「地上最高の収入者とは」と反問すると少女は「花を植えればこの様にきれいに咲くし、神は一様にどの花にも蜜源を与えてくれ、そうしてこれを売ると金になるのですから」と言ったそうです。

諸君、何と味わうべき言葉ではないでしょうか。たった一本の花にも自然の愛を感じ、一輪の花にも神への感謝を捧げ、そうして百姓を地上最高の収入者として、農夫たるを絶対の誇りとしているのではありませんか。

かく年端も行かぬ少女達まで農民精神に徹底し、農民を絶対の誇りとしている国民あつてこそ、現在の農業立国として世界に冠たるデンマーク国が生まれた事、我等又当然なりとしてうなづけるのであります。振りかえりて、我等が邦人農村を見よ、そこには同じ農業立国たる日本に生をうけ、農業移民として、渡伯せる日本人中口、農村青年層を見る時、農村の中堅たる青年の徒らに農業をつまらない、農業は卑しいと、自分自身、農民たるを卑下し、農業を忌避せんとする者の、次第に増加しつつある昨今の現象ではないでしょうか。

成る程、働けど働けど我が暮らし楽にならざり、じっと手を見つめると百姓を忌避し、他に職を求めんと焦燥するは、誰しとも一度は陥るところの悩みであります。諸君、宜しく考えて見ましょう。農業は果たしてそんなつまらない、いやらしい物として卑下すべきものでしょうか。仮に考えて見る。もし世界中の人が農業を忌避し、都会へ都会へと集中した時、一体人間はどうなるでしょう。その日から人間はたちまち乾干しになるよりほかありません。それに

反し、世界中の人が農業に親しみ、百姓となっても、決して食うに困ることは絶対にない。百姓は全然、何も無いところより、物を作り出すではありませんか。農業は神業と言ったのと決して過言ではありませんまい。

しかして人間生活の根本要素たる衣食住の原料が概ね農産物にして、人間の生命を保証し得る事実は社会において農業の役割が如何に重大であるかを明瞭に示し、一点の疑う余地もないのであります。

一方文明は開け、科学は進歩し、時代は更に高次の文明への第一歩を進もうとしている今日であります、しかしながら如何なる現代科学の粋を以てしても、誰が一粒の米を作り得ましようか。誰が一輪の花を咲かせ得ましようか。これ皆、農業の力によらねば到底不可能であります。かく觀し来る時災天の下、我等が五体に沁む汗にも、はたまた寒風肌を突く野良の仕事にも何と尊い生命がひそんでいるではありませんか。

この尊い農民の姿を、自ら発見し、体得し、具体化した時、農民精神の実践がなり、農村繁栄の実績はあげられ、一杯の粗飯にさえ、無限の感謝が捧げられ、人生の喜びにひたり、何人にも容喙されぬ立自尊の精神が自然に湧出するのではないのでしょうか。

諸君、我等の農村にはネオンサインの明滅もなく、ジャズとサイレンのざわめきもありません。しかし、我等の美しい憧れは紺碧の色冴ゆる天であり、暗黒い沈黙の大地であります。そして、そこより恵まれる豊かな作物であります。この大自然の中に生をうけ、この尊き天職に携わる我等は今こそその聖なる使命に目覚め、正しき農民精神に立脚し、自らを恃み、自らを信じて、未来の処女地に力強い鋤を打ち下さねばなりません。それが自覚した農村青年の本分であり、確固たる農民精神ではないのでしょうか。

論説 往け、民族の理想燃えて 松原静也

思い起こせば、過ぎしその昔、彼の笠戸丸によって、我等が尊き先駆者達が我民族発展と伯国産業開発の尊き使命を帯びて、渡伯してより星霜ここに三十年、その間、幾多尊き開拓の犠牲者を野辺に送り、今日まで粒粒辛苦として血みどろの移民青史を綴って来たのであります。

開拓の労苦に健康を損ね、不幸沃折した若人、又恐るべき風土病のために中途にして倒れた尊き犠牲者、あるいは最愛の妻を失い、命と頼む夫に先だたれ、子は親に、親は子に死別して、遠い異郷の空によるべなき我身を案じつつも敢然として尊き己が使命にめざめ、襲い来る幾多苦難の嵐を突破しつつ、営々孜々として今日かくも隆盛を見つつある同胞社会の基礎を築いた、それは実に他民族の容易に追隨を許さぬ我が大和民族独特の不屈不撓精神力による汗と血と涙そのものによって綴られた尊くも悲壮な開拓史であったのであります。

まことこの辛苦粒々として三十年、先輩諸氏が汗みどろの苦難を思う時、我等はたとえ如何なる障害に遭遇するとも断固としてその移民史に燦然たる光を加え、その尊き偉業を受け継いで益々発展を期するは、これぞ地下に眠る幾多尊き犠牲者に対する最良の饞であり、現下非常時祖国に対する最大なる御奉公であると固く信じて、疑わぬのであります。しかるに諸君、今日同胞社会の一部を見る時、これら尊き先輩の思義をも忘却して得々として帰亜論を唱えている者の少なくないのは、誠に遺憾であります。その論調とするところは数年前茲伯国に巻き起こった国粋主義の旋風によって、同胞社会に対してあらゆる方面にその弾圧が加わり、昨年ついに外国語の学校教育が禁じられる⁷に至りました。これをもって我が民族発展の前途が絶望でありとするは早計であり、いたずらに「アジア民族はアジアに帰れ」と心にもない理屈をつけてしきりに帰亜論を叫んでいるのであります。諸君!!我等は果たしてこの帰亜論に向かって

賛成出来ましょうか。否、否。我等は今一度先輩諸氏が歩んだ血と涙の茨の道を振りかえる時、どうして軽はずみに賛成出来よう。地下に眠る開拓の霊に対してでも断じて踏み止まらねばならぬ。否、それが祖国日本が肇国の大理想八紘一宇の大精神に則るものであり、ここ伯国の野にその大理想の扶植に努力する事こそ、我等同胞二十万⁸の双肩に負わされた重大なる使命であり、又在外同胞の至すべき祖国愛であります。

諸君、眼を東亜の一角に向けられよ。そこに毅然として新時代の曙光を浴びて起つ祖国日本が世界恒久平和を顕現せんとして八紘一宇の大旆をかざしつつ一大行進を続けております。悠久、二千六百年の燦然たる皇統を有する祖国日本が誇る肇国の大理想は全人類の大調和であり、大和民族こそその使命を果たす選民ではないか。おお、何たる栄光ぞや。

この自覚に起つ時、民族の力は大きい。遠く万里異域の地に一億同胞の一分子として我等の双肩に課せられた使命は重い。この大理想を思う時、如何なる障害も何のその。二十万同胞一人一人がこの民族意識に自覚して、打って一丸となり、真口に万進せんか。世界永遠の平和は建設され、共存共栄の人類不然の大理想は実現されるであろうと信ずるものであります。

お別れに際して 澤田正

青年会員諸君並びに植民者の皆様、長い間お世話になりました。顧みれば、過去十年間、私は先輩諸氏のご指導により、意義ある青年時代を過ごしてきました。然してこのカフェヅポリスは私の第二の故郷として今後もこの様な住み心地より所は容易に見いだせないだろうと信じます。

実にこのカフェヅポリス植民地並びに皆様より得ました数々のご厚情は私の生涯を通じて永遠に私の胸に残ることでしょう。各々の目的によって親しき者とも別れなければならないことは致し方ありませんが、たとえ身は遠く離れ職業は違っても人間的の親しみは変わりません。皆様方には長い方お世話になりましたが、今後も培旧のご指導、ご鞭撻をお願いしておきます。終わりに臨んで、カフェヅポリス植民地の益々発展する様望んで止まない次第であります。

カフェヅポリス日本人会々報（十月の部）

十月二日（月曜）午後三時より日本人会役員会開催、出席十名

左記事項に基き協議す。

- 一、外国人登録⁹に関する件
- 一、当間嗣喜氏外交部長に関する件
- 一、当間、織田、両氏送別会に関する件

外国人登録は連盟日会より、大美、安田両氏に委嘱して料金は一名五十銭¹⁰（内訳印紙三十四銭八百レース、官憲手数料十銭、大美、安田両氏手数料五銭二百レース）、当植民地は四区、五区、八区（十五日）六区十六日、二区七区十七日、一区三区十八日と決定。当日は各自、必要書類持参する様、会員に通知する事。

当間氏後任は早速期間少なきを以って、空席とする事。

当間、織田両氏送別会は八日（日曜）午後二時より開催。会費五銭は六日まで特別会計まで納入の事。尚記念写真をとり額入れとし、両氏に贈る事、百銭位日会会計より支出する事。

報告、前三区在住杉利助氏当地退植の際、金一百銭、前二区在住亀尾千一氏退植の際、金二十銭各々植民地に寄付した。ここに謹みて謝意を表す。右は学校便所建設費となる。

サントス・サンパウロ地方修学旅行について

今般アラサツバ地方学校協議会において、管下各小学校児童の合同修学旅行が決行される事になりました。

昨今、叫ばれる全体主義旋風下に一国文化の心臓に直接触れて認識を更新する意味から、又将来伯国の中堅となるべき二世たちにブラジルの偉大性を知らしめる意味からしても、大変意義ある試みであろうと考えます。

参加児童は原則として、上級生となっていますが青年男女も希望の方は定員までは参加しても差支えありません。

旅行に要する費用は汽車賃の如き 1/4 に割引されるし、十日以間ですから百銭位の概算であります。

もちろん、見学方面の如きは、普通個人では見られないところも多々あります故、この旅行の価値は金銭でかぞえるより以上の効果があるだろうと思います。期日は十二月十六日以後です。

申込は、三区 林壽雄宛

青年会々報（九月の分）

九月四日午後四時より臨時総会を開催す。沢田会長の挨拶を兼ね今回臨時総会を開催した理由を説明し、続いて沢田会長当地をさるため会長辞任の申出有り全員承認す。

続いて中村会計を議長に推薦し役員選挙に移り当選者左の如し、

会長 中村務

副会長 高見久嘉

運動部長 井上藤吉（兼文芸部員）

剣道具系 藤岡弘一

選挙後、中村新会長の挨拶有り。五時半閉会。総会后、役員会を開催す。

協議事項（決定）

一、本月第三日曜頃、剣道練習会を催し、師範にア市¹¹武田氏御願ひし、日程は武田氏の都合による事

一、近々夜学部を再始する事

一、沢田前会長の退会につき送別会を催す事 日時未定

九月十日 曙第九巻第九号発行する

九月十七日 本会々員、佐々木英明君盲腸炎の為、ア市に入院。本会代表御見舞いに行く。

・ア市、武田國助氏を招聘。剣道練習会を開催す。

・日本人会、産業部主催の懇談会を催す。本会にも二三名の参加を産業部長より希望あるも剣道練習のため残念ながら参加のやむなきに至る。

・松原正樹君入会す。

九月二十四日（日曜日）澤田正君の送別会を開催す。

本会結成されて以来、実に八年数ヶ月という長い間、本会の向上発展のため常に尽力され、殊に最近三年の間、会長の重任に携わり、本会苦難時代を見事に乗り切り、本会にとって柱とも口む口が一身上の都合の為、チエテ¹²に去るため、真心こめて盛大なる送別会を催す。今日澤田君、本会に金一封寄付する。

・今日、森垣正利君入会す。

九月二〇日、本会主催の下にシネマの夕を催す。日本キネマ社口“人生の処女航海¹³”“白夜は

明くる¹⁴⁾ 他、ニュース二巻。

九月三〇日、本会事業部長、登春光君の御婚儀に本会へ招待あり。会長、代表して列席す。

十月一日、本会顧問、三隅忠雄¹⁵ 氏に御依頼して欧州戦並びに支那事變の将来について本会主催の下に講演会を催す。（以上）

追加 ア市日伯学園寄付者

芳名発表（略敬称）

第一区（十六戸） 百三十一錢也

一、金 十五錢也	富間嗣喜	一、金 五錢也	仲里武雄
一、金 十五錢也	奥間邑信	一、金 五錢也	佐久本嗣仁
一、金 十五錢也	久手口政亮	一、金 五錢也	赤嶺仁盛
一、金 十五錢也	奥間邑政	一、金 五錢也	内間亀
一、金 十錢也	屋比久猛三	一、金 五錢也	吉田助三郎
一、金 十錢也	外間伊誠	一、金 五錢也	吉岡實助
一、金 十錢也	大城平吉	一、金 三錢也	木村友三郎
一、金 五錢也	新里喜盛	一、金 三錢也	江洲眞珍

第二区（十八戸） 二百三十錢也

一、金 三十錢也	安平盛登	一、金 十錢也	徳木要松
一、金 二十錢也	奥間政正	一、金 十錢也	高見安志
一、金 二十錢也	白石光雄	一、金 十錢也	小林満藏
一、金 二十錢也	松原緑	一、金 十錢也	藤岡政部郎
一、金 二十錢也	森垣郡次郎	一、金 五錢也	澤田栄松
一、金 十五錢也	岡山新一	一、金 五錢也	渡福盛
一、金 十五錢也	藤田嘉勝	一、金 五錢也	伊藤末松
一、金 十錢也	榮榮満	一、金 五錢也	渡成吉
一、金 十錢也	大城永善	一、金 十錢也	屋宮為行

第三区（一三戸） 二百四十七錢也

一、金 五十錢也	織田重喜	一、金 十五錢也	林 壽雄
一、金 三十錢也	杉利助	一、金 十五錢也	福田 貢
一、金 三十錢也	西岡好隆	一、金 十五錢也	林田榮作
一、金 二十錢也	下田無一	一、金 十二錢也	堀田義雄
一、金 十五錢也	田村澄	一、金 十錢也	松本英志
一、金 十五錢也	佐々木新藏	一、金 五錢也	黒田守
一、金 十五錢也	荒木盛元		

第四区（八戸） 百八十七錢也

一、金 百錢也	中村榮	一、金 三錢也	下瀬宗次
一、金 五十錢也	三隅忠雄	一、金 三錢也	坂田數義
一、金 二十錢也	登伊佐美	一、金 三錢也	山内正夫
一、金 六錢也	宮城亀芳	一、金 三錢也	松本留八

第五区（一一戸） 二百五十錢也

一、金 四十錢也	小西熊雄	一、金 五十錢也	岸井弘祐
----------	------	----------	------

一、金 三十錢也	岩井貞吉	一、金 十五錢也	岩本 蔵
一、金 二十五錢也	小方金之助	一、金 十五錢也	徳永光士
一、金 二十錢也	西谷龍四郎	一、金 十五錢也	坪根新左
一、金 二十錢也	河野興一	一、金 十錢也	宮崎蔵
一、金 二十錢也	坂本恒雄		

第六区（二一戸）六十七錢也

一、金 五錢也	佐藤昌八	一、金 二錢也	弓岡龍太郎
一、金 五錢也	大城蒲戸	一、金 二錢也	櫛山秀夫
一、金 五錢也	奥間邑保	一、金 二錢也	種野近太郎
一、金 五錢也	城間加那	一、金 二錢也	宮城永忠
一、金 五錢也	山城粒吉	一、金 二錢也	城間實松
一、金 五錢也	藤原数太	一、金 二錢也	津加山朝安
一、金 五錢也	眞栄城玄三郎	一、金 二錢也	内間富盛
一、金 五錢也	奥間邑信	一、金 二錢也	銘苺盛蒲
一、金 三錢也	金城喜則	一、金 二錢也	銘苺眞清
一、金 二錢也	森本三吾	一、金 二錢也	知念豊一
一、金 二錢也	屋宮辰熊		

第七区（一〇戸）四十三錢也

一、金 十錢也	宮崎喜福	一、金 五錢也	内間次郎
一、金 五錢也	赤嶺徳加	一、金 二錢也	興座池仁
一、金 五錢也	銘苺亀	一、金 二錢也	照屋清松
一、金 五錢也	奥間邑貞	一、金 二錢也	運天先朝
一、金 五錢也	野村富雄	一、金 二錢也	徳田次郎

第八区（七戸）八十三錢也

一、金 三十錢也	古庄口喜	一、金 五錢也	加藤千代熊
一、金 二十錢也	山角久治	一、金 五錢也	石橋初雄
一、金 十錢也	清田藤兵衛	一、金 三錢也	原次郎
一、金 十錢也	平崎守		

杉利助氏送別会会費

寄付者四四人（三区青年会員六名六ドルを含む）

計金 百三十二錢也

バウル¹⁶中央日本人会会費 五〇〇レース

連合日本人会¹⁷会費 五錢レース

徴集戸数 一〇五戸

計金 五七七錢レース也

私の書き抜き帳より（その二） 安井きみ乃

一、牛乳の見分け方

純粹なものか水を割ったものかを見分けるには、よく光った鋼鉄製の布針を牛乳の中に浸けて取り出します。牛乳が針にたくさんついてボタボタ滴り落ちる様なのはよい純粹の乳で、牛乳

が針につかず水の様にさらりと落ちるのは水を割ったものです。尚ほかの混物の疑いがある時には、少量のヨードチンキを入れて見るとよい。混物のある時は変色します。

一、白くも¹⁸に効くバナナ療法

未熟のバナナを半分に切り、白くもの部分に約二、三分間強くこすり付け、一日数回繰返す。初期ならこれを一週間もつづけると大抵治ります。

一、鉄の若返り法

茶碗の糸底で十回前後刃を研ぐ様にこすりますと、新しい鉄の様に切れるようになります。

一、餅を柔らかく貯える法

里芋の皮を剥ぎ、大根おろしで卸し、餅米と一緒につきます。里芋の分量は一升の餅米に里芋二つ、三つで良いでしょう。軽くて美味でもあります。

一、錆釘の抜き方

さびついた釘を抜くには、一度釘の頭を軽く叩いてから抜きますと、簡単に抜けます。もし、ねじ釘の時には焼火箸を釘の頭に当て、釘が温かくなってから抜くと楽に抜けます。

一、仰臥病人の粉薬の飲ませ方

仰向けのまま口を開けさせ、大匙に水を入れ、粉薬を包んだオブラートを其の中に入れ、全部を水に浸し、匙で真直に口中へ落とすと難なく飲みます。

一、鶏の食欲不振には

鶏の餌をやっても食わず、歩くにも元気のない時は、大抵胃弱に陥っている様です。そんな時には胃散を水で溶かしスポイトで飲ませれば、（二八頁へつづく）

「FECULA¹⁹

欧州大戦勃発のため、麦粉が大変暴騰致しました。国策の上からも、個人の台所経済の上からも、麦粉の代用品としてマンジョカ²⁰製粉フエクラの御使用をおすすめ致します。麦粉よりも栄養価値があり、しかも値段はズット御安いのです。

相場（一キロ） 上等 七百レース
 並 五百レース
 ◎フバー²¹ 五百レース
 ◎豆腐の素 一銭レース◎

カフェーズポリス農産加工組合」

昭和十四年度植民地状勢（九月現在）

区別 種類	1区	2区	3区	4区	5区	6区	7区	8区	合計	13年度	12年度
家族数	15	22	23	11	11	20	10	7	119	103	107
全人員	75	124	138	63	78	87	66	45	676	578	596
男	36	63	74	34	34	47	31	27	346	289	308
女	39	61	64	29	42	40	35	18	330	289	288
伯国 生児 童	男	18	24	19	9	9	16	15	125	100	103
	女	17	29	18	11	14	15	7	129	115	94

通学 児童	男	4	11	6	4	6	5	6	1	42	46	50
	女	3	10	6	4	4	3	6	1	37	26	26
本年 度出 生時	男	1	1	5	1	1	1	2	1	11	1	11
	女	1	1	1	2	1	3	2	1	10	15	7
所有面積		44.5	144.5	114	52	112	30	35	95	637	651.5	630
開拓面積		43.5	125	105	45	90	29.3	31.5	86.5	524	561	499
雑作地		37	106	31.5	26	72.5	25	30.5	67.5	396	320	437
森林面積		1	19.5	9	6	22	0.5	45	7.5	69.5	1	1
牧場		6.5	106	7	0.5	12	2.5	11	11.5	46.1/4	36.5	32
マンジョ カ植付面 積			4	6	3	5	1	1	1/4	19.1/4	1	1
借地面積		32	16.5	1	1	1	87.5	25	4.5	155.5	152	77
所有コー ヒー樹数		10000	18800	123500	31800	1	契 約 コ ー ヒ ー 2300	1	1	186300	185610	171500
珈琲		350	240	4070	1370		25	1	〃	6055	9635	9750
米		275	200	180	162	410	430	208	113	7977	3962	5281
綿		13250	16500	2245	2230	9770	19210	8810	6720	79005	37650	29894
豆		3	6	71	6	28	59	41	5	219	415	333
ミーリョ (カーロ) 22		18	50	28	18	72	63	25	26	300	171	178
繭口		ナシ	500	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	500	1266	675
コーヒー 千本に付		40	20	37	39	1	1	1	1	41.5	39	29
アル ケー ル ²³ に付 平均	米	50	58	55	51	51	75	70	70	60	33	60
	綿	254	250	180	221	211	275	200	190	248	196	118
	ミ ー リ ョ	5	5	7	6	7	7	8	5	6	5	5
	豆	12	10	1	1	25	35	20	1	13	31	22
馬		7	27	21	5	14	15	8	6	103	83	78
ブーロ ²⁴		22	16	3	2	11	21	10	7	92	62	52
牛		1	1	18	1	8	1	1	1	26	20	22
ポルコ ²⁵		155	150	162	53	135	141	129	76	1001	666	651
山羊		1	4	10	1	1	10	1	1	27	56	35

鶏	265	490	630	260	415	540	355	180	3145	1765	2255
馬車	12	19	11	4	11	15	7	5	84	60	55
自動車	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3

各府県別家族数

沖縄	45	福島	1
鹿児島	12	石川	1
熊本	14	岐阜	1
広島	8	長野	1
長崎	10	鳥取	1
山形	5	佐賀	1
愛媛	3	三重	1
山口	3	香川	1
和歌山	2	青森	1
大分	2	宮崎	1
北海道	2	京都	1
兵庫	2	伯国生	1

新聞及雑誌購読数

日伯協同新聞	34	聖洲新報	14
日本新聞	18	ノロエステ新聞	7
ブラジル時報	21	南米新聞	3
主婦乃友	5	生長の家	1
キング	4	光明思想	1
婦人倶楽部	2	生命の教育	1
日の出	1	道	1
当士	1	日本評論	1
少年クラブ	2	行	1
幼年クラブ	1	植民	1
家の光	3	文化	1
現代	2	文芸春秋	1
子供の園	1	産業のブラジル	3
商工業者の友	1		

紀行文サルト行（3） 白帆

食事を済まして河原に下りて行く。しぶきを含んだ風が寒かった。岩をかむ激流を見ては身震いするような怖さと、またとても勇ましい感じが一瞬私の全身をゆすぶって通りすぎた。発電所の下を流れ出る流れは青黒く泡立つ波。あの流れの橋を渡る時は下を見ると悪魔の手で心臓を握られている様な、なんとも言えぬ様な感じがしたけれど、他は前から予想していた程の恐怖の感じではなく、むしろなつかしく大自然のふところに甘えて見たいような柔い感じだった。

た。

橋を渡って岬のような所をぐるっと廻ると、釣橋があり、十米あまりへだてて小島があり、小島の中に小さなあばら屋が何かの木が知らないけれど、ひょろっとした木にかこまれていた。小島にちょこんとのっ付けた様な小さな家。養分もなく厳かにかじりついた様な木。それらがしぶきに襲われて何か口ぼい感じがした。その小島から二本の丈夫そうなワイヤーがきれいな瀧の小島に渡されていた。そこにちり取りを大きくした様なケーブルカーが所在なさそうにぶら下がっていた。

ケーブルカーのかかっている小島の近くの瀧はとても美しく、ある人は真っ白な花びらを落とすようだと言い、また粉をピネーラ²⁶でふるうようだとも言い、一寸形容に困る。私達の立っていた處は発電所の裏口で澱粉の上澄の様な水が櫛の歯の様なものからゴーゴーと流れ落ち、その岩底にあたって砕け飛び、自身を泡立てた上にピポーカ²⁷をぶち播いたようで美しい。真っ白い羽毛で造られたカーマ²⁸の様にも見えて、“ちょっとあの上に寝ころんでみたいね”と光ちゃんにささやくと、“うん”とにっこりした。暫くしてからまた橋を渡り、もとの河原へかえる。そして思い出にと、赤い小石や飴色のや、丸いの、色々なのを見つけてはハンカチに包みこむ。“一つでもダイヤが拾えるといいけどなあ”と言うと、Tさんに“そんな欲な事を言うもんじゃない”と笑われた。河下へ拾って行くうちに“こんな所にカフェ²⁹の様なまあるい黒い石がある”と拾い上げたら、それは山羊のうんこだった。こんな所にも山羊がいるのかと不思議に思ったり、腹が立ったり。光ちゃんが転げんばかりに笑う。外の人もゲラゲラ笑う。私も皆と笑い出した。“姉さんここにもそれとおんなじ石があるよ”とずいぶん冷やかされ、何時までも笑われた。

小石を拾いながら歩きにくい河原を河下の鉄橋の方へ歩いて行く橋の袂に小さなお菓子屋がある。そこで樽の氷の様に冷たい水を飲む。裏で何か変な啼き声がするので覗いてみると、ちょうど山羊位の大きな鹿がつながれていて恐怖と傷の痛みにバタバタのたうちまわっていた。どうして捕らわれたかとその店の主人に聞くと、よく肥った小父さん（勿論外人³⁰）がニコニコしながら“この犬がつかまえたよ”と傍のシェパードの様な犬を指した。犬は誇らしげに鹿のまわりをぐるぐるして臭いを嗅いだり、主人の顔を見ては尾を振っていた。

また水を飲んで店を出て、橋をぶらぶら歩く。橋の中央に立って河上を眺めると、白く泡立つ波、うず巻く流れ、ずっと河上は銀板をのみで粗けずりした様な…折からの日光を浴びて、きらきら光っていた。

河上は随分広いらしいけれど、河下はとても狭い。河上の何分の一か。

暫く橋上をぶらぶらしていると、“向こうの橋の下に大きな蛇の皮があるのよ”と文ちゃんが言ってきたので、急いで行ってみると、橋の裏へ大きな蛇の皮がのたくっていた。日本の女の人の帯よりも広がったかわからない。こげ茶色に点々と模様が入っていて、これが帯ならば濫好みの婦人の好みそうなもの。（以下次号）

詩 希望乃春 晴峯

さわやかに

陽は出たり希望の朝

そよぐ風躍る胸

緑芽をふく大地の春だ

若き日の胸は澁漣

いざ友よ行こう希望の春だ

うららかに
輝く春の陽を見つや君
空澄みて躍るは心
陽炎もえる大地の春だ
若き日の生命は燃えて
いざ友よ行こう希望の春だ

たからかに
吾等の春を讃へずや君
胸張りて仰ぐ白雲
希望は燃えて大地の春だ
若き日のみどりの望み
いざ友よ行こう希望の春だ

童謡 雨の降る夜 白石保江 「花」（イラスト）
雨の降る夜はきれいだな
裏の通りの薔薇の花
雨にぬれて光ってて
家の灯りがうつってた

雨の降る夜は美しい
うつる灯りをしていると
なんだか夢を見ているよう
きれいに薔薇が光ってた

童謡 靴 白石保江
カタカタカタと靴が鳴る
調子をそろえて一二三
学校へ行く時帰る時
摘草するにも遊ぶにも
いつでもカタカタ靴が鳴る

嬉しい時にはつま先で
くるり廻ってカッタタン
カタカタカタと靴が鳴る
お靴のうらの金が鳴る

曙俳句（十月集） 中村栄伯選 「木」（イラスト）
「若芽」「山焼き」

天位 駒止めて憩ふ若芽に風薫る 晴峯
地位 陽を覆ふて煙雲北へ流れけり 晴峯
人位 水温む小川の畔り若芽伸ぶ 暁風

五客

粧ひも春めき街路のみどり立つ 晴峯
若駒の嘶く牧場若芽伸ぶ 暁風
年毎に遠ざかり行く山焼き T・I 生
拓人の征服感や山を焼く 晴峯
枯れたかと思ひし大樹若芽出し 清月

佳作

旅人も月日早しと若芽を見 清月
山焼きや月の光も赤く見い T・I
初春や若芽は深し鳥の声 清月
月の出の光さへざる若芽かな 清月
煙立ちて灰色に陽の陰りけり 晴峯
枯草も色やはらかに若芽いづ T・I
山焼きや飛び火をふせぐ隣り山 清月
焼あとの夜の眺めや街路燈 清月
山焼きに追ひ立てられし親子鳥 T・I
山焼きや足止めて見ん旅の人 清月
山焼きてやれ安心と酒を盛る 清月
山々も昨日口受る若芽かふ 清月
山焼き終へて待つ種蒔もいく日 T・I
播き付けて農夫いそがし若芽時 清月
大螢若芽の間通りけり 清月
蟻切りし庭のせんだん若芽出し 清月
野の光浴びつ山焼き見つ晝餉 T・I
夕暮や若芽の陰を猿の群 清月
老木も處々に若芽出し 清月
山焼きに身をかかしけん山の猿 清月

俳句募集！！（十一月集）選者 中村栄伯氏

課題

一、暑さ

一、プランタ（植付け） 文芸部アテ

〆切 十一月十一日

一六頁より

→二、三時間で回復します。多少重症の時でも朝夕二回注入すれば長引いても二、三日で治り

ます。

一、万年筆の漏れるのは

万年筆のインクのもれるのは着物やその他に汚点がついたりして困るものですが、ねじの所にポマートを塗りこんでしめると、ピッタリ止まります。良質のインクを続けて使用する事はどなたも御存じと思いますが、使用人もあまりかえない方がよいとの事です。

後記

イペーの花散り、樹々の若芽も一雨毎にぐんぐん伸びる。ブラジルの春も今正にたけなはならんとする時、曙十月号を皆様の座右に呈します。

本号の特に自負する所は、青年諸君の意気を盛る事の出来た事です。希くは今後永久にこの意気を持続されん事を。

前会長、澤田正氏が輝かしき実社会への第一歩に当地を去られるにあたり、お別れの言葉を戴きました。氏の前途益に多幸ならん事を心からお祈りする次第であります。

いよいよ蒔付の時期も追って参りました。十四年度の植民地状勢を発表しておきました。乞う御一覽。しかして次農年にはよりよき数字を示される様、皆様の御健闘を祈ります。尚、調査に際してご尽力くださった幹事諸君へ厚くお礼申し上げます。

十一月号の〆切は十一月四日であります。

【注】

- 1 Colônia Cafesopolis、カフェーズポリス植民地はサンパウロ市から約 500 キロ離れた、サンパウロ州の北西地域に位置し、1908 年に開設されたアラサツバ市から 4 キロの地点に、1929 年に形成された。本稿の原資料である会報誌の記載が「カフェーズポリス植民地」となっているため、その通り使用する。他文献では「カフェゾポリス」「カフェゾーポリス」、「入植地」「移住地」などの記載もあるが、ここでは「カフェーズポリス」「植民地」と統一する。ポルトガル語表記においても、Cafesópolis, Cafezópolis, Cafesopolis, Cafezopolis と文献によって異なるが、会報誌の表紙に押印されている青年会印が“ASSOCIAÇÃO DOS MOÇOS DE CAFESOPOLIS”となっており、本稿でも原文通り Cafesopolis を使用する。
- 2 Santa Fé、サンパウロ州に近いパラナ州の市であり、1920 年代後半から植民地を受入れ、カフェーズポリス植民地から約 300 キロ南に位置している。
- 3 Santos はサンパウロ州の市で、州都から約 70 キロ離れた沿岸部に位置する。移民船到着港であるサントス港を有する。日本人移民と関わりが深いことから、1988 年 5 月 3 日付第 394 令で日本人移民の日を制定した。
- 4 アラサツバ学園のことだと思われる。1937 年 5 月に 20 の団体、740 家族を擁するアラサツバ連盟日本人会ができ、会の事業として建設したのがアラサツバ学園である。それまでアラサツバ市内で有志により行なわれていた日本語教育が集中統一された。この時代が日本語教育の全盛期とされ、各地植民地で数多くの日本語学校が開設された。
- 5 Salto はサンパウロ州の市で、州都から約 100 キロ、カフェーズポリス植民地から約 400 キロの地点にあり、1870 年以降、繊維業を中心に近代化が進んだ。現在は州政府公認の観光・リゾート都市として名を馳せている。
- 6 増田亮一は農業経営研究家で「農村改良を以て終生の使命」としており、昭和 6 年 6 月か

ら半年ほどデンマークに滞在して農村建設の方法を体験的に考察し、帰国後は農村更生と農村向上のために努力した。昭和10年に『デンマークで掴んだ農村更生の秘訣』を著した。
（大橋1974：571）

- 7 1938年5月4日付大統領令第406号により、農村の学校におけるポルトガル語以外での科目教授禁止、14歳未満への外国語教授禁止、ポルトガル語記載以外の小学校教科書使用禁止、農村における外国語出版物禁止などの政策が展開された。その後、1938年12月13日付大統領令第948号により、農村地における日本語学校の閉鎖が余儀なくされた。
- 8 最初の移民船で781名の日本人がブラジルに出発してから、戦前に約19万人の日本人移民がブラジルに渡った（IBGE 2008:151）。
- 9 「外国人登録」（Registro Nacional de Estrangeiros）は、1938年5月4日付第406号大統領令により開始され、ブラジル国籍保持者以外の18才以上60才以下の全ての外国人が登録することとなった。2017年以降「国家移住登録証」（Carteira de Registro Nacional Migratório）と名称が変わった。
- 10 1939年時点のブラジルの貨幣は「リアル・レイス（単・複）」および「コント・コントス（単・複）（百万レイス）」であり、当時はミル・レイス（千レイス）を単位として使用していたため、例えば十ミルの場合、日本語で「十千」となるため、「千」を「銭」と変えて「十銭」のように使用していると考えられる。
- 11 アラサツバ市。
- 12 Tietêはサンパウロ州の市で、州都から約120キロの地点に位置する。ブラジル拓殖組合の創設になったのがこのチエテ移住地である（半田1970：426）。
- 13 1932年に松竹キネマが制作した白黒サウンド版映画。
- 14 1932年に松竹キネマが制作した白黒無声映画。
- 15 『アラサツバ50年史』より：植民地開拓に功労があり、早大出身元福岡日報主筆（31p）。早稲田大学政治経済学科2年生の時に、学科名物であった擬国会の第十三期早稲田議会で「満州経営に関する建議案」（明治38年3月26日）を提出している。明治39年には学科生仲間と有志を勧誘し、500名の会員を以て「早稲田新聞研究会」を発足した。
- 16 Bauruはサンパウロ州北西部ノロエステ沿線上に位置し、1927年に領事館が設置された。
- 17 アラサツバ連盟日本人会のことだと思われる。会ができた当時、カフェーズポリス植民地は連盟所属団体の中で最も多い130家族という会員数を持っていた。
- 18 頭部浅在性白癬（はくせん）のことである。
- 19 fécula、デンプン。
- 20 mandioca、キャッサバ。
- 21 fubá、トウモロコシ粉。
- 22 milho、トウモロコシ。Carro（カーロ）は重量単位であり、トラックの荷台（carro 車）を使用していたことに由来する。1カーロは800キロに相当する。
- 23 アルケール（alqueire）は面積の単位で、ブラジルでは地域によって大きさが異なる。本資料はサンパウロ州であるため、「サンパウロ州のアルケール（alqueire paulista）」だと考えられ、2.42ヘクタール、つまり24,200平方メートルになる。現在においても、ヘクタールと同様農地面積を表すために使用されている。
- 24 burro、ロバ。
- 25 porco、豚。

- 26 peneira、ふるい。
27 pipoca、ポップコーン。
28 cama、ベッド。
29 café、コーヒー。
30 ブラジルの日本人・日系社会において非日系人を総称して「外人」と呼ぶ。半田知雄『ブラジル日系人が歩んだ道 移民の生活の歴史』の中でも、「日本人が植民地をつくった動機の一つは「外人に気がねなく暮らすため」（半田 1970：303）で、ブラジルの習慣の一部も「外人」にわらわれないようにあらためた（半田 1970：312）」など、「外人」の表記が随所に見られる。

【参考文献】

- IBGE. 2008. *Resistência & integração: 100 anos de imigração japonesa no Brasil*. IBGE.
野中モニカ (2018) 「戦前のカフェーゾポリス植民地と会報誌『曙』—ブラジルのナショナリズム政策から日本語教育中止まで—」, 『アメリカス研究』第23号, pp. 99-118, 天理アメリカス学会
野中モニカ (2019) 「翻刻『曙』第9巻第1号』(全文)」, 『アメリカス研究』第24号, pp.115-136, 天理アメリカス学会
野中モニカ (2020) 「ブラジルにおける日本語会報誌『曙』1940年8月号第10巻第4号』(全文)」 『天理大学学報』第72巻第1号(通巻第255輯), pp.105-127, 天理大学
汎アラサツーバ日本人会 (1958) 『アラサツーバ五十年史附管内日本人名簿』汎アラサツーバ日本人会
半田知雄 (1970) 『ブラジル日系人が歩んだ道 移民の生活の歴史』サンパウロ人文科学研究所
ブラジルに於ける日本人発展史刊行委員会 (1953) 『ブラジルに於ける日本人発展史下巻 紀元二千六百年記念』ブラジルに於ける日本人発展史刊行会

【参考ウェブサイト】

- Milho para os diferentes níveis tecnológicos. <https://www.feis.unesp.br/Home/departamentos/biologiaezootecnia/pg13.1-colheita-armazenamento.pdf> (2020年9月23日アクセス)
Prefeitura da Estância Turística de Salto. <https://salto.sp.gov.br/> (2020年9月20日アクセス)
Prefeitura de Santos. <https://www.santos.sp.gov.br/> (2020年9月20日アクセス)
Prefeitura do Município de Tietê. <http://www.tiete.sp.gov.br/> > (2020年9月20日アクセス)
Prefeitura Municipal de Santa Fé. <http://www.santafe.pr.gov.br/> > (2020年9月20日アクセス)
大橋博明 (1974) 「日本における農本主義教育論の研究 (III) —いわゆる国民高等学校教育について—」 中京大学教養論集第15巻第3号, pp.561-596. <https://core.ac.uk/download/pdf/267842710.pdf> (2020年9月20日アクセス)
早稲田大学百年史. <https://chronicle100.waseda.jp/index.php?top> (2020年9月25日アクセス)

